別冊６

三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）

【中間案】

令和6（2024）年12月

三重県

目 次

＜総論＞

第1章　はじめに　…… 1
（1）計画の趣旨
（2）計画策定の基本理念と基本的方向

第2章　計画の全体像　…… 3
（1）子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援
（2）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障
（3）切れ目なく隙間のない支援

第3章　計画の評価指標・関連指標等　…… 7
（1）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
（2）評価指標（目標設定のある指標＝大分類と中分類）
（3）関連指標（目標設定のない指標やベクトル表示による傾向把握指標＝小分類）
（4）三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図（大分類・中分類・小分類）

第4章　計画全体に関わる検討課題　…… 8
（1）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み（潜在的な需要）
（2）子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
（3）子どもの自立のための支援（失敗しても再チャレンジできる環境）
（4）人材の確保と育成
（5）支援のための財源の確保

＜各論＞

第5章　各関係機関等の具体的な取組　…… 11
（1）市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
（2）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
（3）一時保護改革に向けた取組
（4）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
（5）施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組
（6）社会的養護自立支援の推進に向けた取組
（7）児童相談所の強化等に向けた取組
（8）障害児入所施設における支援

第6章　次期計画づくりに向けて　…… 17
（1）調査・研究の実施
（2）PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

第7章　関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信　…… 18
（1）課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力
（2）課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

評価指標と関連指標のツリー図　…… 19
・「予防的支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図
・「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図
・「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

参考データ　…… 26

用語集　…… 27

三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）【中間案】

＜総論＞

第1章　はじめに

（1）　計画の趣旨

三重県は、令和2（2020）年3月に「三重県社会的養育推進計画（※1）」（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間。そのうち令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを「前期計画」と位置づけています。以下、「前期計画」という。）を策定しています。

県では、それ以前から子どもに対する「支援」と「介入」に関する取組を行ってきました。

- 平成16（2004）年3月　全国初となる「子どもを虐待から守る条例（※2）」の制定
- 平成17（2005）年度　「児童相談センター（※3）」の設置
- 平成23（2011）年3月　「三重県子ども条例（※4）」の制定
- 平成25（2013）年度　警察官や弁護士の配置、リスクアセスメントツール（※5）の導入
- 平成27（2015）年3月　「三重県家庭的養護推進計画（※6）」の策定
- 平成28（2016）年度　警察と児童相談所の合同による立入調査等訓練（模擬家屋を使った実践訓練）の実施

前期計画の策定以降、今までに経験のないコロナ禍においても、子どもの最善の利益に配慮しつつ、次の取組を進めてきました。

- 令和2（2020）年7月　人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システム（※7）の導入
- 令和3（2021）年度　子どもの権利擁護コーディネーター（※8）の配置
- 令和4（2022）年度　一時保護所などへのアドボケイト（※9）の派遣

このような中、国では、令和4（2022）年改正児童福祉法が成立しました。その主な内容は、市町における児童虐待（※10）等に至る前の予防的な支援策や、親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を重要な役割として位置づけるものでした。

また、激変する働き方、高騰を続ける物価、巧妙化する犯罪など、子どもたちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化しており、子どもたちの生活環境に多大な影響を与え、厳しさが増しています。

県は、このような状況をふまえ、子どもの最善の利益を考慮しつつ、「三重県こども計画（仮称）」等の関係する計画との整合を図りながら、「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」を策定します。この新しい計画では、前期計画の取組を一部見直し、効果の高い取組を継続します。また、令和4（2022）年改正児童福祉法の趣旨に沿った取組を

加え、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない総合的な対策をまとめることとしました。

（2）　計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】『全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

令和4（2022）年改正児童福祉法の趣旨をふまえ、前期計画の基本理念を修正しました。

その実現に向けて、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、県民全てが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、支援を必要とする保護者（妊産婦を含む。以下同じ。）および子どもを対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない支援を提供するとともに、虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図ります。

【基本的方向】 県は、以下の取組を行うにあたっては、子どもに十分な説明を行い、その真意を聞き取り、その権利の擁護を図ります。

＜予防的支援ステージ＞

① 県は、母子保健、子育て、教育等における施策との連携を一層推進します。

② 県は、市町と連携・協力し、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することによって、支援を必要とする全ての妊産婦や子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待等に至る前の未然防止に向けた支援を行います。

③ 県は、身近な地域（市町）における虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。

＜緊急保護ステージ・社会的養護（※11）ステージ＞

④ 県は、虐待によって子どもの安全が脅かされる疑いのある場合には、子どもの安全を最優先に一時保護（親子分離）（※12）を行い、アドミッションケア（※13）に努めます。

⑤ 県は、迅速かつ的確なアセスメント（※14）を実施し、虐待の再発防止を図ります。

⑥ 県は、家庭養育優先の原則（※15）を基本とし、多様な選択肢を用意するとともに、子どもの状況に応じて親子関係の再構築に向けた支援を行います。

＜自立支援ステージ＞

⑦ 県は、子どもの施設退所後あるいは里親（※16）委託解除後を見据えたリービングケア（※17）、アフターケア（※18）を充実させます。

⑧ 県は、子どもの生活が安定するまで切れ目なく隙間のない支援を行います。

＜情報の収集・発信および調査・研究＞

⑨ 県は、県民全てが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深めるよう一層の情報の収集と発信に努めます。

⑩ 県は、①から⑨までの施策を着実に推進するため、必要な人材の確保と育成、必要な財源の確保等の課題の解決に向けた調査・研究を行います。

第2章　計画の全体像【国策定要領（1）】

6頁の「計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン」（以下、「イメージデザイン」という。）では、国の策定要領で定められている事項が緊密につながり、一体的かつ全体的な視点で捉えられるよう整理しています。加えて、県独自の考え（切れ目なく隙間のない支援）に基づき、三本の支援の柱を定めて評価指標や関連指標の進行管理を行います。

また、計画の「総論」では、計画全体に関連する事項を記載し、「各論」では、それ以外の事項を記載しています（見出しに国の策定要領の番号を附番しています。）。

19頁から25頁まで、計画全体を把握できるよう評価指標と関連指標の関係ツリー図を提示し、これまでの取組実績、地域の資源、今後の目標設定等について、「総論」や「各論」に記載するのではなく、当該ツリー図の中の「現在の整備・取組状況」、「整備すべき見込量、課題等」および「定量的な整備目標」に記載しています。

（1）　子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援【国策定要領（2）】

県は、前頁の「基本的方向」に示すように、子どもの権利擁護は、この計画の根本であり最重要事項であると認識しています。イメージデザインの4つのステージを通じて、子どもたち自身が、いかに自分の進むべき道を考えていくのか、その判断をサポートする人材を育成することが必要です。

また、県は、大人を含めた子どもの権利擁護について理解を深める取組を進めます。

【今後の取組】

- 県は、子どもの意見表明等の権利について啓発を進めます。
- 県は、引き続き子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
  （児童養護施設職員をはじめ里親、教育関係者等に受講対象を拡大します。）
- 県は、子どもの意見表明等を受け付ける窓口を整備します。

・ 県は、入所施設や里親・ファミリーホームに委託された児童に「子どもの権利ノート（※19）」と「子どもの権利擁護相談手紙（※20）」を配付します。
・ 県は、代替養育（※21）の措置（※22）・変更時および継続の際、定期的に子どもの真意を確認する仕組みづくりを進めます。
・ 県は、第三者機関による子どもの意見表明等を保障する仕組みづくりを進めます。
・ 県は、引き続き被措置児童等虐待（※23）の発生予防に取り組みます。

（2） 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領（7）】

県は、子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先の原則を推進するとともに、パーマネンシー保障（※24）の理念に基づくケースマネジメント（※25）が徹底される環境づくりを進めます。

また、子どもが選択できるようさまざまな選択肢を提示し、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け、その意見・意向を尊重します。それに基づき、親子関係の再構築、養子縁組（※26）の成立等に向けて重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制を整備します。

【今後の取組】

・ 県は、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け尊重する仕組みづくりを進めます。
・ 県は、養子縁組等の検討対象となる子どもの数を把握の上、養子縁組等によるパーマネンシー保障を優先して進めます。
・ 県は、児童相談所（※27）と市町、里親会（※28）、児童福祉施設、里親支援センター等と連携して、養子縁組等の制度について県民への周知・啓発を図ります。
・ 県は、児童相談所における養子縁組に関する相談の支援体制づくりを進めます。
・ 県は、民間あっせん機関（※29）が県内に設置された場合には、当該機関への支援や連携を進めます。
・ 県は、養子縁組等の成立前後も一貫して相談を受けることができるよう里親支援センター等による相談支援体制の整備を進めます。
・ 県は、市町における支援体制と連携を強化するとともに、里親・ファミリーホームおよび施設や民間団体との協働による支援の充実を図ります。

（3） 切れ目なく隙間のない支援

イメージデザインの4つのステージにおいて、現在も関係機関、関係団体、関係施設等の各々によって充実した支援が提供されています。

しかしながら、同じステージの中で、あるいは、別のステージに移行する段階で、各々の関係機関等の支援対象から漏れてしまったり、関係機関等の間の引継ぎが難

しく重要な視点が欠落してしまったりすることで、保護者や子どもへの支援が途切れてしまうことが想定されます。

また、イメージデザインの4つのステージにおいて支援の必要な保護者や子どもについて、主に児童相談所や要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。※30)が中心になり、その情報が共有されています。

しかしながら、関係機関等の間で情報の共有が不足していたり、関係施設等が要対協に参加していなかったりと不十分な状況が見受けられます。各々の関係機関等が保有する情報のみによる支援では、対象範囲が狭くなる場合や関係機関等の隙間で保護者や子どもに支援が届かない場合もあります。

このような状況では、県民全てが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員した取組を実践していくことは困難と考えられます。

支援の必要な保護者や子どもの情報が集積し多く保有する関係機関(主に児童相談所や市町の要対協)の役割は重要です。その保有するハブ機能(※31)を発揮して、ネットワーク化された関係機関等の間の情報の共有化を行います。当該関係機関は、保護者や子どもに寄り添いながら支援をつないでいけるよう、共有化された情報をもとに関係機関等の連携による支援の輪をコーディネート(※32)します。

県は、子どもの最善の利益を図るため、情報の共有化や関係機関等の連携による支援の輪のコーディネートに係る仕組みづくりを検討し、市町を支援しつつ、市町と連帯して取組を進めます。

さらに、県は、支援の必要な保護者や子どもの情報の共有化と合わせ、各関係機関等の間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できるよう環境を整えます。

【今後の取組】

・県は、より多くの関係機関等が参加し、情報を共有化するためのネットワークづくりを推進します。

・県は、市町が取り組む情報の共有化とコーディネート業務に伴う支援を充実します。

・県は、支援の必要な保護者や子どもの情報や里親の情報等を共有化するためのシステム開発など環境の整備を検討します。

計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン

基本理念　『すべての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

三本の支援の柱
予防的支援 → 要対協の把握児童数等
親子関係再構築支援 → 保護者支援プログラム提供件数等
自立支援 → 施設退所後・里親委託解除後の孤独率等

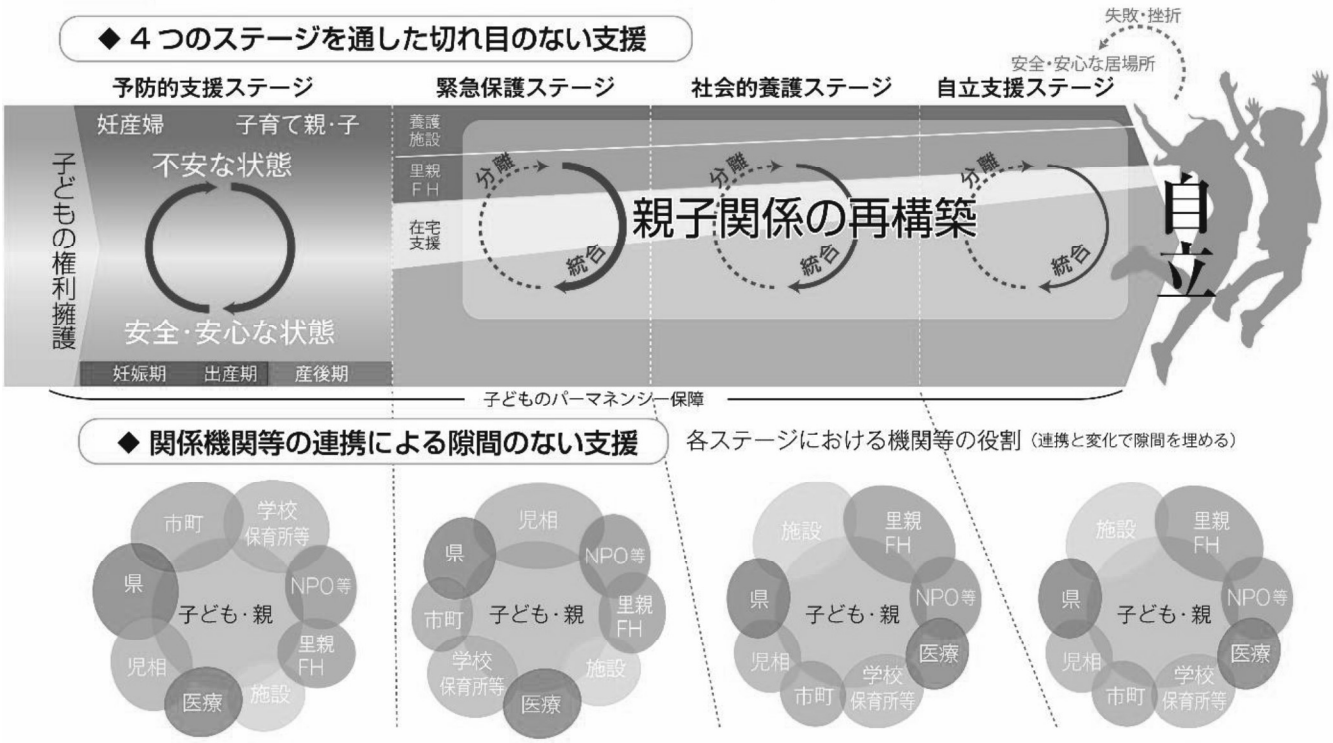

国の策定要領との関係イメージ

①三重県における社会的養育の全体像	④妊産婦等への支援	⑦子どものパーマネンシー保障	⑩社会的養護自立支援の推進
②子どもの権利擁護（意見聴取・表明支援）	⑤代替養育を要する子どもの数	⑧里親・ＦＨへの委託	⑪児童相談所の強化
③子ども家庭支援体制の構築	⑥一時保護改革	⑨施設の高機能化等	⑫障害児入所施設における支援

①三重県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

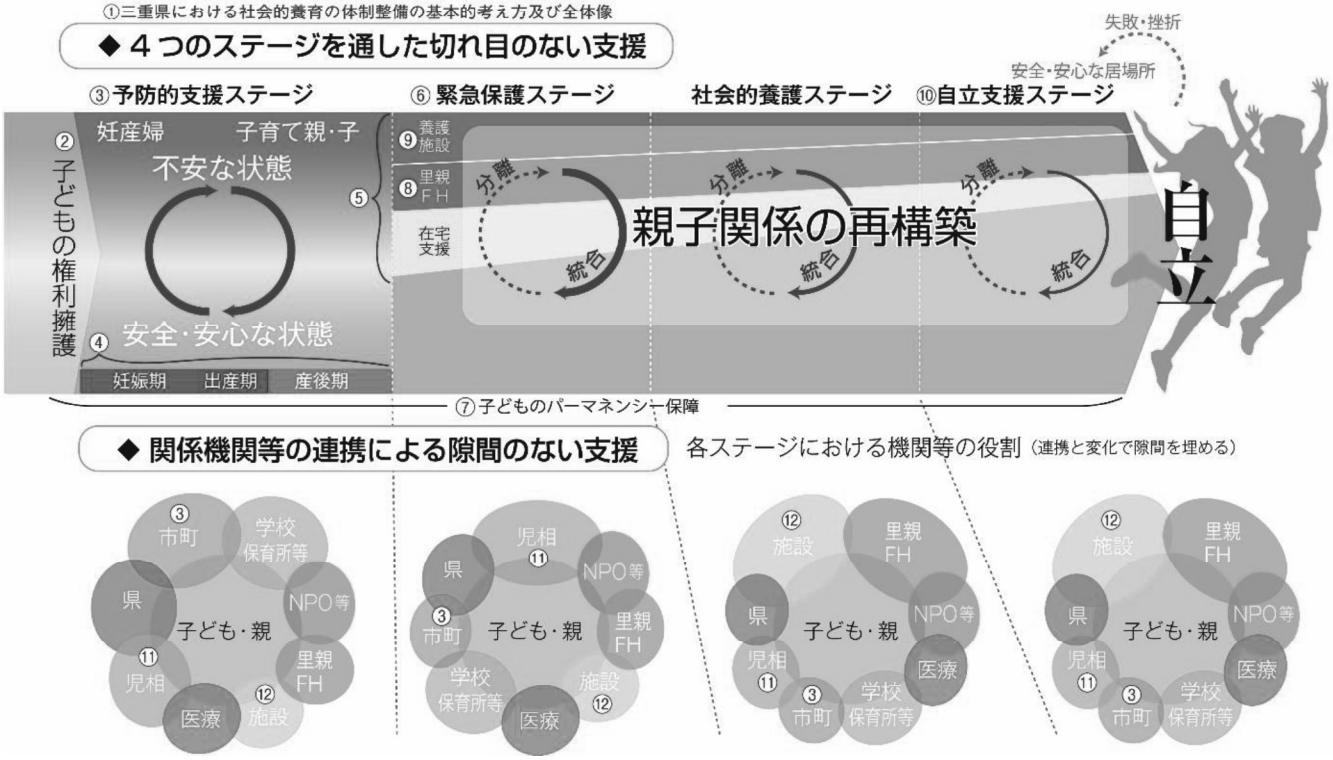

第3章　計画の評価指標・関連指標等

県は、国の策定要領を参考に、前期計画の目標の進捗状況（進行管理）をふまえ、代替養育を必要とする子どもの数の見込みを推計し、県独自の評価指標と合わせ国の策定要領の指標を関係付けて設定しています。

（1）　各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み【国策定要領（5）】

県は、26頁のとおり国の策定要領に基づき、計画の最終年度（令和11（2029）年度）における代替養育を必要とする子ども数を608人と見込んでいます。

県内には、相当数の潜在的需要（※33）が推測され、親子分離をすることなく在宅で生活を継続するケースが増加しています。

このため、要対協において把握する要保護児童（※34）数と要支援児童（※35）数の実績、ショートステイ（※36）利用実績、養育支援訪問（※37）の実績、一時保護児童数の実績および2か月を超えて一時保護した件数の実績の前年度伸び率の平均値を乗じて得た数値を潜在的需要率（約4割増）として、措置児童の将来の推計数 435人に乗じています。

この子ども数の見込みは、里親委託の児童数や施設入所の児童数を見込む時に使用されることから、今後の里親登録や施設運営・整備の計画に大きく影響します。

（2）　評価指標（目標設定のある指標＝大分類と中分類）

県は、三本の支援の柱（「予防的支援」、「親子関係再構築支援」および「自立支援」）において県独自の評価指標を設定しています。

また、国の策定要領の評価指標の中から、三本の支援の柱ごとに影響の大きいものを抽出し、PDCA サイクル（※38）により進行管理を行います。進行管理によって抽出された課題については、調査・研究を行い、解決に向けて検討していきます。

なお、評価指標の内容によっては、計画の最終年度（令和11（2029）年度）の目標値を年度ごとの目標として取り扱うこととしています。

（3）　関連指標（目標設定のない指標やベクトル表示による傾向把握指標＝小分類）

県は、国の策定要領の評価指標の一部を関連指標と位置づけ、計画の最終年度（令和11（2029）年度）までの間、基本的に年度ごとの目標値を設定せずに、実績値を測定し傾向を把握します。

本来であれば、関連指標の中には、国の策定要領に基づき目標値を設定し進行管理を行うべきものもあります。一方で、関連指標の中には、県がこれまでに実績値を把握していないものもあり、各々の指標がどのように影響を及ぼし合うのかその関係性を把握できていない状況です。また、子どもの権利擁護における理解度や満足度など数値化することが難しいものもあります。

このため、県が関連指標の傾向予測を行うことは難しいものの、今後の調査・研究を深める上で、試行的にベクトルで表すこととします。県が、上昇・増加傾向と横ばい傾向の2種類のベクトルで表示し、計画期間中にその傾向を把握することによって、評価指標や関連指標の間の関係性を見極め、次期計画の策定検討時に活用します。

（4）　三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図（大分類・中分類・小分類）

県は、19頁から25頁のとおり、三本の支援の柱にぶら下がる評価指標と関連指標を大分類・中分類・小分類に区分し体系化しています。今後、この体系図をもとに指標間の影響度合いや目標値への影響度合いが確認できるよう見える化しています。

三本の支援の柱相互の関係について、県としては、全てが重要な柱であり、一つとして欠けてはならないものであると認識しています。

大分類では、三本の支援の柱に直結する評価指標を県独自で設定し、中分類では、国の策定要領の整理事項ごとに最も重要なものを評価指標として一つずつ抽出し設定しています。小分類においては、中分類で設定された評価指標以外の指標を関連指標として位置づけています。

支援の柱と指標との関係性について、例えば、「子どもの権利擁護の取組」のように三本の支援の柱に評価指標と関連指標が共通するものもある一方で、「児童相談所の強化等に向けた取組」のように「自立支援」とは直接的に関係性が低いながらも設定しているものもあります。

以上のことをふまえ、県は、市町の取組状況を含めてPDCAサイクルにより評価指標と関連指標を分析・評価し、その分析・評価によって抽出された課題等の解決に向けて調査と研究を行います。

第4章　計画全体に関わる検討課題

県は、以下の検討課題について、「総論」および「各論」に記載する取組を通じて解決を図るとともに、調査・研究を行い、さらに検討を重ねます。

（1）　各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み（潜在的な需要）

県は、計画の策定にあたり、潜在的需要を測る具体的かつ基礎的なデータが不足している状況です。このような状況では、代替養育を必要とする子どもの数の見込みと実績値とが大きく乖離してしまう可能性があります。その結果、里親登録数やファミリーホーム設置数あるいは施設定員や職員採用計画などに多大な影響が生じることとなります。

そのため、特に要対協が把握する要保護児童、要支援児童または特定妊婦（※39）の出産後の児童が代替養育を必要とする子どもとなる割合、または、要対協も把握していない代替養育を必要する子どもの割合など実態を数値化することが必要です。

（2）　子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明を促進するため、民間との協働により取組を進めています。一時保護所（※40）などにアドボケイトを派遣し、子どもを対象に啓発や面談を行っています。子どもが自身の考えや意見を形成していく過程に時間がかかります。また、アドボケイトは、第三者的な立場に立ち子どもの権利擁護に配慮しながら、子どもとの相談を進めていかなければなりません。

子どもの考えや意見の表明には、支援の仕組みや能力開発といった課題もあります。子どものあらゆる生活の現場でいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりが必要です。また、内部の影響を受けない第三者的な立場に立った方がアドボケイト能力を修得できるような支援も併せて必要です。

（3）　子どもの自立のための支援（失敗しても再チャレンジできる環境）

子どもが就職や進学を通して自立していくことは重要です。

しかしながら、自立ばかりでなく、子どもの生活がなかなか安定しない、あるいは、挫折を感じたとき安全で安心な居場所に戻るなど子どもが孤独にならず人と社会的に結ばれていることも大切です。

県は、このような社会的養護経験者等の自立について実情を十分に把握できていないのが現状です。子どもが措置解除後あるいは施設退所後にどのような道を進み、現在、どのような状況にあるのか実態調査が必要です。

（4）　人材の確保と育成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって職場では、ICTを活用したテレワークの普及拡大などオンライン環境が整備され、全国的に働き方が急激に変化しています。その一方で、福祉の現場では従来から対面（人と人とのつながり）での対応が基本であり、福祉を支える人材の確保と育成が難しくなっています。

それゆえに、現存する資源（OB人材や登録里親、公的施設など）を十分に活用することが重要です。例えば、施設が委託前里親の実践的な研修（OJT（※41）研修）の場を提供することでスポット的に人材を確保したり、行政機関と連携し公営住宅を職員住宅として活用するなど共通課題を合同で調査・研究することも必要です。

(5)支援のための財源の確保

県は、措置児童一人あたり月額約60万円(令和5(2023)年度実績)を国費と合わせて支出しており、さまざまな支援を提供するためには持続的に財源を確保していくことが必要です。また、今後、県として、市町と緊密に連携・協力し、予防的支援ステージでは児童虐待等に至る前に、保護者を含め子育て支援を提供することが求められています。

＜各論＞

第5章　各関係機関等の具体的な取組

（1）市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【国策定要領(3)】

①　市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町の「こども家庭センター(※42)」の設置を促進するとともに、統括支援員(※43)や母子保健コーディネーター(※44)等の職員の人材育成や専門性の確保など妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより早期に出産や子育ての不安に対応します。

②　市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町が実施する家庭支援事業等の必要な事業量や取組状況等を把握するとともに、里親、ファミリーホーム、入所施設および児童家庭支援センター(以下、「児家セン」という。※45)について、子育て短期支援事業(※46)等の委託先として市町と情報共有を進め、信頼関係を構築することにより積極的な活用を図ります。

また、県は、市町が実施する家庭支援事業等において県内の母子生活支援施設を幅広に活用できる可能性があることから、市町と相談しながら、その体制整備や活用促進を図ります。

③　児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

県は、地域のニーズに応じて県内に8箇所(令和7(2025)年4月1日予定)の児家センを設置しています。地域における児家センの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

県は、市町が「こども家庭センター」を整備していく中で、児家センとの連携体制を構築するとともに、地域における児家センの相談機能の充実を図ります。また、地域における児家センの機能強化を図るため、フォスタリング事業(※47)等による里親支援体制を整備します。併せて、児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラム(※48)の修得支援など職員の育成にも取り組みます。

（2）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【国策定要領(4)】

全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、3歳未満の子どもが虐待に遭うケースが過半数を占めています。妊娠期・周産期の問題としては、「予期しない妊娠」や「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、妊娠期からの適切なアセスメントと相談しやすい体制の充実が求められています。

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健の取組は、市町が広く妊産婦等と接する機会であり、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげ、児童虐待の予

防や早期発見に資するという観点からも重要な役割を担っています。

こうした背景をふまえ、県では、予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族を支援する相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、市町、医療機関、NPO等の関係機関やDV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行うとともに、特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげる取組を実施します。

また、育児不安のある妊産婦や特定妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげるため、市町における妊娠届出時アンケートの統一や、妊産婦健診の推進、「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」の活用を進めるとともに、母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの充実、母子保健コーディネーターの人材育成など、市町の体制整備に向けた取組を進め、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」による妊産婦等への切れ目のない支援に取り組みます。

(3) 一時保護改革に向けた取組【国策定要領(6)】

県では、児童虐待相談対応件数(※49)が年間2,000件を超え高止まりの状況が続いています。それと併せ、一時保護の対応ニーズも高まっています。

県は、一時保護所の定員数(北勢児童相談所20名 中勢児童相談所15名)の見直しを含め適正化を図るとともに、一時保護所(特に北勢児童相談所)のハード面の整備(居室の個室化等)を進めます。

県は、これまで委託一時保護(※50)との役割分担により児童養護施設や乳児院に附設する一時保護専用施設(※51)の整備を進めてきました。(令和6(2024)年4月1日現在 5施設 定員24名)

しかしながら、施設職員の確保が難しく、入所児童を養育するという入所施設本来の業務に影響が及ぶことが懸念されることから、既存の一時保護専用施設の利用と合わせ、児童養護施設、乳児院等の空きスペースや里親・ファミリーホームの活用を促進します。

また、県は、一時保護に関わる職員だけでなく里親を対象とした育成支援(研修等による専門性の向上と意識の共有)を行います。

加えて、県は、子どもの権利擁護の配慮から、国の一時保護ガイドライン(※52)に基づく自己評価の実施を通じた一時保護のあり方検討および改善に向けた取組を引き続き実施し、自己評価をふまえて第三者評価を導入します。さらに、子どもの権利擁護に関する意見聴取の方法や子どもからの意見・評価を確認する方法(子どものアンケート等)について、国による調査内容をふまえながら本県での実施方法を確立します。

（4） 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組【国策定要領（8）】

県は、国の策定要領による代替養育を必要とする子ども数の再計算の結果（26頁を参照）や里親委託率の現状をふまえ、計画の最終年度（令和11（2029）年度）の里親委託率を前期計画と同様に3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%に設定します。ただし、計画期間内に設定した目標値を超えた場合は、国の策定要領に記載された目標値（乳幼児75%、学童期以降50%）とします。

県は、上記の目標値の達成に向け、市町、関係機関、関係施設、関係者等と連携を深めながら、以下の取組を進めることにより、一時保護の委託、ショートステイ等の委託、子どもの自立支援活動などを含めた里親・ファミリーホームの活躍の場の提供に努めます。

- 県は、児童相談所管内に里親支援センター（未設置地域においてはフォスタリング機関。以下同じ。）の設置を促進し、その支援体制を整備し積極的な活用を進めます。
- 県は、子どもの委託先の選定など里親等に関する業務全体を里親支援センターに委ね、里親・ファミリーホームに関する情報を集中させることにより、子どもの将来を見据えた丁寧なマッチングに努めます。
- 県は、里親支援センターが市町、里親支援専門相談員（※53）、里親会などと十分に連携できるようネットワークづくりなど環境整備に努めます。
- 県は、里親支援センター職員や里親支援専門相談員が経験を深め、地域に密着した活動を行うことが求められることから、人材育成等を含め継続雇用できるよう支援を行います。
- 県は、子どもの考え方などが多様化し、子どもへの接し方など対応が難しくなっていることをふまえ、里親等向けの研修や入所施設でのOJT研修など育成メニューの充実を図ります。
- 県は、引き続き里親会やNPO法人と連携し里親制度の普及啓発に努めます。

（5） 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組【国策定要領（9）】

〔児童養護施設・乳児院〕

県内の児童養護施設および乳児院ではオールユニット化（※54）が進み、令和6（2024）年度までに一定程度の小規模化かつ地域分散化が完了します。県は、児童養護施設および乳児院の定員が整理されているため、緊急の一時保護の要請等に対応できるよう定員を一定数確保しておく必要があります。そのため、定員は現状の維持が適当であると考えています（令和6（2024）年4月1日現在、児童養護施設11施設　定員376名、乳児院3施設　定員45名）。

また、県は、児童養護施設および乳児院が、今後も引き続き、地域の子育て機能を担う重要な資源であると認識しています。その一方で、国の策定要領による再計算の結果（26頁を参照）と入所実績の現状を鑑みると、児童養護施設や乳児院の定員割れによって施設運営が厳しくなる可能性も認識しています。

このため、県は、今後も地域の実情に即した一時保護専用施設、児家セン、里親支援センターの設置などの多機能化（※55）・機能転換を促進していきます。

併せて、県は、ショートステイや自立支援事業など入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用した新事業展開を支援します。

また、県は、入所施設において必要な人材の確保や職員の資質向上については喫緊の課題であることから、その解決に向けたモデル的な取組を支援します。

〔母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム〕

県は、代替養育を必要とする子どもが抱えるさまざまな課題や一人ひとりの特性に応じた、切れ目なく隙間のない最適な支援を提供できるよう役割分担と連携強化を進めます。

①　母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子またはこれに準じる事情のある女子およびその者が監護する子どもが利用する施設（県内4施設　入所定員：70世帯（暫定定員65世帯））です。従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設で、近年は、DV被害者（※56）の保護を目的とした広域的な利用が増加しています。

県は、親子関係の再構築に向けた段階的な支援として、施設職員のサポートを受けながらチャレンジ的に短期入所を実施するなど母子生活支援施設の生活サポート機能の活用について、市町と連携を深めながら促進します。

②　児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境や学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった子どもが短期間利用する施設です（県内1施設　入所定員30名、通所定員10名（暫定定員7名））。

県は、施設の機能や利用対象となる子どもの特性について、福祉、学校関係者等への周知に努め利用促進を図るとともに、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと支援の充実を図ります。また、「三重県立子ども心身発達医療センター」（※57）をはじめとする医療機関や原籍校、地域等との連携を強化します。

③　児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもが利用する施設です（県内1施設　入所定員60名（暫定定員21名））。近年は、不良行為だけでなく、被虐待経験や障がいを有するなど、複合的な課題を抱えた子どもの入所が増加しています。

県は、施設の特徴である夫婦小舎制（※58）の家庭的な環境のもとで、子どもの権利擁護に配慮しつつ、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと子どもの自立に向けた支援の充実を図ります。

④　自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

自立援助ホームは、何らかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則15歳からの青少年に暮らしの場を提供する施設です（県内2施設　定員12名）。

義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない子どもは、自分一人で生活できる状況にあるとは言い難いのが現状です。県は、暮らしの場を提供するとともに、子どもが大人との信頼関係を構築し、社会で生き抜く力を身につけ、経済的にも精神的にも自立できるよう支援の充実を図ります。

（6）社会的養護自立支援の推進に向けた取組【国策定要領（10）】

社会的養護経験者の中には、経済的にも精神的にも自立することが難しい事情を抱えた子どももいます。

県では、施設の退所後あるいは里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。

また、県は、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業を通じて、子どもが、施設の退所後や里親の措置解除後、生活がなかなか安定しない、あるいは、挫折を感じたとき、孤独に暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境を整備します。それと同時に、子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

さらに、県は、自立支援ステージとして、子どもの施設の退所前、あるいは、里親の措置解除前に、自立に向けて生き抜く力を育むリービングケアの環境整備にも取り組みます。

（7）児童相談所の強化等に向けた取組【国策定要領(11)】

児童相談所の職員は、ここ数年かけ増員してきましたが、依然として不足している状況です。また、職員の育成についても、経験の浅い1年目から3年目までの職員が多く、職員の専門性の向上が課題となっています。

そのため、県では、児童相談所の業務の見直し、児家センへの指導委託の推進など業務改善に取り組みます。併せて、非常勤弁護士の増員など業務課題に適切に対応できるよう環境を整えます。

さらに、県は、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書【2023年津事例】」を重く受け止め、警察をはじめ小中学校、幼稚園、保育所等の関係機関と連携・協力を深め、家庭訪問等の目視による確認と合わせて、AI等先端技術の活用による、より高度な児童相談体制の構築に努めます。また、職員の育成については、「三重県児童相談所職員人材育成計画」を定め、児童虐待等に対応する職員の資質の向上に努めます。

（8）障害児入所施設における支援【国策定要領(12)】

障害児入所施設は、家庭における養育が困難である障がい児に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を担っている施設です（福祉型は県内に4施設（定員：100名）、被虐待児も入所。）。

当該施設は、被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行うとともに、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援を行うことも求められています。

県では、障害児入所施設において、入所した時点から退所後の地域生活への円滑な移行を見据えた支援が適切に行われるよう、児童相談所や市町等の関係機関と連携しながら、それぞれの役割に応じた切れ目のない支援が提供される体制づくりに取り組みます。

なお、障害児入所施設では、障がい児の施設退所後を見据え、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画を作成し、移行支援を行います。

第6章　次期計画づくりに向けて

県は、「総論」の第4章「計画全体に関わる検討課題」について、次期計画づくりに向けて調査・研究を行い、課題解決に向けた取組の方向性を提示できるよう検討を重ねます。

（1）調査・研究の実施

①　各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み（潜在的な需要）

県は、教育や保育の現場などから基礎データを取得するための連携・協力の関係づくりを進め、次期計画では現実に近い根拠数値とするための調査・研究を実施します。

②　子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明について、子どものあらゆる生活の現場でいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりや内部の影響を受けない第三者的な立場に立ったアドボケイト能力を修得できるような支援について調査・研究し、実証的な取組を検討します。また、子どもやアドボケイトに対するアンケートについても、子どもやアドボケイトとの信頼関係を崩さないようその取扱いに配慮し、その実施にはだれが、いつ、どのような内容を、どのような方法で実施するのか十分な検討を行う必要があります。

また、県は、子どもの「知る権利」を保障する上で、「ライフストーリーワーク」に取り組んでいます。この「ライフストーリーワーク」とは、子どもが希望する内容について「真実告知」を行うことですが、子どもにとって適切な時期に、子どもの様子を確認し寄り添いながら告知するところに意義があります。

県は、保護者等の子どもに「知らせない権利」との調整も必要となることから、「ライフストーリーワーク」が円滑に進められるよう調査・研究を行い、里親・ファミリーホームや児童養護施設、乳児院等への支援を検討します。

③　子どもの自立のための支援（失敗しても再チャレンジできる環境）

県は、社会的養護経験者等の実情を把握する調査の実施にあたって、その対象者、内容、方法等を検討し、その調査結果の分析に取り組みます。その上で、支援を必要とする支援対象者に応じて自立に向けた支援メニューが提示できるよう研究に取り組みます。例えば、さまざまな支援制度を組み合わせたパッケージ化や社会人マナーなどコミュニケーション能力の向上に向けた研修・講座などについて具体的に検討します。

それと併せて、県は、支援対象者が社会とつながるための支援者・支援対象者相互のネットワークづくりに取り組みます。

④ 人材の確保と育成

県は、児童養護施設等の職員等の現状を把握するとともに、職場環境や処遇など雇用環境の改善に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。

⑤ 支援のための財源の確保

県は、市町と連帯して十分な財源を確保する責任があり、その確保策として、ふるさと納税(※59)、企業版ふるさと納税(※60)、企業からの寄附金など関係部局を交えた検討を加えます。

(2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

県は、関係機関、関係団体、関係事業者、関係者等に対して、支障のない範囲内において、毎年度、評価指標や関連指標の実績値を調査します。特に評価指標については、その実績値をもとにPDCAサイクルによる評価・分析(傾向的な分析を含む。)を行い、ボトルネックとなっている課題を抽出します。

県は、抽出された課題について、専門家なども交えて解決に向けて検討を加えます。

第7章 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信

(1) 課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

県に対して、第6章の次期計画づくりのために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められています。その調査・研究の実施にあたっては、大学等の調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと緊密な連携・協力が必要です。県は、そのための仕組みづくりを行います。

(2) 課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

県は、全国の成功事例や成果のあった事例、あるいは、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情・現状に即した課題解決のためのヒントを探求します。それと同時に、県は、市町、関係機関、関係施設、関係者等とネットワークをつくり、必要な情報をそのネットワークに発信することにより、さらなる連携強化につなげます。

「予防的支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計	8,783件	26頁を参照	26頁を参照	6,875件	7,309件	7,771件	8,261件	8,783件

⑵ 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 （利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、委託里親、ファミリーホームに派遣された割合 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設（1施設）へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 （アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。） ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
小分類	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数		専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要	専門部会又は権利擁護機関　1機関					
小分類	・アドボケイトの養成（育成）状況		子どものアドボカシーセンターMIE　会員数32会員	第三者的な立場のアドボケイトの養成が必要である。 アドボカシー学会の養成講座受講数	↑	↑	↑	↑	↑

⑶ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

中分類	・こども家庭センターの設置数	29市町	こども家庭センターの設置市町数　15市町	県内の全市町に設置	29市町	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数		県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 （市町児童福祉主管課、母子保健主管課等） 令和4年度　市町職員参加数　189名 令和5年度　市町職員参加数　219名	・こども家庭センターの中心となる役割を果たす統括支援員や母子保健コーディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均　約200名	200名	200名	200名	200名	200名
小分類	・県と市町との人材交流の実施状況		人事交流の実施（児童相談所の交流職員） 令和4年度　1名 令和5年度　1名	・児童相談所職員の確保が必要である。 ・県職員と市町職員の人事交流実績の平均　1名					
小分類	・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況		・サポートプラン作成実施市町数　11市町 ・サポートプラン作成数　令和5年度　591件	サポートプラン作成実施市町数　29市町					

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

中分類	・市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	29市町	家庭支援事業（3事業）の確保方策の 達成率100%の市町数　令和5年度　6市町	家庭支援事業（6事業）の確保方策を 県内の全市町で100%を達成	29市町	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童養護施設数		・委託里親数、ファミリーホーム数、児童養護施設数 【令和4年度】 里親：5件　ファミリーホーム：1施設　児童養護施設：6施設 【令和5年度】 里親：4件　ファミリーホーム：2施設　児童養護施設：6施設 ・里親等の活用を向上させるための里親等情報の共有が必要（実施希望の調査も必要）	ファミリーホーム数　5施設 児童養護施設・乳児院数　14施設	↑	↑	↑	↑	↑

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数のうち保護者支援プログラム提供件数	30件	在宅指導措置委託件数 令和4年度　15件 令和5年度　22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数（保護者支援プログラム提供数） 各児童相談所管内で5件	10件	10件	20件	25件	30件
小分類	・児童家庭支援センターの設置数		・県内には7か所の児童家庭支援センターが設置されている。	児童家庭支援センター設置数　8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
小分類	・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度　なし 令和5年度　なし 令和6年度　1か所	・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数　8か所	↑	↑	↑	↑	↑

⑷ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

中分類	・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1事業所	県内実施事業所数 令和4年度　なし 令和5年度　なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題 ・県内実施事業所数　1事業所	ー	ー	ー	ー	1事業所
小分類	・助産施設の設置数		助産施設数 令和4年度　8施設 令和5年度　8施設	助産施設数　8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
小分類	・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数		県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 （市町児童福祉主管課、母子保健主管課等） 令和4年度　市町職員参加数　189名 令和5年度　市町職員参加数　219名	・こども家庭センターの中心となる役割を果たす統括支援員や母子保健コーディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均　約200名	200名	200名	200名	200名	200名

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率(再分離率)	再発率(再分離率) 13%	令和6年度は、実証的に保護者支援プログラムを提供	・保護者支援プログラムを提供できる カウンセラー資格取得者 2名 ⇒ 6名 1名当たり保護者5名に提供 ・名古屋市の実証結果 再発率13%まで低下	30%	25%	20%	15%	13%

⑵ 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、委託里親、ファミリーホームに派遣された割合 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設(1施設)へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 (アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。) ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
小分類	・社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー ホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数		平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修(アドボカシーの原則等)を実施 里親登録前研修(基礎研修)の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる。 ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する。 令和4年度 関係職員:2回(41人) 子ども:8回(169人) 令和5年度 関係職員:2回(44人) 子ども:10回(184人)	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催、1回あたり30名参加	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことがあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)		平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度		平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度		・平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生(性)教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもか ら意見の申立てがあった件数		・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。					
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無		・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策店検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。					

⑶ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数うち保護者支援プログラム提供件数	30件	在宅指導委託件数 令和4年度 15件 令和5年度 22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数(保護者支援プログラム提供数) 各児童相談所管内で5件	10件	10件	20件	25件	30件
小分類	・児童家庭支援センターの設置数		・県内には7か所の児童家庭支援センターが設置されている。	児童家庭支援センター設置数 8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度 なし 令和5年度 なし 令和6年度 1施設	・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8施設	↑	↑	↑	↑	↑

⑹ 一時保護改革に向けた取組

中分類	・一時保護施設の平均入所日数	18.7日	年間延べ利用日数÷年間延べ利用児童数 令和4年度 22.3日 令和5年度 25.8日	・学校での学習、親子関係など一時保護の長期化による課題もあり、早期の方針決定が必要である。 ・過去10年間で最小値 18.7日	24.4日	23.0日	21.6日	20.0日	18.7日
小分類	・一時保護施設の定員数		・児童相談所に併設の一時保護所は県内2か所 (中勢児童相談所15名、北勢児童相談所20名) ・アドボケイトの試行的取組(平成30年度から継続) ・第三者評価は未実施	現行の定員を維持継続 2施設(35名)	35名	35名	35名	35名	35名
	・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数		・一時保護専用施設の整備 平成29年度 2か所(津市 4名定員、四日市市 6名定員) 令和元年度 1か所(鈴鹿市 6名定員) 令和2年度 1か所(名張市 4名定員) 令和5年度 1か所(熊野市 4名定員) ・一時保護の場の地域分散化を促進	・一時保護専用施設数 維持継続 5施設(定員24名) ・既存の児童養護施設等の空き室を活用する。 ・里親・ファミリーホームの活用にあたりアンケート調査が必要である。 (希望調査)	24名	24名	24名	24名	24名
	・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		一時保護所職員の研修 令和5年度 1回(6名)	一時保護所等の職員研修 1回あたり 10名 年間2回実施	20名	20名	20名	20名	20名
	・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合(分母:管内の全一時保護施設数)		第三者評価を実施している施設はない。	第三者評価を一時保護所で実施する 1施設 (2か所の児童相談所の一時保護所が隔年で実施)	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	・一時保護施設の平均入所率		年間利用児童の日数÷(一時保護の定員×日数) 令和4年度 60.2% 令和5年度 66.2%	―					

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標 令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑺ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組									
① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組									
中分類	・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	4年10か月	年間措置児童の措置月数÷年間延べ措置児童数（過去の実績データなし） 令和4年度　4年8か月 令和5年度　4年10か月	令和5年度に実績値を維持継続 4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月
小分類	・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）		専門チームや担当係の配置など体制は整備されていない。	県内の各々の児童相談所に1チーム（会議体など）設置					
② 親子関係再構築に向けた取組									
中分類	・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	6児童相談所	専門チームや担当係の配置など体制整備なし （令和6年度（重点事業）からCPA資格取得者で構成を検討）	県内の各々の児童相談所に1チーム（会議体など）設置	1か所	2か所	4か所	5か所	6か所
小分類	・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		保護者対応の職員研修の実施回数と受講者数 令和4年度　2回（15人） 令和5年度　3回（56人）	三重県児童相談所職員人材育成計画（仮称）により進行管理 年間3回　60名	60名	60名	60名	60名	60名
小分類	・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数		・CPAのライセンス取得数（令和6年度までの実績） カウンセラー資格　2名 講演講師資格　6名 トレーナー資格　100名程度 ・令和6年度（重点事業）から実証的に導入開始	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす（児童家庭支援センターに配置） 5年間で6名程度	2名	4名	6名	6名	6名
小分類	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		児童家庭支援センターへの新規指導委託件数（うち保護者支援プログラムの委託数） 令和4年度　6件（0件） 令和5年度　11件（0件）	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす（児童家庭支援センターに配置） 5年間で6名程度	10件	10件	20件	25件	30件
③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組									
中分類	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20名	・児童相談所は、特別養子縁組を前提とした里親登録の相談を行う。 ・子どもを受託した里親に対し、市町と連携した里親委託後の養育支援や特別養子縁組申立の手続きの支援を行う。 ・特別養子縁組成立まで細やかなサポートを実施 ・家庭養護促進協会主催の研修参加者数 （当該年度における里親担当職員の研修参加累積数） 令和4年度　5名 令和5年度　7名	特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していくことが必要である。 児童相談所の里親担当職員　20名在籍	10名	12名	15名	18名	20名
小分類	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（里親委託の統計による）		・里親や施設養護から養子縁組を前提とした処遇に移行する必要がないか、現在委託されている里親との将来的な養子縁組の可能性がないかなどの検討を積極的に行う。 ・令和元年度以降の特別養子縁組成立件数は延べ23件 令和4年度　4件 令和5年度　2件	・ 児童相談所が関与した場合、真実告知や生い立ちの整理、ルーツ探しなど特別養子縁組にも特有の相談支援のニーズがあることから、特別養子縁組成立後も相談者のニーズに応じた相談支援体制の充実が必要 ・2年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	3件	3件	3件	3件	3件
小分類	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		最近の特別養子縁組成立件数 令和4年度　0件 令和5年度　1件	・今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行うことが必要である。 ・2年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	1件	1件	1件	1件	1件
小分類	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数		民間あっせん機関からあっせんを受けた養親候補者により、家庭裁判所に特別養子縁組の申立が行われた場合、児童相談所は家庭裁判所からの調査嘱託により、特別養子縁組の適否に関する調査等を行う。	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。					
小分類	・里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数		養子縁組里親登録に係る相談件数 令和4年度　77件 令和5年度　91件	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。					
小分類	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無		県内で活動する民間あっせん機関なし	今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行うことが必要である。					

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標 令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組									
① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等									
中分類	・3歳未満の里親等委託率 3歳以上の就学前の里親等委託率 学童期以降の里親等委託率 全体の里親等委託率 登録率 稼働率	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	里親等委託率　令和4年度　令和5年度 3歳未満　32.4%　35.1% 3歳以上就学前　34.1%　35.6% 学童期以降　29.0%　28.0% 全体　30.1%　29.7% 登録率　102.2%　108.7% 稼働率　29.5%　27.4%	・里親等委託率は30%前後で推移 ・県庁が中心になり、県内6児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、一般社団法人三重県里親会、NPO法人等の関係機関と連携 ・県庁に里親担当2名、里親委託推進員1名、家庭的養護支援嘱託員1名の合計4名の担当を配置 ・北勢児童相談所と中勢児童相談所に里親専任担当1~2名と里親兼任担当2~3名を、その他の児童相談所には、兼務の里親担当3名を配置	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —	60.0% 60.0% 40.0% 45.0% — —
小分類	・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数、委託里親数、委託こども数		<養育里親>　令和4年度　令和5年度 里親登録(認定)数　253件　254件 新規里親登録(認定)数　18件　19件 委託里親数　68件　67件 委託こども数　81件　77件 <親族里親>　令和4年度　令和5年度 里親登録(認定)数　19件　21件 新規里親登録(認定)数　5件　5件 委託里親数　19件　21件 委託こども数　27件　29件 <養子縁組里親>　令和4年度　令和5年度 里親登録(認定)数　77件　91件 新規里親登録(認定)数　12件　17件 委託里親数　3件　0件 委託こども数　3件　0件 <専門里親>　令和4年度　令和5年度 里親登録(認定)数　22件　22件 新規里親登録(認定)数　1件　0件 委託里親数　12件　11件 委託こども数　14件　14件 <全体数>　令和4年度　令和5年度 里親登録(認定)数　371件　388件 新規里親登録(認定)数　36件　41件 委託里親数　102件　99件 委託こども数　125件　120件	・要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できる。 ・児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討している。 ・家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境＝里親家庭、ファミリーホーム」で養育されるよう、必要な措置をとることが求められた。					
	・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数		<ファミリーホーム>　令和4年度　令和5年度 設置数　6施設　6施設 新規設置数　0施設　0施設 委託こども数　19件　18件	・現在、県内のファミリーホームは北勢児童相談所管内に2か所、中勢児童相談所管内に2か所、伊賀児童相談所管内に2か所の計6か所ある。 ・令和6年度末に1か所廃止される。 ・ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など支援が必要である。					
	・里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)		・里親登録に対する委託里親の割合 (年間に1回でも委託のあった里親数) 令和4年度　27.7% 令和5年度　26.0%	—					
	・里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会の開催数 令和4年度　5回 令和5年度　5回	2、3か月に1回のペースで開催 年間5回を維持継続	5回	5回	5回	5回	5回
② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組									
中分類	・里親支援センターの設置数、民間への委託数	4機関	・現状は県庁がフォスタリング業務を担っている。 ・児童相談所の里親担当、各施設の里親支援専門相談員が連携し、里親制度の普及啓発から里親への訪問支援等に至るまで細やかな活動を展開している。	・県がフォスタリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォスタリング機関を積極的に活用し、地域の実情に合ったフォスタリング業務の実施体制の構築が必要である。 ・現民間フォスタリング機関の里親支援センターへの移行 ・現民間フォスタリング機関　4機関	2機関	2機関	2機関	3機関	4機関
小分類	・民間フォスタリング機関の設置数		・民間フォスタリング機関がない地域では、児童相談所と連携	・里親支援専門相談員と民間フォスタリング機関の役割の整理整頓が必要である。 ・現民間フォスタリング機関の里親支援センターへの移行 ・現民間フォスタリング機関　4機関					
	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数		必須研修以外の研修の実施回数と受講者数 令和4年度　5回(延122人) 令和5年度　5回(延　91人)	・児童養護施設等のOJT研修を含め里親等の能力開発を行う。 ・これまでの研修にOJT研修を加える。 （2年間の平均受講者+14施設に数名）					

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標 令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑼ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組									
中分類	・市町の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	28施設	・豊富な経験とノウハウを蓄積 ・ケアニーズが非常に高い子どもに対応する高機能化、施設の多機能化を推進 （委託事業）　令和6年度5月時点 子育て短期支援事業　14施設 養育支援訪問事業　3施設 児童育成支援拠点事　1施設 親子関係形成支援事　1施設	今後は要支援家庭への在宅支援において特に重要な役割を担うことが期待されることから、子育て短期支援事業に加えて、各施設において1事業が追加で委託されることを目標 児童養護施設+乳児院　14施設×2事業	28施設	28施設	28施設	28施設	28施設
小分類	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数		・令和6年度末までに、児童養護施設の本体施設の小規模化・地域分散化の整備はほぼ計画どおりに完了	定員数は維持継続　令和6年4月1日現在 児童養護施設　376名 乳児院　45名	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数		加算分保護単価の設定があった施設数、加算職員数 【児童養護施設、乳児院】 令和4年度　13施設（36名） 令和5年度　13施設（37名）	専門職の職員体制の維持継続	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数		施設機能強化推進費の認定施設数 【児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設】 令和4年度　3施設 令和5年度　3施設	極力多くの施設で実施可能 児童養護施設　11施設 乳児院　3施設 児童心理治療施設　1施設	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・一時保護専用施設の整備施設数		一時保護専用施設数 令和4年度　4施設 令和5年度　4施設	一時保護専用施設の維持継続　令和6年4月1日現在 5施設（定員24名）	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	・児童家庭支援センターの設置施設数		児童家庭支援センターの認可施設数 令和4年度　6施設 令和5年度　6施設 令和6年度　7施設	児童家庭支援センターの維持継続 令和7年4月1日現在　8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数		民間フォスタリング機関から里親支援センターへの移行（令和6年5月時点） 民間フォスタリング機関　4機関 里親支援センター　0機関	－	2機関 2機関	2機関 2機関	2機関 2機関	1機関 3機関	0機関 4機関
	・妊産婦等生活援助事業の実施施設数		県内実施事業所数 令和4年度　なし 令和5年度　なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題 ・県内実施事業所数　1事業所	－	－	－	－	1事業所
⑾ 児童相談所の強化等に向けた取組									
中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準数 児童福祉司　87名 児童心理司　42名	・児童虐待相談対応件数の推移 全国　前年比　三重県　前年比 令和元年度　193,780件　21.2%　2,229件　7.5% 令和2年度　205,044件　5.8%　2,315件　3.9% 令和3年度　207,660件　1.3%　2,147件　▲7.3% 令和4年度　219,170件　5.5%　2,408件　12.2% 令和5年度　集計中　集計中　2,162件　▲10.2% ・児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の人数と基準数 児童福祉司　スーパーバイザー　児童心理司 令和6年度　86名　19名　32名 配置基準数　87名　16名　42名	・近年、児童虐待への社会的関心の高まりを背景に年間2,000件を超える状況が続いている。 ・相談種別は近年の傾向として、DV被害相談を含む心理的虐待の割合が最も大きく、全体の約5割を占めている。 ・相談経路（市町の機関、警察等、学校等、近隣・知人、県の機関など）の相談すべてで前年度から減少 （警察等からの相談が減少したのは、DV対応件数が減ったことが原因と考えらる。） ・被虐待児童の年齢ごとの件数は、3歳未満の件数の減少幅が大きかったことにより、中学生の件数よりも少なくなった。	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名
小分類	・児童相談所の管轄人口		令和4年　令和5年 北勢児童相談所管内　582,625人　581,303人 鈴鹿児童相談所管内　243,038人　241,907人 中勢児童相談所管内　472,147人　469,019人 南勢志摩児童相談所管内　222,515人　218,802人 伊賀児童相談所管内　161,604人　159,467人 紀州児童相談所管内　62,866人　61,365人 合計　1,744,795人　1,731,863人	・各々の地域で人口減少 ・前期計画策定時（令和2年3月）よりも減少率が大きい。					
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）		第三者評価を実施する児童相談所なし	極力多くの児童相談所において第三者評価を実施する。	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・市町村支援児童福祉司の配置数		市町支援児童福祉司の配置なし	・児童相談所の体制整備を優先 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成が必要である。	－	－	－	－	⇧
	・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数		児童福祉司一人あたりの児童虐待相談対応件数 令和4年度　34件 令和5年度　28件	職員数が増加し児童虐待相談対応件数が横ばいのため減少					
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		児童福祉司スーパーバイザーの配置数 令和4年度　8名 令和5年度　15名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度から微増 令和6年度　19名	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		医師の配置数 令和4年度　常勤：1名　非常勤：2名 令和5年度　常勤：1名　非常勤：2名	医師の配置数は維持継続	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・保健師の配置数		保健師の配置数 令和4年度　8名（うち5名兼務） 令和5年度　8名（うち5名兼務）	保健師の配置数は維持継続	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		弁護士の配置数 令和4年度　非常勤：1名 令和5年度　非常勤：1名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度に倍増の6名体制（一時保護関係で増員） 令和6年度　非常勤：3名	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		児童福祉司任用後の研修参加者 令和4年度　22名 令和5年度　16名	・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進 ・2年間の実績値の平均参加者数 （2年間の平均参加者数19名+こども家庭ソーシャルワーカー取得者1名以上）	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧
	・専門職採用者数（割合）		＜専門職の採用者数＞　令和4年度　令和5年度 福祉技術　5名　6名 児童福祉　7名　4名 心理判定　6名　3名	・年々、職員応募数が厳しくなっており、年間通じて採用活動を実施 ・採用活動は維持継続	⇧	⇧	⇧	⇧	⇧

「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大分類	施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学の状況 施設退所後または里親委託解除後3年後の孤立の状況	就職・進学率　100% 孤立率　0%	・退所者のアンケート調査結果 退所後も多くの方が施設職員と連絡の実態 約4割の方が初めて勤めた職場を離職の実態 行政等の各種手続や金銭管理等の習得の必要性 大学等へ進学する意識の低さの再認識 ・施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護施設出身の大学生等のアドバイザー派遣 ・ 三重県児童養護施設協会による高校生交流会や自立を励ます会の実施 ・ 自立支援にあたる専任職員を配置	施設退所後又は里親委託解除後に就職又は進学した子どもが、3年後、諦めずに就職又は在学している率 令和4年度　就労のみ　65% 令和5年度　就労のみ　74%	80% 0%	85% 0%	90% 0%	95% 0%	100% 0%

⑵　当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 （利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、委託里親、ファミリーホームに派遣された割合 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設（1施設）へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 （アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。） ・派遣先 一時保護所　2施設 一時保護専用施設　5施設 児童養護施設　11施設 乳児院　3施設 児童自立支援施設　1施設 児童心理治療施設　1施設 ファミリーホーム　5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー ホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数		平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修（アドボカシーの原則等の学習）を実施 里親登録前研修（基礎研修）の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる。 ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する。 令和4年度 関係職員：2回（41人）　子ども：8回（169人） 令和5年度 関係職員：2回（44人）　子ども：10回（184人）	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催、1回あたり30名参加	関係職員 2回（60名） 子ども 10回（300名）	関係職員 2回（60名） 子ども 10回（300名）	関係職員 2回（60名） 子ども 10回（300名）	関係職員 2回（60名） 子ども 10回（300名）	関係職員 2回（60名） 子ども 10回（300名）
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）		平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度　アンケート実施件数　120件 令和5年度　アンケート実施件数　204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度		平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボカシーセンターMIEがアンケート調査を実施（認知度・利用度・満足度は調査対象外） 令和4年度　アンケート実施件数　120件 令和5年度　アンケート実施件数　204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度		・平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生（性）教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもか ら意見の申立てがあった件数		・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。					
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無		・社会的養育推進計画（Ⅰ期）策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画（Ⅰ期）策店検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。					

「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標 令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑽ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組									
中分類	・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1箇所	社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題である。 ・県内整備箇所数　1事業所	ー	ー	ー	ー	1事業所
小分類	・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）		児童自立生活援助事業の届出数、入居人数 （各年度末時点） 令和4年度　令和5年度　令和6年5月 【Ⅰ型】2か所(5名)　2か所(6名)　2か所(9名) 【Ⅱ型】ー　ー　ー 【Ⅲ型】ー　ー　8か所(8名)	児童自立生活援助事業の届出数、入居児童数 【Ⅰ型】維持継続　需要と供給でミスマッチあり 【Ⅱ型】微増予測 【Ⅲ型】微増予測	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】
	・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況		社会的養護自立支援協議会の整備なし	・整備にあたり支援人材の確保や地域における役割分担が必要である。 ・県内整備箇所数　1協議会	ー	ー	ー	ー	1協議会
⑾ 児童相談所の強化等に向けた取組									
中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準数 児童福祉司　87名 児童心理司　42名	・児童虐待相談対応件数の推移 全国　前年比　三重県　前年比 令和元年度　193,780件　21.2%　2,229件　7.5% 令和2年度　205,044件　5.8%　2,315件　3.9% 令和3年度　207,660件　1.3%　2,147件　▲7.3% 令和4年度　219,170件　5.5%　2,408件　12.2% 令和5年度　集計中　集計中　2,162件　▲10.2% ・児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の人数と基準数 児童福祉司　スーパーバイザー　児童心理司 令和6年度　86名　19名　32名 配置基準数　87名　16名　42名	・近年、児童虐待への社会的関心の高まりを背景に年間2,000件を超える状況が続いている。 ・相談種別は近年の傾向として、DV被害相談を含む心理的虐待の割合が最も大きく、全体の約5割を占めている。 ・相談経路（市町の機関、警察等、学校等、近隣・知人、県の機関など）の相談すべてで前年度から減少 （警察等からの相談が減少したのは、DV対応件数が減ったことが原因と考えらる。） ・被虐待児童の年齢ごとの件数は、3歳未満の件数の減少幅が大きかったことにより、中学生の件数よりも少なくなった。	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名
小分類	・児童相談所の管轄人口		令和4年　令和5年 北勢児童相談所管内　582,625人　581,303人 鈴鹿児童相談所管内　243,038人　241,907人 中勢児童相談所管内　472,147人　469,019人 南勢志摩児童相談所管内　222,515人　218,802人 伊賀児童相談所管内　161,604人　159,467人 紀州児童相談所管内　62,866人　61,365人 合計　1,744,795人　1,731,863人	・各々の地域で人口減少 ・前期計画策定時（令和2年3月）よりも減少率が大きい。	↗	↗	↗	↗	↗
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）		第三者評価を実施する児童相談所なし	極力多くの児童相談所において第三者評価を実施する。	→	→	→	→	→
	・市町村支援児童福祉司の配置数		市町支援児童福祉司の配置なし	・児童相談所の体制整備を優先 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成が必要である。	ー	ー	ー	ー	→
	・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数		児童福祉司一人あたりの児童虐待相談対応件数 令和4年度　34件 令和5年度　28件	職員数が増加し児童虐待相談対応件数が横ばいのため減少	↘	↘	↘	↘	↘
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		児童福祉司スーパーバイザーの配置数 令和4年度　8名 令和5年度　15名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度から微増 令和6年度　19名	→	→	→	→	→
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		医師の配置数 令和4年度　常勤:1名　非常勤:2名 令和5年度　常勤:1名　非常勤:2名	医師の配置数は維持継続	→	→	→	→	→
	・保健師の配置数		保健師の配置数 令和4年度　8名（うち5名兼務） 令和5年度　8名（うち5名兼務）	保健師の配置数は維持継続	→	→	→	→	→
	・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		弁護士の配置数 令和4年度　非常勤:1名 令和5年度　非常勤:1名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度に倍増の6名体制（ー時保護関係で増員） 令和6年度　非常勤:3名	→	→	→	→	→
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		児童福祉司任用後の研修参加者 令和4年度　22名 令和5年度　16名	・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進 ・2年間の実績値の平均参加者数 （2年間の平均参加者数19名+こども家庭ソーシャルワーカー取得者1名以上）	→	→	→	→	→
	・専門職採用者数（割合）		＜専門職の採用者数＞　令和4年度　令和5年度 福祉技術　5名　6名 児童福祉　7名　4名 心理判定　6名　3名	・年々、職員応募数が厳しくなっており、年間通じて採用活動を実施 ・採用活動は維持継続	→	→	→	→	→

【参考データ】

都道府県・市区町村の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口

	三重県人口計	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	0～19歳(小計)	現行計画の数値	差
2020年(令和2年)実績値	1,770,254	61,916	72,525	78,932	82,421	295,794	298,595	▲ 2,801
2025年(令和7年)予測値	1,703,095	52,603	62,250	72,362	76,521	263,736	279,603	▲ 15,867
2030年(令和12年)予測値	1,637,434	50,904	53,189	62,232	70,127	236,452	258,381	▲ 21,929

措置児童（潜在的需要分を除く）の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
① 0～19歳人口	295,794	287,424	282,249	276,269		270,003	263,736	258,279	252,822	247,366	241,909	236,452
② 0～18歳人口	276,732	271,379	265,836	259,708		253,913	248,020	242,888	237,757	232,625	227,493	222,362
②÷① 割合	93.56%	94.42%	94.18%	94.01%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%
3歳未満人口	35,170	34,217	33,739	32,600								
うち措置児童数	41	38	39	37		37	36	35	35	34	33	32
措置児童の割合	0.117%	0.111%	0.116%	0.113%	0.114%							
3歳以上就学前人口	53,464	52,234	50,060	48,167								
うち措置児童数	83	89	80	73		76	75	74	72	70	69	67
措置児童の割合	0.155%	0.170%	0.160%	0.152%	0.159%							
学童期以降	188,098	184,928	182,037	178,941								
うち措置児童数	416	385	386	386		372	363	355	348	341	333	326
措置児童の割合	0.221%	0.208%	0.212%	0.216%	0.214%							
全体★	540	512	505	496		485	474	464	455	445	435	425
うち措置児童の割合	0.195%	0.189%	0.190%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%
構成割合 3歳未満	7.59%	7.42%	7.72%	7.46%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%
構成割合 3歳以上就学前	15.37%	17.38%	15.84%	14.72%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%
構成割合 学童期以降	77.04%	75.20%	76.44%	77.82%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%

潜在的需要分の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
要対協の要保護・要支援児童数	5,063	5,385	5,786	6,083	5,579	6,467	6,875	7,309	7,771	8,261	8,783	9,337
前年度比③	ー	106.36%	107.45%	105.13%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%
ショートステイ利用実績（延べ日数）	2,090	1,437	1,677	2,016	1,805	2,275	2,566	2,896	3,267	3,686	4,159	4,693
前年度比④	145.64%	68.76%	116.70%	120.21%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%
養育支援訪問実績（延べ件数）	3,847	2,979	3,335	3,668	3,457	3,653	3,638	3,623	3,608	3,593	3,578	3,563
前年度比⑤	98.97%	77.44%	111.95%	109.99%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%
一時保護児童数	787	759	825	803	794	787	772	756	742	727	713	698
前年度比⑥	89.64%	96.44%	108.70%	97.33%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%
2か月を超えて一時保護した件数	61	47	80	109	74	130	155	185	221	264	315	376
前年度比⑦	93.85%	77.05%	170.21%	136.25%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%
潜在的需要率 (③×④×⑤)×(⑥×⑦)＝⑧					139.75%							
全体★×潜在的需要率⑧						678	663	649	635	622	608	594
構成割合 3歳未満	ー	ー	ー	ー	7.55%	51	50	49	48	47	46	45
構成割合 3歳以上就学前	ー	ー	ー	ー	15.83%	107	105	103	100	98	96	94
構成割合 学童期以降	ー	ー	ー	ー	76.62%	520	508	497	487	477	466	455

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2025年予測値			2026年予測値			2027年予測値			2028年予測値			2029年予測値			2030年予測値		
	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設	合計	里親	施設
3歳未満	50	30	20	49	29	20	48	29	19	47	28	19	46	28	18	45	27	18
3歳以上就学前	105	63	42	103	62	41	100	60	40	98	59	39	96	58	38	94	56	38
学童期以降	508	203	305	497	199	298	487	195	292	477	191	286	466	186	280	455	182	273
合計	663	296	367	649	290	359	635	284	351	622	278	344	608	272	336	594	265	329

里親委託率
60%
60%
40%
45%

【用語集】

※	用語	用語の意味
1	三重県社会的養育推進計画(前期計画)	令和2(2020)年3月に策定された社会的養育を推進するための計画(令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間)のうち、前半(令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度まで)の5年間の計画のこと。今回策定した計画は、国の策定要領に基づき、後半(令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度まで)の計画を新しい計画として見直している。
2	子どもを虐待から守る条例	県民全体で子どもを虐待から守り、次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的として、平成16(2004)年３月に制定された三重県条例
3	児童相談センター	三重県内の児童相談所の業務及び連携をバックアップし、その機能や専門性を高めるために、平成17(2005)年度より設置された機関。令和6(2024)年度の組織改編により廃止された。
4	三重県子ども条例	子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざして平成 23(2011)年4月に施行された三重県条例。大切にしたい考え方(基本理念)として、子どもを権利の主体として尊重すること、子どもの最善の利益を尊重すること、及び子どもの力を信頼することを示している。
5	リスクアセスメントツール	迅速な虐待通告に対する初期の危険度の判定や、ケース進行中の対応・支援方針の決定のためのチェックリスト
6	三重県家庭的養護推進計画	原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針に基づいて、平成27(2015)年3月に策定した県の計画
7	児童虐待対応支援システム	児童虐待の再発率の減少や業務効率改善等のため、人工知能(AI)や ICT 機能を備えたシステム
8	子どもの権利擁護コーディネーター	アドボカシー事業の推進や子どもの権利擁護の取組の環境整備などを進めるため、事業実施の調整や、子どもから意見表明があった場合の担当児童福祉司などとの調整などを行う。
9	アドボケイト	権利表明が困難な子どもや寝たきりの高齢者、障害者など、人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護する人のことをアドボケイト(advocate)と呼ぶ。子どもの代弁者は子どもアドボケイトという。
10	児童虐待	保護者(親権者)が子どもに対して行う行為(身体的虐待(殴る、蹴る等)、ネグレクト(養育怠慢)、心理的虐待(暴言、怒鳴る、子どもの目の前で喧嘩をする等)、性的虐待(性的なことをする、させる、見せる等))
11	社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことで、「子どもの最善の利益のために」という考え方と「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障するものである。

12	一時保護	児童福祉法第33条の規定により、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、もしくは児童の心身の状況、置かれている環境などを把握するために行われる、児童相談所の判断で子どもを一時的に保護者から引き離す措置のこと
13	アドミッションケア	児童養護施設への入所や里親への委託前に、施設見学や体験入所を行うことで、子どもの不安を取り除いたり、生活リズムを整えたりすることを目的とした支援をいう。
14	アセスメント	一般的なアセスメントの意味には、「現状を把握」、「困りごとを明確にする」、又は「意向や希望を明確にする」がある。児童福祉分野では、子どもの状況や問題などを把握・分析し、どのような支援が必要なのかを明確にすること
15	家庭養育優先の原則	児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援したうえで、家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じること
16	里親	保護者の病気や離婚、虐待など様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、必要な期間、温かい家庭的な雰囲気の中でその子どもたちを養育する制度
17	リービングケア	施設を退所する前の準備期間に行う支援(退所後の生活を想定した準備や、必要に応じて一人で生活する練習など)をいう。
18	アフターケア	児童養護施設からの退所後、里親への委託を解除された後に、退所者等に対して行う自立に向けた支援をいう。
19	子どもの権利ノート	プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活するうえで保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡す。(平成 20(2008)年度に改訂)
20	子どもの権利擁護相談手紙	措置中の生活で権利侵害等があったときに子どもが県に相談するための手紙
21	代替養育	社会的養育は、保護者と分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合に、その児童が新しく養育を受ける環境を代替養育という。主な代替養育の場として、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設がある。
22	措置 (児童相談所が行う児童福祉施設等への入所)	相談や通告のあった児童の最善の利益を確保するため、家庭分離が必要と認められる際に、児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、里親や児童養護施設等に入所させる措置のこと
23	被措置児童等虐待	児童養護施設等の職員等が、入所する児童等に対して、その身体に外傷を生じさせるおそれのある暴行やわいせつな行為、食事を与えない、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことをいう。
24	パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと
25	ケースマネジメント	様々な支援機関におけるサービスの調整を図り、包括的かつ継続的なサービス提供を行う援助方法

26	養子縁組	養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度のこと。養子縁組には、①縁組後も実親子関係が存続する「普通養子縁組」と②縁組により実親子関係が終了する「特別養子縁組」の2つがある。
27	児童相談所	児童福祉法に定められた相談機関であり、一義的な相談窓口である市町の後方支援機関として、児童についての相談のうち、専門性を要する事例や児童虐待など難しい事例に対応する行政機関
28	里親会	里親制度に関する調査研究や里親希望者の開拓、里親及び里親に委託されている子どもの相談指導などを行い、里親制度の普及発展に寄与することを目指し活動する組織(全国里親会と地域ごとにある里親会がある。)
29	民間あっせん機関	養子縁組のあっせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、また養親希望者や児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う機関
30	要保護児童対策地域協議会	保護・支援の必要な児童の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関
31	ハブ機能	IT 分野では、ネットワーク上で複数のデバイスを接続するための機器のことであり、ネットワーク内の各デバイスがデータをやり取りするための中継点としての役割を果たす。この計画では、子どもや子育て家庭の情報が集積し、その情報を関係機関等から収集したり、関係機関等へ配信したりする情報共有の心臓部的な役割を果たすことをいう。
32	コーディネート	関係する者や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることをいう。特に、児童福祉分野において、児童やその家庭の視点に立って、必要な支援を統合的に調整することをいう。
33	潜在的需要	代替養育を必要とする子どものうち、社会に明らかに表面化している(顕在化している)子ども以外で、社会的に潜んでいて社会的に明らかになっていない子どもの数のこと
34	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
35	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
36	ショートステイ(短期入所生活援助事業)	保護者の疾病等の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、一定期間、児童養護施設等において子ども(及び保護者)を預かる事業
37	養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
38	PDCAサイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(測定・評価)・Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高める仕組み

39	特定妊婦	予期しない妊娠や貧困などで子どもを育てることが難しく、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。
40	一時保護所	児童相談所に附置し、保護を必要とする子どもや家庭で過ごすことが難しい子どもを一時的に預かる場所
41	OJT	On the Job Training（オンザジョブトレーニング）の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法
42	こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う市町の機関をいう。
43	統括支援員	こども家庭センター内において、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有し、母子保健機能と児童福祉機能の双方のマネジメントができる責任者
44	母子保健コーディネーター	市町の母子保健相談窓口等で妊娠期から子育て期にかけての様々な相談対応を行う保健師や助産師の資格を持つ専門職で、市町における母子保健サービスの中心的な役割を担う。
45	児童家庭支援センター	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護者等に対する指導を行うなど地域の子どもや家庭の福祉の向上のため活動する機関（三重県では児童養護施設に附置されている。）
46	子育て短期支援事業	家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助（ショートステイ）事業のほか、平日の夜間や休日など部分的に養育が困難となった場合の夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。
47	フォスタリング機関（事業）	里親の普及啓発及び状況把握、里親登録前から委託後の里親研修、子どもと里親家庭との調整、子どもの委託中の里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した支援を行う機関（事業）
48	保護者支援プログラム	児童虐待の発生予防や虐待が発生した家庭の再発防止、家族関係の再構築の支援のために用いられるメニューの一つ
49	児童虐待相談対応件数	1年間（4月～3月）で児童相談所が受理した相談のうち、虐待として対応した件数
50	委託一時保護	必要に応じて民間の機関などに一時保護を委託すること
51	一時保護専用施設	児童養護施設等において、一時保護された児童の受入れを専門に行うユニット（小規模な生活単位の居室）をいう。
52	一時保護ガイドライン	一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示された国の指針をいう。

53	里親支援専門相談員	児童養護施設と乳児院に配置される職員。児童相談所の里親担当職員やフォスタリング機関などと連携して所属施設の入所児童の里親委託を推進する。また、里親の新規開拓や里親向け研修、アフターケアとしての相談対応等を行う。
54	オールユニット化	子どもたちの家庭的養育を推進していくために、児童養護施設等の本体施設全体を少人数のグループがユニット内で生活できるように整備していくこと
55	多機能化	児童養護施設や乳児院が本来の児童養護の入所施設の外に、一時保護専用施設の設置運営、フォスタリング事業の実施、児童家庭支援センターの設置運営等を行うこと
56	DV 被害者	配偶者から身体的暴力、精神的暴力等の暴力を受けている者
57	三重県立子ども心身発達医療センター	平成29(2017)年6月に新設された県の機関で、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉機関である三重県立草の実リハビリテーションセンターと三重県立小児心療センターあすなろ学園、三重県児童相談センターの難聴児支援部門が統合された。 https://www.pref.mie.lg.jp/CHILDC/index.htm (子ども心身発達医療センターHP)
58	夫婦小舎制	職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み，家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという支援形態
59	ふるさと納税	本来は自分の住まいがある自治体に納税する税金を、自分の故郷や応援したい自治体など好きな自治体を選んで個人で寄付ができる制度。税金の還付や控除が受けられる仕組みである。
60	企業版ふるさと納税	企業が自治体に寄付をすると法人税等の税負担が軽減される制度

別冊７

三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに
困難な問題を抱える女性への支援のための
基本計画
【中間案】

令和６（２０２４）年１２月

三重県

＜目次＞

第１章　計画策定における基本的な考え方

１．策定の趣旨 …… １
２．計画の位置づけ …… ２
３．計画の期間 …… ３
４．基本理念 …… ３
５．支援対象者 …… ３

第２章　県における現状および課題

１．現状 …… ４
（１）県における女性支援事業の概要 …… ４
①女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）
②女性自立支援施設
③女性相談支援員
④母子生活支援施設
⑤警察
⑥三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）
（２）県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状 …… ５
①女性相談支援センターの相談状況
②女性相談支援センターの年齢別受付状況
③女性相談支援センターの主訴別受付状況
④ＤＶ相談件数
⑤一時保護人数
⑥ＳＮＳ相談事業「三重県ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力相談」の実績
（３）「ＤＶ防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果 … 10
（４）「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果 21
（５）県内外ＮＰＯからの聞き取り結果 …… 26
（６）「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画（第６次計画）」の実績 …… 28

２．課題 …… 30

第３章　県における今後の施策の方向性と取組内容

１．今後の施策の方向性 …… 31
２．計画の体系 …… 32
３．役割分担 …… 33
（１）県の役割 …… 33
（２）市町の役割 …… 33
（３）民間団体の役割 …… 33
４．具体的な取組内容 …… 34
（１）個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】 …… 34
①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進
②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究
③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知
（２）支援につながる相談窓口の整備【相談支援】 …… 36
①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり
②女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実
③女性相談支援センターを中心とした、ＳＮＳや民間団体を活用しての相談窓口の設置
④個々の状況に応じた専門相談の実施
（３）安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】 …… 39
①安全・安心の確保と保護体制の充実
②同伴する子どもへの支援の充実
③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施
（４）困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】 …… 41
①官民協働による孤立させない若年女性への支援
②本人に寄り添った支援のための体制づくり
③生活基盤を支えるための支援
④居場所づくりの支援
⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実
⑥外国人、障がい者、高齢者、ＬＧＢＴＱなどの当事者への対応

（５）関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】　……　46
①支援調整会議およびＤＶ対策協議会を活用した連携体制の構築および強化
②困難女性の支援における関係機関の連携強化
③市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進
④関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底
⑤支援者の養成

第４章　計画の推進

１．推進および連携体制　…… 50
２．計画の進行管理　…… 50
３．数値目標　…… 51

第５章　その他重要事項

１．基本計画の見直し　…… 52

【参考資料】　…… 53
〇困難な問題を抱える女性への支援フローチャート
〇各種統計データ
〇「ＤＶ防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果
〇「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果
〇県内外ＮＰＯからの聞き取り結果

第１章　計画策定における基本的な考え方

１．策定の趣旨

全ての人は、個人として尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるものでなければなりません。

しかし、女性は、性的な暴力に遭遇する場合が多く、妊娠、出産などに関連して女性特有の問題があり、また、社会的、文化的に形成されてきた性別（ジェンダー）による役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見を受ける状況にあります。

このような状況により、近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化し、従来の法制度による枠組みではとらえきれない困難な問題に直面する危険が高まっており、孤独・孤立からの脱却といった視点を持って、困難な問題を抱える女性への支援を通じて人権の擁護・福祉の増進を図ることが必要となっています。

国においても、旧売春防止法に根拠を置く婦人保護事業そのものの制度的限界をふまえた新たな枠組みの構築をめざすべきとの動きが高まり、令和４（2022）年５月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立し、さらに、令和５（2023）年３月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が公示され、そして、困難女性支援法においては、令和６（2024）年４月から施行されているところです。

また、一方で人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（ＤＶ）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成 13（2001）年４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成 16（2004）年には、ＤＶ防止法が改正され、ＤＶの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令など）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、県では、平成 18（2006）年３月に「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、その推進に取り組んできました。

平成 20（2008）年のＤＶ防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命または身体に対する脅迫行為を追加、親族などへの接近禁止命令の追加など）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

平成 25（2013）年のＤＶ防止法改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力および被害者についても配偶者からの暴力およびその被害者に準じて法の適用対象とするという改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

令和元（2019）年には、児童福祉法などと併せてＤＶ防止法も改正され、児童虐待防止対策とＤＶ対策との連携強化が図られました。

県では、こうした法改正の内容をふまえ、令和２（2020）年３月に「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画（第６次計画）」を策定し、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までを計画期間として取組を推進しており、今年度が計画の最終年度となっています。

また、その後も令和５（2023）年にＤＶ防止法の改正が行われ、保護命令制度の拡充（接近禁止命令の発令要件の拡大など）などにより、さらにＤＶ被害者への支援が拡充されたところです。

この計画は、困難女性支援法や基本方針に基づき、困難な問題を抱える女性への機能的な支援体制を整備するために策定するものであり、また、政策的に関連の深い「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」と一体的に策定するものです。

県は、この計画を「三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」として策定し、困難な問題を抱える女性への支援に係る今後の方向性を示すとともに、さまざまな支援施策を推進するものとします。

２．計画の位置づけ

この計画は、困難女性支援法第８条第１項およびＤＶ防止法第２条の３第１項に基づき策定するものです。

また、この計画は、「みえ元気プラン」、「第３次三重県男女共同参画基本計画」および「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」に示すめざす姿の実現に向けた計画として位置づけています。

この他にも、「三重県犯罪被害者等支援推進計画　第二期」、「健やか親子いきいきプランみえ（第３次）」などの、困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の各計画との整合を図っています。

そして、この計画は、今後制定が予定されている「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」に基づく施策とも関係性があるものとして位置づけています。

３．計画の期間

この計画の期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。

なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的方針の見直しなど、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

４．基本理念

困難女性支援法、ＤＶ防止法の基本的な考え方に基づき、次のとおりとします。

- **女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。**

- **困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。**

- **人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。**

- **個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。**

５．支援対象者

支援対象者とは、家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。

また、ＤＶ被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

第２章　県における現状および課題

１．現状

（１）県における女性支援事業の概要

①女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

県の女性支援事業の中枢として、困難女性支援法に基づく困難な問題を抱える女性への支援と、ＤＶ防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしてＤＶ被害者への支援を実施しています。

電話相談、来所相談、ＳＮＳ相談、各種専門相談などの相談対応、支援機関の紹介、同伴家族を含めた緊急時における安全の確保および一時保護、県内の母子生活支援施設などへの一時保護委託、女性自立支援施設への入所措置、ＤＶ被害者などへのメンタルケア、ＤＶ被害者への保護命令制度の利用に係る支援、各種啓発や研修などを行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、男性からの被害相談にも対応しています。

②女性自立支援施設

県内に１か所あり、入所者の心身の健康の回復と自立に向けた支援を行っています。

女性の自立支援を促進するため、施設では自立促進計画を策定し、女性相談支援センターと定期的に処遇検討会議を開催し、福祉事務所などの関係機関との連携も行っています。

③女性相談支援員

女性相談支援センターならびに県および各市町の福祉事務所に置かれており、困難な問題を抱える女性やＤＶ被害者などへの支援を行っています。

支援対象者にとって最も身近な相談窓口として支援への入り口を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる各種支援制度の実施機関と連携して、適切な支援につなげる役割を果たしています。

④母子生活支援施設

「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童」を入所させ、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援しており、県内には４か所あります。

一時保護委託先として、困難な問題を抱える女性への支援や妊産婦に対するサポートを実施しています。

⑤警察

主にＤＶ被害者の保護やＤＶ被害の発生を防止するための措置などを実施しています。

⑥三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）

男女共同参画社会の推進を目的に、男女共同参画に関する周知および啓発や、専門相談を含む各種相談窓口を開設しています。

（２）県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状

※全ての統計データは付属資料「資料集」を参照

①女性相談支援センターの相談状況　（単位：件）

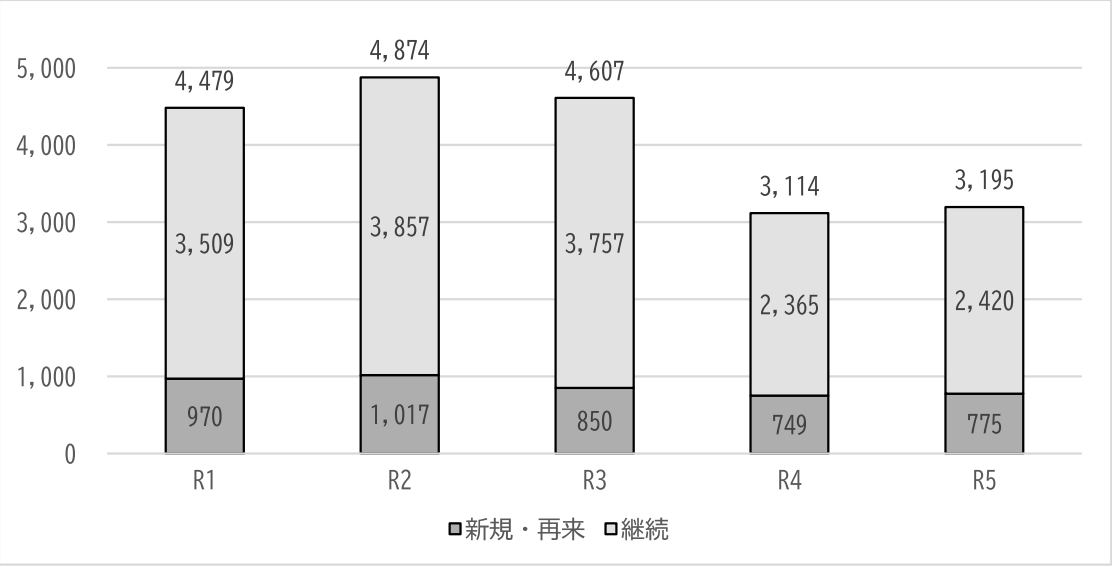

令和２（2020）年度に相談件数がピークに達し、その後令和４（2022）年度に大きく減少しています。新規・再来相談件数と継続相談件数の両方で減少が見られますが、全体として高い水準で推移しており、高止まりしている状況です。

特に新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に表れている可能性があり、令和２（2020）年度の相談件数が最も多いことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期段階で多くの女性が支援を求めたことが推測されます。その後に相談件数は減少していますが、依然として相当数の相談が寄せられているため、継続的な支援が必要であることがわかります。

②女性相談支援センターの年齢別受付状況　（単位：件）

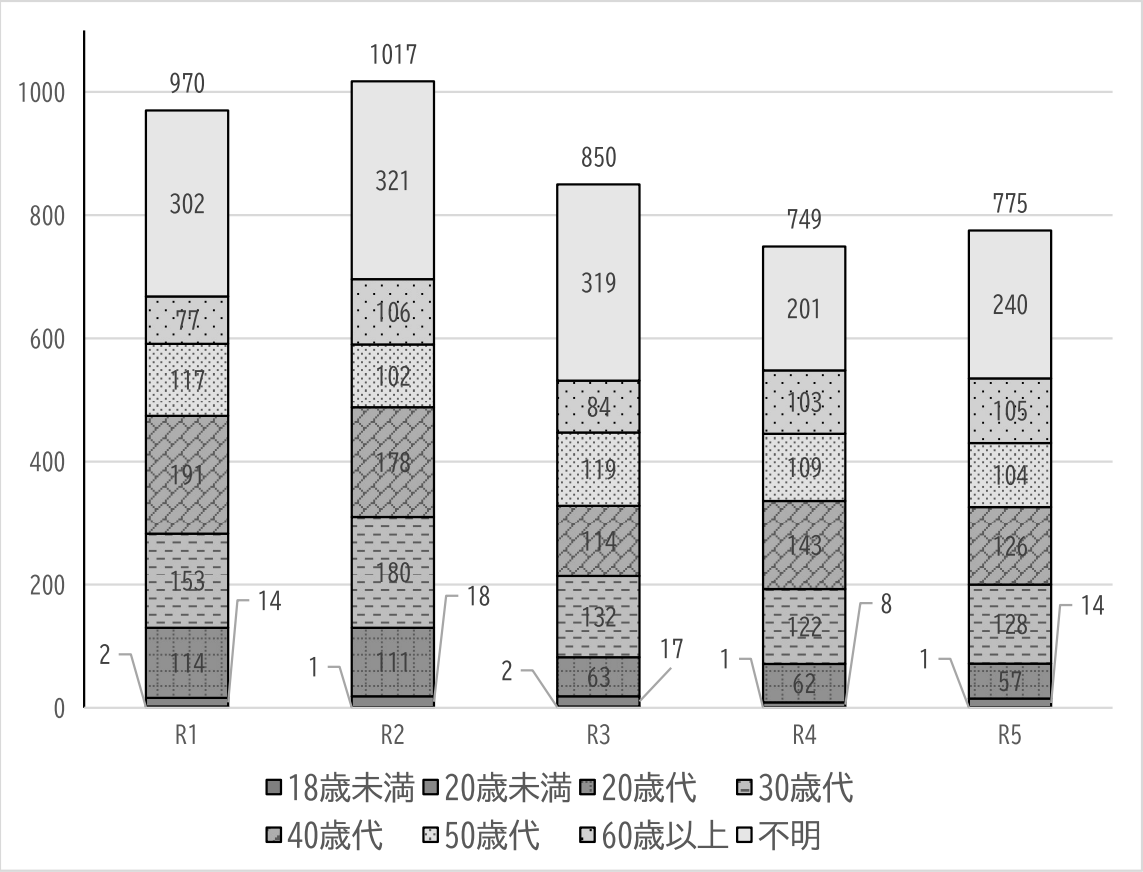

不明の件数がかなり多いことが特徴的ですが、年齢が判明している場合、30 代から 50 代にかけての層が最も多く、特に 40 代が多い傾向にあります。

若年層の相談件数が少ない理由として、若年層は電話による相談を避ける傾向があることが考えられます。

③女性相談支援センターの主訴別受付状況　（単位：件）

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	374	496	322	308	336
		酒乱・薬物中毒	0	0	1	0	0
		離婚問題	155	127	115	101	105
		その他	77	69	69	55	62
	子ども	子どもの暴力	13	7	10	8	4
		養育困難	0	0	0	0	1
		その他	31	27	29	27	28
	親族	親の暴力	22	29	22	21	19
		その他の親族の暴力	5	3	4	6	10
		その他	65	46	57	47	49
	交際相手	交際相手からの暴力	13	17	20	3	10
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1
		その他	9	5	6	1	4
	家庭不和		12	2	2	15	4
	その他の者の暴力		8	8	2	8	5
	男女問題		10	17	9	11	9
	ストーカー		10	8	8	4	7
	その他		80	84	91	67	71
住居問題			3	1	7	3	2
帰住先なし			23	29	13	13	11
経済関係	生活困窮		8	5	9	12	2
	借金・サラ金		6	0	2	4	1
	求職		0	2	2	0	3
	その他		1	2	3	1	0
医療関係	病気		6	2	12	10	6
	精神的問題		29	24	20	22	24
	妊娠・出産		3	5	7	2	0
	その他		7	2	7	0	1
不純異性交遊			0	0	1	0	0
売春強要			0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
５条違反　※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			970	1,017	850	749	775

※５条違反…売春防止法第５条違反

最も多い主訴は「夫等の暴力」であり、５年間にわたり高い件数を占めていることから、これに対する対応策を強化することが必要です。具体的には、安全な避難場所の提供や法律的な支援、心理的なカウンセリングが重要です。また、「離婚問題」も頻繁に相談されているため、離婚カウンセリングや法的助言が必要と

考えられます。一方、「精神的問題」の主訴も一定数存在することから、専門的なメンタルヘルスケアの導入についても検討する必要があります。

④ＤＶ相談件数

・女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数　（単位：件）

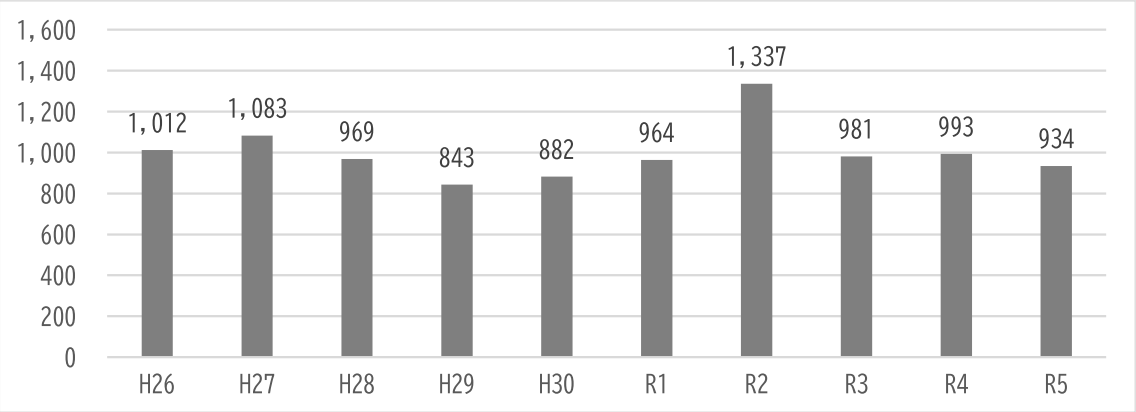

※女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数の合算値

※主訴が「夫等の暴力」によるもの

・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数　（単位：件）

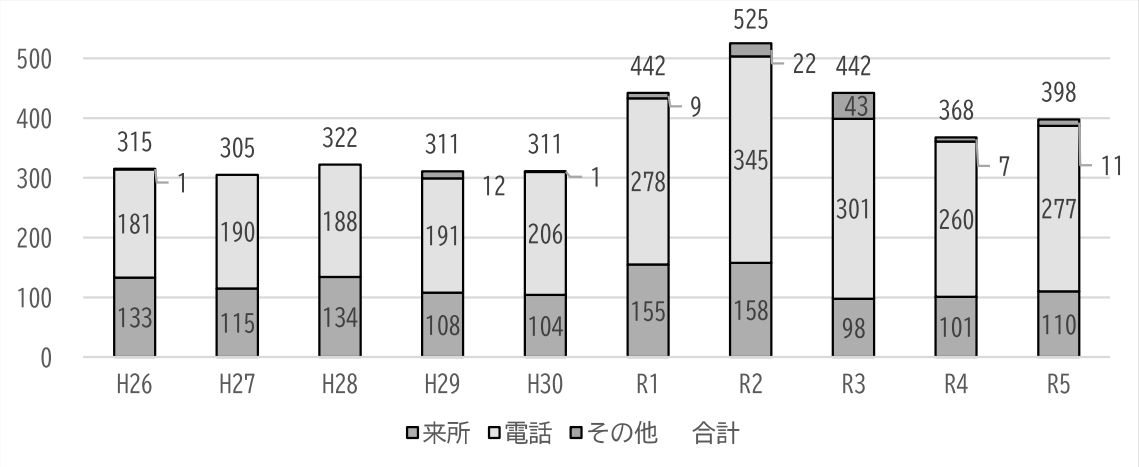

※配偶者からの暴力が関係する相談（主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない）で、かつ本人から相談があったもの

※男性からの相談件数は次のとおり（上記表の内数）　（単位：件）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

特に令和２（2020）年度に急増しており、その後は再び減少傾向にありますが、依然として高い相談件数を維持しています。新型コロナウイルス感染症の影響

が令和２（2020）年度における相談件数の急増に大きく影響した可能性が高く、社会的な拘束や不安感が増したことで、ＤＶの被害者が支援を求める動機が強まったと考えられます。ＤＶ被害者への支援を強化し、適切なサポートを提供するための体制の充実が必要とされます。また、相談数は少数ですが、その際には男性ＤＶ被害者も視野に入れて検討していくことが必要です。

⑤一時保護人数　（単位：人）

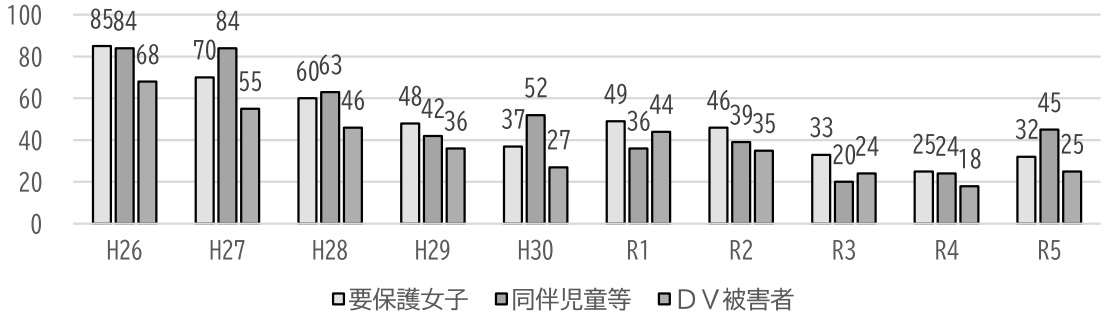

※「ＤＶ被害者」の人数は、要保護女子の内数

※「ＤＶ被害者」の件数は、主訴が「夫等の暴力」によるもの

平成 26 年度が最も件数が多く、以降は減少傾向にあります。一時保護が必要な支援対象者を適切な支援につなげるため、円滑に保護するための手法の検討が必要と考えられます。

⑥ＳＮＳ相談事業「三重県ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力相談」の実績　（単位：件）

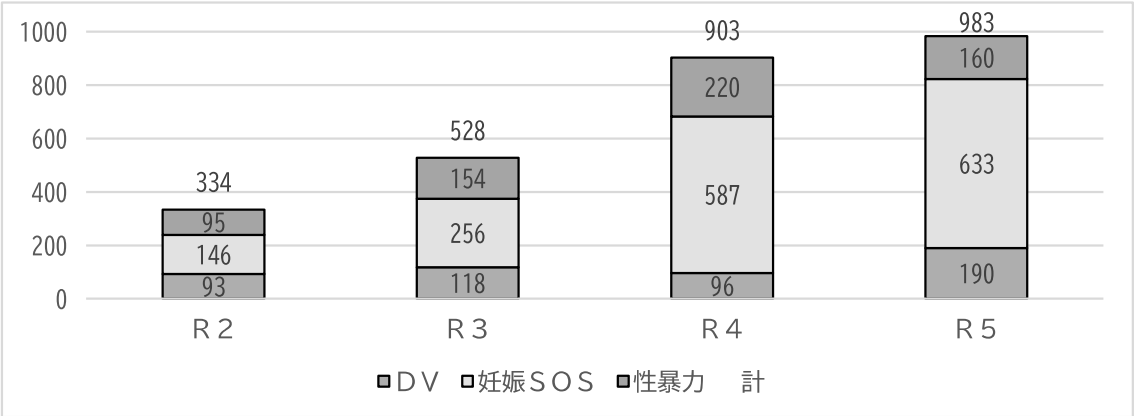

ＳＮＳ相談件数は年ごとに増加傾向にあり、特に妊娠ＳＯＳの相談が大幅に増加しています。ＳＮＳによる相談が幅広く受け入れられており、ＳＮＳが手軽に利用できる相談手段として認識されていることを示しています。また、ＤＶや性暴力に関する相談も増加しており、被害者がより多くのサポートを求めている

ことが伺えます。これに対して、効果的な支援体制を整備し、迅速に対応できるようにすることが重要です。

（３）「ＤＶ防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

　ＤＶ防止および困難女性に関する認知度と支援対象者の現状を把握するため、県内在住の 1,000 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

　調査による分析結果は次のとおりです。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

・困難女性支援法の認知度　（有効回答数：1,000 件）

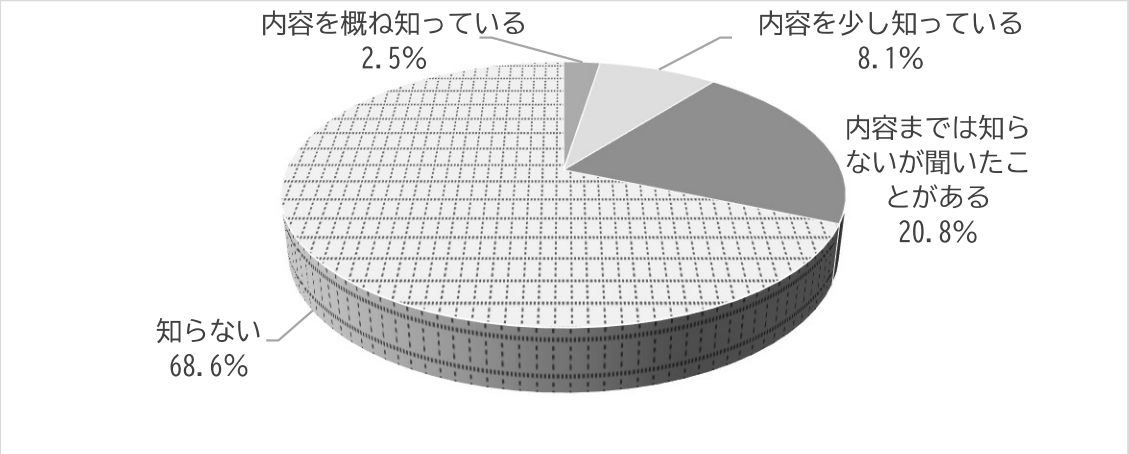

「困難女性支援法」を「知らない」と回答した割合が 68.6%と非常に高い一方で、「内容を概ね知っている」人はわずか 2.5%です。法律の周知がまだ十分ではないことがわかります。

　さまざまな媒体を活用した広範な周知活動の実施、学校や職場での広報・啓発などにより、「困難女性支援法」の認知度と理解を向上させ、困難な問題を抱える女性たちへの支援が一層効果的に機能する社会をめざすことが重要です。

・困難な問題を抱えている女性の割合　　（有効回答数：399 件）

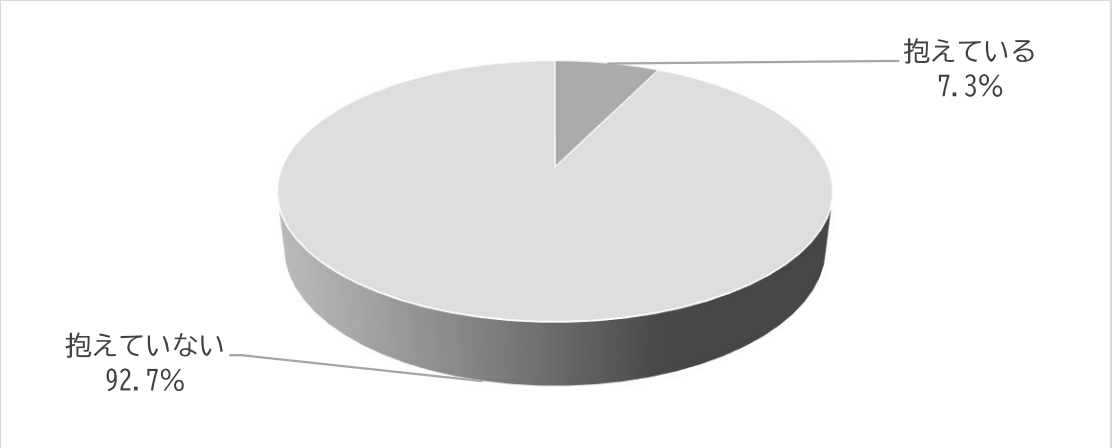

困難な問題を「抱えている」と答えた女性は 7.3%で、大多数の 92.7%の女性は困難な問題を「抱えていない」と回答しています。

問題が潜在化している可能性があるため、相談機能の強化などにより、悩みの声を拾い上げる仕組みを強化する必要があると考えられます。

・抱えている困難な問題の内容　　（有効回答数:29 件）

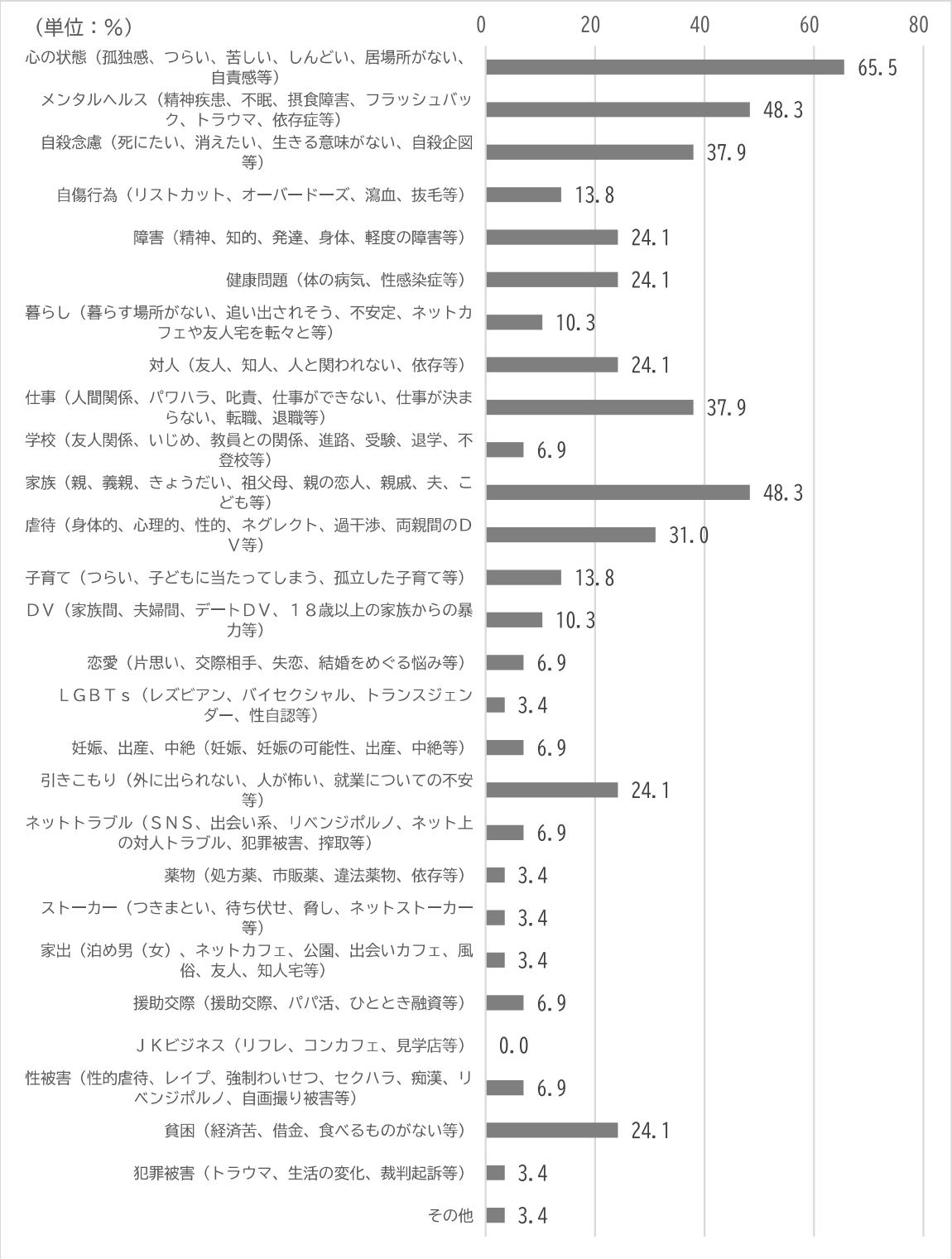

「心の状態（孤立感、つらい、苦しい、しんどい、居場所がない、自責感等）」が最も多くの回答を得ており（65.5%）、困難を感じている人びとが特に心の健

康に関して深刻な問題を抱えていることがわかります。その他にも「メンタルヘルス」や「家族」、「仕事」が主要な困難として挙げられています。

孤立感や精神的なストレスが社会全体で広く問題となっていることが反映されており、社会福祉やメンタルヘルスサポートの拡充が求められることが確認できます。

・抱えている困難な問題に関する相談の有無　（有効回答数：29 件）

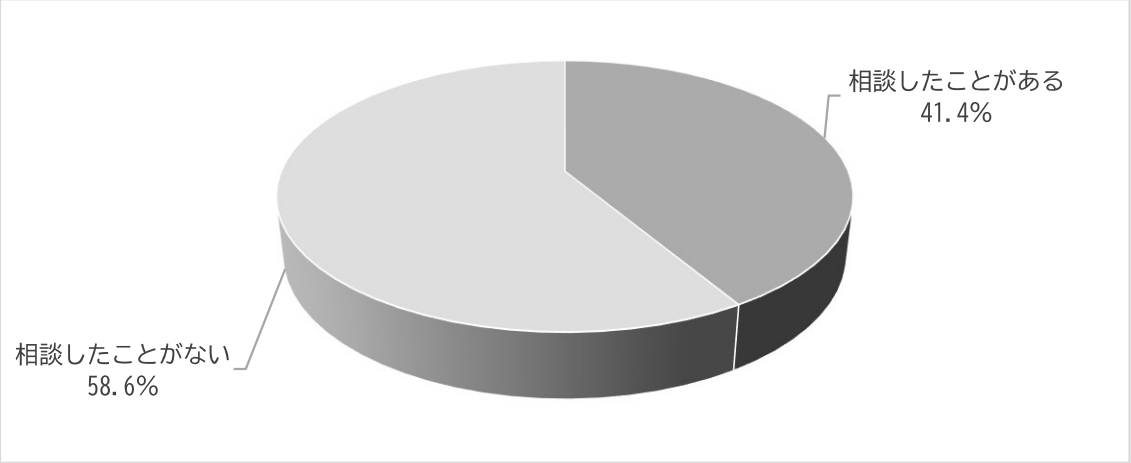

58.6%の人びとが「相談したことがない」と答えており、問題を抱えた際に助けを求めることへの抵抗感や、適切な相談先が見つからないといった課題があることが考えられます。社会としては、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境づくりが求められます。

・抱えている困難な問題の相談先　（有効回答数：12 件）

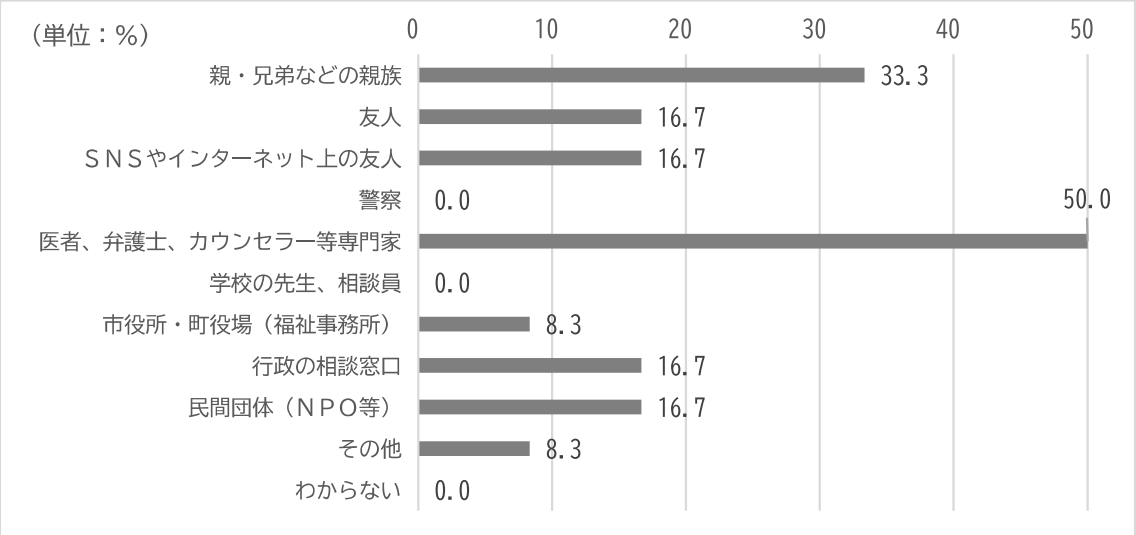

最も多く選ばれたのは「医者、弁護士、カウンセラー等専門家」（50.0%）であり、次いで「親・兄弟などの親族」（33.3%）でした。また、「行政の相談窓口」、「民間団体（ＮＰＯ等）」、「ＳＮＳやインターネット上の友人」、「友人」もそれぞれ 16.7%選ばれています。専門家への相談が最も多い点は、問題の深刻さや専門的な支援が必要であることを示していると考えられます。今後は、各公的機関の相談先のアクセス向上や認知拡大が重要であり、特に利用しやすい専門家相談サービスの拡充が求められます。

・抱えている困難な問題について相談しなかった理由　（有効回答数：17 件）

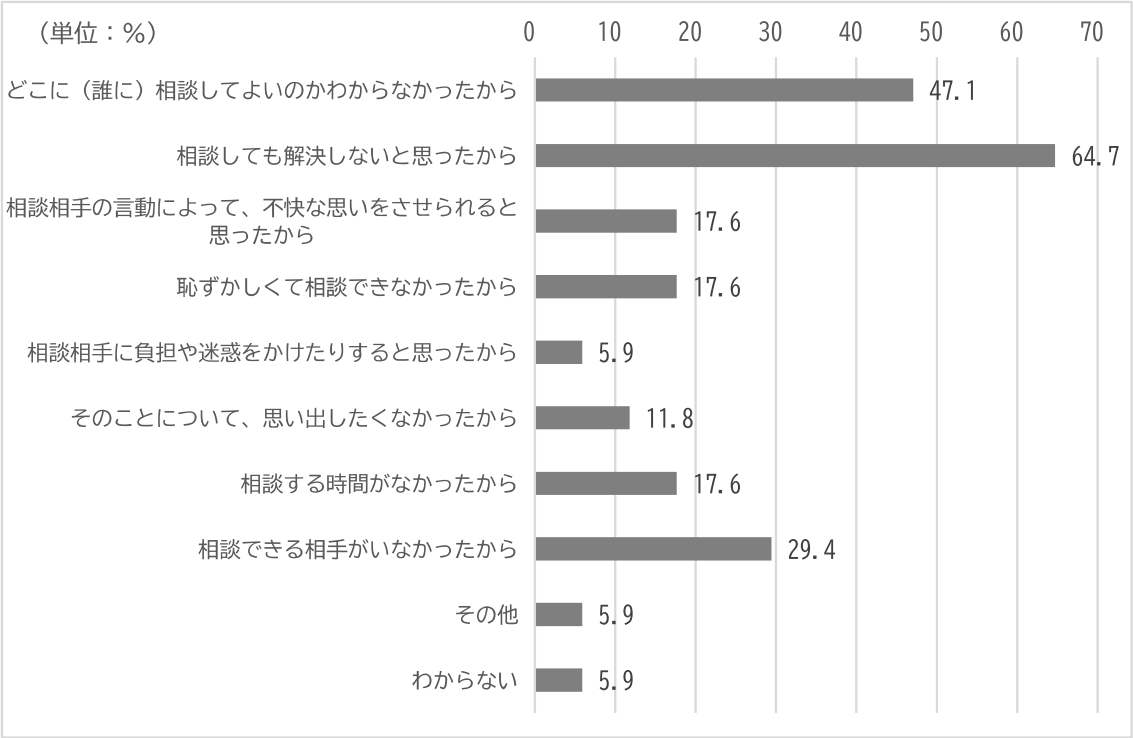

相談しなかった理由として最も多いのは「相談しても解決しないと思ったから」（64.7%）でした。次いで「どこに（誰に）相談してよいのかわからなかったから」（47.1%）、「相談できる相手がいなかったから」（29.4%）と続いています。相談しても解決する可能性に対して懐疑的であることと、どこに相談すればいいのか、誰に頼ればいいのかわからないという情報不足があると推測されます。

人びとが有効な相談先を簡単に見つけられるようにするための情報発信と支援の充実が必要です。具体的には、相談窓口の周知などにより、相談のハードルを下げる取組が有効と考えられます。

・困難な問題を抱える女性への支援に必要なこと　（有効回答数:1,000 件）

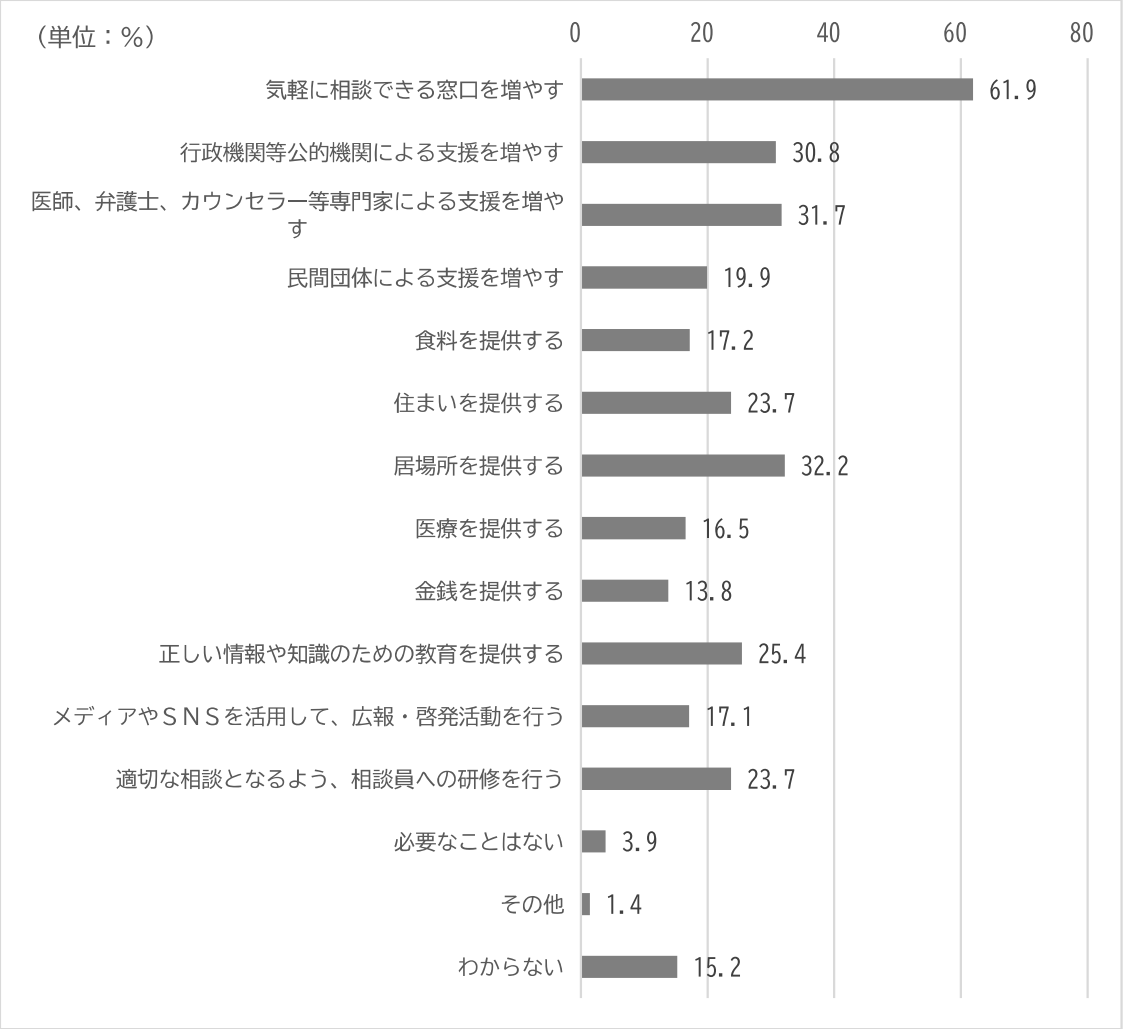

最も多く選ばれた支援策は「気軽に相談できる窓口を増やす」（61.9%）であり、次いで「居場所を提供する」（32.2%）、「医師、弁護士、カウンセラー等専門家による支援を増やす」（31.7%）が続きます。

具体的な施策として、相談窓口の拡充とアクセス向上、安全で安心できる居場所の提供、専門家による支援の充実、相談員の研修と教育の強化、広報・啓発活動の推進、包括的な支援方法の提供などが考えられます。

・ＤＶ防止法の認知度　（有効回答数：1,000 件）

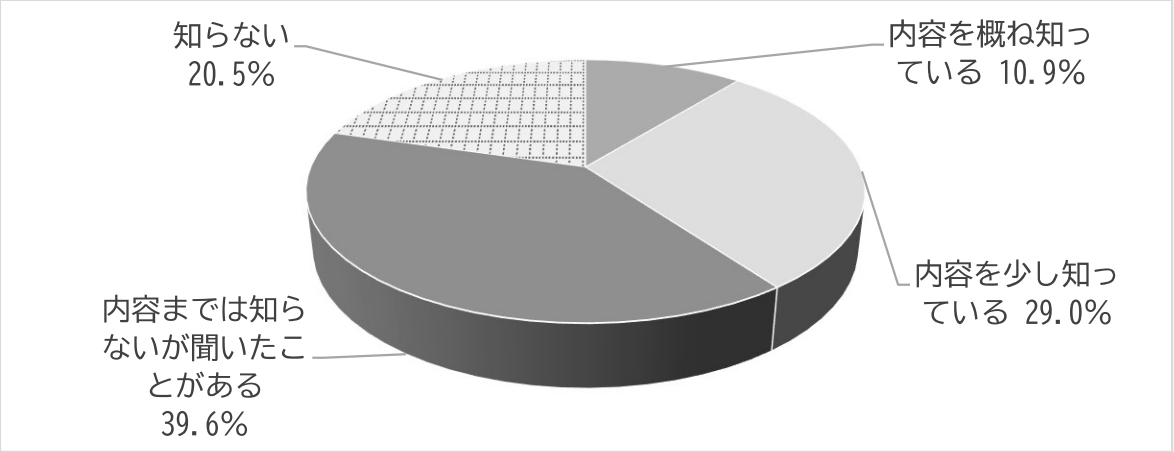

ＤＶ防止法に対する認知度は低く、特に「知らない」と回答した人が 20.5%います。法律の内容を「概ね知っている」と答えた人はわずか 10.9%に留まっています。

ＤＶ防止法についての認知度向上が急務であることを示しています。法律の具体的な内容や被害者の保護手段、利用可能な支援サービスについて広く周知する必要があります。教育機関での授業、ＳＮＳを通じた啓発キャンペーン、地域での情報共有など、身近なところから情報提供を行い、ＤＶ被害者が早期に適切な支援を受けられるような環境整備が不可欠です。

・ＤＶ被害の有無　（有効回答数：1,000 件）

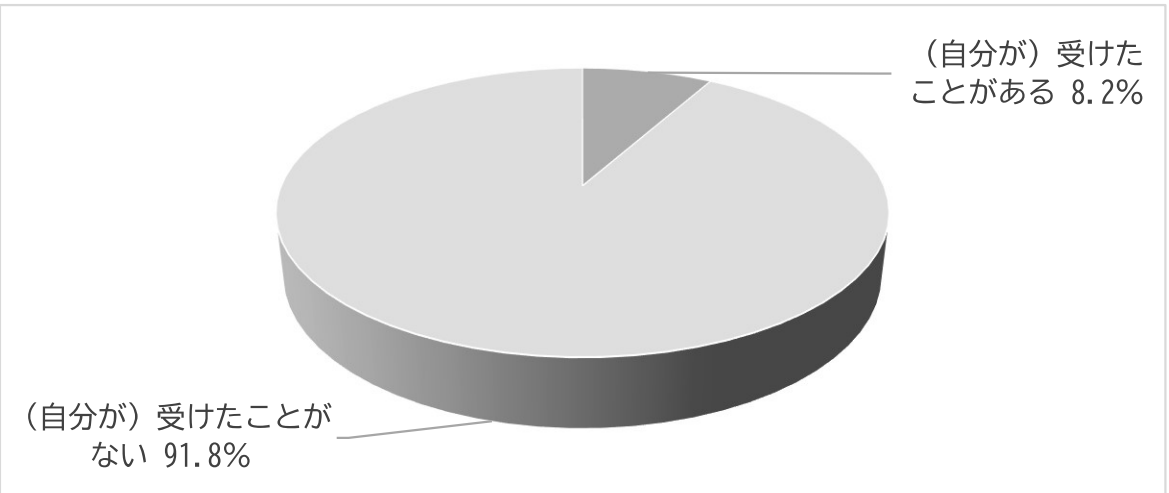

（有効回答数：1,000 件）

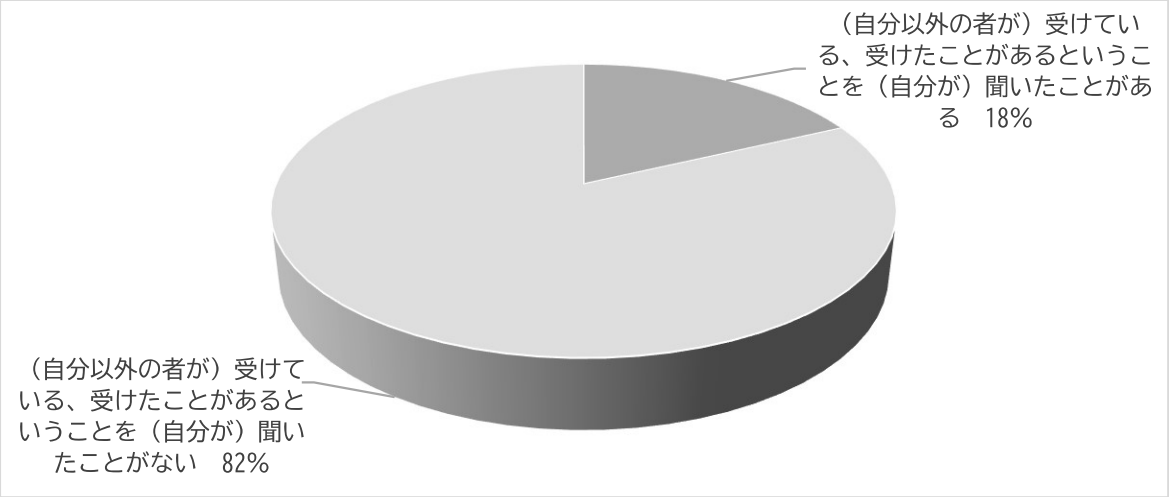

ＤＶ被害を直接経験したと回答した割合は 8.2%と少数ですが、他の人のＤＶ被害を知っている人が 18%います。

ＤＶの認知度や理解を深めるためには、教育や啓発活動を強化する必要があります。

具体的な対策として、学校や職場でのＤＶ防止教育が考えられます。また、ＤＶ被害者への支援機関の周知を図り、被害者が安心して相談できる体制を整えることも重要です。さらに、ＤＶに関する法的手続きやサポートの充実も求められます。被害者が孤立することなく早期に支援を受けられるような社会整備が必要です。

・ＤＶ被害に関する相談の有無（身近な人からＤＶ被害を聞いたことがある人を含む）

（有効回答数:206 件）

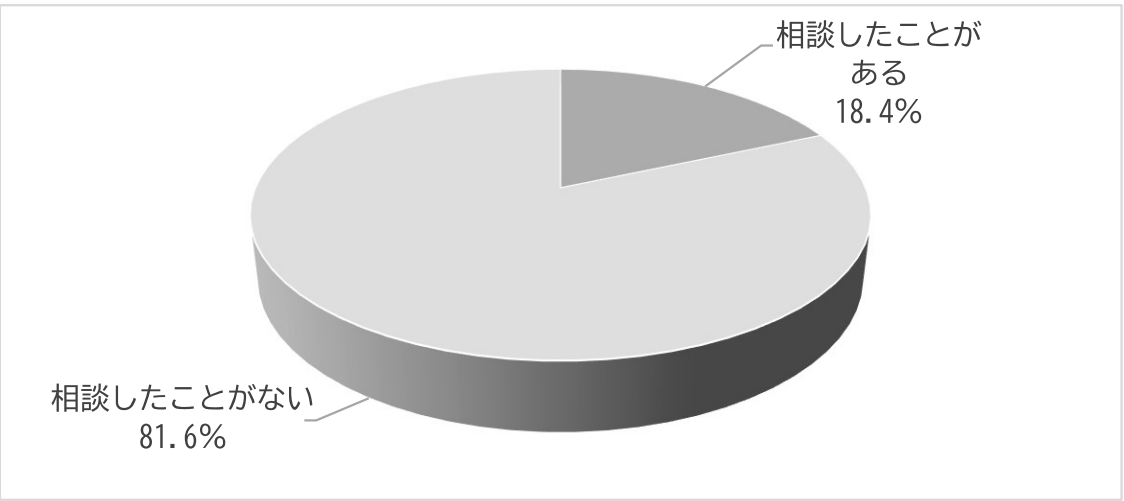

「相談したことがある」と答えた人は 18.4%のみで、大多数の 81.6%の人びとが「相談したことがない」と答えています。ＤＶ被害者が適切な相談や支援を受けられず、孤立している可能性が高いことを示しています。

ＤＶ被害者が相談しにくい環境にあると推測されることから、今後、ＤＶ被害者が気軽に相談できる環境作りが必要です。具体的には、相談窓口の周知・広報や学校や職場での教育を通じて、ＤＶに対する理解を深め、被害者が孤立しないためのサポートを強化することが求められます。

・ＤＶ被害の相談先　　（有効回答数：38 件）

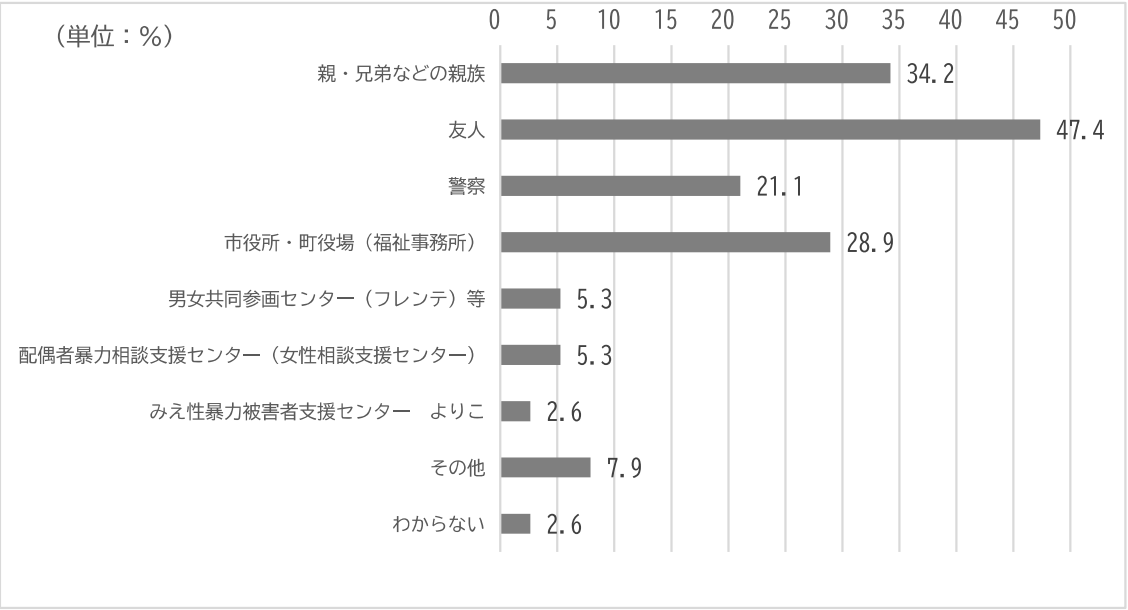

ＤＶ被害者が最も多く相談した相手は「友人」（47.4%）である一方、「親・兄弟などの親族」（34.2%）や「市役所・町役場（福祉事務所）」（28.9%）も比較的高い割合を占めています。身近な人びと（友人や親族）に頼る傾向が強い反面、公的機関や専門機関への相談も一定数見られます。

支援窓口の周知強化、友人・家族への教育、相談環境の整備、連携の強化などの施策により、ＤＶ被害者が速やかに適切な支援を受けられる環境を整備することが必要です。

・ＤＶ被害に関する相談をしなかった理由　（有効回答数：168 件）

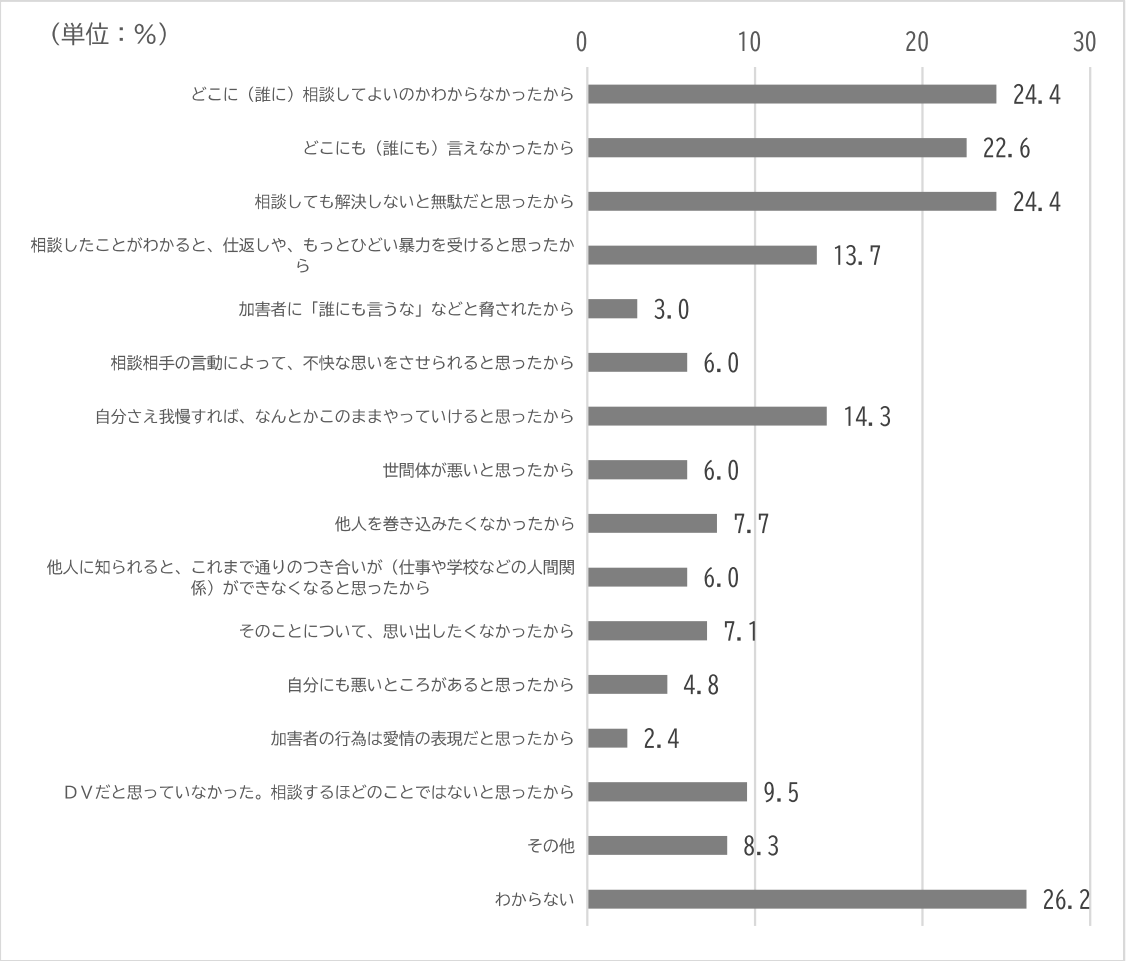

最も多かった理由は「どこに（誰に）相談してよいのかわからなかったから」（24.4%）、「相談しても解決しないと無駄だと思ったから」（24.4%）で、次いで「どこにも（誰にも）言えなかったから」（22.6%）が続きます。また、26.2%が「わからない」と答えており、具体的な理由を認識していない人も多いです。これらの結果から、ＤＶ被害者が支援を求めることに対する心理的障壁や情報不足が存在することを示しています。

相談窓口の周知と啓発、安心して相談できる環境作り、学校や職場での教育などの対策が考えられます。

・知っているＤＶ相談窓口　　（有効回答数：1,000 件）

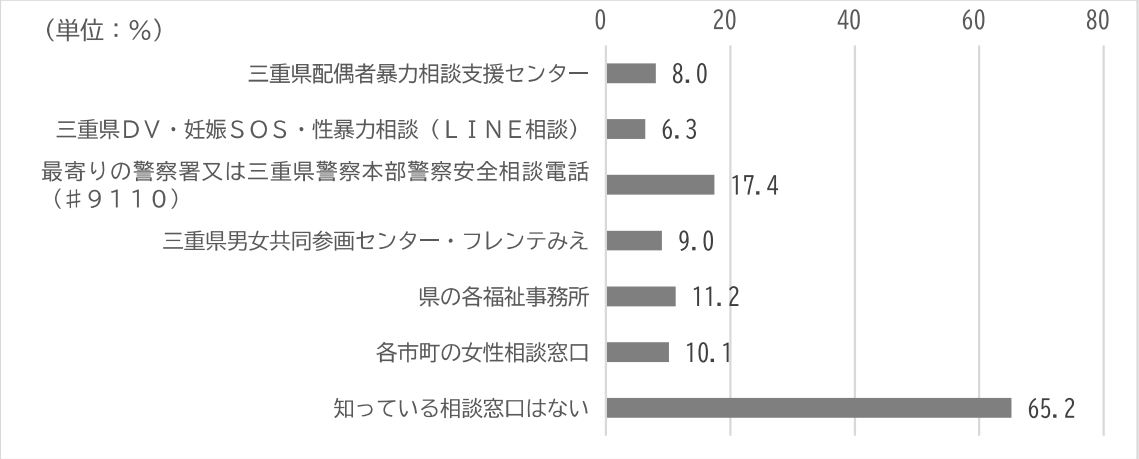

「知っている相談窓口はない」と答えた人が 65.2%になっており、多くの人がＤＶ相談窓口について知らないことがわかります。相談窓口周知のための情報提供や広報活動が不十分であることが示されています。

・ＤＶ防止に必要なこと　　（有効回答数：1,000 件）

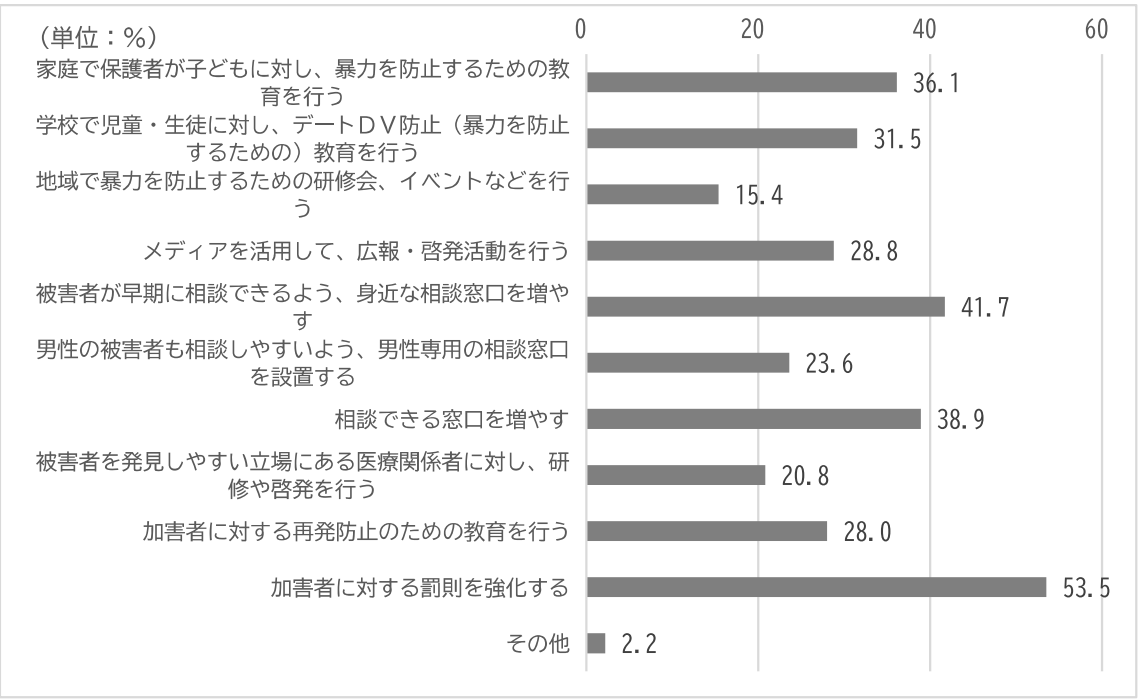

「加害者に対する罰則を強化する」が 53.5%と最も高く、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」（41.7%）や「相談できる窓口を増やす」（38.9%）が求められています。

加害者更生プログラムの実施、身近な相談窓口の拡充、ＤＶ防止教育の充実、警察との連携の強化、地域での研修・イベントの開催などの対策が必要と思われます。

（４）「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果

若年女性は複合的な問題を抱えやすいことから、県内の困難な問題を抱える若年女性の実態を把握するため、県内在住の 15 歳以上 30 歳未満の女性 602 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

調査による分析結果は次のとおりです。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

・若年女性が過去に抱えていた困難な問題または今抱えている困難な問題の内容

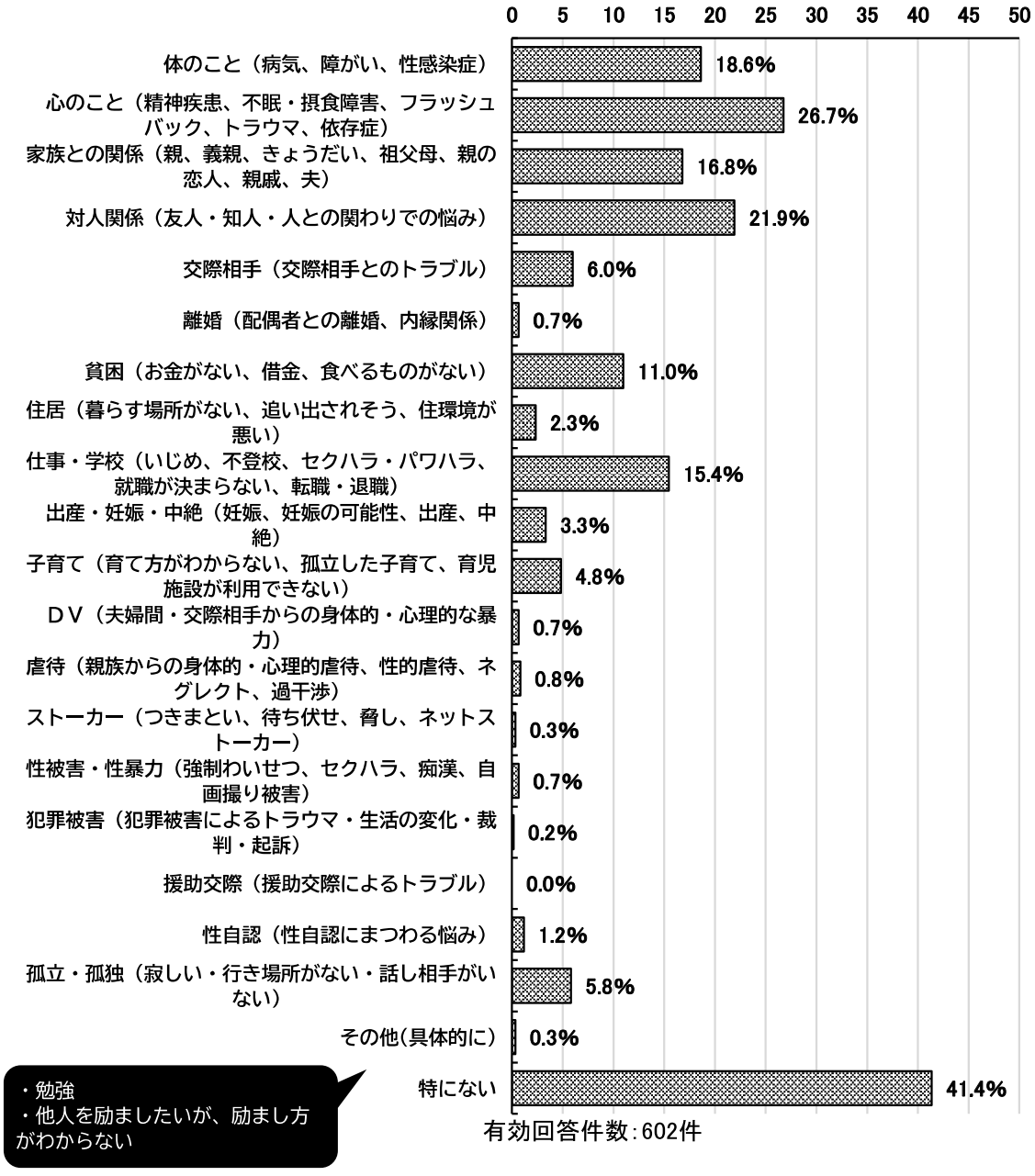

最も一般的な問題としては「心のこと」（26.7%）が挙げられおり、次いで「対人関係」（21.9%）や「体のこと」（18.6%）と続いています。

主な対策として、メンタルヘルスへの支援の必要性、社会的つながりの強化、幅広い健康への対応、経済的サポートの強化などが挙げられます。

・若年女性が抱えている困難な問題の相談先

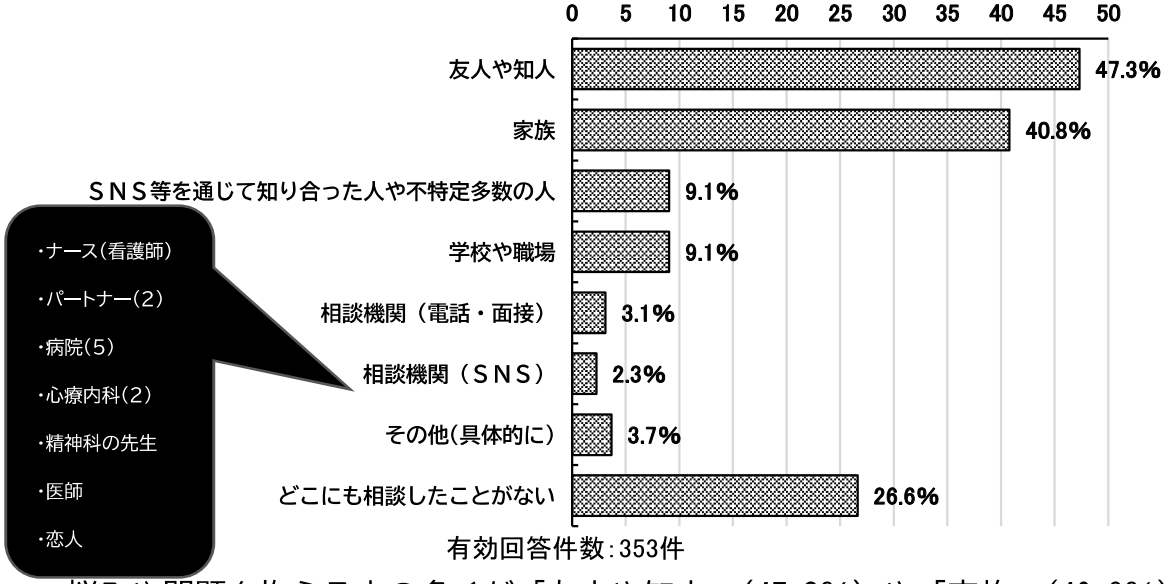

悩みや問題を抱える人の多くが「友人や知人」（47.3%）や「家族」（40.8%）に相談することが多いことがわかります。逆に、26.6%の人が「どこにも相談したことがない」と回答しています。身近な人に相談する傾向が強い一方で、公的な相談機関の利用は少なく、多くの人がどこにも相談しないのが現状です。

主な対策として、悩みを相談される人への支援、公的な相談機関に関する周知、悩みを潜在させている人へのアプローチなどが考えられます。

・若年女性が抱えている困難な問題について相談しなかった理由

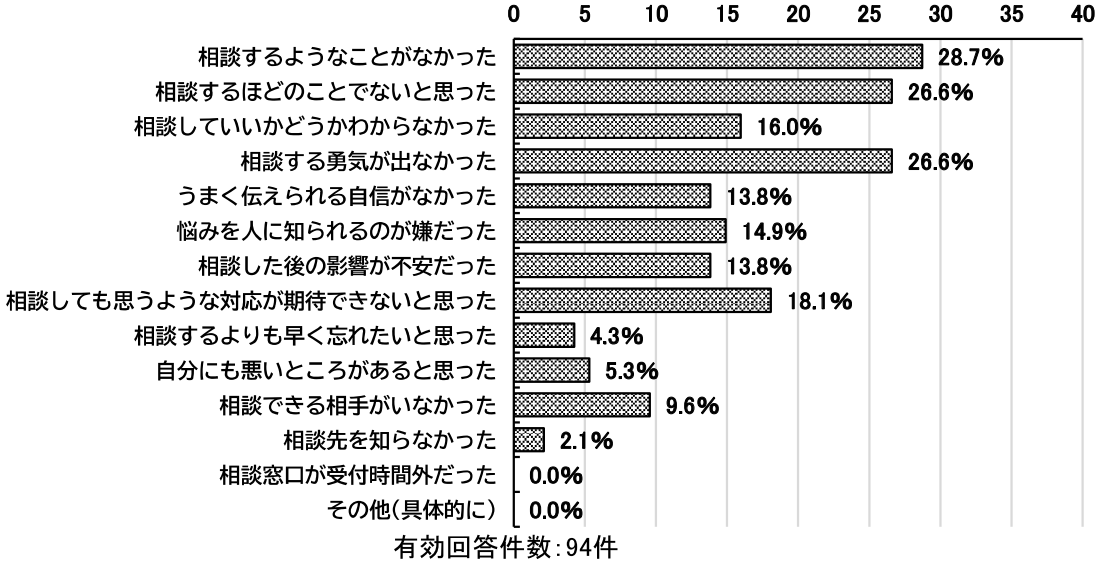

多く挙げられたのは「相談するようなことがなかった」（28.7%）、「相談するほどのことでないと思った」（26.6%）、「相談する勇気が出なかった」（26.6%）です。

主な対応策として、相談のハードルを下げること、プライバシーの保護、相談先の情報提供などが考えられます。

・若年女性が抱えている困難な問題を相談しやすい条件

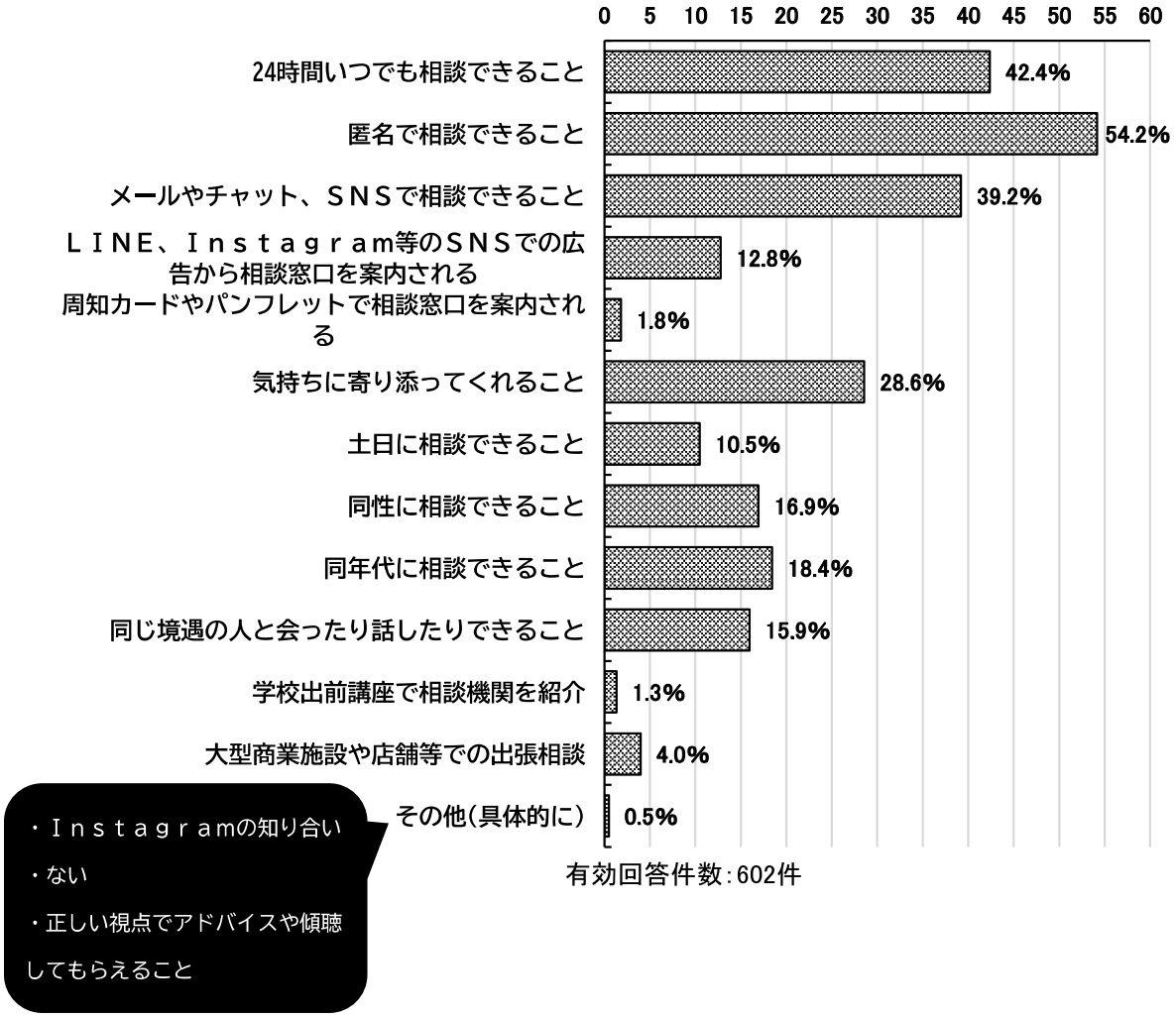

・Ｉｎｓｔａｇｒａｍの知り合い
・ない
・正しい視点でアドバイスや傾聴してもらえること

多くの人が、「匿名で相談できること」（54.2%）や「24 時間いつでも相談できること」（42.4%）を重要視していることがわかります。また、「メールやチャット、ＳＮＳで相談できること」を重要と感じる人も多いです（39.2%）。これらの結果は、手軽でプライバシーの保護が確保された相談方法が求められていることを示しています。

相談機関の利用のハードルを下げるためには、匿名性の確保、24 時間対応の強化、オンライン相談の導入・拡充、相談者の気持ちに寄り添った対応、同性・同世代・同じ病気の人と話すなどのさまざまなニーズに応える相談手段の提供が重要です。

・若年女性が抱えている困難な問題に関して知っている相談機関

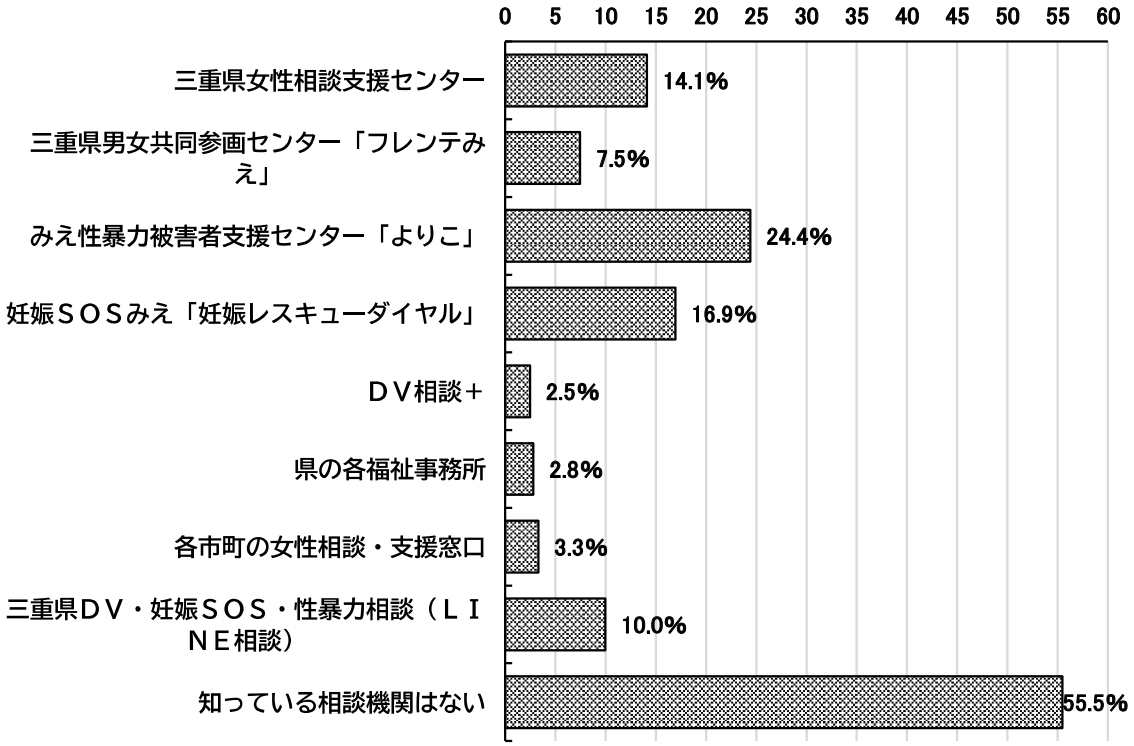

有効回答件数：602件

55.5%の回答者が「知っている相談機関はない」と答えており、過半数が相談機関についての認識がないことが明らかです。認知度が最も高いのは「みえ性暴力被害者支援センター『よりこ』」（24.4%）で、次いで「妊娠ＳＯＳみえ『妊娠レスキューダイヤル』」（16.9%）、「三重県女性相談支援センター」（14.1%）となっています。それに対し、「県の各福祉事務所」（2.8%）や「ＤＶ相談＋」（2.5%）の認知度は低いです。

これらの課題に対しては、支援機関の周知、オンライン相談の普及、包括的支援体制の構築（認知度の高い機関と低い機関との連携強化）などが必要と思われます。

・若年女性が抱えている困難な問題に関して利用したことがある相談機関

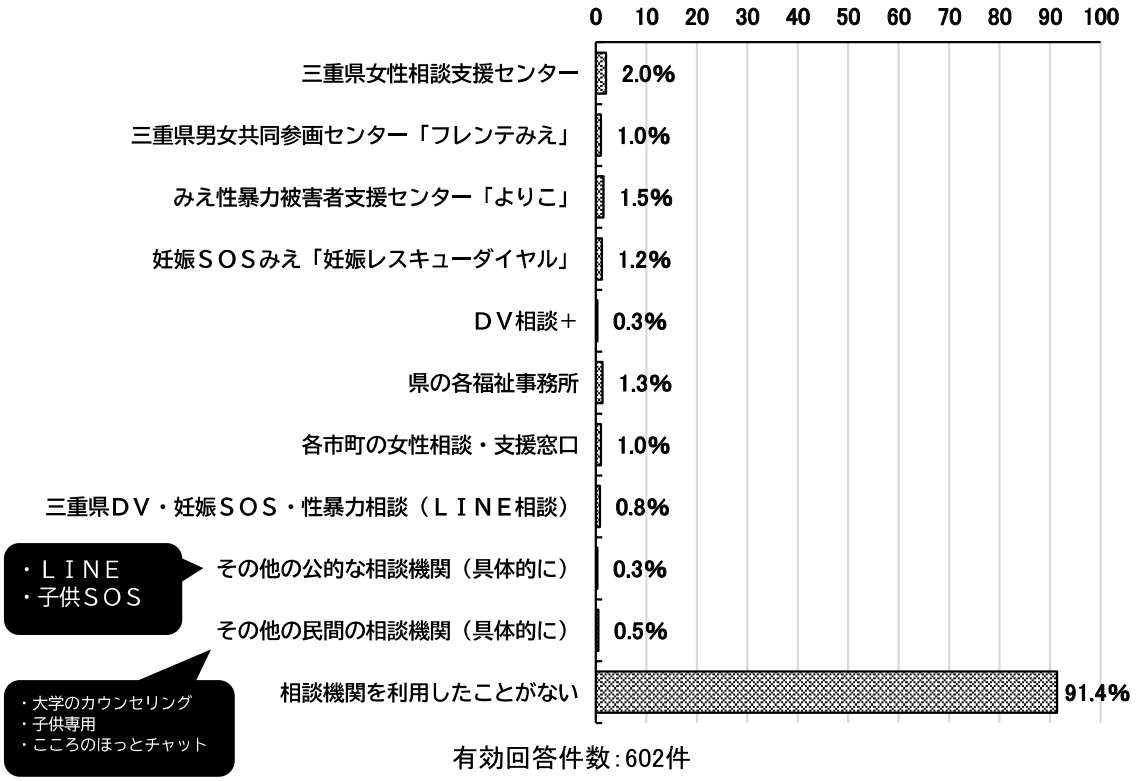

多くの人が「相談機関を利用したことがない」（91.4%）という結果となりました。最も利用された機関は「三重県女性相談支援センター」（2.0%）となっており、相談機関の利用は極めて低いです。相談機関に対する信頼性と安全性の認知不足や、利用方法の周知不足などが原因として考えられます。

この課題への対応策として、利用方法など相談機関に関する周知、オンライン相談など相談に係るアクセスの多様化などが必要です。

（５）県内外ＮＰＯからの聞き取り結果

困難な問題を抱える女性への支援に関して、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」を推進する必要があり、また、困難な問題を抱える女性への支援の現状を把握し、新計画策定の参考とする必要があることから、女性支援などに携わる県内外ＮＰＯへの聞き取りを実施しました。

主な意見は次のとおりです。

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

【行政への要望・意見】

①既存の福祉サービスの柔軟性を高め、さまざまなアプローチを増やすべき

（具体な意見）

・ 行政のルールが厳格過ぎるため、円滑な連携の妨げとなっている。
・ 夜間時の保護案件などにおいて、行政があまり機能しないことがある（頼れるのは警察だけ）。
・ 支援対象者の中に、女性相談所や児童相談所などの行政機関に対して拒否感を示す者が一定数存在しているので、柔軟な対応が求められる。

②居場所づくりと支援体制の強化をしてほしい

（具体な意見）

・ その場所に来れば一括で支援を受けられるような、包括的な支援の場が必要。多機能の居場所が必要。
・ 行政は、支援対象者にとって最も適切な場所を確保することが苦手。相談を受ける側としては、支援対象者が「支援を受けることができる場所を準備できていること」が強みになる。活用できる資源を準備できていれば、踏み込んだ相談対応ができる。

③行政は相談ハードルを下げる必要がある

（具体な意見）

・ 今までの行政のやり方のような、相談場所を設置してただ待っているだけでは支援対象者は相談に来ない。さまざまな取組（食料品、生活用品、コスメ品などの提供など）により、支援対象者が相談しやすいようにする必要がある。

④その他

（具体な意見）

・ 望まない妊娠の年齢層が下がってきているため、中学校を卒業するまでの学校教育や啓発が重要。
・ 三重県には、相談を受け付けた後の受け皿が少ない。受け皿が少ないと相談を受ける側も二の足を踏むことがある。また、女性支援に特化したＮＰＯもほぼ無い。

（６）「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画（第６次計画）」の実績

ＤＶ防止に係る県の現状把握として、「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画（第６次計画）」の各指標の実績は次のとおりです。

【成果指標】

目標項目	計画策定時	実績	R6 年度目標
ＤＶ相談窓口を知っている人の割合（県民アンケート）	80.2%	34.8%（※）（R6 実施）	90%
ＤＶ被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	35.5%	18.4%（※）（R6 実施）	50%
一時保護されたＤＶ被害者が母子生活支援施設･婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81%	91%（R5 年度）	100%
要保護児童対策地域協議会とＤＶ対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13 市町	24 市町(R6.4 月時点)	29 市町

※計画策定時の調査方法と異なるため、参考値です。

ＤＶ相談窓口の認知度と相談実施率は目標に達していない一方で、一時保護者の自立支援に関しては計画策定時の値を上回っています。市町の組織的一体化も進んでいますが、さらなる進展が必要です。

【取組指標】

項　目	計画策定時	実績	R6 年度目標
「女性に対する暴力をなくす運動（※）」期間中に啓発を行う地域数	29 か所	47 か所（R5 年度）	40 か所
県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数	３回（啓発イベントを除く）	８回（R5 年度）	10 回
医療関係者や民生委員など、ＤＶ被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数（研修等の回数）	８回	５回（R5 年度）	10 回

※女性に対する暴力をなくす運動：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年 11 月 12 日～25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数と、県ホームページや県広報などへの掲載などによる情報発信の回数は計画策定時の値を上回っており、一方で、医療関係者や民生委員などへの啓発活動の回数は計画策定時の値を下回っています。啓発活動においては、地域を活用した取組が成功している一方で、専門機関向けの研修強化が求められます。

【参考指標】

項　目	計画策定時	実績
ＤＶ相談件数（女性相談所、福祉事務所等、男女共同参画センター、警察本部）	1,850 件	2,100 件(R5 年度)
夫等の暴力を原因とする一時保護件数	27 件	25 件(R5 年度)
基本計画策定市町数	20 市町	28 市町(R6.4 月時点)
配偶者暴力相談支援センター設置市町数	０市町	０市町(R6.4 月時点)

ＤＶ相談件数と基本計画策定市町数が計画策定時の値を上回っており、一時保護件数は計画策定時の値を下回っています。配偶者暴力相談支援センターの設置市町数は進展がない結果となりました。

２．課題

以上のような各種実績値、調査結果、県内外ＮＰＯへの聞き取り結果などをふまえ、主に次のような課題を把握しました。

・ ＤＶ相談件数は依然として高水準となっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。引き続きＤＶ被害から対象者を守るため、避難場所の確保や法的・心理的サポートなどの相談体制の強化により、安全・安心を確保する包括的な支援が必要です。

・ 女性の抱える問題は、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、生活困窮、家庭関係の破綻など多岐に渡るとともに複合化しているため、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさや孤立感を感じている人に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。

・ ＳＮＳによる相談を中心に若年層からの相談が増加しており、これは、従来の公的機関の相談窓口を利用しづらいことが一因としてあります。このため、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なＳＮＳ相談などの周知広報に努める必要があります。あわせて、多様化する相談内容に応じて個々の状況に応じた専門的な相談窓口の整備も必要です。

・ 一時保護や施設への入所については、ＤＶから避難するために安全を最優先する施設を引き続き確保することが必要です。また、住居などの生活基盤を失った人など、ＤＶ被害以外の理由で保護が必要な人の受入れができるよう、対象者の自立を支援する地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。

・ 若年層における性虐待や性暴力被害、望まない妊娠が増加し、低年齢化が進んでいるため、児童への早期からの適切な教育や啓発を実施し、若年層が自らを守れる知識と意識を育むことが必要です。

第３章　県における今後の施策の方向性と取組内容

１．今後の施策の方向性

困難な問題を抱える女性への支援において、本人の立場に寄り添い、さまざまな機関と連携・協力し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を行うため、現状把握と課題をふまえて今後の方向性を次のとおりまとめました。

１　個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

人権の尊重や男女平等に関する啓発と教育を行い、女性自身が、自分の抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発を行います。

また、円滑に支援につなげるために、相談窓口などの支援情報について積極的に周知します。

２　支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

複合化した問題やニーズに対応するための適切な支援を実施するため、相談支援体制を強化します。

あわせて、潜在化している支援対象者を支援につなげるために、アウトリーチによる支援対象者の発見を図ります。

３　安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

ＤＶ被害者をはじめとした、さまざまなケースに応じた適切かつ迅速な安全確保のために、保護体制の整備と拡充を行います。

また、子どもを同伴する人が安心して生活できるよう、さまざまな支援を行います。

４　困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

困難な問題を抱える女性がその困難を解消し、本人の意思が尊重されながら日常生活および社会生活を営むことができるよう、本人に寄り添ったさまざまな支援を実施します。また、再び困難に陥らないように、継続して関わることのできる相談窓口を確保するなどの取組を行います。

中でも、特に問題を抱えやすい若年女性への支援を重点的に強化し、気軽に集いやすい居場所や相談しやすい環境の整備などを進めます。

５　関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

包括的かつ切れ目のない支援体制を整備するため、支援調整会議などにより、民間団体を含めた関係機関との一層の連携強化を図ります。

また、支援対象者への十分な支援を行うために、支援者の養成に取り組みます。

２．計画の体系

めざすべき方向性	取組内容
１　個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進
	自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究
	支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知
２　支援につながる相談窓口の整備 【相談支援】	関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実
	女性相談支援センターを中心とした、ＳＮＳや民間団体を活用しての相談窓口の設置
	個々の状況に応じた専門相談の実施
３　安全・安心が守られる保護の実施 【緊急対応】	安全・安心の確保と保護体制の充実
	同伴する子どもへの支援の充実
	保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施
４　困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】	官民協働による孤立させない若年女性への支援
	本人に寄り添った支援のための体制づくり
	生活基盤を支えるための支援
	居場所づくりの支援
	さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実
	外国人、障がい者、高齢者、ＬＧＢＴＱなどの当事者への対応
５　関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】	支援調整会議およびＤＶ対策協議会を活用した連携体制の構築および強化
	困難女性の支援における関係機関の連携強化
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進
	関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底
	支援者の養成

３．役割分担

（１）県の役割

女性支援事業の実施にあたり中核的な役割を果たし、基本計画を策定することなどを通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開します。あわせて、困難な問題を抱える女性への積極的かつ計画的な支援の実施とその周知を行い、そして、支援を行う者の活動の連携および調整を図ります。

また、重層的な支援を行うために、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、最適な支援を受けられる体制を整備します。

一方で、市町に対する支援を行うとともに施策の取組状況を把握し、必要な取組を促進します。

（２）市町の役割

最も身近な相談先として、寄り添った役割を果たすとともに、さまざまな支援制度の実施主体でもあることから、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体などへのつなぎなどを実施します。

（３）民間団体の役割

蓄積された知見や現場で育成された人材を生かしながら、県や市町など関係機関と連携し、互いの活動を補完しながら、より積極的に支援活動を実施します。

４．具体的な取組内容

（１）個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進

【取組方針】

女性は、日常生活または社会生活を営む上で、性暴力や性的搾取などの性的被害に遭いやすいこと、予期せぬ妊娠などの女性特有の問題が存在することなど、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多く、また、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難などに陥りやすいことから、困難な問題を抱えやすい状態にあります。

こうした状態の背景には、女性の人権や尊厳を軽視する考え方や、社会的、文化的に形成されてきた性別による役割分担意識や、性差に関する無意識の思い込みや偏見が以前から存在していたと考えられます。

旧売春防止法に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の人権擁護、福祉の増進、自立支援などの観点が不十分であったため、そうした限界をふまえた新たな枠組みの構築のために困難女性支援法が策定されました。

全ての女性が一人の人間として尊重され、安全・安心な社会環境において、自立して暮らす権利があることの啓発と教育を推進し、社会意識の醸成を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会）

- 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育を推進します。
- 児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発を実施します。
- 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校における「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- 望まない妊娠を防ぐため、中学生などの低年齢層へ性や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を実施します。
- 県立学校において、産婦人科医などの専門家を講師とした性に関する指導を実施するとともに、市町教育委員会と性に関する指導についての情報交換を実施します。

②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究

【取組方針】

困難な問題を抱える女性は、その抱える問題の性質から、誰にも相談できない、支援に期待できない、問題を問題として認識していないなどの理由により、問題が潜在化されやすいため、支援内容や支援窓口の情報が支援対象者に届かずに支援が円滑に進まないという状況に陥りやすい問題を抱えています。

特にＤＶにおいては、多くが家庭内で行われることから、女性が問題を抱え込むことで、より被害が潜在化・深刻化しやすいという問題があります。

困難な問題を抱える女性が孤立しないよう、自身が抱える問題を問題として気づくためのさまざまな広報啓発を行います。

また、ＤＶにおいては、未然防止の観点から加害者とならないための教育や啓発を行う必要があります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ホームページや県広報などを積極的に活用し、相談機関や支援制度などの周知・啓発を実施します。
- 職場、地域の団体などにおける困難女性支援に関する研修を支援します。
- 内閣府などの主唱による「女性に対する暴力をなくす運動」期間中において、県内各地域におけるＤＶ防止啓発を実施します。
- ＤＶ相談先カードなどの配付により、相談・支援機関の周知を図ります。
- 「面前ＤＶ」を含めたＤＶが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のために、周知啓発を実施します。
- 暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究します。
- ＤＶ被害者支援の一環として、ＤＶ加害者更生プログラムの調査研究状況などを把握します。

③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知

【取組方針】

困難な問題を抱える女性を迅速に関係機関による包括的な支援につなげる必要があることから、関係機関と連携することで支援情報などの積極的な周知を図ります。

また、この計画の策定にあたっての各種調査結果をふまえると、必要な情報が支援対象者に行き届いていないことが課題となっていることから、県ホームページなどさまざまな媒体による広報活動をこれまで以上に強化し、支援につながるよう積極的に情報を発信する必要があります。

特にさまざまな困難を抱えやすい若年女性に対しては、より特化してさまざまな情報を届ける必要があるため、若年女性が受け入れやすい情報発信を実施します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- 各自治体や各関係機関との連携による支援に関する積極的な周知方法を検討し、実施します。
- ホームページや県広報などを積極的に活用し、相談機関や支援制度などの周知・啓発を実施します。【再掲】
- ＳＮＳを活用したインターネット広告などのように、若年層へのより広範な制度周知を推進します。

（２）支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり

【取組方針】

この計画の策定にあたっての各種調査結果によると、行政は福祉サービスの柔軟性を高めるべきであり、相談者が行政へ相談するにあたっての心理的なハードルを下げるべきとの指摘があります。

このことをふまえ、潜在化しやすい問題を抱える女性をより早期に支援につなげるために、相談窓口を設置して支援情報を周知するだけではなく、アウトリーチによる支援対象者の発見を図ります。

そのためには、支援機関同士が密に連携して支援対象者の情報提供について協力し合い、また、切れ目なく支援を行うために、支援機関同士の引継ぎを円滑に行えるよう、連携を強化します。

特に、警察、医療、保健、児童相談窓口・児童相談所、各公的相談機関（「男女共同参画センター」、「女性の人権ホットライン」、「みえ性暴力被害者支援センター」など）、民間団体（「こどもの居場所」に係る団体など）、民生委員・児童委員・隣保館などの地域組織、学校などとの緊密な連携が重要です。

一方で、支援につながる相談をより身近なものとするために、さまざまな支援対象者が相談しやすいような環境づくりに取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ＳＮＳを活用した多分野の相談窓口を設置することで、より適切な相談対応を実施します。
- 支援対象者の発見のために、ＳＮＳなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。

・ さまざまな支援機関と連携し、支援対象者の情報提供を受けることで、円滑な支援対象者の発見を図ります。
・ 支援調整会議、ＤＶ対策協議会、要保護児童対策地域協議会において関係者による情報連携を図り、支援に関する研修の機会を確保するとともに、18 歳前後の児童期から若者期への切れ目のない支援相談窓口の移行を行います。
・ 困難女性のために夜間・休日における相談を実施します。
・ 男性のＤＶ被害者が相談しやすい環境を整備します。
・ 外国人、障がい者、高齢者、男性ＤＶ被害者およびＬＧＢＴＱなどの当事者の特性に応じた相談対応を行い、支援のための連携先を確保します。
・ 複数の相談窓口と連携した共通相談窓口の設置を推進します。

②女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実

【取組方針】

女性相談支援センターは県の女性支援の中枢となる機関であり、複合的な困難女性の相談に対応するためには、これまで以上に関係機関との調整機能が求められることとなります。

県の女性支援ネットワークの要として、困難な問題を抱える女性への支援を牽引する立場として、さまざまな施設機能の強化・充実を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

・ 女性相談支援センターにおいて、より適切な女性支援が行えるよう、困難事例などへの対応について、警察、医療、法務、各相談窓口など各専門機関との連携を強化します。
・ 県内における円滑な女性支援のために、女性相談支援センターによる市町に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制を整備します。
・ 市町の女性相談支援員との円滑な連携のため、情報共有などのためのネットワークを強化します。
・ 弁護士による専門相談の充実を図ります。

③女性相談支援センターを中心とした、ＳＮＳや民間団体を活用しての相談窓口の設置

【取組方針】

潜在化している支援対象者を支援につなげるためには、来所や電話相談といった従来の手法だけにとらわれず、支援対象者の実情をふまえた新たな視点で

支援を行う必要があることから、総合的な調整能力を持つ女性相談支援センターを中心に、より気軽に相談できる相談窓口の設置を検討します。
　そのためには、柔軟な活動を行う民間団体との協働、若年層に受け入れられやすいＳＮＳの更なる活用などの視点を重視して取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）
- 困難女性全般を対象にした、県内外の民間団体による新たな総合相談窓口の整備を推進します。
- 新たな総合相談窓口の設置のために、ＳＮＳのさらなる活用を推進します。
- 女性相談支援センターや民間団体を広く包含する支援調整会議を設置することで、民間団体との協働を推進します。

④個々の状況に応じた専門相談の実施
【取組方針】
　多種多様で複合化している相談に対応し、適切な支援につなげるためには、各分野における専門的な相談対応が不可欠であり、また、支援対象者に寄り添った支援とするためには、相談技術の研鑽に係る研修も重要となります。
　また、多くの女性が直面する性的被害・性暴力や母子保健などの問題だけでなく、悪質ホストなどのような近年社会問題化している問題についても積極的に取り組む必要があります。
　一方で、ＤＶ被害者を中心に、離婚や親権の問題などの法律に関する専門的助言へのニーズが依然としてあるほか、性犯罪被害などの問題に対応するためにも、弁護士相談を充実する必要があります。
　さまざまな専門相談窓口の設置により多種多様なニーズに応えることで、複合化している問題の相談支援に取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、警察本部）
- 専門職（心理職、産業カウンセラーなど）の配置などにより、専門相談の充実を図ります。
- 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。
- ＤＶ被害者などへの専門相談支援を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者に対する専門相談支援を実施します。
- 母子保健（予期せぬ妊娠など）に関する専門相談支援を実施します。
- ひとり親家庭への専門相談支援を実施します。

・　生活困窮者への専門相談支援を実施します。
・　心の悩みに関する専門相談支援を実施します。
・　人権に関する専門相談支援を実施します。
・　ヤングケアラーなど困難を抱える子ども・若者への専門相談支援を実施します。
・　ひきこもりに関する専門相談支援を実施します。
・　障がい者の方への専門相談支援を実施します。
・　外国人住民の生活に関する専門相談支援を実施します。
・　悪質ホストに関する専門相談支援を実施します。
・　依存症に関する専門相談支援を実施します。
・　弁護士による専門相談の充実を図ります。【再掲】

（３）安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

①安全・安心の確保と保護体制の充実

【取組方針】

支援対象者の支援を行う上では、支援対象者が安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現するために、生活再建の拠り所となる居場所の確保が重要となります。

そのため、ＤＶやストーカーの被害者、性暴力や性犯罪の性的被害者、帰住先が無い人などに対しては、安全・安心な居場所の迅速な提供をめざします。

また、休祝日や夜間の緊急時対応をはじめ、一時保護に係るルールの見直しや、男性ＤＶ被害者や困難な問題を抱える若年女性などに係る保護対応の拡充など、より柔軟な保護体制の構築に取り組みます。

一方で、加害者の検挙や保護命令発令時の対応などについて、ＤＶ被害者への支援に関して警察との連携は引き続き強化していきます。

さらに、保護体制の充実にあたっては、支援にあたる職員の資質向上も重要であることから、女性相談支援センターが中心となって取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、警察本部）

・　女性相談支援センター、警察、福祉事務所などの関係機関の協力による避難場所の提供や、一時保護所への同行支援など、緊急時における安全確保のための連携を強化します。
・　休祝日や夜間緊急時に避難先を確保するために関係機関との調整を図ります。
・　障がいなどの支援対象者の特性に応じた保護を行うために、保護先を拡充します。

・ 困難な問題を抱える若年女性に特化した保護先の拡充を図ります。
・ 男性ＤＶ被害者の保護体制を整備します。
・ スマートフォンの制限などの一時保護条件の見直しを図り、より柔軟な一時保護の体制を整備します。
・ 女性自立支援施設を活用した安全・安心を確保する緊急対応を実施します。
・ ＤＶ被害者の意思をふまえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を実施します。
・ ＤＶ被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供と助言を行います。
・ 保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所などに対する指導および助言を行います。
・ 円滑な保護命令制度の利用にあたり、警察との連携を強化します。
・ 配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制を確保します。
・ 女性相談支援員などの職務関係者や関係機関の職員に対する専門研修を実施します。
・ 心理的なサポートのため、女性相談支援員などに対してのスーパーバイズなどを実施します。

②同伴する子どもへの支援の充実

【取組方針】

保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。

支援対象者およびその子どもへの心理面でのサポートは重要であり、中でも、面前ＤＶにより傷ついた子どもへのこころのケアなどについては特に重要なものとして取り組みます。

また、支援対象者の子どもが、親の経済的困窮が原因で十分な教育を受けることができず、就職や進学などで将来不利益となる、いわゆる貧困の連鎖とならないよう、学習の支援を行うことも必要です。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

・ 女性相談支援センターおよび母子生活支援施設における支援対象者および児童に対して心理面でのサポートを実施します。
・ 居宅の支援対象者およびその子どもに対するメンタルケアの支援の充実を図ります。

・ 同伴する子どもに対する児童指導員による保育や学習支援などの支援の充実を図ります。

③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施

【取組方針】

支援対象者への切れ目ない、包括的な支援を行うために、身近な相談窓口である女性相談支援員、公的サービスの担い手である各市町の福祉担当部署、女性支援の中核的組織である女性相談支援センター、安全・安心を確保する女性自立支援施設や母子生活支援施設など、各関係機関の連携の強化をめざします。

また、現場対応を柔軟に行っている民間団体との連携強化を並行させることで、支援が必要な女性に早い段階でアクセスし、支援施策につなげる必要があります。

あわせて、相談の先の「受け皿」として、新たな保護先であるシェルター機能を持つ施設との連携を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

・ 各相談機関において、保護に関する相談のあった支援対象者を女性相談支援センターまたは福祉事務所などの女性相談支援員へ確実につなげることで、途切れのない保護支援情報の提供を徹底します。
・ 県内外の民間団体と連携し、円滑な支援対象者の発見を図ります。
・ 緊急的な避難先を幅広に確保する必要があるため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。

（４）困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

①官民協働による孤立させない若年女性への支援

【取組方針】

若年女性は、困難な問題を抱える女性の中でも性的被害や妊娠不安、望まない妊娠、孤立した育児などの問題を抱えやすく、あわせて貧困、虐待、家族問題などの問題を複合的に抱えてしまうことで、孤立し、社会的困難に陥るおそれがあるため、重点的に強化して支援する必要があります。

特に妊婦においては、支援のニーズが多様であり、かつ、母体の危険性などに配慮した緊急的な対応を求められることがあるため、本人の意思を尊重しながらも、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが求められます。

また、三重県は都心部へのアクセスが容易であることから、県外の都心部などで若年女性が困難を抱えて孤立してしまうことがあり、民間団体を含む県内外の関係機関との連携による支援者の発見も重要となります。

これらの問題への対策として、ＳＮＳのさらなる活用などにより公的機関などへ相談することに対する心理的なハードルを下げ、若年女性が相談しやすい環境整備を進めるとともに、特に医療機関を中心とした各関係機関との連携を強化し、また、若年女性にとっての気軽な居場所や安全・安心なシェルターなどの「居場所づくり」の推進に努めます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- 望まない妊娠を防ぐため、中学生などの低年齢層へ性や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を実施します。【再掲】
- ＳＮＳを活用したインターネット広告などのように、若年層へのより広範な制度周知を推進します。【再掲】
- 支援調整会議、ＤＶ対策協議会、要保護児童対策地域協議会において関係者による情報連携を図り、支援に関する研修の機会を確保するとともに、18 歳前後の児童期から若者期への切れ目のない支援相談窓口の移行を行います。【再掲】
- 望まない妊娠など、若年女性が陥りやすい課題に対する関連機関との円滑な連携を図ります。
- 支援対象者の発見のために、ＳＮＳなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。【再掲】
- 県内外の民間団体と連携し、円滑な支援対象者の発見を図ります。【再掲】
- 困難女性のために夜間・休日における相談を実施します。【再掲】
- 困難な問題を抱える若年女性に特化した保護先の拡充を図ります。【再掲】
- 緊急的な避難先を幅広に確保する必要があるため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。【再掲】
- 主に若年層を対象とした、気軽に集える場所の整備を推進します。
- 若年女性の母親に対する「子育て」と「困難女性」の両面をとらえた相談支援を実施します。
- 若年女性への寄り添った支援を行うために、若年女性が相談しやすい支援者の養成を図ります。
- ＳＮＳの更なる活用などにより、若年女性が相談しやすい環境の整備を推進します。

②本人に寄り添った支援のための体制づくり

【取組方針】

困難な問題を抱える女性の問題の解消を図り、支えていくためには、支援する側の体制を整備する必要があります。

困難な問題を抱える女性のさまざまなニーズに対応するため、従来の手法にとらわれない、幅広で柔軟な視点に立った寄り添った支援を実施します。

女性の抱える困難な問題は複雑・多様化しており、また、特に若年女性は、従来の電話・来所相談を中心とする体制では公的機関にはつながりにくく、「孤立している」という問題を顕在化させられる仕組みを構築する必要があります。

困難を抱える女性の問題は、その女性の本来持っている特性、家族構成や成育歴、他者との人間関係など、複雑な要因が複合的に絡み合っていることが多く見られます。そのため、それらの問題を丁寧にアセスメント（調査）しつつ、各関係機関が情報を共有しながら本人の持つ悩みに共感し、寄り添うことで、それぞれの女性への適した支援をめざします。また、自立した生活を送るようになった以後も、女性にとって関わりやすい相談窓口を確保するなどの連携を行います。なお、その際には、個人情報の保護に抵触しないよう、本人の意思を確認するなどの配慮を行います。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- スマートフォンの制限などの一時保護条件の見直しを図り、より柔軟な一時保護の体制を整備します。【再掲】
- 女性自立支援施設におけるさまざまな困難女性の対応を念頭に置き、運営方法の見直しを図ります。
- 自立支援プログラムを持つ関連民間団体との連携を図ります。
- 困難女性全般を対象にした、県内外の民間団体による新たな総合相談窓口の整備を推進します。【再掲】
- 支援対象者にとってより有効な支援となるように民間団体との協働による支援を実施します。
- ＤＶや性暴力の被害者への寄り添った支援のために、各支援機関において医療分野との連携を推進します。
- 支援調整会議を活用し、支援計画などの今後の方針について、本人の同意を得ながら各関係機関で情報共有します。

③生活基盤を支えるための支援

【取組方針】

困難な問題を抱える女性が安定した社会生活を営むためには、生活基盤の確保が必要です。

そのために必要となる経済的支援や就業支援、住まいの確保などの各種支援制度につなげることを目的に、支援機関相互の連携や適切な情報提供を推進します。

主な相談窓口である各市町の福祉事務所や女性相談支援センターが中心となり、ワンストップで包括的な支援ができるような体制の整備をめざします。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、雇用経済部、県土整備部、教育委員会）

- 生活保護制度、福祉貸付金、医療費助成などの主に金銭面に係る各種支援施策について、支援対象者が置かれている状況に即した適切な制度活用を図ります。
- ハローワーク、おしごと広場みえ、サポートステーション、母子・父子福祉センターなどの関係機関と連携し、就業支援を行います。
- 支援対象者の就職時や退所後の安定した生活のために、母子生活支援施設や女性自立支援施設における身元保証制度の普及を図ります。
- 居住先が確保できないＤＶ被害者への支援として、公営住宅への優先入居を行います。
- 住宅の確保に特別の配慮を要するＤＶ被害者などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、入居を受け入れるセーフティネット住宅などの登録情報を提供します。
- 女性相談支援センターにおいて、住宅の確保に関する制度の利用などについての情報提供、助言、関係機関との連絡調整などの支援を実施します。
- 医療保険や年金および就学手続きなどについて、市町の関係部局が連携し、支援対象者の生活の安定のための支援が一元的に対応（ワンストップ・サービス）できる体制整備を促進します。
- 生活の安定後の孤立の再発を防ぐため、各関係機関相互の連携により相談窓口を確保します。

④居場所づくりの支援

【取組方針】

困難な問題を抱える女性が、孤立することなく心穏やかに集まることができる場所や安全・安心に心身の回復を図れる場所というものは、本人のこれからの生活を構築するための支援を進めていく上で、非常に重要なものです。

母子生活支援施設などの既存施設を有効に活用しつつ、本人にとって居心地のよい「居場所」を提供するために、県内だけでなく県外も視野に入れて、シェルター機能を持つ施設との連携や新たな「居場所」創設の整備を進める必要があります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- 緊急的な避難先を幅広に確保する必要があるため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。【再掲】
- 主に若年層を対象とした、気軽に集える場所の整備を推進します。【再掲】
- 母子生活支援施設など既存施設の居場所としての柔軟な活用を推進します。

⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実

【取組方針】

性的被害やＤＶ被害をはじめ、さまざまな困難を抱える女性の心理面でのダメージは容易に癒えるものではありません。

今後、本人が安定した生活を営むために、支援機関による適切な心理的支援を図ります。

また、支援の過程においては、女性の意思決定を尊重し、持続的な信頼関係の構築を重視し、繰り返し支援する姿勢を持つことが重要です。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- 女性相談支援センターおよび母子生活支援施設における支援対象者および児童に対して心理面でのサポートを実施します。【再掲】
- 居宅の支援対象者およびその子どもに対するメンタルケアの支援の充実を図ります。【再掲】

⑥外国人、障がい者、高齢者、ＬＧＢＴＱなどの当事者への対応

【取組方針】

国籍や性自認などに起因する困難を抱える人に対し、その生きづらさを解消し、孤立を防ぐために、さまざまなニーズに応える必要があります。

また、障がいのある人や高齢者に対しても、等しく生活しやすいような環境を整備することは重要なことです。

問題を抱える人それぞれに適した支援ができるよう、一時保護委託先の拡充や、専門相談機関との連携強化に取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- 相談窓口などの広報資料の多言語化の実施や、外国人の支援対象者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実（「みえ外国人相談サポートセンターＭｉｅＣｏ」との連携の推進）を図ります。
- ＬＧＢＴＱなどの当事者に対する対応や支援の充実を図ります。
- 関係団体と連携し、障がいに配慮した情報提供や情報保障を実施します。
- 地域包括支援センターなどと連携した高齢者支援の充実を図ります。
- 生活習慣や障がいの状況に応じた委託先における一時保護を実施します。

（５）関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

①支援調整会議およびＤＶ対策協議会を活用した連携体制の構築および強化

【取組方針】

困難な問題を抱える女性を支援するには、相談支援、保護、困難な問題の解消、生活の安定に向けての支援などのさまざまなステージにおいて、さまざまな支援機関と密に連携する必要があります。

既存のＤＶ対策協議会や要保護児童対策地域協議会に加え、支援調整会議を新しく設置することで、支援機関同士の機能的な連携を推進します。

なお、支援調整会議においては、県内の民間団体と公的機関との連携や、民間団体相互の連携の促進などに取り組むほか、地域の課題や好事例については広く関係機関相互で情報共有し、連携する意識の醸成を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- 支援調整会議を通じて、会議参加団体との一層の連携強化を図ります。
- 困難女性の支援に関連する民間団体への支援調整会議参加を促進します。

・　地域における支援調整会議、ＤＶ対策協議会、要保護児童対策地域協議会の機能的な活用（一体化含む）を促進します。

②困難女性の支援における関係機関の連携強化

【取組方針】

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、これまで以上に各専門支援機関との連携を深める必要があります。

支援に関わる職員への研修や、意見交換の場を設けることなどにより、柔軟かつ円滑に支援につなぐことができるような関係づくりを推進します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

・　相談の際に把握した内容の情報提供など、児童虐待部門と困難女性部門との連携を強化します。
・　職員研修などの機会を活用した課題の共有や連携に関する意見交換を実施します。
・　要保護児童対策地域協議会において、子どもがいる困難女性の家庭の把握や支援の実施を図ります。
・　市町において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。
・　母子保健コーディネーターに対する情報提供や研修を実施します。
・　支援対象者にとってより有効な支援となるように民間団体との協働による支援を実施します。【再掲】
・　一時保護などに関して、広域的な連携を強化します。
・　女性相談支援センターと福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、女性自立支援施設、性暴力被害者支援センターよりこ、民間団体などとの連携を強化します。
・　県福祉事務所において、困難女性支援に携わる市町実務担当者との連携強化を推進します。

③市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進

【取組方針】

県は、県内における困難な問題を抱える女性への重層的な支援の実施のために、市町における困難な問題を抱える女性への支援を促進する役割があります。

具体的には、市町基本計画の策定支援や、市町における支援調整会議設置を促進します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- 市町において、困難女性を支援するための施策を展開するため、市町基本計画の策定を支援します。
- 市町における支援調整会議設置を促進します。
- 配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。

④関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底

【取組方針】

実際に困難な問題を抱える女性への支援を行うにあたっては、支援機関それぞれが連携することで円滑な支援が可能となります。また、連携にあたっては、支援する側が過剰に抱え込むことなく支援できるようにサポートをすることが必要となる一方で、必要な個人情報について適切に取り扱う必要があります。

そのため、関係する支援者への研修やサポートを行うことで、正しい知識と技術の定着を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- 各関係機関の支援者へ相談対応に関する研修などを実施します。
- 支援対象者への支援が円滑に進むようさまざまな連携を強化します。
- 支援対象者の情報共有時の個人情報保護の徹底を図ります。
- 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。【再掲】

⑤支援者の養成

【取組方針】

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、支援対象者が抱える困難に寄り添って支援ができるような、困難女性支援に特化した支援者の存在が重要となります。

県は、困難な問題を抱える女性への支援に特化した専門職員として、市町における女性相談支援員の配置と定着を促進します。

また、民間団体支援者への研修などを実施することで、民間団体支援者の資質向上を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援を推進するために、県内民間団体支援者を養成するための取組手法を検討します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- 若年女性への寄り添った支援を行うために、若年女性が相談しやすい支援者の養成を図ります。【再掲】
- 市町における女性相談支援員の配置と定着を促進します。
- 各関係機関の支援者へ相談対応に関する研修などを実施します。【再掲】
- 県内民間団体支援者への支援に関する研修を実施します。
- 困難女性の支援に関する県内民間団体の養成に係る取組手法を構築します。

第４章　計画の推進

１．推進および連携体制

困難な問題を抱える女性への支援に関わる各関係機関により構成される、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置することで、各関係機関の連携を深め、円滑な支援を実施し、この計画の推進を図ります。

２．計画の進行管理

この計画の遂行および成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要であり、一方で、県は市町における取組の促進支援を行うことから、県は、各部局の取組および市町の取組の実施状況について、適宜把握することとします。

また、この計画に位置づけた施策の現状や課題などを明確にするため、数値目標を設定し、その進捗状況を把握します。

施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。

３．数値目標

めざすべき方向性	性質	指標	計画策定時	目標（令和11年度）
			数値	
1　個人の尊厳を尊重し合う社会づくり	アウトカム	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	58.6%（令和６年度）	50%以下
	アウトカム	ＤＶ被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	81.6%（令和６年度）	50%以下
	アウトプット	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	47箇所（令和５年度）	52箇所以上
2　支援につながる相談窓口の整備	アウトプット	ＳＮＳ相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	983件（令和５年度）	1,400件以上
	アウトプット	医療関係者、民生委員、ＮＰＯなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	５回（令和５年度）	10回以上
3　安全・安心が守られる保護の実施	アウトプット	一時保護委託に係る委託契約施設数	10箇所（令和５年度）	15箇所以上
4　困難女性を支えるしくみづくり	アウトカム	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	―	240人以上
	アウトカム	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	91%（令和５年度）	100%
5　関係機関と連携した支援体制づくり	アウトプット	支援調整会議を設置している市町数（ＤＶ対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	―	29市町
	アウトプット	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	―	29市町
	アウトプット	連携可能なＮＰＯの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	０団体（令和５年度）	10団体以上

第５章　その他重要事項

１．基本計画の見直し

この計画の見直しにあたっては、計画期間の満了前に、計画に定めた施策の評価を実施することとし、この評価により得られた結果を参考にして見直しを実施します。

この評価については、困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取することなどにより実施することとし、この評価により得られた結果については公表することとします。

【参考資料】

○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート

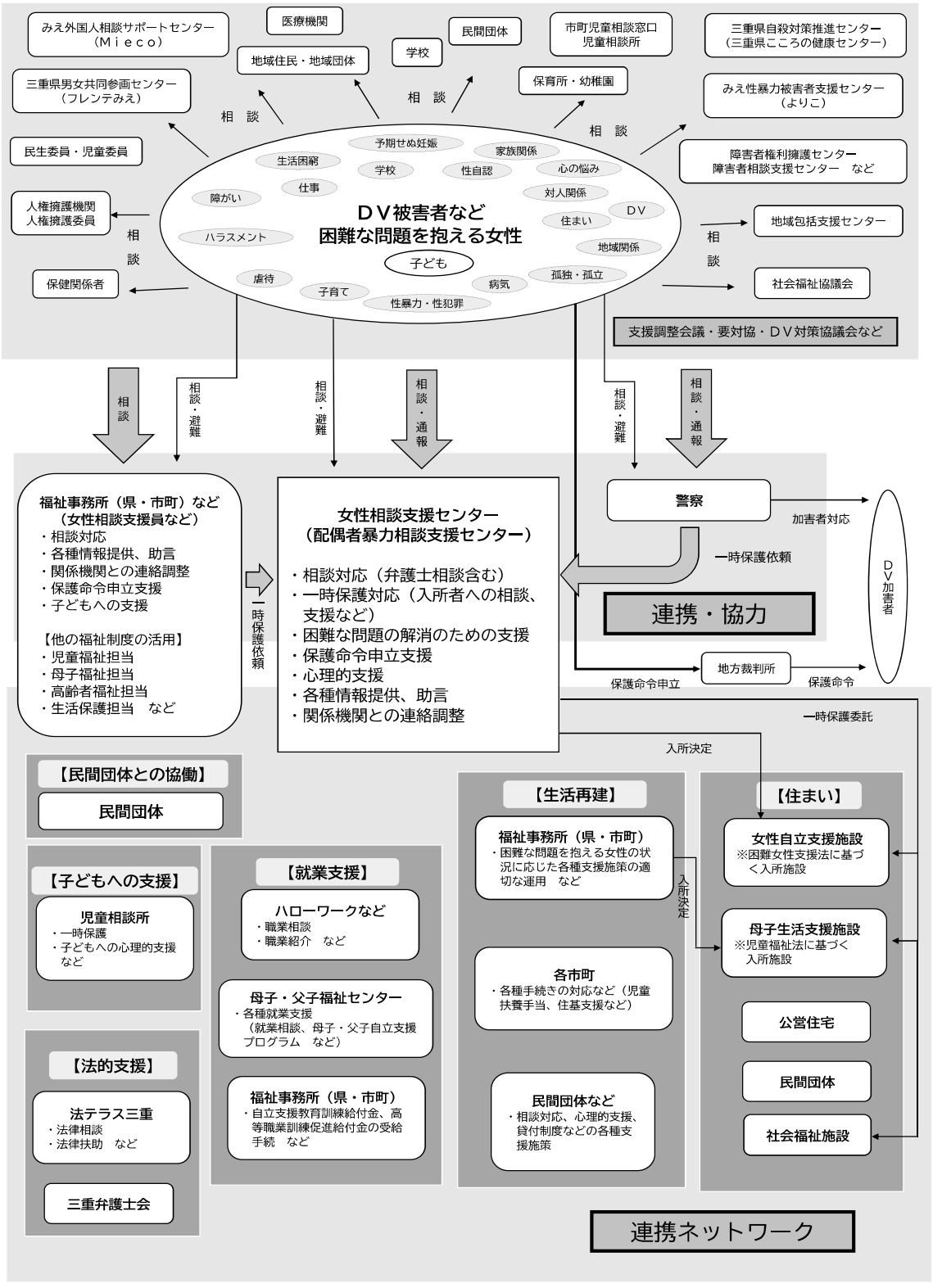

○各種統計データ

①女性相談支援センターの相談状況

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	970	1,017	850	749	775
継続	3,509	3,857	3,757	2,365	2,420
合計	4,479	4,874	4,607	3,114	3,195

（単位：件）

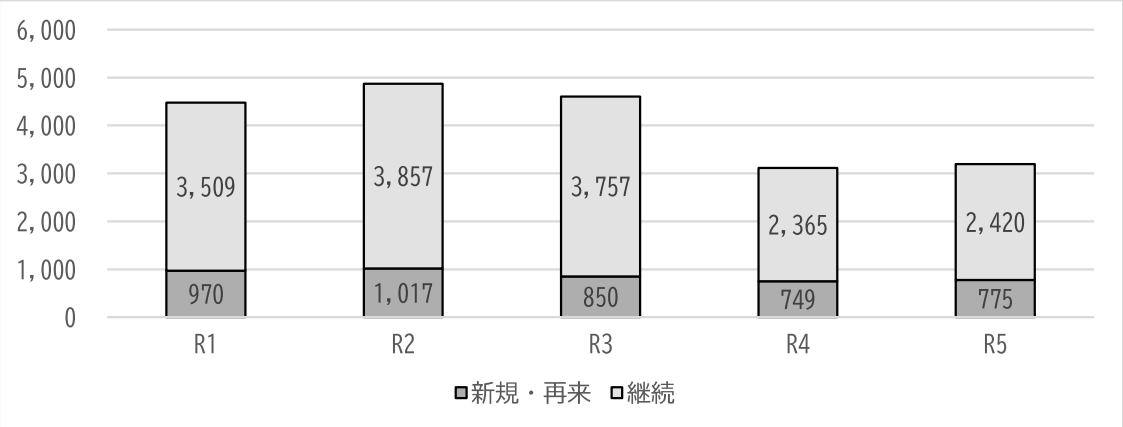

②県福祉事務所の相談状況

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724
継続	7,099	8,064	7,825	8,061	8,748
合計	9,762	11,397	10,574	10,741	11,472

（単位：件）

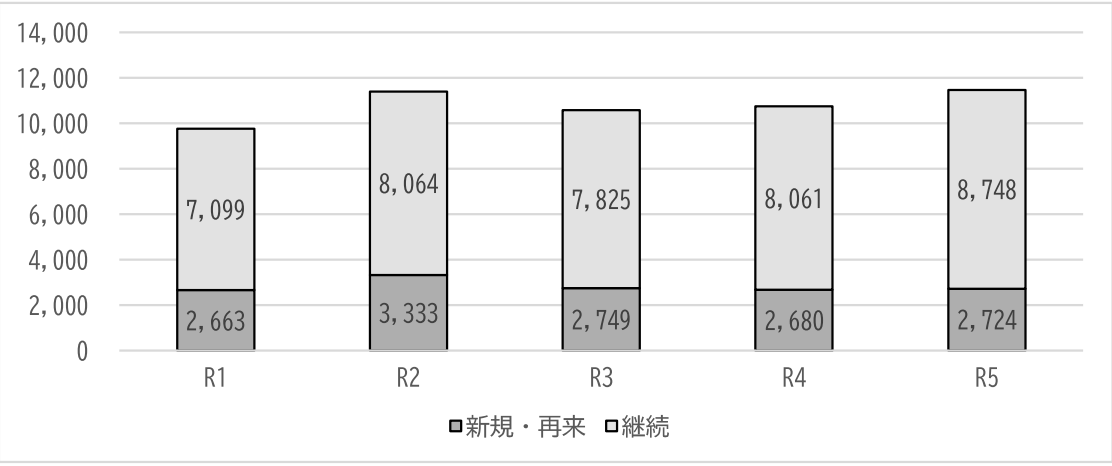

③女性相談支援センターの年齢別受付状況　　（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	2	1	2	1	1
20歳未満	14	18	17	8	14
20歳代	114	111	63	62	57
30歳代	153	180	132	122	128
40歳代	191	178	114	143	126
50歳代	117	102	119	109	104
60歳以上	77	106	84	103	105
不明	302	321	319	201	240
合計	970	1,017	850	749	775

（単位：件）

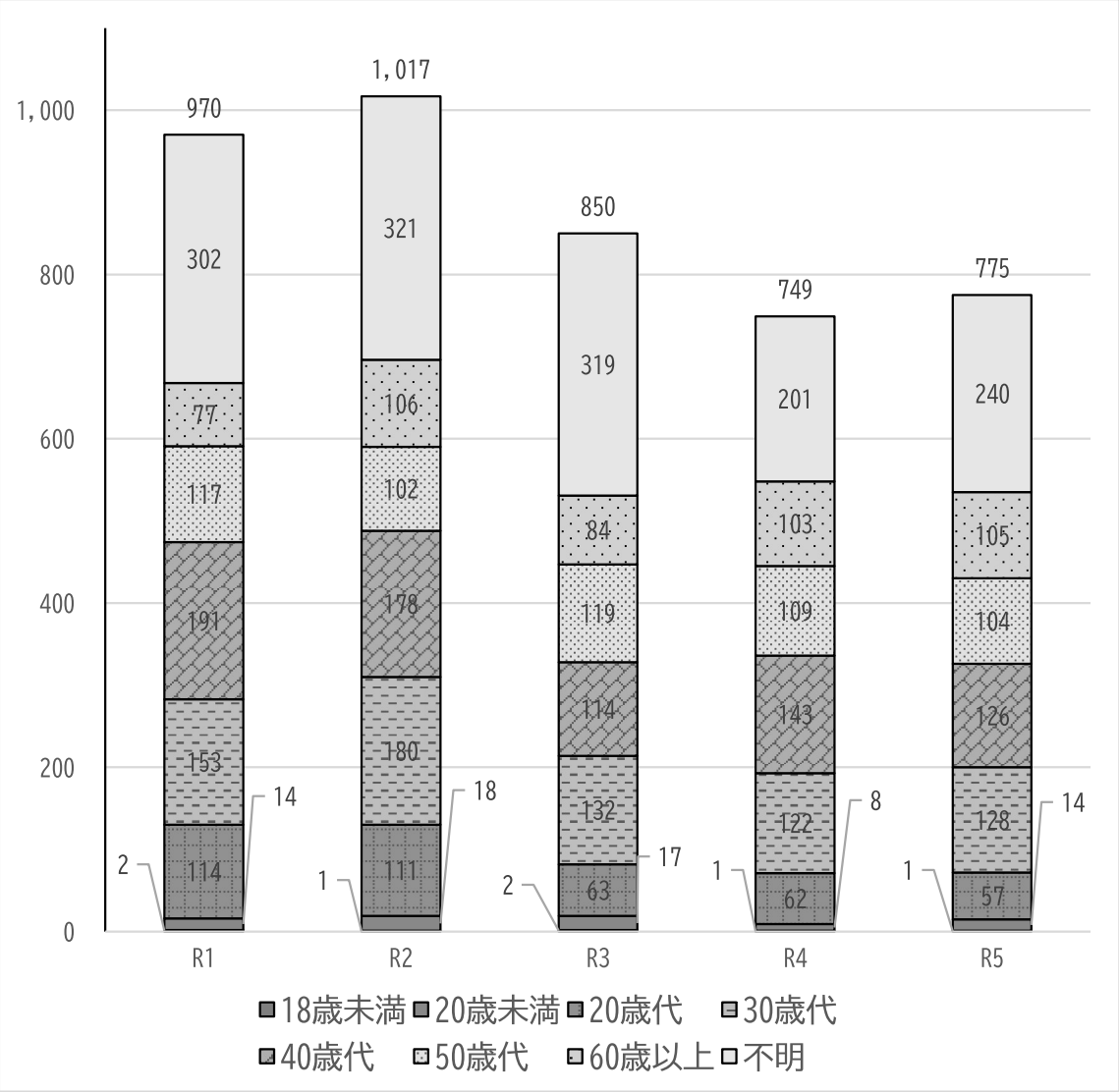

④県福祉事務所の年齢別受付状況　　（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	15	21	12	11	11
20歳未満	34	41	31	24	26
20歳代	360	340	331	304	285
30歳代	633	651	623	635	648
40歳代	612	607	649	667	689
50歳代	278	319	411	405	428
60歳以上	223	266	316	334	370
不明	508	1,088	376	300	267
合計	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

（単位：件）

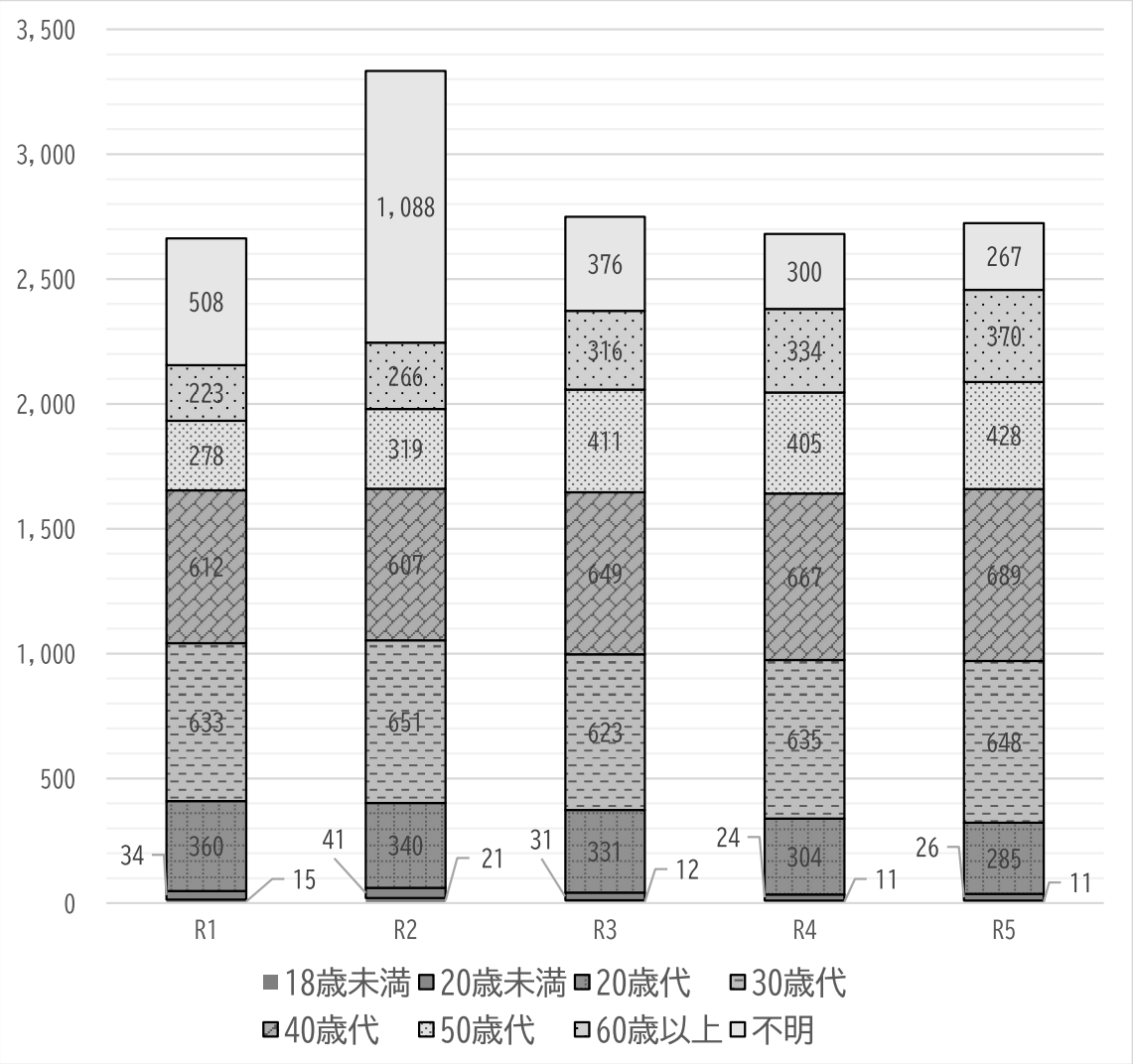

⑤女性相談支援センターの主訴別受付状況

（単位：件）

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	374	496	322	308	336
		酒乱・薬物中毒	0	0	1	0	0
		離婚問題	155	127	115	101	105
		その他	77	69	69	55	62
	子ども	子どもの暴力	13	7	10	8	4
		養育困難	0	0	0	0	1
		その他	31	27	29	27	28
	親族	親の暴力	22	29	22	21	19
		その他の親族の暴力	5	3	4	6	10
		その他	65	46	57	47	49
	交際相手	交際相手からの暴力	13	17	20	3	10
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1
		その他	9	5	6	1	4
	家庭不和		12	2	2	15	4
	その他の者の暴力		8	8	2	8	5
	男女問題		10	17	9	11	9
	ストーカー		10	8	8	4	7
	その他		80	84	91	67	71
住居問題			3	1	7	3	2
帰住先なし			23	29	13	13	11
経済関係	生活困窮		8	5	9	12	2
	借金・サラ金		6	0	2	4	1
	求職		0	2	2	0	3
	その他		1	2	3	1	0
医療関係	病気		6	2	12	10	6
	精神的問題		29	24	20	22	24
	妊娠・出産		3	5	7	2	0
	その他		7	2	7	0	1
不純異性交遊			0	0	1	0	0
売春強要			0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
５条違反　※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			970	1,017	850	749	775

※５条違反…売春防止法第５条違反

⑥県福祉事務所の主訴別受付状況

（単位：件）

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	590	841	659	684	598
		酒乱・薬物中毒	4	9	4	10	13
		離婚問題	530	559	547	543	540
		その他	242	275	238	245	289
	子ども	子どもの暴力	19	32	14	19	21
		養育困難	30	31	32	29	29
		その他	154	188	154	158	127
	親族	親の暴力	47	71	58	63	65
		その他の親族の暴力	27	18	19	27	28
		その他	133	139	166	119	151
	交際相手	交際相手からの暴力	13	21	18	22	22
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0
		その他	15	30	24	15	17
	家庭不和		58	85	72	49	50
	その他の者の暴力		14	13	11	10	12
	男女問題		26	35	29	17	23
	ストーカー		13	15	18	13	10
	その他		263	412	318	199	241
住居問題			31	49	32	59	31
帰住先なし			8	11	6	0	5
経済関係	生活困窮		93	111	70	84	75
	借金・サラ金		10	17	6	1	15
	求職		4	8	7	6	0
	その他		57	100	46	57	56
医療関係	病気		12	10	8	20	20
	精神的問題		166	160	104	140	207
	妊娠・出産		86	74	69	66	65
	その他		17	19	20	24	13
不純異性交遊			1	0	0	1	0
売春強要			0	0	0	0	1
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
５条違反　※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

※５条違反…売春防止法第５条違反

⑦ＤＶ相談件数

・女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数　（単位：件）

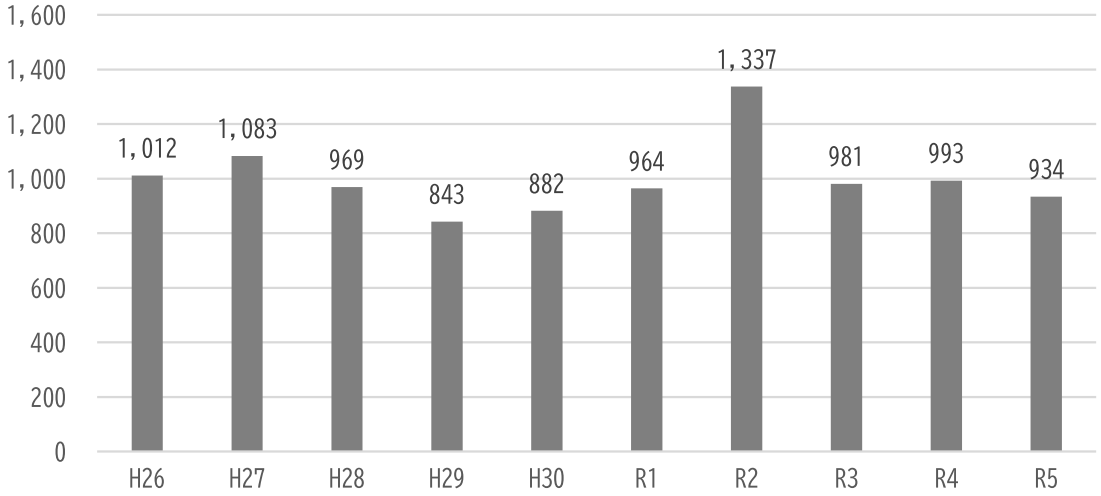

※女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数の合算値

※主訴が「夫等の暴力」によるもの

・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数　（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
来所	133	115	134	108	104	155	158	98	101	110
電話	181	190	188	191	206	278	345	301	260	277
その他	1	0	0	12	1	9	22	43	7	11
合計	315	305	322	311	311	442	525	442	368	398

※配偶者からの暴力が関係する相談（主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない）で、かつ本人から相談があったもの

※男性からの相談件数は次のとおり（上記表の内数）。　（単位：件）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

（単位：件）

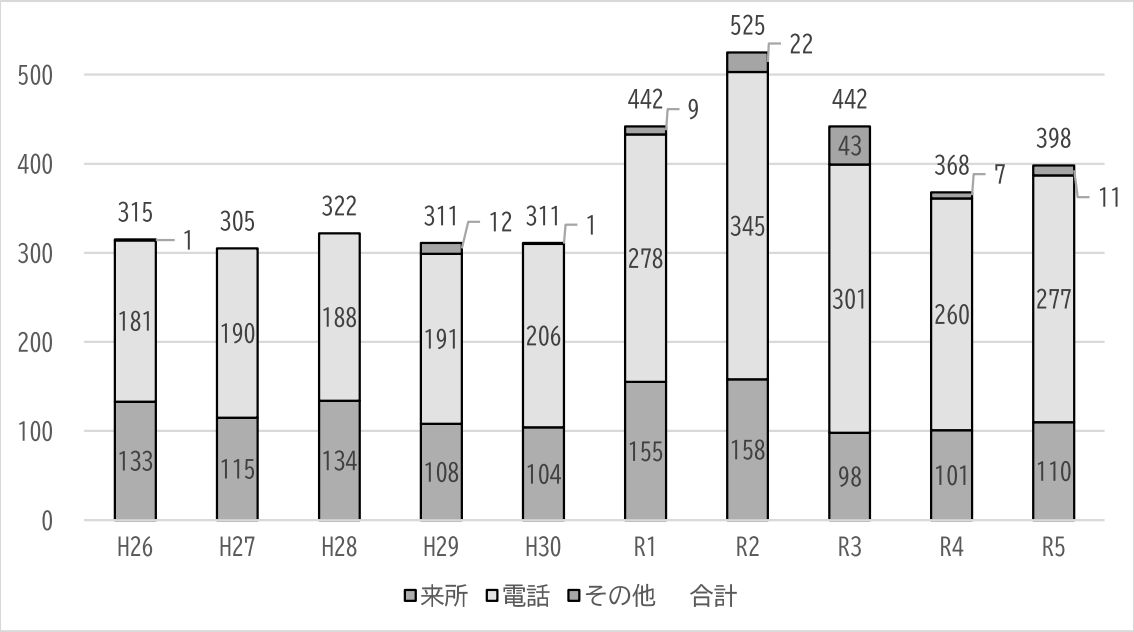

⑧一時保護人数

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要保護女子	85	70	60	48	37	49	46	33	25	32
同伴児童等	84	84	63	42	52	36	39	20	24	45
ＤＶ被害者	68	55	46	36	27	44	35	24	18	25

※「ＤＶ被害者」の人数は、要保護女子の内数

※「ＤＶ被害者」の件数は、主訴が「夫等の暴力」によるもの

（単位：人）

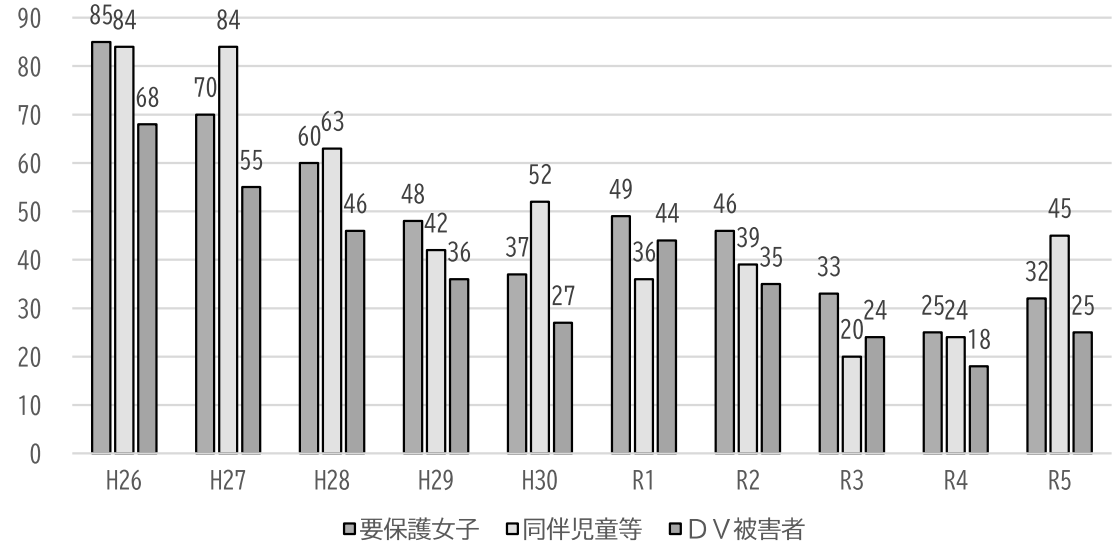

⑨警察における配偶者からの暴力相談対応状況

・警察での相談状況

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談受理件数	683	676	704	742	672	653	689	751	751	636

（単位：件）

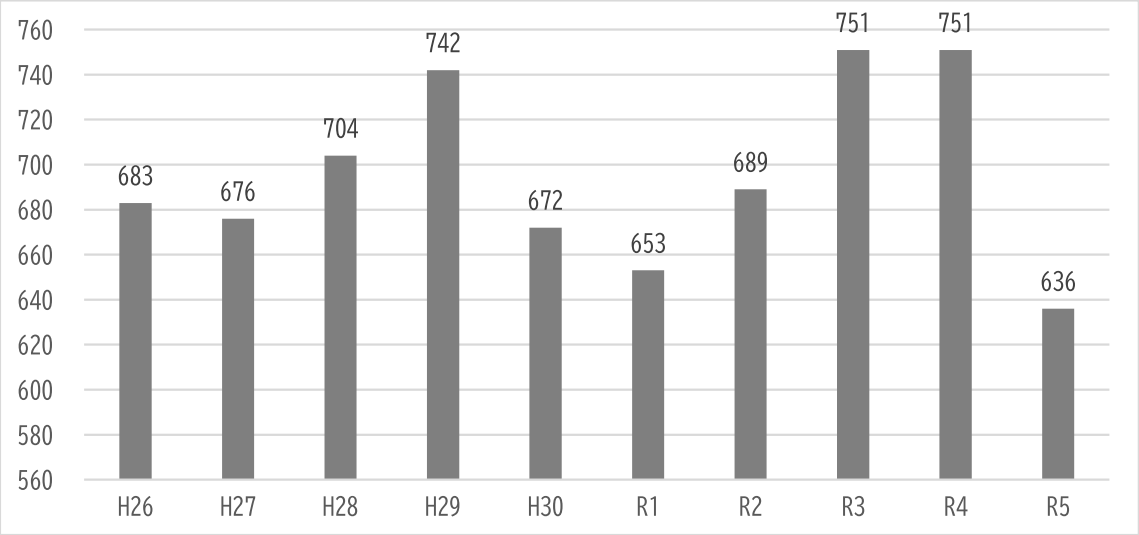

・警察での措置状況

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保護命令違反の検挙	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0
刑法犯などの検挙（傷害罪等）	34	46	54	82	97	86	84	116	94	166
ＤＶ防止法による援助の実施	446	412	349	348	282	266	296	223	230	199
被害者に対する防犯指導（対処方法の教示等）	708	811	717	698	657	613	675	747	750	636
加害者に対する指導・警告	288	336	325	435	394	427	414	519	562	488
他機関への連絡（一時保護の要請等）	268	290	172	145	95	85	79	55	78	35
その他の措置（保護命令制度の説明等）	661	760	711	710	549	423	556	609	692	636
計	2,407	2,656	2,330	2,419	2,074	1,900	2,105	2,269	2,406	2,160

（単位：件）

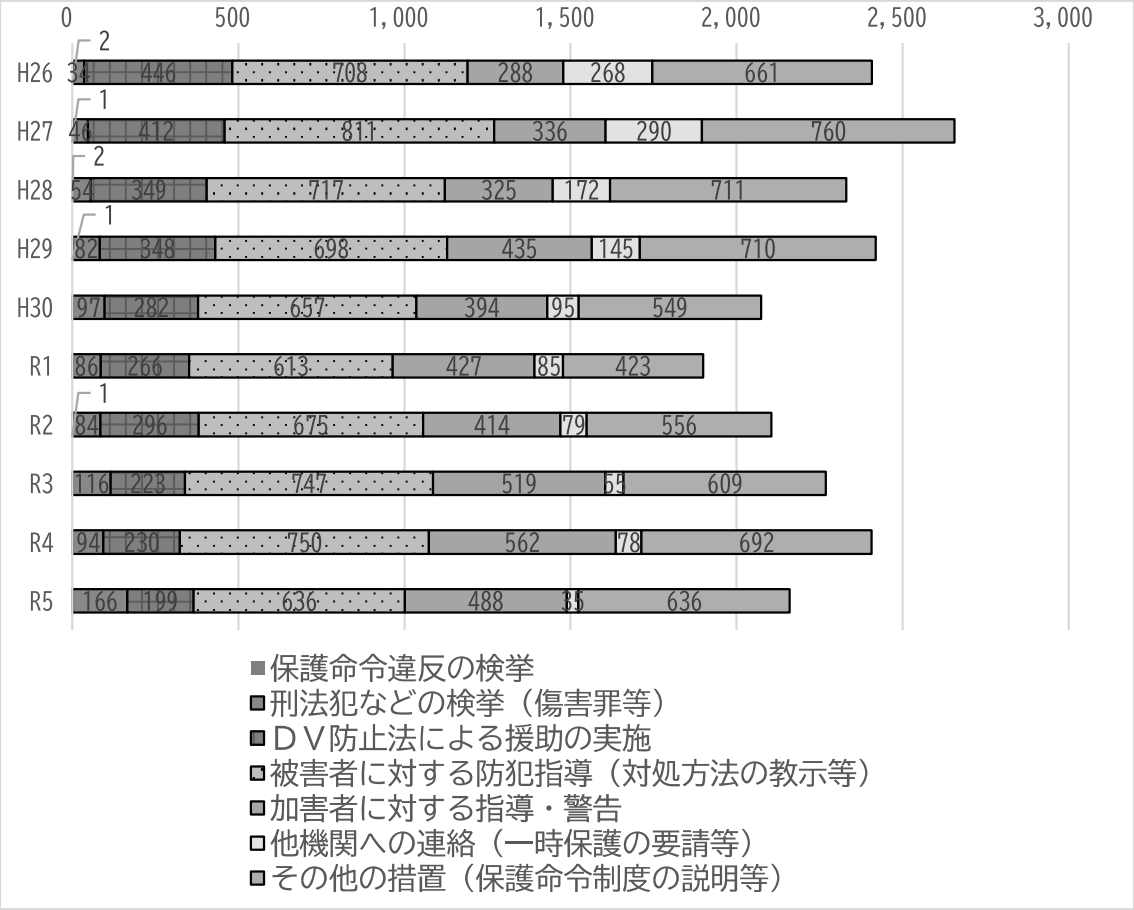

⑩三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況（ＤＶ関係）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	257	334	384	289	296	386	560	511	460	531

（単位：件）

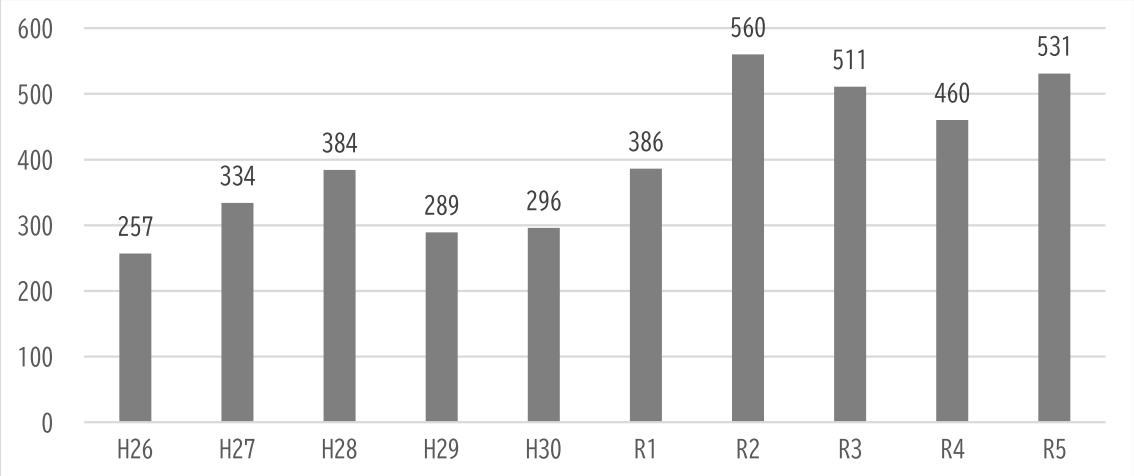

⑪ＳＮＳ相談事業「三重県ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力相談」の実績

（単位：件）

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
ＤＶ	93	118	96	190
妊娠ＳＯＳ	146	256	587	633
性暴力	95	154	220	160
計	334	528	903	983

（単位：件）

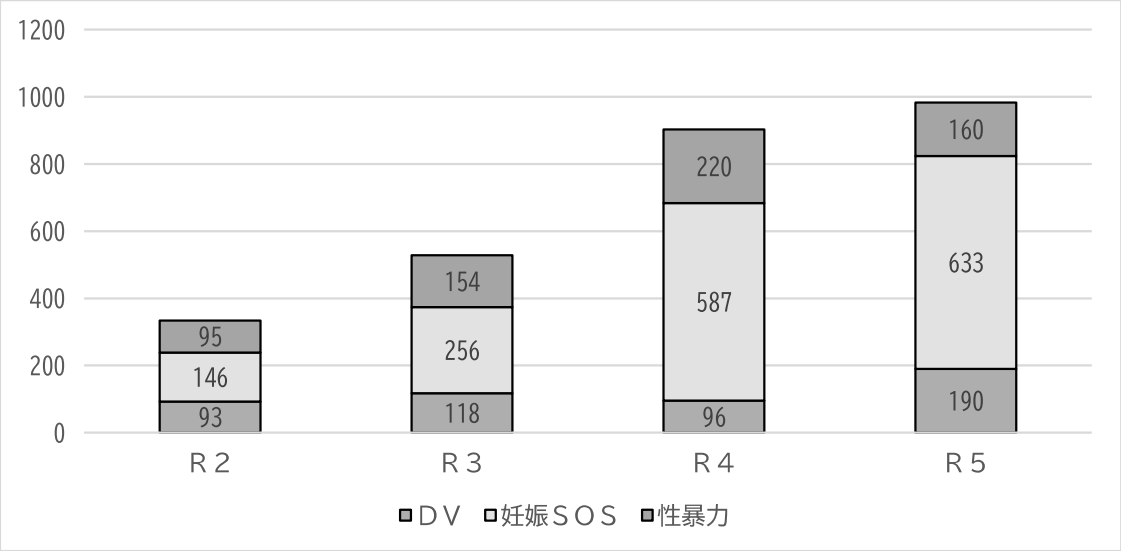

⑫ＤＶを理由とした一時保護者が抱える困難な問題の内訳

	障がい（精神）	疾病	こころ	経済困窮	離婚	子どもへの虐待（面前DV）	子どもの問題（子育て）	仕事	学校	住居	外国籍	家族関係	一人が抱える問題数
ケース１	○	○		○	○								4
ケース２					○					○			2
ケース３	○			○	○	○							4
ケース４				○	○			○		○			4
ケース５	○	○		○						○			4
ケース６				○	○	○	○	○					5
ケース７			○		○	○							3
ケース８					○		○	○		○			4
ケース９				○					○			○	3
ケース１０		○	○		○	○				○			5
ケース１１		○	○	○	○	○					○		6
ケース１２					○	○				○			3
ケース１３	○							○					2
ケース１４			○		○	○							3
ケース１５		○		○	○	○	○			○			6
ケース１６				○		○							2
ケース１７				○		○					○		3
ケース１８		○		○	○	○	○	○					6
ケース１９	○	○			○			○		○			5
ケース２０						○	○	○					3
ケース２１				○	○	○				○	○		5
ケース２２					○	○		○		○	○		5
ケース２３	○				○	○				○			4
ケース２４				○	○	○	○			○			5
ケース２５					○	○				○			3
ケース２６				○	○	○	○						4
ケース２７				○		○				○			3
ケース２８	○						○						2
困難な問題を抱える人数	7	7	4	15	20	19	8	8	1	14	4	1	

※令和５年度実績

○「ＤＶ防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

ＤＶ防止および困難女性に関する認知度調査と支援対象者の現状を把握するため、県内在住の 1,000 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります。

Ｑ１　あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（通称ＤＶ防止法）を知っていますか。　（有効回答数：1,000 件）

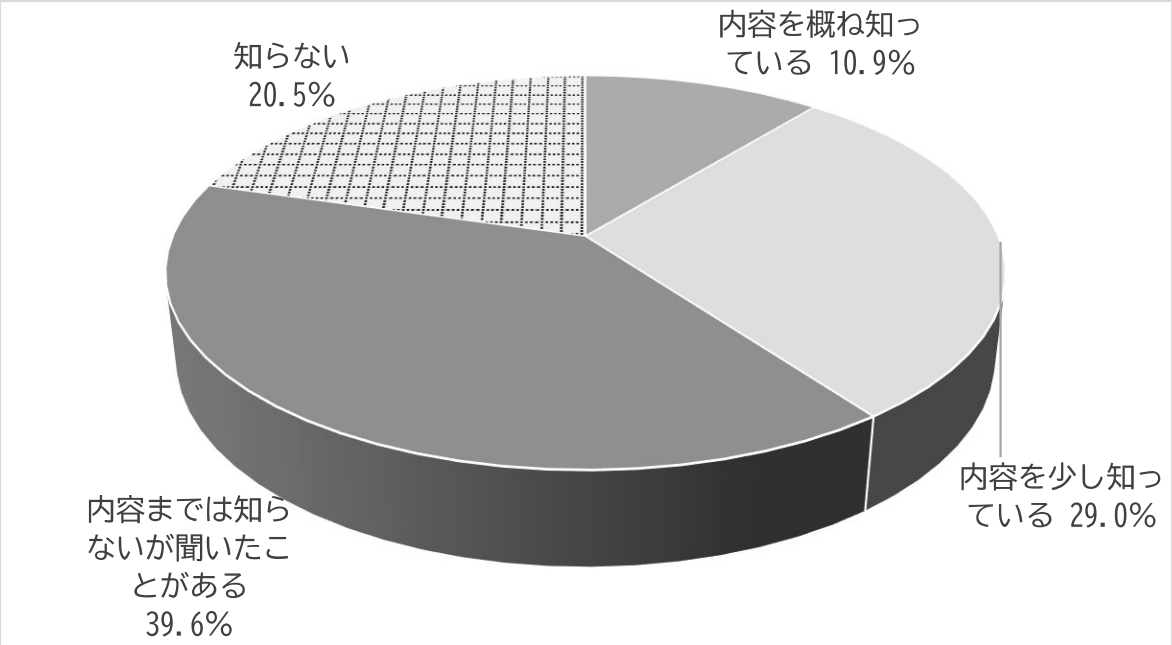

Ｑ２　ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力を指します（①身体的暴力、②精神的暴力、③経済的暴力、④性的暴力、⑤社会的暴力、これらは重複することもあります。）あなたはＤＶを受けたことがありますか。または、あなたの身近な人から、ＤＶを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

（有効回答数：1,000 件）

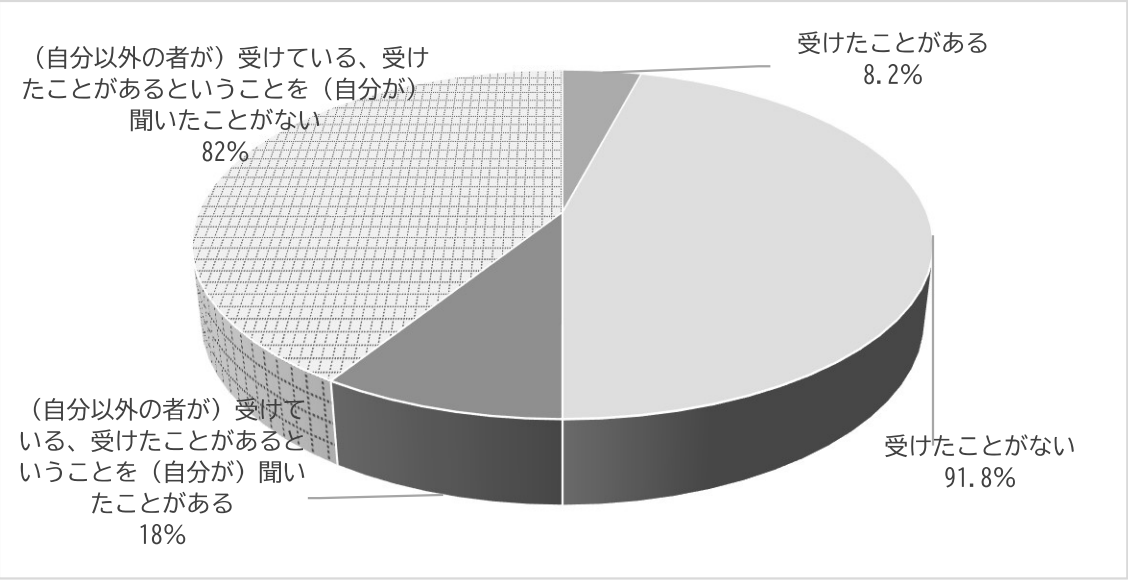

※「あなたはＤＶを受けたことがありますか。」と、「あなたの身近な方から、ＤＶを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。」とで別集計（それぞれの設問の有無で合計 100%になるように集計）

Ｑ３　Ｑ２で、「受けたことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。どのような暴力を受けたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

（有効回答数：82 件）

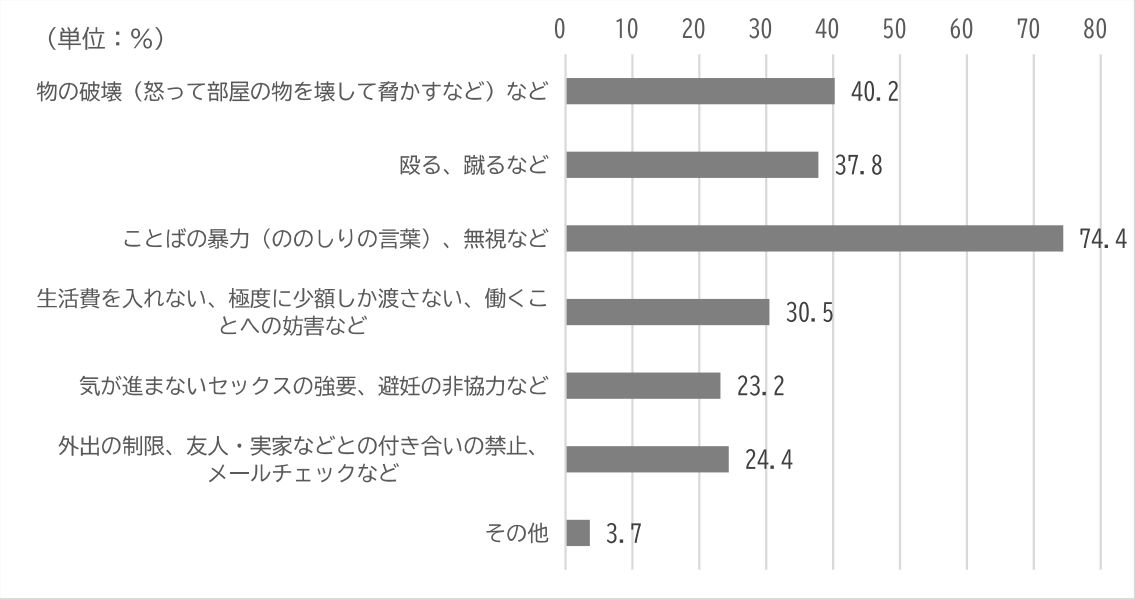

Ｑ４　Ｑ２で「受けたことがある」、「（自分以外の者が）受けている、受けたことがあるということを（自分が）聞いたことがある」と回答された人にお聞きします。あなた、又はあなたの身近な人がＤＶを受けたとき、どこ（だれ）かに相談したことがありますか。

（有効回答数：206 件）

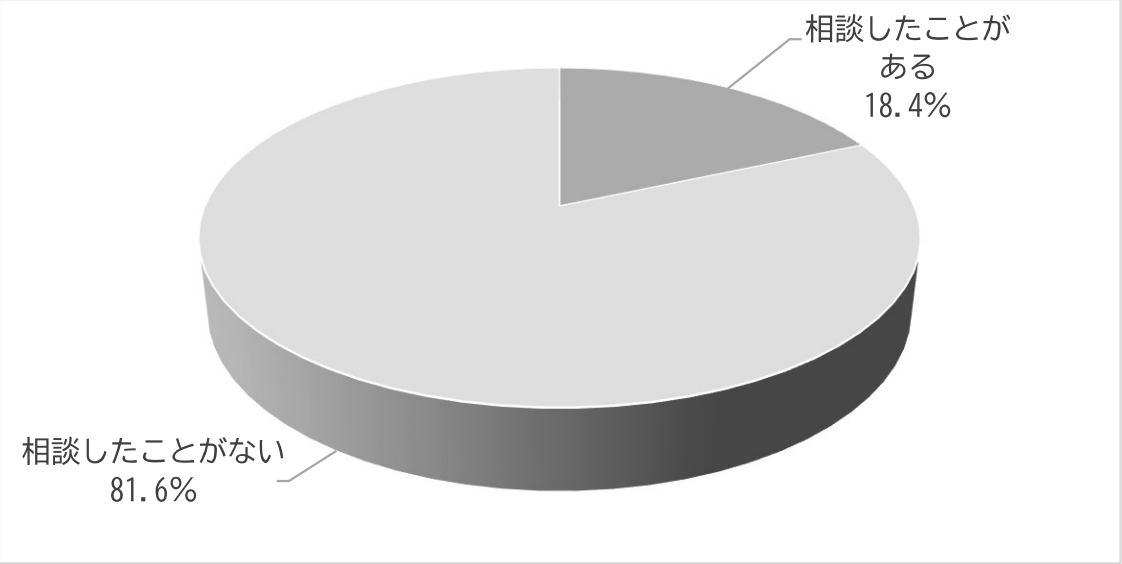

Ｑ５　Ｑ４で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。
どこに（誰に）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：38 件）

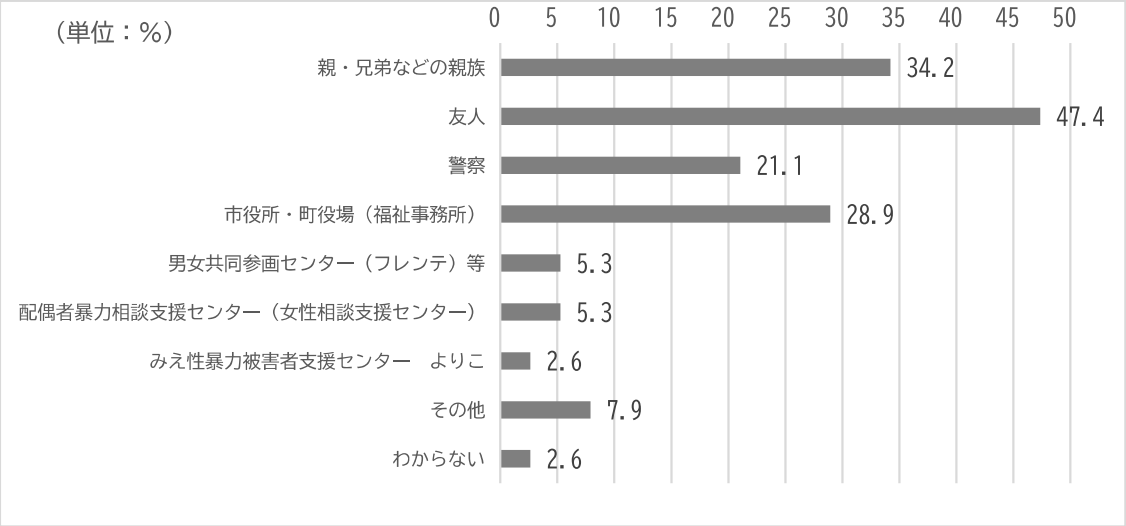

Ｑ６　Ｑ４で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：168 件）

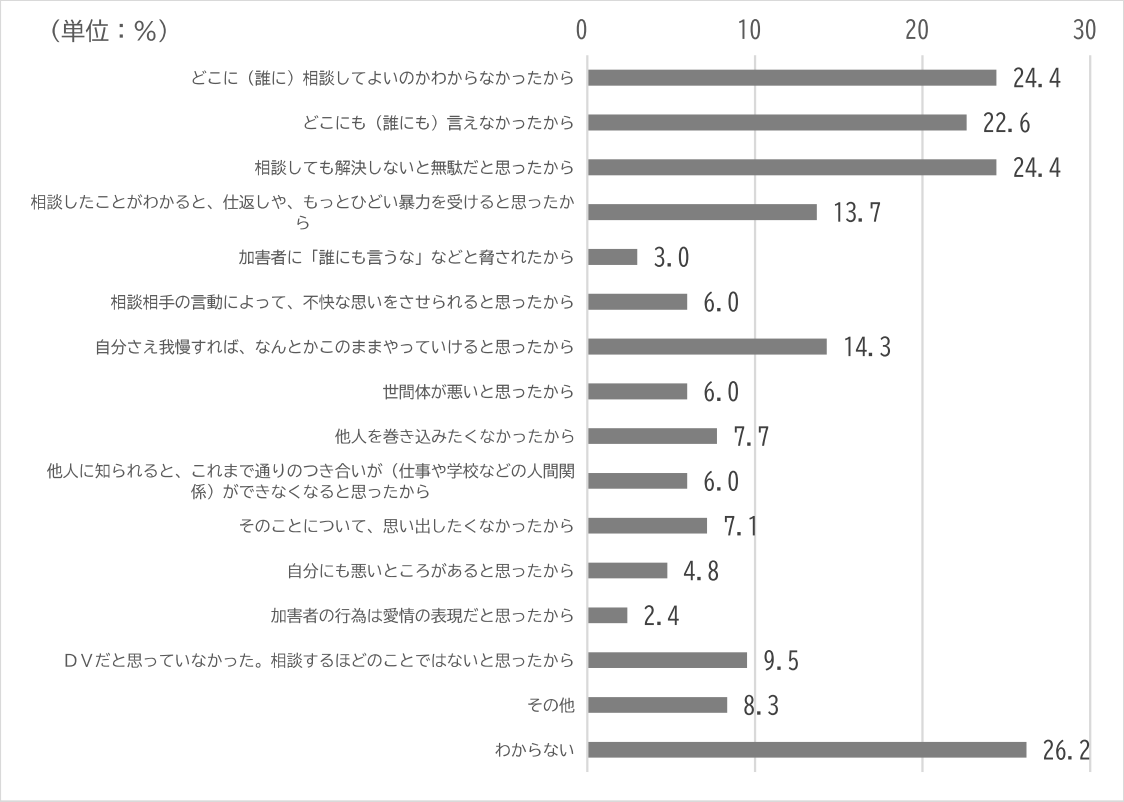

Ｑ７　あなたは、子どもの前で親がＤＶを受けた場合、子どもの心に深い傷を与え、児童虐待（「面前ＤＶ」という）にあたることを知っていましたか。

（有効回答数：1,000 件）

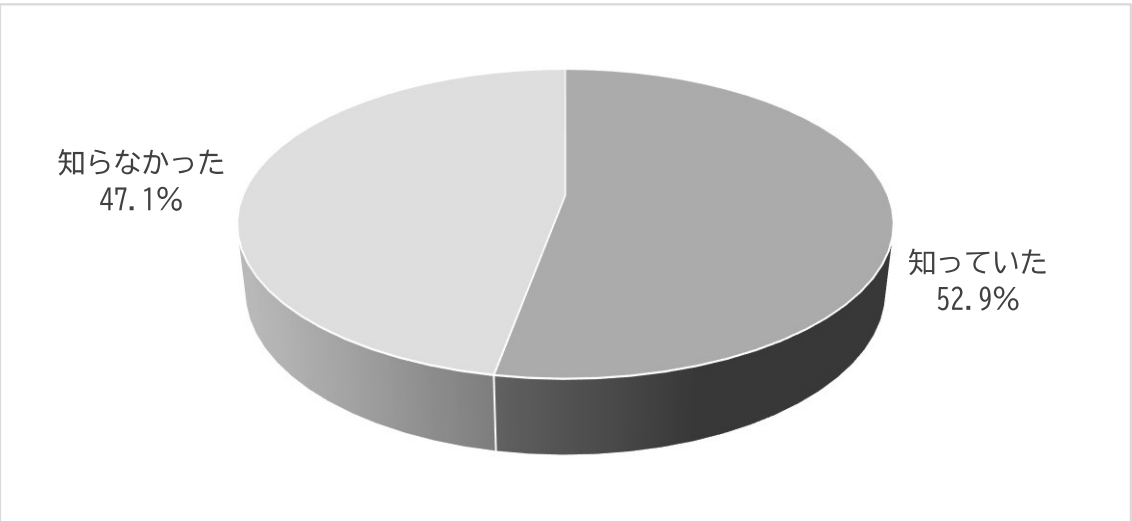

Ｑ８　県や市町等では次のようなＤＶ相談窓口を設置しています。あなたが知っている相談窓口をすべて選んでください。　（有効回答数：1,000 件）

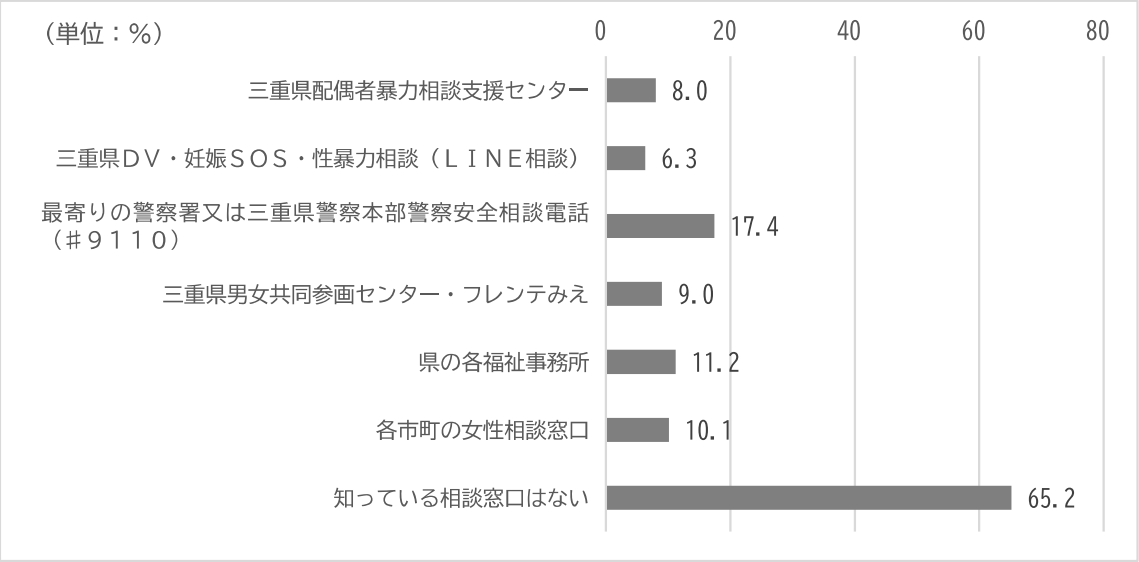

Ｑ９　あなたは、ＤＶを防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。必要だと思うものをすべて選んでください。　（有効回答数：1,000 件）

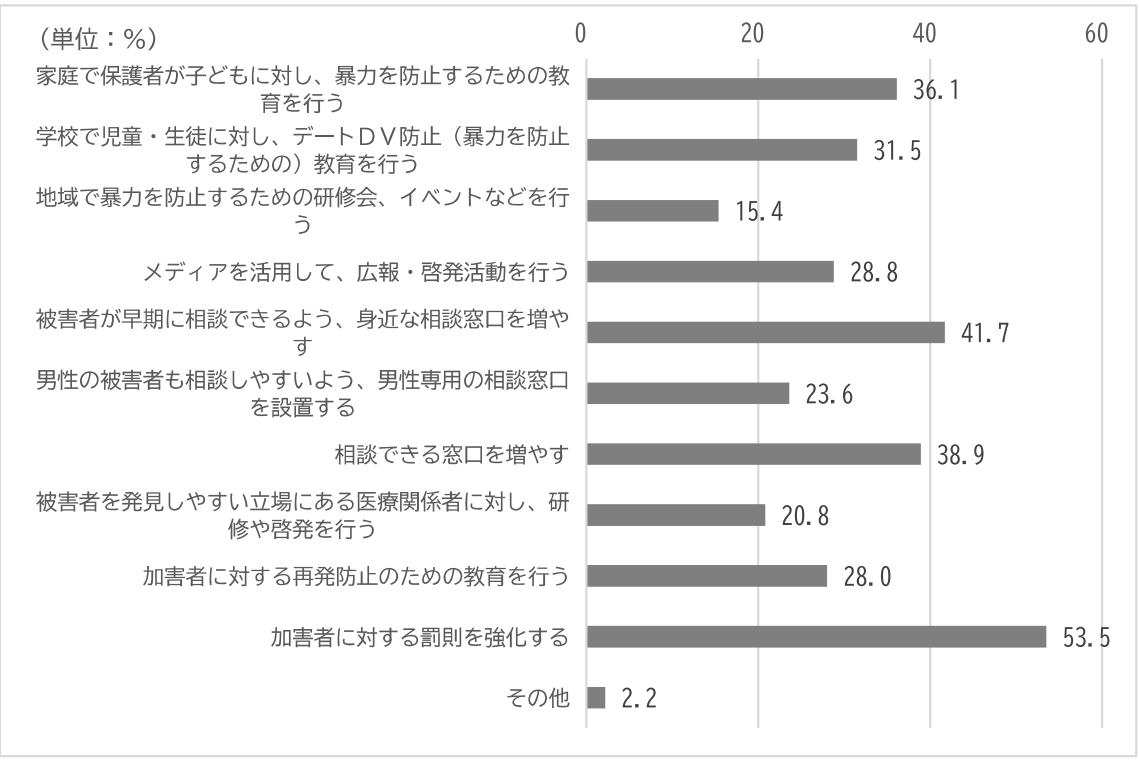

Q10　あなたは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称困難女性支援法）を知っていますか。　（有効回答数：1,000 件）

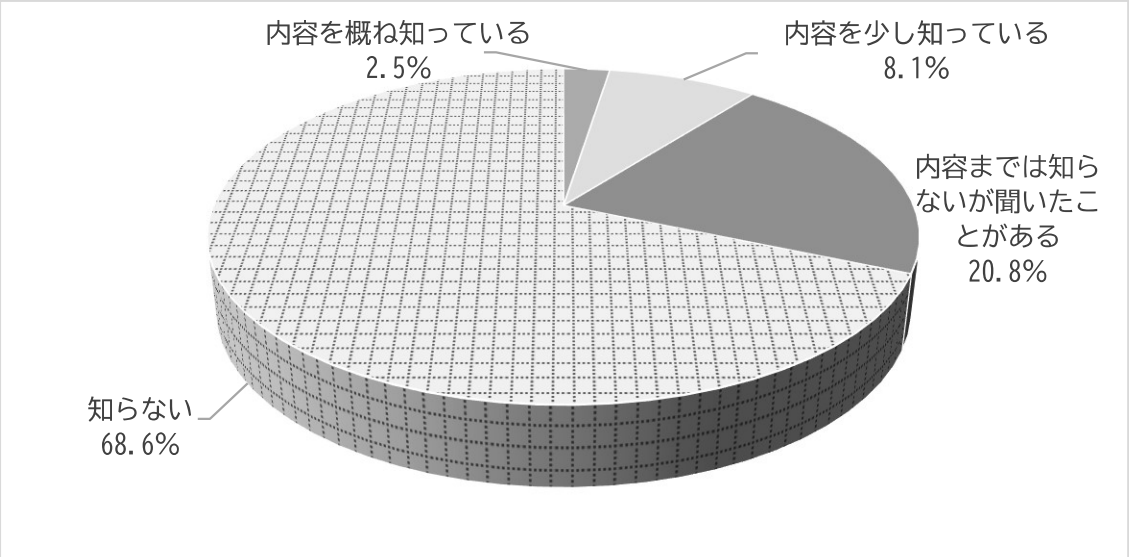

Q11　以下の設問の回答に関係するため、あなたの性別（自認する性）をお答えください。　（有効回答数：1,000 件）

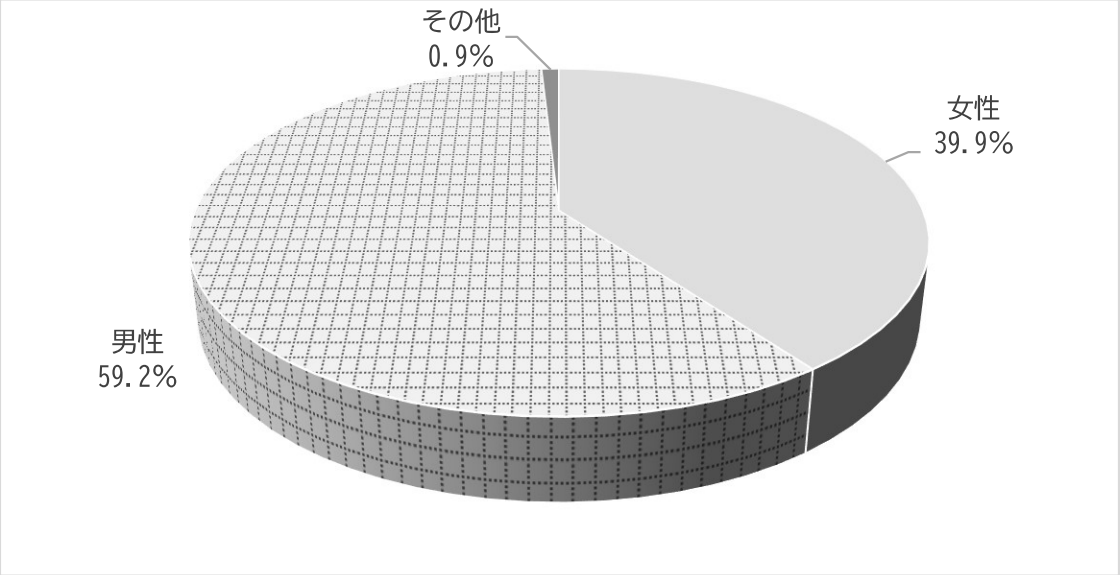

Q12　Q11 で、「女性」とお答えいただいた方にお聞きします。困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を指します。あなたは困難な問題を抱えていますか。

（有効回答数：399 件）

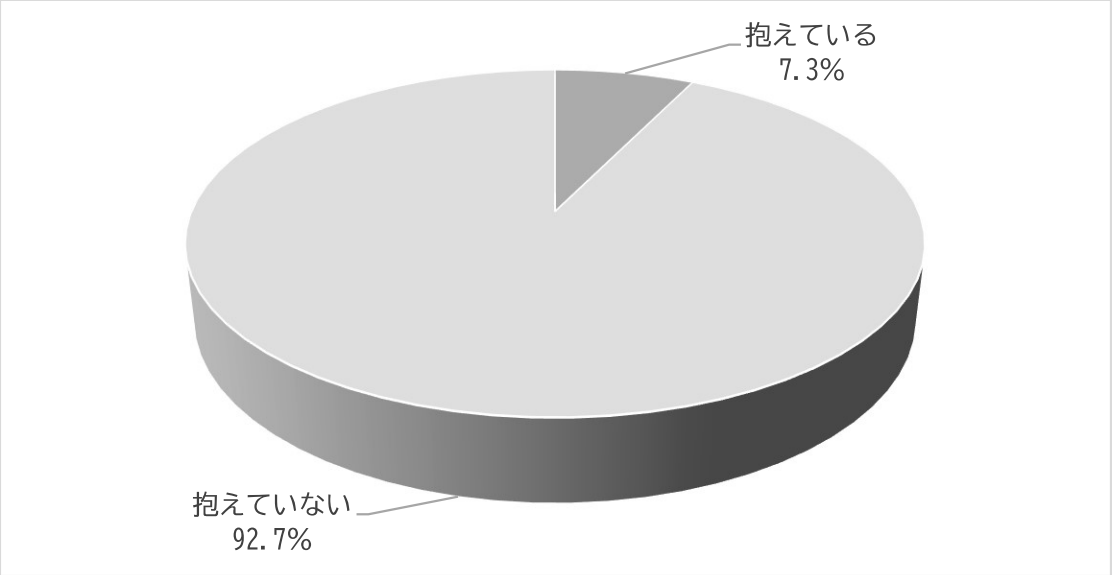

Q13　Q12 で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。どのような困難な問題を抱えていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：29 件）

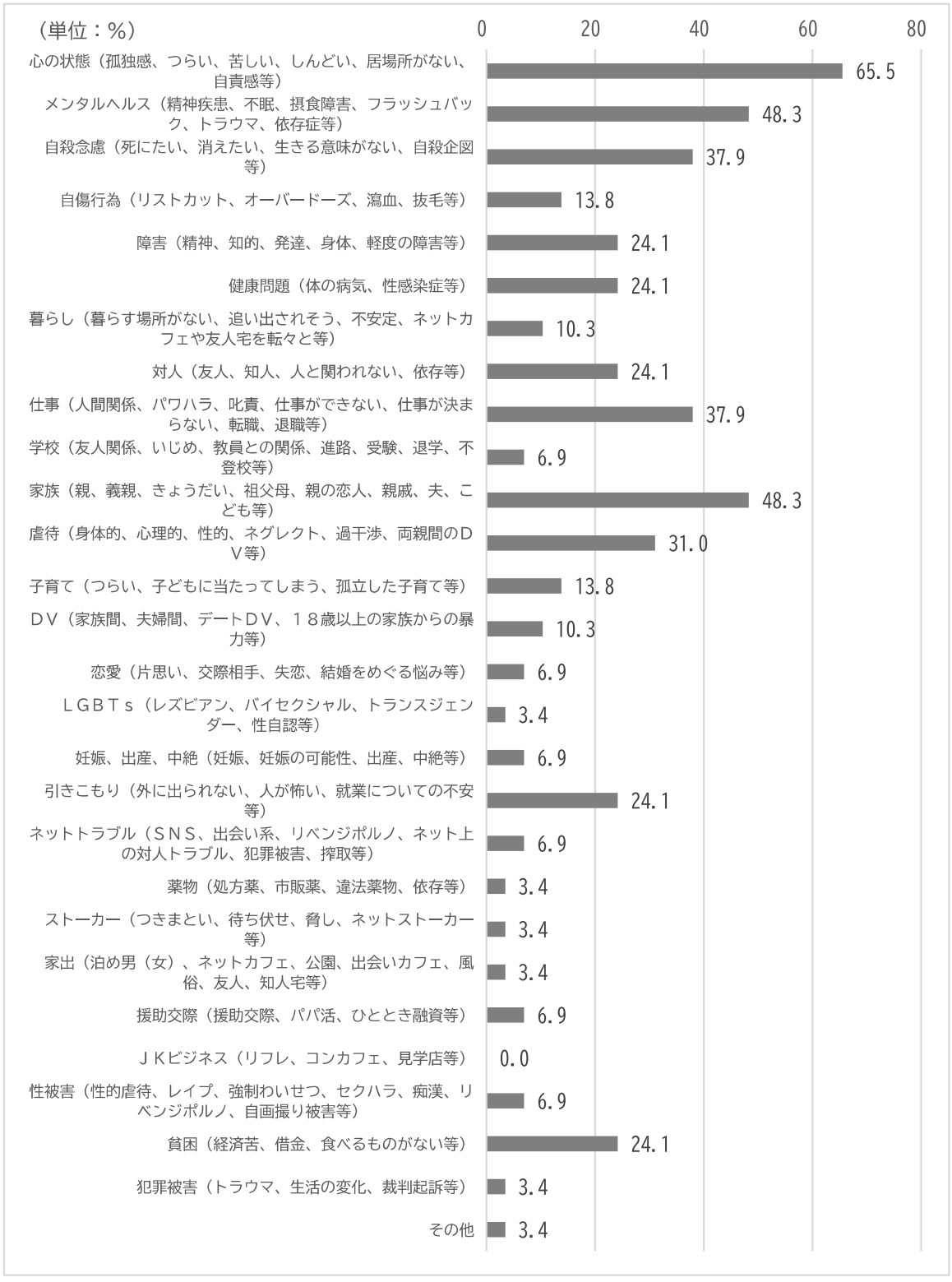

Q14　Q12 で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。あなたが困難な問題を抱えていることについて、どこ（だれ）かに相談したことがありますか。

（有効回答数：29 件）

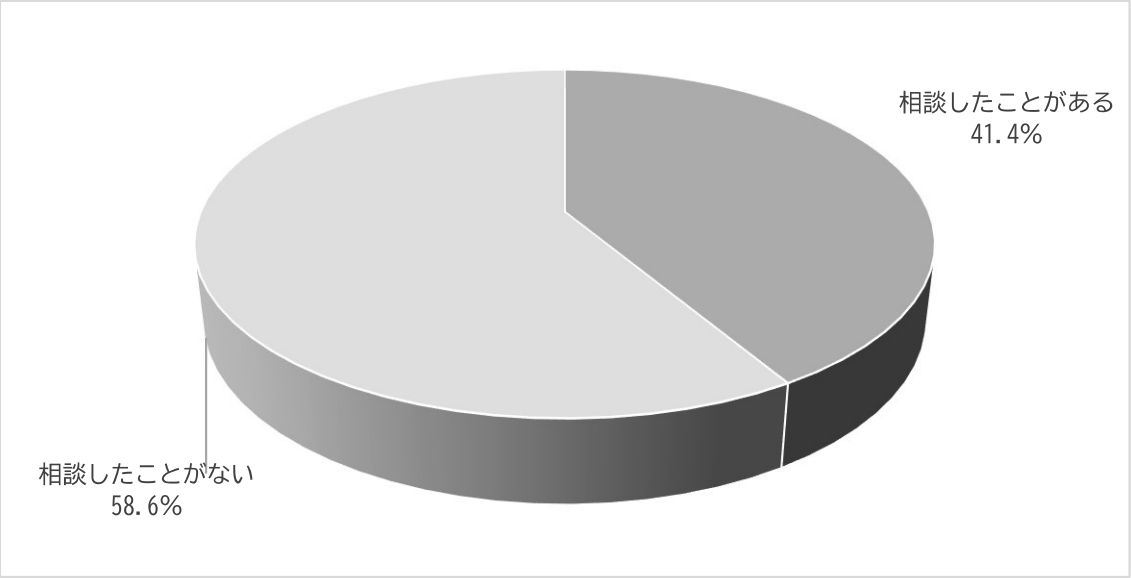

Q15　Q14 で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。どこに（誰に）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：12 件）

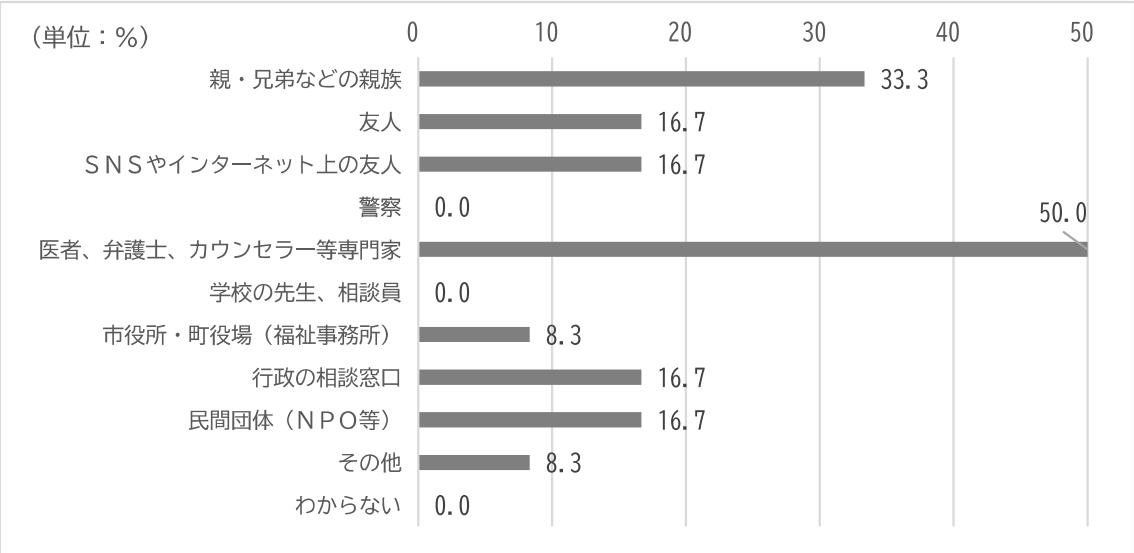

Q16　Q14 で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：17 件）

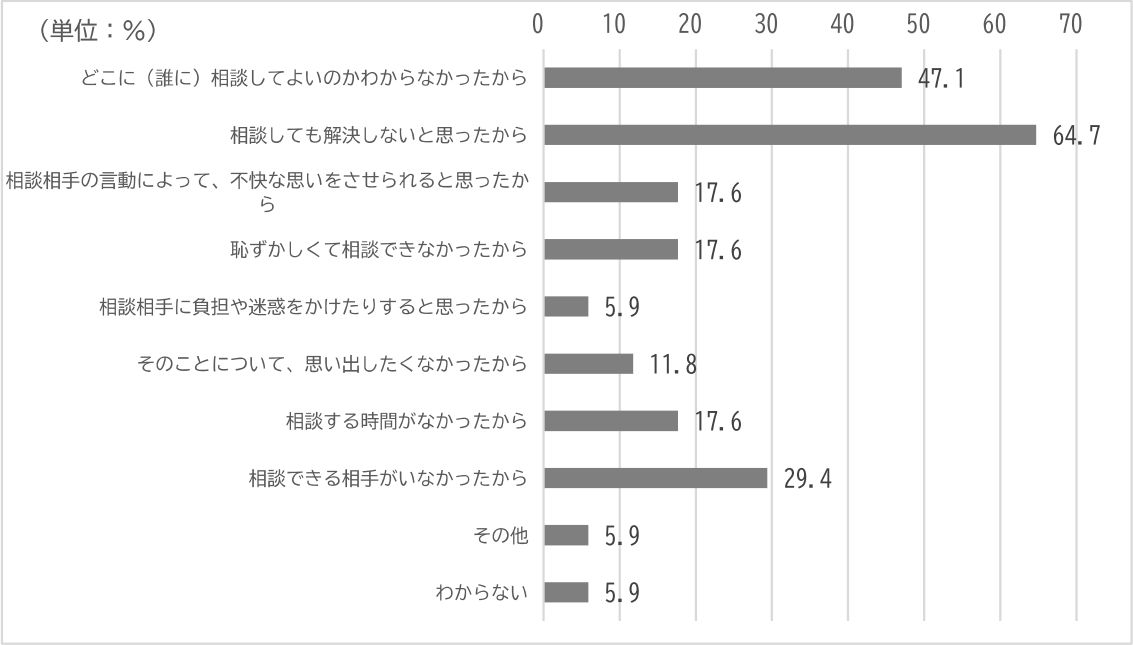

Q17　あなたは、困難な問題を抱える女性を支援するためには、どのようなことが必要だと考えますか。必要だと思うものをすべて選んでください。

（有効回答数：1,000 件）

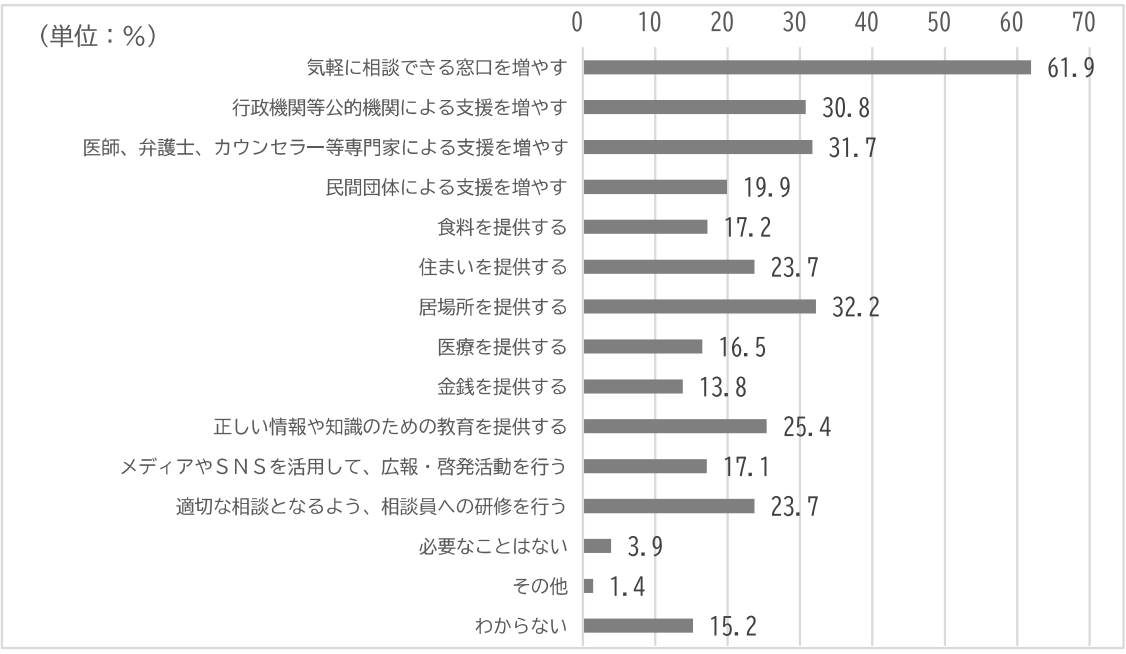

○「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果

若年女性は複合的な問題を抱えやすいことから、県内の困難な問題を抱える若年女性の実態を把握するため、県内在住の 15 歳以上 30 歳未満の女性 602 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります。

Ｑ１　あなたの現在の職種等について教えてください。

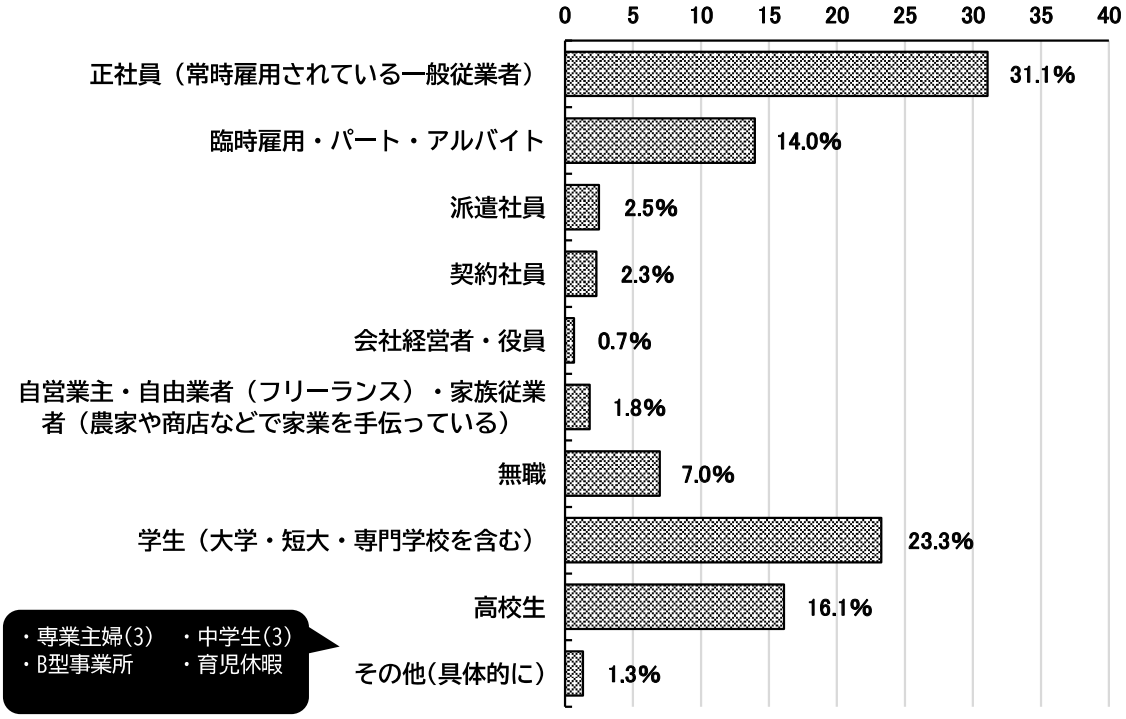

有効回答件数:602件

Ｑ２　あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。

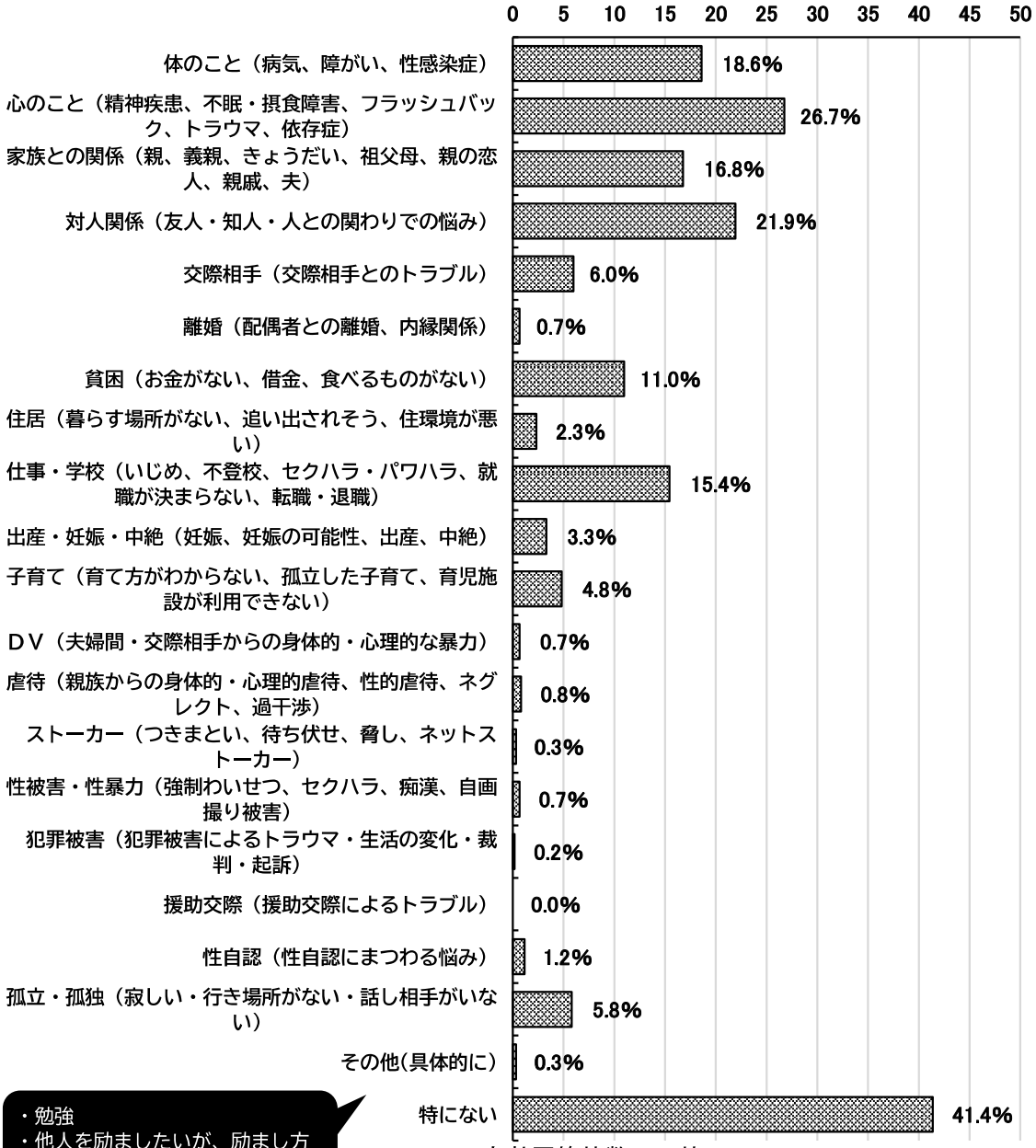

Ｑ３　【Ｑ２で「特にない」と回答した以外の方にお聞きします。】あなたが悩みや問題を誰に（どこに）相談したか教えてください。

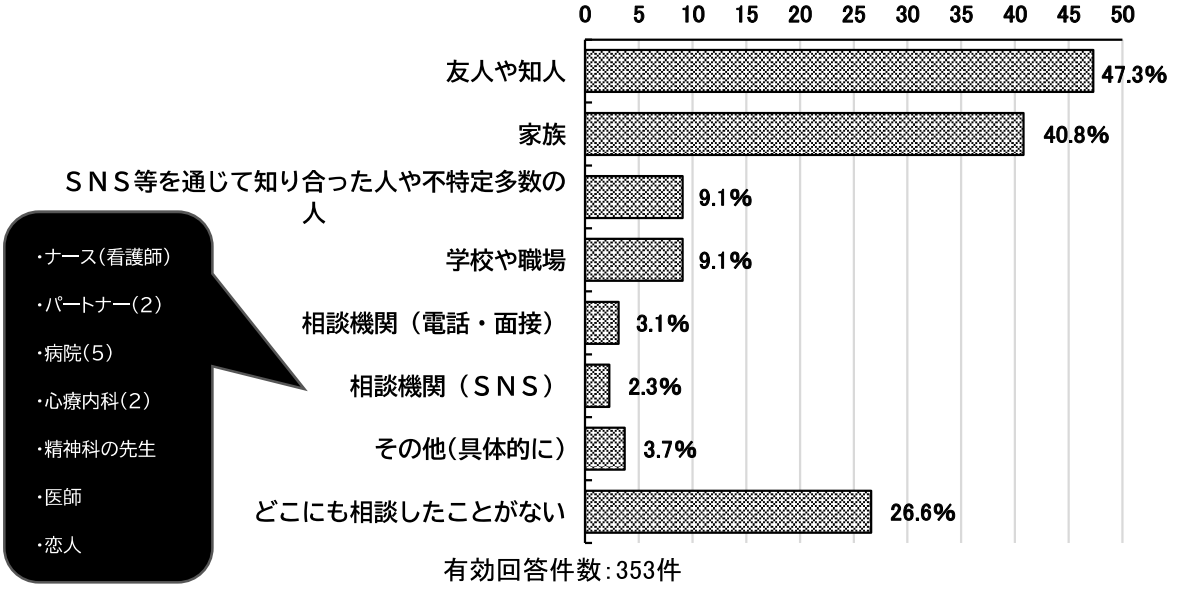

有効回答件数:353件

Ｑ４　【Ｑ３で「どこにも相談したことがない」と回答した方にお聞きします。】あなたが相談しなかった、またはできなかった理由について教えてください。

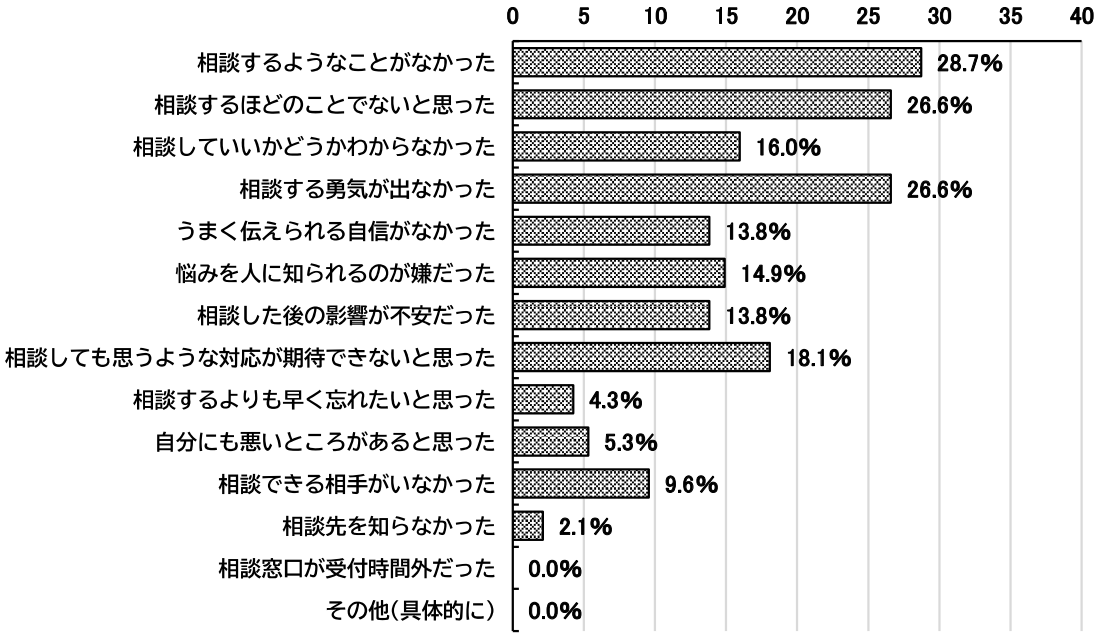

有効回答件数:94件

Ｑ５　あなたが相談機関に相談しやすいと思う条件について教えてください。

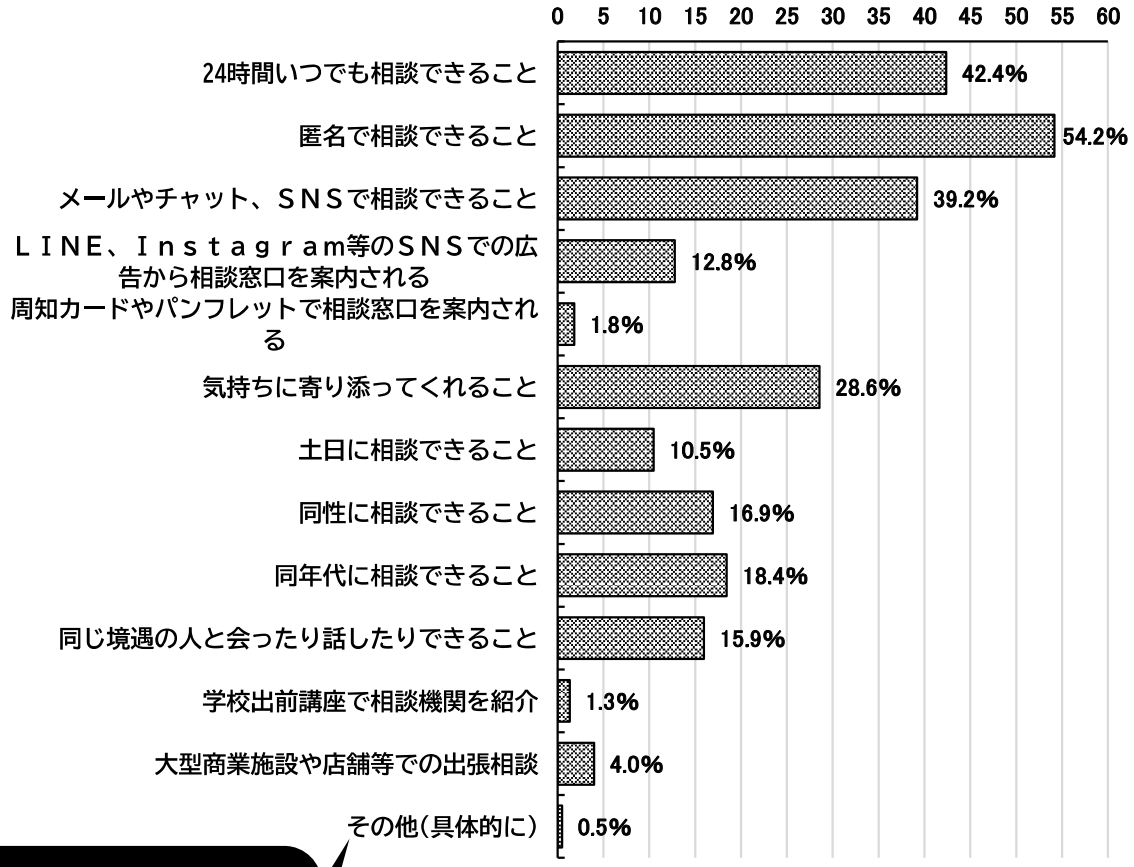

有効回答件数:602件

・Ｉｎｓｔａｇｒａｍの知り合い
・ない
・正しい視点でアドバイスや傾聴してもらえること

Ｑ６　あなたが知っている相談機関について教えてください。

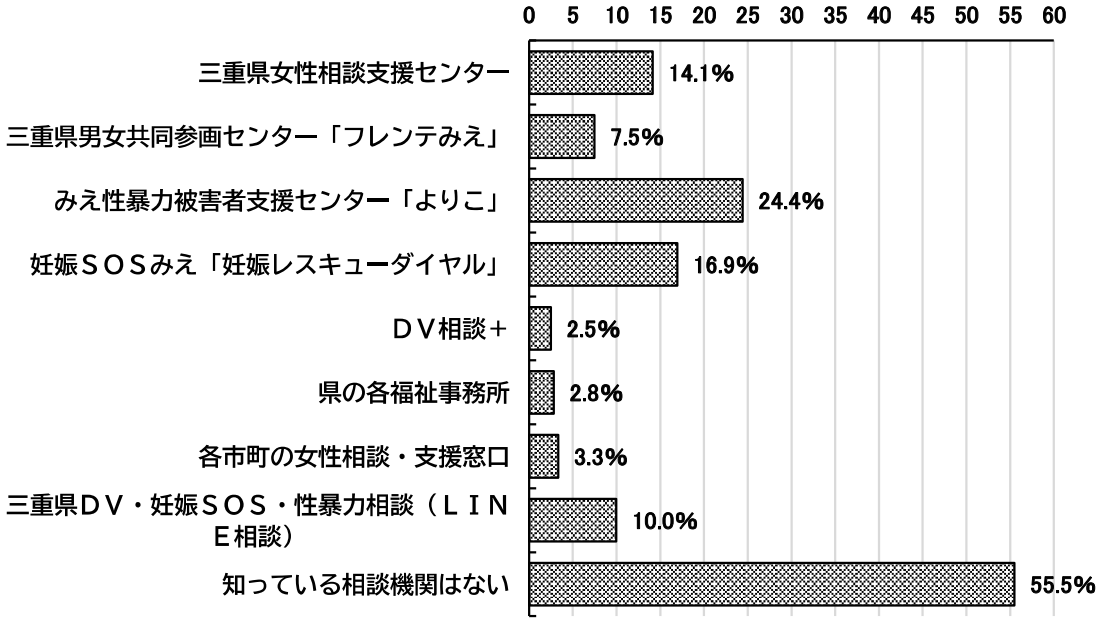

有効回答件数：602件

Ｑ７　あなたが利用したことがある相談機関について教えてください。

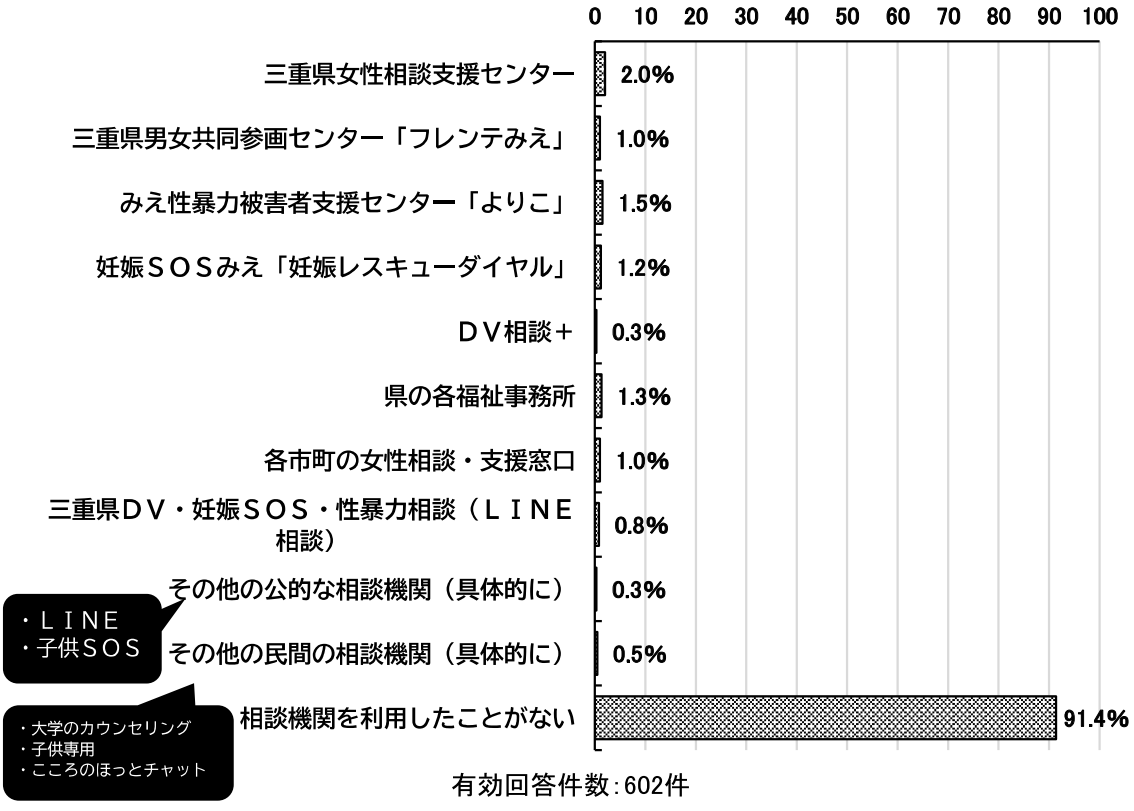

有効回答件数：602件

Ｑ８　あなたが抱えている悩みや問題について、公共機関から支援を受けたことがあるか教えてください。（支援の内容は施設等の入所・斡旋、物品の支給・貸与、資金の貸付、補助金・給付金等による金銭的援助など）

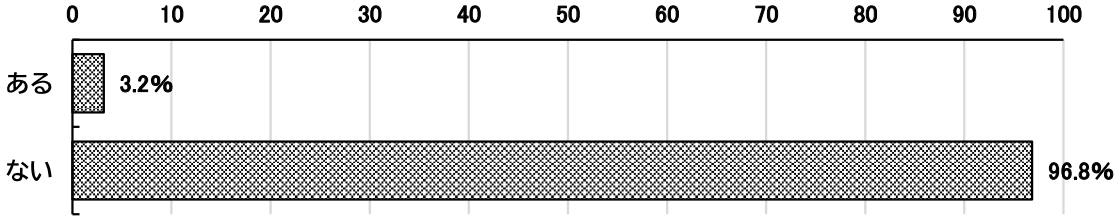

有効回答件数：602件

【補足分析】

「Ｑ２　あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。」について、一人の回答者が複数の問題を抱えているか分析しました。

回答数別の割合		%	件数
0	特にない	41.4	249
1	1個の回答を選択	24.8	149
2	2個の回答を選択	14.0	84
3	3個の回答を選択	9.1	55
4	4個の回答を選択	4.2	25
5	5個の回答を選択	2.8	17
6	6個の回答を選択	2.2	13
7	7個の回答を選択	0.7	4
8	8個の回答を選択	0.5	3
9	9個の回答を選択	0.2	1
10	10個の回答を選択	0.0	0
11	11個の回答を選択	0.3	2
複数回答	602	100.0	602

複数回答した人の割合	%	件数
一人の方が2個以上の回答を選択	42.9	204
一人の方が3個以上の回答を選択	25.3	120
一人の方が4個以上の回答を選択	13.7	65
一人の方が5個以上の回答を選択	8.4	40
一人の方が6個以上の回答を選択	4.8	23
一人の方が7個以上の回答を選択	2.1	10
一人の方が8個以上の回答を選択	1.3	6
一人の方が9個以上の回答を選択	0.6	3
一人の方が10個以上の回答を選択	0.4	2
一人の方が11個以上の回答を選択	0.4	2
602	100.0	475

○県内外ＮＰＯからの聞き取り結果

困難な問題を抱える女性への支援に関して、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」を推進する必要があり、また、困難な問題を抱える女性への支援の現状を把握し、新計画策定の参考とする必要があることから、女性支援などに携わる県内外ＮＰＯへの聞き取りを実施しました。

主な意見は次のとおりです。

【行政への要望・意見】

・ 既存の福祉サービスの柔軟性を高め、さまざまなアプローチを増やすべき

（具体な意見）

・ 行政がＮＰＯと連携する際は、支援対象者の情報を適切に引き継いでほしい。
・ 行政のルールが厳格過ぎるため、円滑な連携の妨げとなっている。
・ 夜間時の保護案件などにおいて、行政があまり機能しないことがある（頼れるのは警察だけ）。
・ 行政がルールに縛られすぎて対応しきれない部分があるならば、民間に棚卸してほしい（退勤時間の制限などがあり、途中からＮＰＯへ丸投げというケースあり）。
・ 行政は、支援対象者に対して、すぐ保護しようとしたり、家へ帰らせようとしたり、といった対応をしがち。寄り添った対応ができていない。なお、行政がしがちな一時保護は、根本的な解決方法になっていない。保護されて、その後に家に帰ってきても、その家の状態が変わりなければ意味が無い。
・ 支援対象者の中に、女相や児相などの行政機関に対して拒否感を示す者が一定数存在しているので、柔軟な対応が求められる。

・ 居場所づくりと支援体制の強化をしてほしい

（具体な意見）

・ ＮＰＯは活動場所に困っており、支援を活性化するためにもＮＰＯが運営する場所が必要。
・ その場所に来れば一括で支援を受けられるような、包括的な支援の場が必要。多機能の居場所が必要。
・ 三重県のように南北に長い土地であると、特定の場所に居場所を設置しても支援対象者が集まらず、効果が薄くなる可能性がある。土地の制約を受けないＳＮＳは、つながることができる場所として効果的。もしもどうしてもリ

アルに作るならば、象徴的な場所で、昔の地域づくりのような形で作ったらどうか。
・ 行政は、支援対象者にとって最も適切な場所を確保することが苦手。相談を受ける側としては、支援対象者が「支援を受けることができる場所を準備できていること」が強みになる。活用できる資源を準備できていれば、踏み込んだ相談対応ができる。
・ 行政機関につなぐまでの中間地点のような居場所が重要。
・ 東京などの都市部に子どもたちが行ってしまわないための、三重県につなぎとめるための居場所が必要。

・ 行政は相談ハードルを下げる必要がある

（具体な意見）
・ 今までの行政のやり方のような、相談場所を設置してただ待っているだけでは支援対象者は相談に来ない。さまざまな取組（食料品、生活用品、コスメ品などの提供など）により、支援対象者が相談しやすいようにする必要がある。
・ 行政の色を出すと支援対象者は来ない。ＮＰＯが相談窓口を担うことは効果的。
・ アウトリーチは今や必須。繁華街での夜回りは有効なアウトリーチの一つ。
・ ＳＮＳ相談は相談ハードルを下げる手法の一つ。
・ アウトリーチの一つとして、警察との連携によるネットパトロールを強化しては。

・ その他

（具体な意見）
・ 若年層の生きづらさの内容を聞き取れる、同世代の支援者の育成も必要（10、20 代の学生、福祉系の大学生など）。
・ ＮＰＯを育てるには、やりたい気持ちを自主的に持ってもらうことが重要。
・ 民間シェルターを早急に三重県で設置すべき。また、設置するならば、産前・産後の対応ができるような機能も必要。
・ 望まない妊娠の年齢層が下がってきているため、中学校を卒業するまでの学校教育や啓発が重要。
・ 児相は子の問題しか見ない。親の問題なのか、子の問題なのか、という視点は大事。

・ 三重県には、相談を受け付けた後の受け皿が少ない。受け皿が少ないと相談を受ける側も二の足を踏むことがある。また、女性支援に特化したＮＰＯもほぼ無い。
・ 三重県内の関係者全員で一度集まって現状や問題意識を共有すべき。
・ 三重県には都会のような繁華街が無く、街に子どもがいない。夜回りなどの、都会と同じようなアプローチができない。

【子どもたちの現状】

※ＮＰＯからの聞き取りを行う上で、子どもたちに関する意見が多く集まりましたので、集約しました。

（具体な意見）

- 福祉につながっていない子どもたちは、周りの大人が心配するだけで、本人たちは悩んでいない場合が多い。
- 支配的で権威的な行政を嫌う子どもが多い。
- 子どもたち自身が福祉サービスを必要としていないため、行政につなげることができない場合が多い（子どもたちから助けを求められたら行政につなぐようにしている）。
- 相談ハードルを下げて仲良くなると、悩みを聞くことができるようになる。
- 子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、支援対象者となった子どもたちに「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない）。
- 三重の子どもたちは夜行バスで安く東京や大阪に来てしまう。名古屋も近い。三重県内にたまり場が無いのか、軽い気持ちで都市部に出てきてしまう。都市部で友達を作り、そのまま都市部で生活を始めてしまう。ＳＮＳ（Ｘ、ＴｉｋＴｏｋ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍなど）の動画などがそれを後押ししている（「都会は楽しそう」、「地元にいたくない」、「現実に戻りたくない」）。
- 子どもたちは都市部で生活するために、友達と遊ぶために、体を売っている。体を売るような子どもたちは、障がいかそうでないかのグレーゾーンの子どもが多い。グレーゾーンの子どもたちは、一見見た目が普通だが、一般常識が無く、情緒が不安定であり、社会生活が困難。グレーゾーンの子どもたちは障がいと認定されないため、どこにもつなぐことができない。
- 子どもたちが求めているのは、「友達」である（愛情不足や親からの虐待を受けている子どもたちが多い）。
- 中高生の６割がオーバードーズ経験あり（厚労省調査）。クスリを辞めろと言っても響かないので、子どもたちと接し続けることで、子どもたちが自分で気づいた時に相談に乗るようにしている。
- 普通の子がどこかでつまずいて（いじめ、家庭不和、引きこもり、虐待など）、「沼」にはまってしまう。沼から抜け出す手法としてＳＮＳは有効。
- 若年層の困難を抱える女性は、衣食住を適切に備えることが困難。結果として、それらが完備された性風俗に流れていってしまう。
- 中絶できずに「０日虐待で死亡」といったケースが増えており、予期しない妊娠をしてしまう子どもが増えてきている。

- 子どもたちの悩みは表出化されるまで時間がかかる。時間をかけて寄り添う必要がある。
- そもそも、支援が必要な子どもたちに、支援に関する情報が正しく届いていない。

別冊８

第二期三重県地域福祉支援計画

＜中間案＞

令和6(2024)年12月

三　重　県

目　次

第1章 計画策定の基本的な考え方 1
1 経緯 1
2 計画の位置づけと他計画との関係 1
3 計画期間 2
第2章 地域福祉を取り巻く状況 3
1 人口・世帯の状況 3
(1)人口 3
(2)世帯 4
2 支援を必要とする人等の状況 6
(1)高齢者 6
(2)障がい者 9
(3)子ども 13
(4)生活困窮者等 16
(5)自殺者 18
(6)DV 20
(7)ヤングケアラー 21
(8)犯罪に至った者等 22
(9)外国人 24
(10)ひきこもり 26
(11)権利擁護 27
(12)人権課題 29
3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況 30
(1)民生委員・児童委員 30
(2)ボランティア・NPO法人 31
(3)老人クラブ活動 33
(4)社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 34
(5)介護人材 35
(6)公民館 36
(7)隣保館 36
(8)社会福祉協議会 37
(9)社会福祉法人 37
4 第一期計画期間中の主な法改正 38
(1)重層的支援体制整備事業の創設(令和 3(2021)年) 38
(2)孤独・孤立対策推進法の施行(令和6(2024)年) 38
(3)ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正(令和 6(2024)年) 38

（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和 6（2024）年）.....38
5 第一期計画における取組成果と課題.....39
＜推進項目1＞ 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）.....39
（1） 市町地域福祉計画策定市町数.....39
（2） 多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数.....40
（3）「相談支援包括化推進員」の養成数.....40
（4） 民生委員定数充足率.....41
（5） ユニバーサルデザインのまちづくり.....41
＜推進項目2＞ 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）.....41
（1） 生活困窮者等への支援.....42
（2） 再犯防止の推進.....42
（3） 災害時における要配慮者への支援.....42
＜推進項目3＞ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）.....43
（1） 福祉人材の確保.....43
（2） 福祉サービスの質の向上.....43
第3章 計画の基本理念と施策体系.....45
1 計画の基本理念（めざすべき姿）.....45
（1）自己決定の尊重と意思決定の支援.....45
（2）本人に寄り添った支援.....45
（3）地域づくりに向けた取組の推進.....45
（4）持続可能な開発目標（SDGs）の達成.....46
2 施策体系（取組の柱）.....47
第4章 施策展開.....49
推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）.....49
1 市町における包括的な支援体制づくりの支援.....49
（1） 相談支援包括化推進員の養成等の後方支援.....49
（2） 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化.....50
（3） 地域におけるさまざまな主体との連携.....50
（4） 相談・支援機関の連携推進.....50
2 市町における地域福祉計画策定・推進への支援.....51
3 地域における支援活動の推進.....52
（1）地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり.....52
（2）地域住民による支援活動の推進.....52
（3）企業との連携による地域福祉活動の支援.....54
4 災害時における要配慮者への支援体制の充実.....55
（1） 地域における避難行動要支援者対策の促進.....55
（2） 福祉避難所の確保.....55

（3） 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備 55
（4） 介護職員等の応援・受援体制の整備 55
（5） 災害時におけるボランティア活動の支援 55
5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 56
（1）ユニバーサルデザインの意識づくり 56
（2）誰もが暮らしやすいまちづくり 56
推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～） 57
1 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進 57
（1）高齢、障がい、子ども・子育て分野における支援 57
2 さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援 57
（1） ひきこもり 57
（2） 自殺対策 58
（3） 再犯防止の取組の推進 58
（4） 認知症施策の推進 59
（5） がん・難病患者 59
（6） 医療的ケア児・者 60
（7） 外国人住民 60
（8） DV及び困難な問題を抱える女性 60
（9） ヤングケアラー 61
（10） 人権課題（多様な性のあり方への理解促進等） 61
3 生活困窮者等への支援 62
（1）生活困窮者自立支援の推進 62
（2）子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 62
4 生活基盤の充実 63
（1）就労機会の充実 63
（2）住宅確保 65
（3）移動の確保 65
5 権利擁護の推進 66
（1） 成年後見制度利用の促進 66
（2） 福祉サービスの利用援助 66
（3） 差別解消、虐待防止の取組の推進 66
（4） 消費者被害の防止・救済 67
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～） 68
1 福祉人材の確保 68
（1）福祉人材の確保 68
（2）若者等の参入促進 69
（3）働きやすい福祉職場づくりへの支援 70

２ 福祉サービスの質の向上 70
（1）効果的な指導監査等の実施 70
（2）社会福祉法人による公益的活動の促進 70
（3）第三者評価の受審促進 70
（4）苦情解決体制の充実 71
（5）福祉人材の質の向上 71
３ 福祉サービスの総合的提供方法のあり方 71
(1)保健・医療との連携 71
(2)共生型サービスの普及 71
４ 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用 72
（1）介護ロボットの導入支援 72
（2）福祉分野における ICT 化の推進 72
第5章 計画に係る評価指標と推進体制 73
【資 料】 73
●事例集 73

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 経緯

三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、令和2（2020）年3月に、「みんな広く包み込む地域社会　三重」を基本理念に地域共生社会の実現をめざし、市町の地域福祉の推進を支援するため、「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

第一期計画期間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）において、多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備した市町は 14 市町となり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め支援する体制が県内に広がりをみせました。

本計画は、令和7（2025）年3月末に計画期間が満了するため、これまでの取組等を検証し、地域福祉を取り巻く現状と課題、環境変化をふまえ次期計画を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉の推進を支援していくための計画であり、県が、広域自治体としての観点から、市町における包括的な支援体制の整備に対する支援など、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、支援していくことを内容とするものです。

また、地域福祉支援計画は、各福祉分野の上位計画として、各福祉分野に関して共通して取り組むべき事項を定めるものとされています。

そして、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や、いわゆる「8050」やダブルケアなど、複雑化・複合化した課題などに対応できるセーフティネットを築き上げていくことが必要です。

そのためには、福祉分野の計画だけでなく、さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していけるよう、各計画に基づく施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置づけ、横断的に施策を推進していきます。

さらに、県域での地域福祉を推進していくにあたっては、民間福祉活動の中核を担う三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とともに進めていくことが不可欠です。このため、県社協が策定する「地域福祉活動支援計画・強化発展計画」と連携・整合を図っていきます。

（イメージ）

3 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの5年間とします。ただし、今後、関係法令の改正など地域福祉を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて、計画の改定を検討することとします。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1)人口

三重県の人口は、平成 19(2007)年の約 187 万 3 千人をピークに、それ以降減少しており、令和2(2020)年 10 月1日現在の人口は、約 177 万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」によると、2050 年には約 134 万7千人になると推計されています。

また、2050 年には 65 歳以上人口は、約 53 万 3 千人で、全人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は約4割になると見込まれています。

図表1 年齢階層別人口および高齢化率の推移

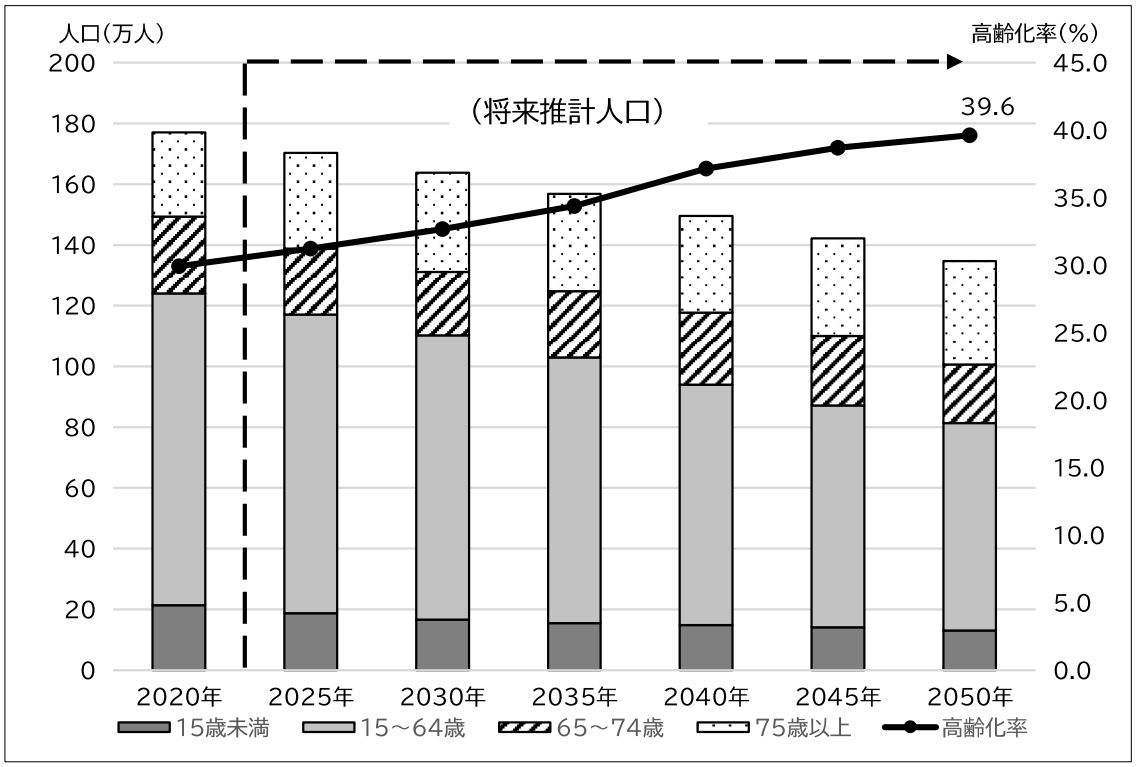

出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(2)世帯

三重県の令和2(2020)年 10 月1日現在の一般世帯数※は 74 万 1,183 世帯であり、そのうち世帯主が 65 歳以上の単独世帯数は9万6,724世帯となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別集計)」(令和6(2024)年推計)によると、令和 32(2050)年には、一般世帯数は 66 万 1,991 世帯まで減少するのに対し、世帯主が 65 歳以上の単独世帯数は 13 万 4,981 世帯に増加すると推計されています。

※一般世帯とは, 次のものをいいます。

①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
ただし, これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については, 人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

②上記の世帯と住居を共にし, 別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。

③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎, 独身寮などに居住している単身者。

図表2 一般世帯数の推移

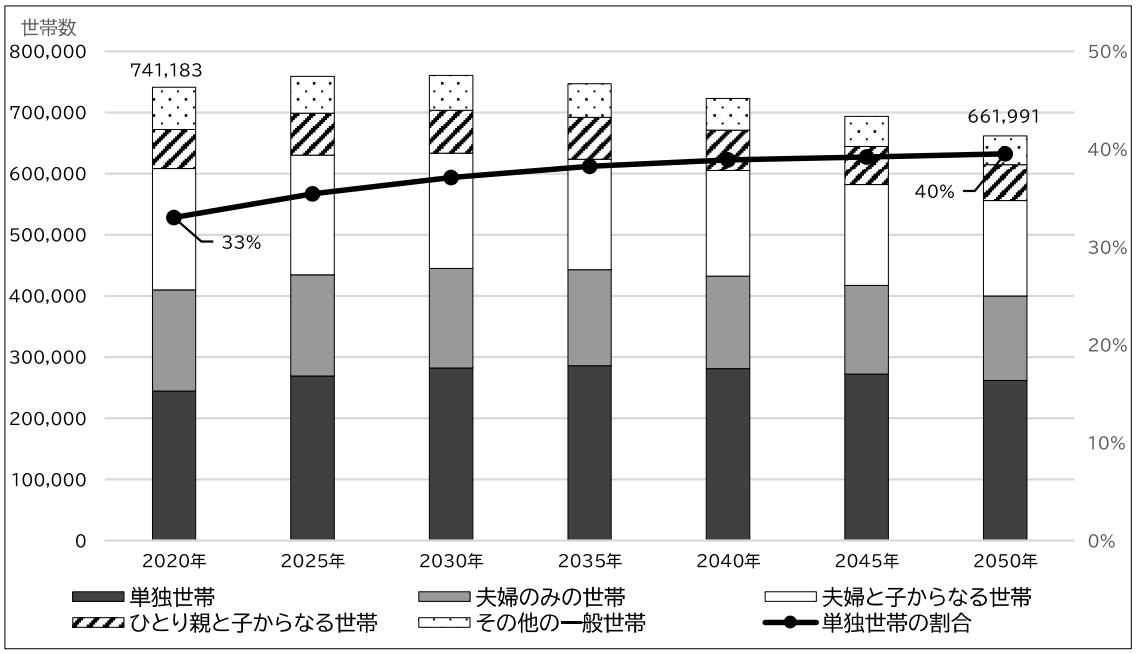

図表3　世帯主 65 歳以上の世帯の家族類型別世帯数の推移

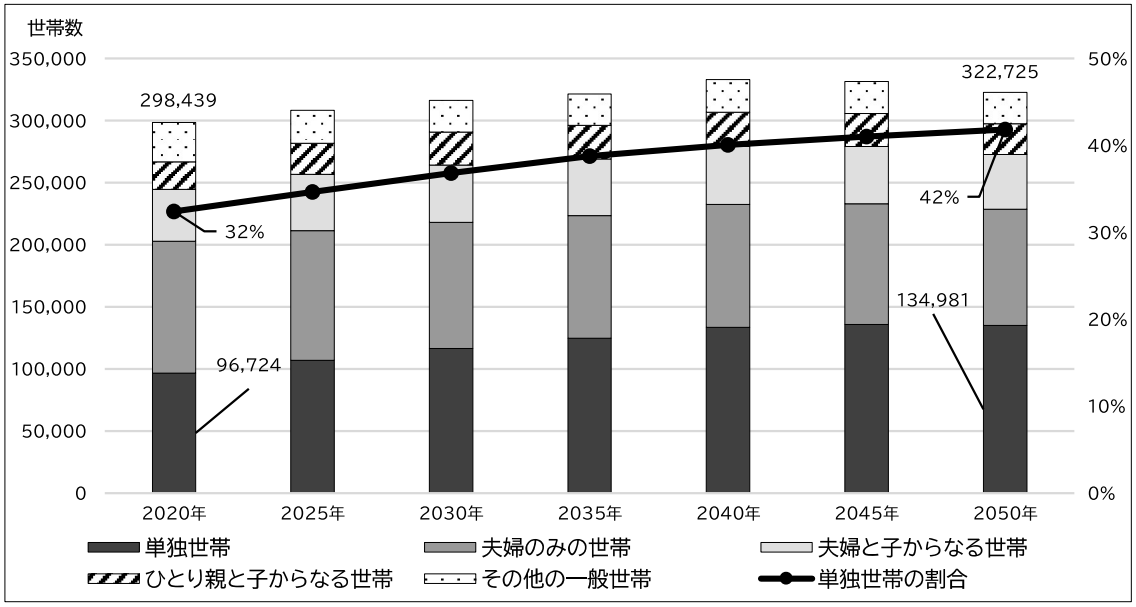

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別集計）」（令和6（2024）年推計）（図表2・3）

2 支援を必要とする人等の状況

(1)高齢者

①要介護者等

三重県の令和5(2023)年9月末の要介護(要支援)認定者数は、10 万 3,391 人となっており、内訳は、要支援者が 2 万 7,865 人、要介護者が 7 万 5,526 人です。

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の第9期計画中(令和6(2024)年度から令和8(2026) 年度まで)に要介護(要支援)認定者数は、5,433 人、要支援者は 1,006 人、要介護者は 4,427 人増加する見込みです。

また、令和 12(2030)年度には要介護(要支援)認定者数は、1 万 698 人、要支援者は 2,558 人、要介護者は 8,140 人増加し、令和 22(2040)年度には要介護(要支援)認定者数は1万2,851人、要支援者は1,675人、要介護者は1万1,176人増加する見込みです。

図表4 要支援者数および要介護者数の推移

単位:人

		令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号被保険者数		531,465	531,649	530,811	529,634	528,293	531,351
第 2 号被保険者数		590,921	587,432	583,867	580,022	552,598	455,827
認定者総数		103,391	106,547	107,874	108,824	114,089	116,242
要支援者数	要支援 1	14,646	14,847	14,991	15,039	15,875	15,312
	要支援 2	13,219	13,574	13,746	13,832	14,548	14,228
	小計	27,865	28,421	28,737	28,871	30,423	29,540
要介護者数	要介護 1	23,305	23,945	24,279	24,506	25,790	26,338
	要介護 2	16,174	16,840	17,033	17,207	17,948	18,305
	要介護 3	13,591	13,989	14,147	14,296	14,963	15,664
	要介護 4	13,773	14,278	14,497	14,686	15,372	16,509
	要介護 5	8,683	9,074	9,181	9,258	9,593	9,886
	小計	75,526	78,126	79,137	79,953	83,666	86,702

出典:「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第9期三重県介護保険事業支援計画および第 10 次三重県高齢者福祉計画)

②認知症高齢者

三重県における認知症高齢者数は令和2（2020）年に約9万人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、令和7（2025）年には約 10 万人、令和22（2040）年には約 12 万人になると見込まれています。

図表5　認知症高齢者数の推計

		平成24年（2012年）	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）	令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和22年（2040年）
全国	認知症有病率が一定の場合	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人
			15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
	認知症有病率が上昇する場合	15.0%	525万人	631万人	730万人	830万人	953万人
			16.0%	18.0%	20.6%	23.2%	25.4%
三重県	認知症有病率が一定の場合	6.9万人	7.9万人	9.0万人	10.1万人	11.1万人	11.9万人
	認知症有病率が上昇する場合		8.0万人	9.4万人	11.0万人	12.4万人	14.1万人

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授）速報値により算出

※三重県数値は、将来推計人口（65歳以上）に上記有病率を乗じた数値

出典：「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（第9期三重県介護保険事業支援計画および第 10 次三重県高齢者福祉計画）

③高齢者虐待の状況

令和5（2023）年 12 月に厚生労働省が発表した「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（高齢者虐待対応状況調査）」によると、全国では、高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数とも前年度より増加し、養介護施設従事者等によるものはいずれも過去最多となりました。

高齢者虐待には養介護施設従事者等によるものと養護者によるものがあり、三重県の令和4（2022）年度の高齢者虐待の状況は、相談・通報件数は、いずれも前年度より減少しています。また、虐待と判断された件数は、養介護施設従事者等によるものは前年度より減少していますが、養護者によるものは前年度より増加しています。

図表6　高齢者虐待の推移（養介護施設従事者等によるもの）

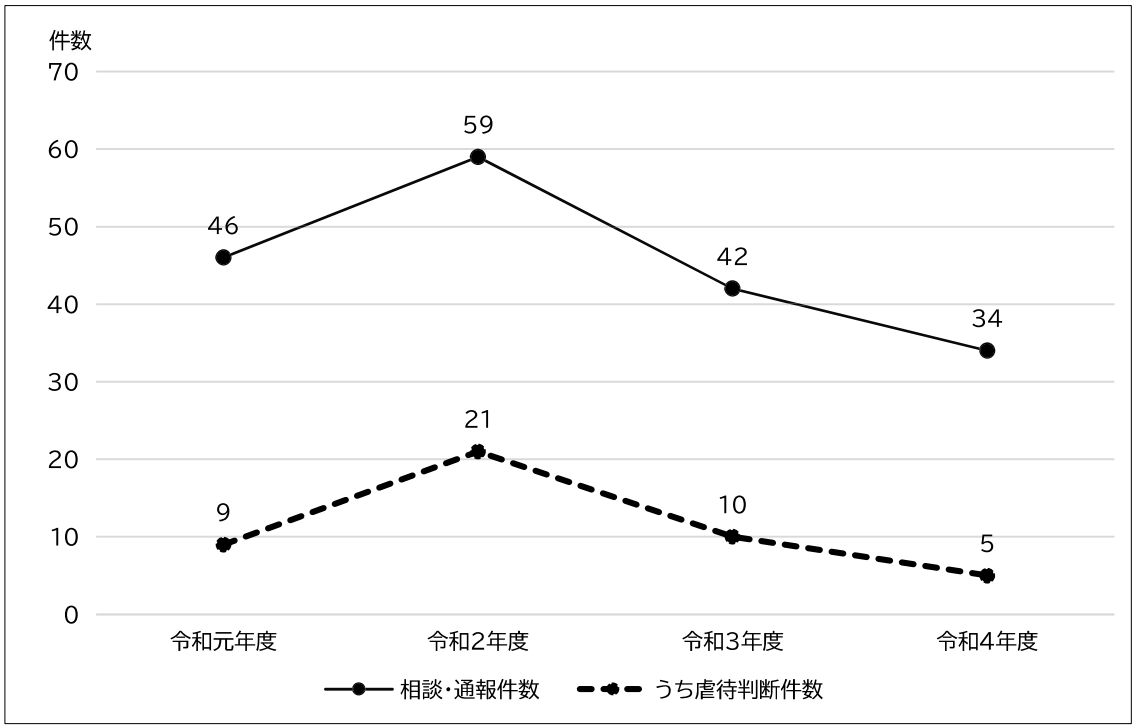

図表7　高齢者虐待の推移（養護者によるもの）

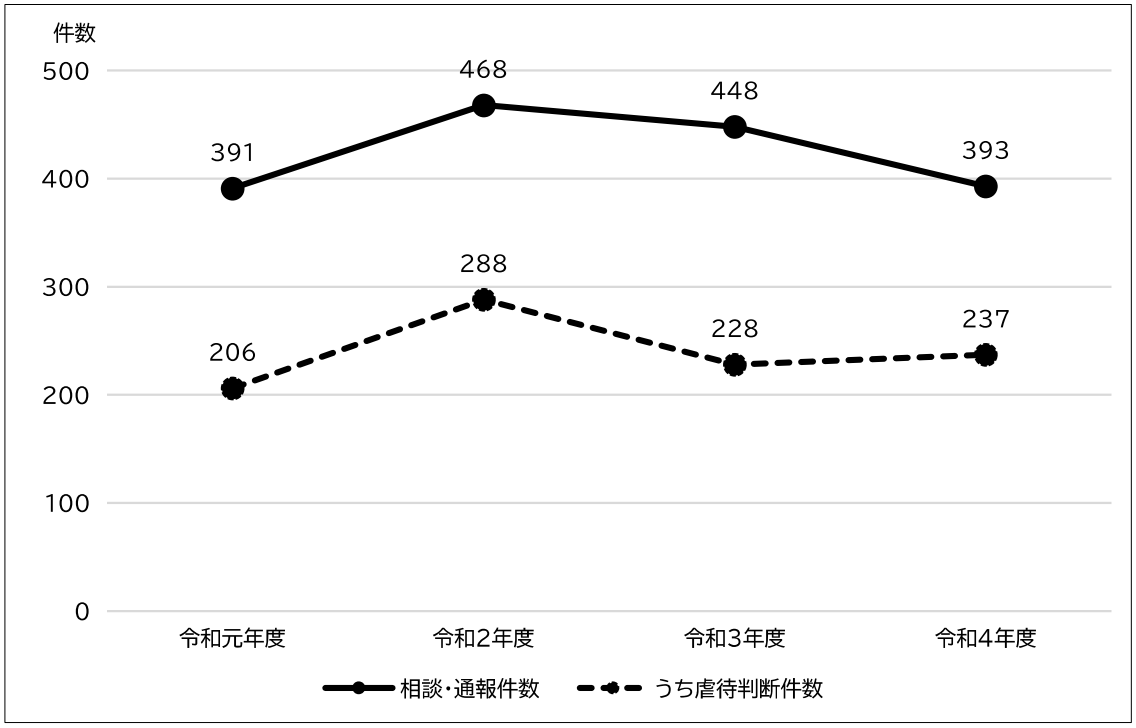

出典：厚生労働省公表「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（図表6・7）

(2)障がい者

①障がい者数の推移

三重県の令和5(2023)年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は、6万7,454 人、療育手帳所持者数は 1 万 6,662 人、令和5(2023)年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1 万 7,766 人となっています。

身体障害者手帳所持者数は近年減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が、令和2(2020)年の国勢調査結果に基づいて行った推計によると、三重県の総人口は令和2(2020)年の約177 万人から、令和12(2030)年には約 164 万人まで減少するとされています。この前提をもとに三重県の障がい者数の将来推計を行ったところ、身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していくものと見込まれます。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても手帳所持者数は増加していくものと見込まれます。

図表8 障がい者数の将来推計

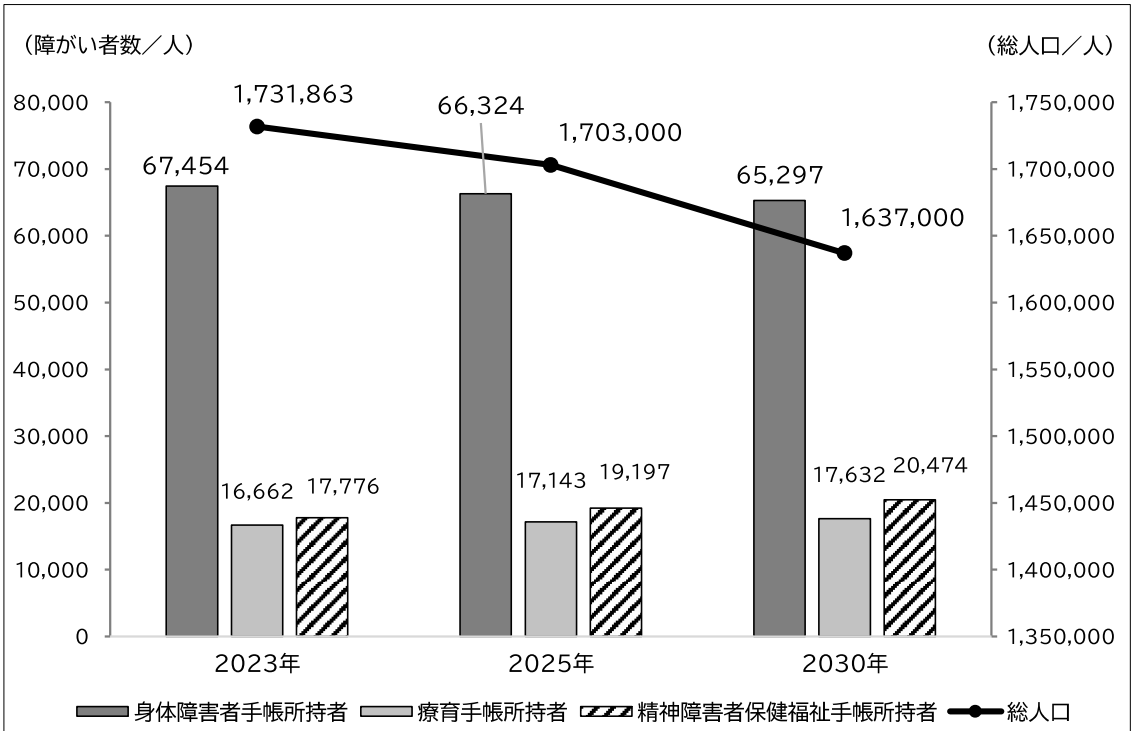

※総人口は、2023年は県月別人口調査結果(4月1日現在)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(令和5年12月推計)

※2023年は実人数、2025年の推計値は、2021年から2023年における各障害者手帳所持者数の伸び率に、2023年の数値を乗じた数。2030年の推計値は2018年から2023年における各障害者手帳所持者数の伸び率に、2025年の数値を乗じた数。

※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在、精神保健福祉手帳所持者数は各年3月末日現在

図表9　人口千人あたりの障がい者数の推移

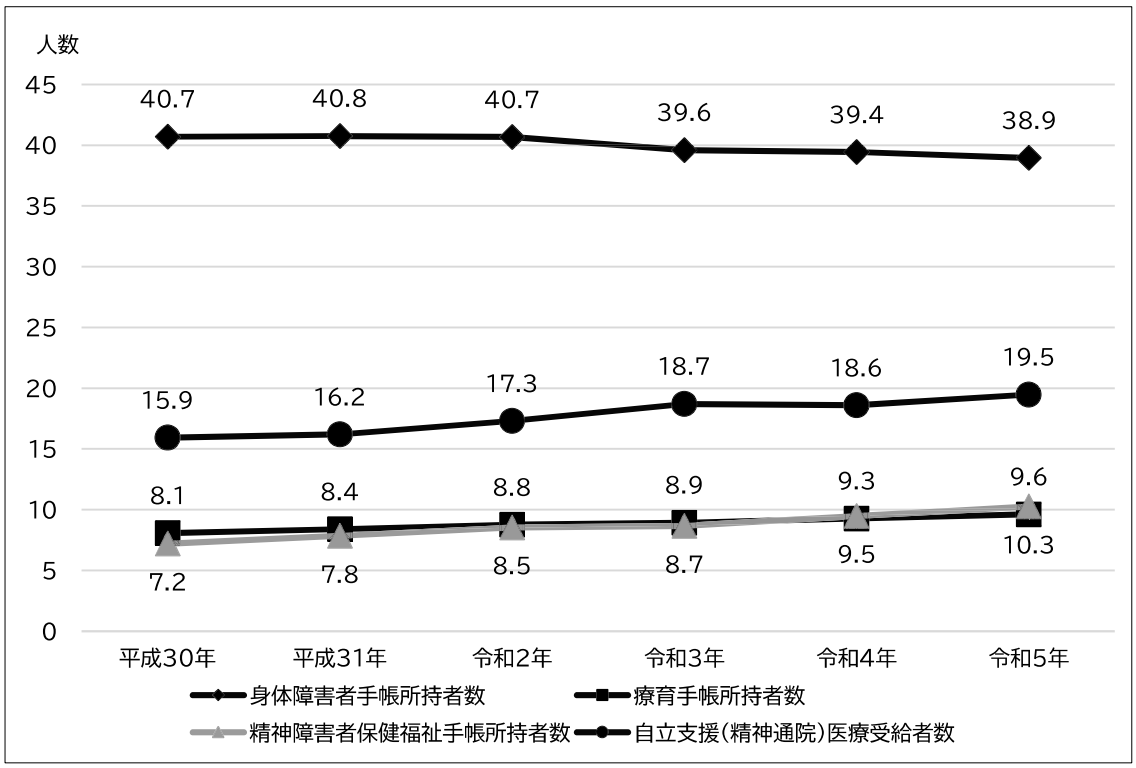

出典：「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024 年度～2026 年度－」（図表8・9）

②医療的ケア児・者

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

県では、医療的ケア児の実数を把握するため、三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターと協働し、全国に先駆けて平成 28(2016)年度から調査を行っています。その結果、在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数は、214 人(平成 28(2016)年度)から 309 人(令和4(2022)年度)と年々増加傾向にあり、そのうち人工呼吸器を使用する医療的ケア児数は、40 人(平成 28(2016)年度)から 88 人(令和4(2022)年度)と約 2.2 倍に増加しています。

図表 10　在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数

(単位:人)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数		241	240	252	306	309
内訳	人工呼吸器	60	73	77	79	88
	気管切開	70	78	74	77	84
	胃瘻	67	71	87	90	92
	経鼻経管栄養	49	55	58	55	50
	在宅酸素	77	76	84	86	97
	糖尿病管理(他の医療的ケアあり)	—	—	—	4	1
	糖尿病管理のみ	—	—	—	33	32

出典:三重大学医学部附属病院小児・AYA がんトータルケアセンターおよび三重県調べ

③障がい者虐待の状況

令和5(2023)年 12 月に厚生労働省が発表した「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」によると、全国では、障がい者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数とも前年度より増加しました。

三重県の令和4(2022)年度の状況について、相談・通報件数は、養護者によるものは前年度より減少していますが、障害者福祉施設従事者等によるものは前年度より増加しています。また、虐待と判断された件数は、養護者によるものと障害者福祉施設従事者等によるものについて、いずれも前年度より減少しています。

図表 11　障がい者虐待の推移(養護者によるもの)

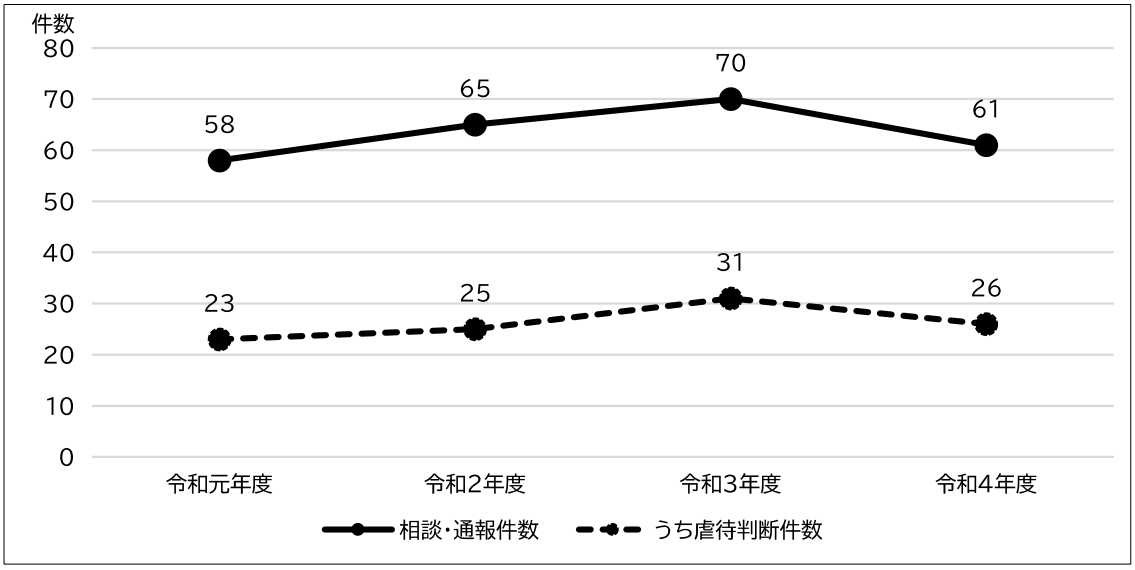

図表 12　障がい者虐待の推移(障害者福祉施設従事者等によるもの)

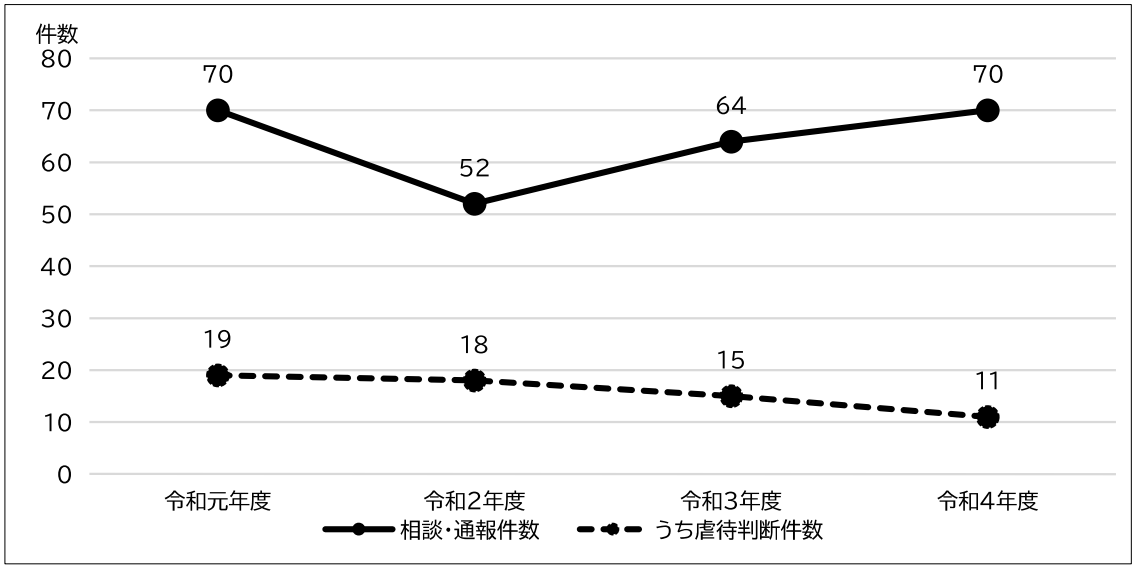

出典:三重県子ども・福祉部作成(図表 11・12)

(3)子ども

①ひとり親家庭の状況

三重県の令和2(2020)年ひとり親家庭(他の世帯員を含まない)世帯数は、平成27 (2015)年と比較して、母子世帯と父子世帯ともに減少しており、母子世帯は8,510 世帯、父子世帯は 1,138 世帯となっています。

平成 27(2015)年の国勢調査によると、20 歳未満の世帯員のいる世帯は 16 万 7,446 世帯となっており、母子世帯の割合は 5.1%、父子世帯の割合は 0.7%であり、ひとり親世帯全体で 5.8%となっています。

図表 13 ひとり親家庭世帯数

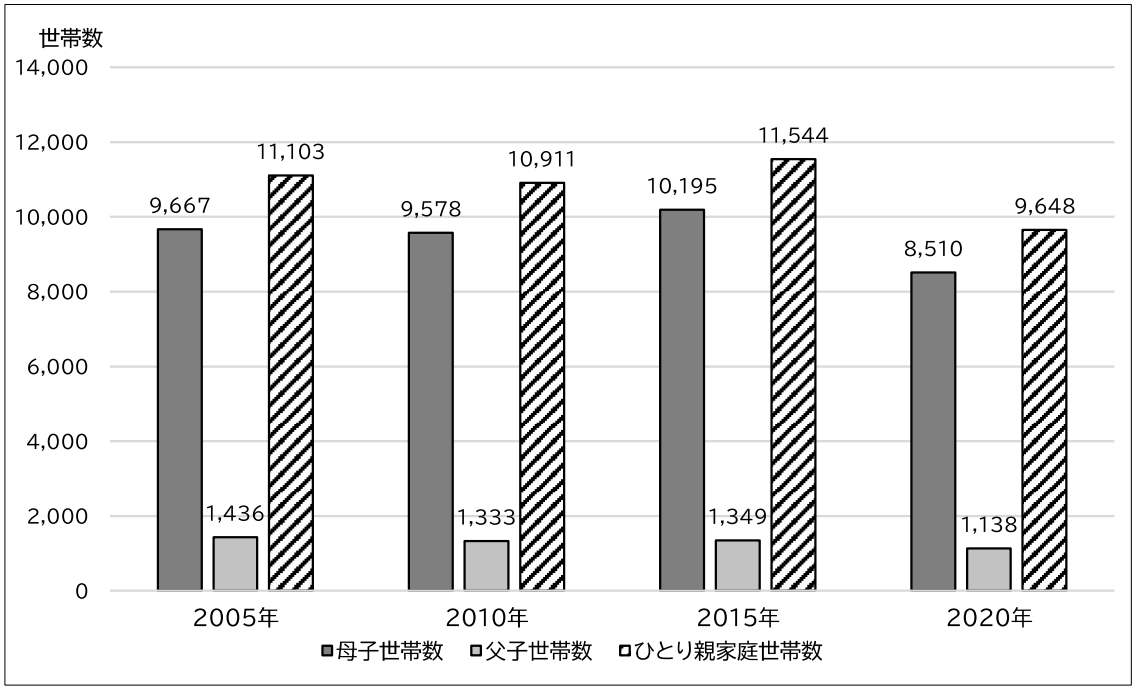

出典:総務省「国勢調査」

②子どもの貧困の状況

子どもの貧困率(全国)は、令和3(2021)年に 11.5%となっており、平成 30(2018)年に比べて 2.5 ポイント低下しています。

また、子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯)のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は、40%を超えています。

図表 14 貧困率の推移(全国)

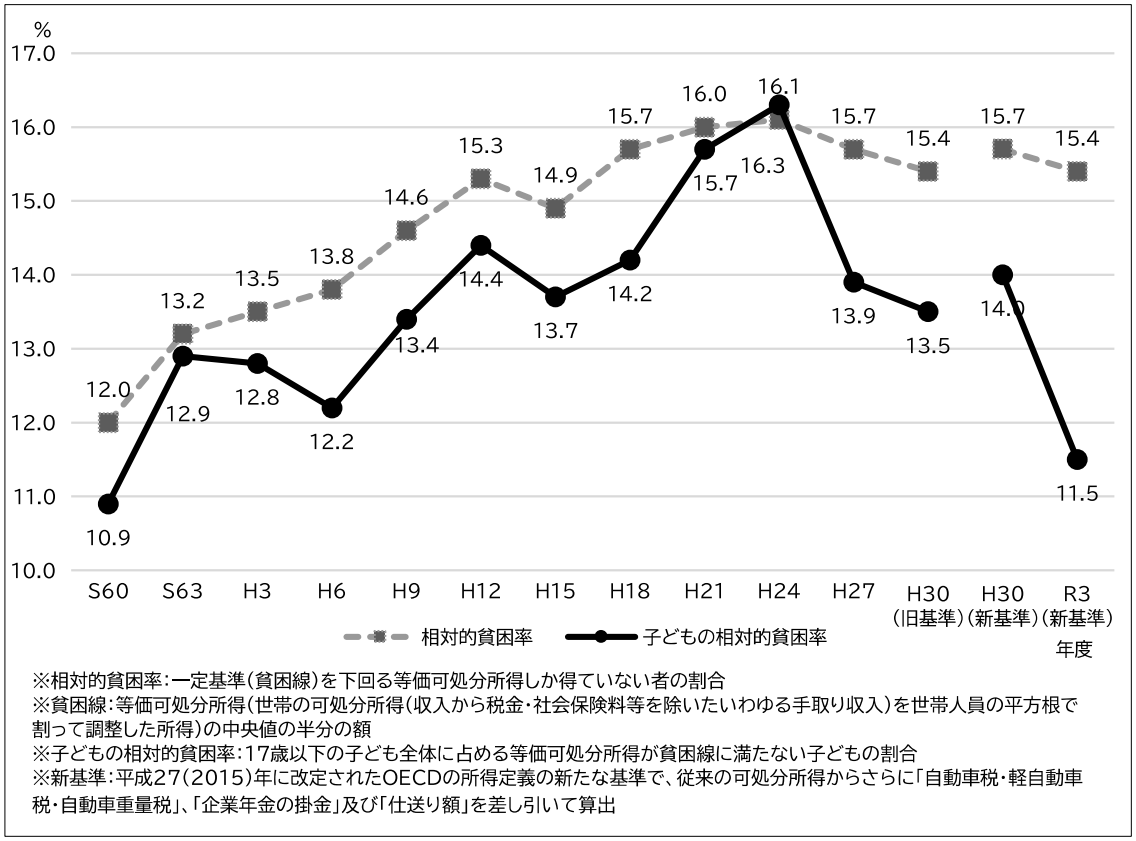

※相対的貧困率:一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合
※貧困線:等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額
※子どもの相対的貧困率:17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合
※新基準:平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出

図表 15 子どもがいる現役世帯の貧困率の状況

単位:%

	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30 旧基準	H30 新基準	R3
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(図表 14・15)

③児童虐待の状況

こども家庭庁の福祉行政報告例によると、令和4（2022）年度における全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 21 万 4,843 件と年々増加しています。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4（2022）年度には、2,408 件（前年度比 112.2%、261 件増）となり、過去最多件数を更新しました。

なお、相談種別では、心理的虐待が最も多くなっており、令和4（2022）年度には 1,171 件となっています。

図表 16　児童虐待相談対応件数

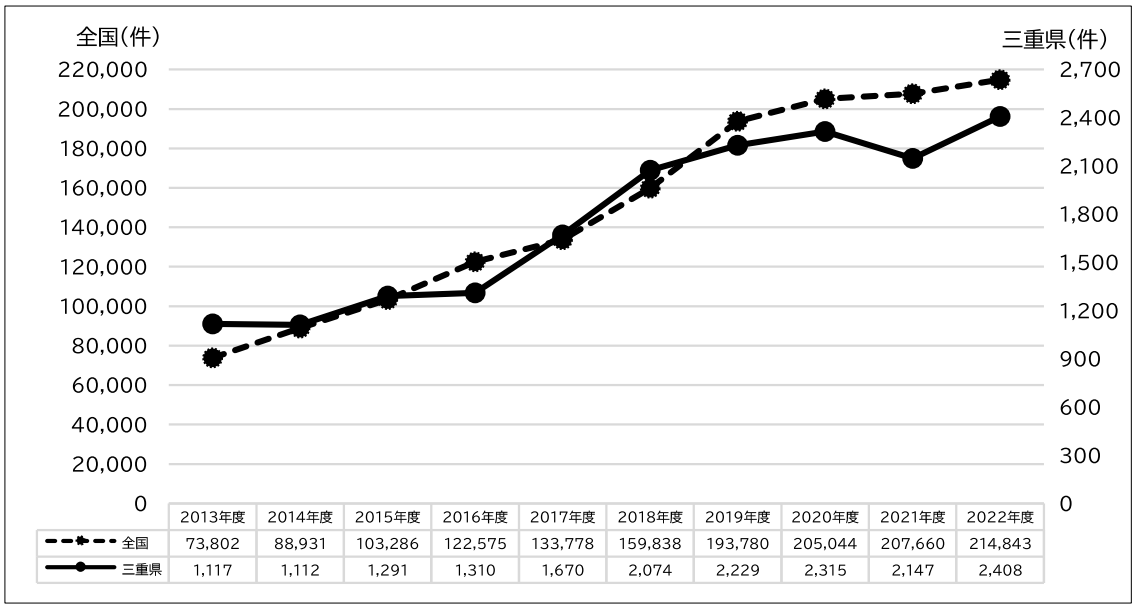

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
三重県	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408

図表 17　相談種別別件数

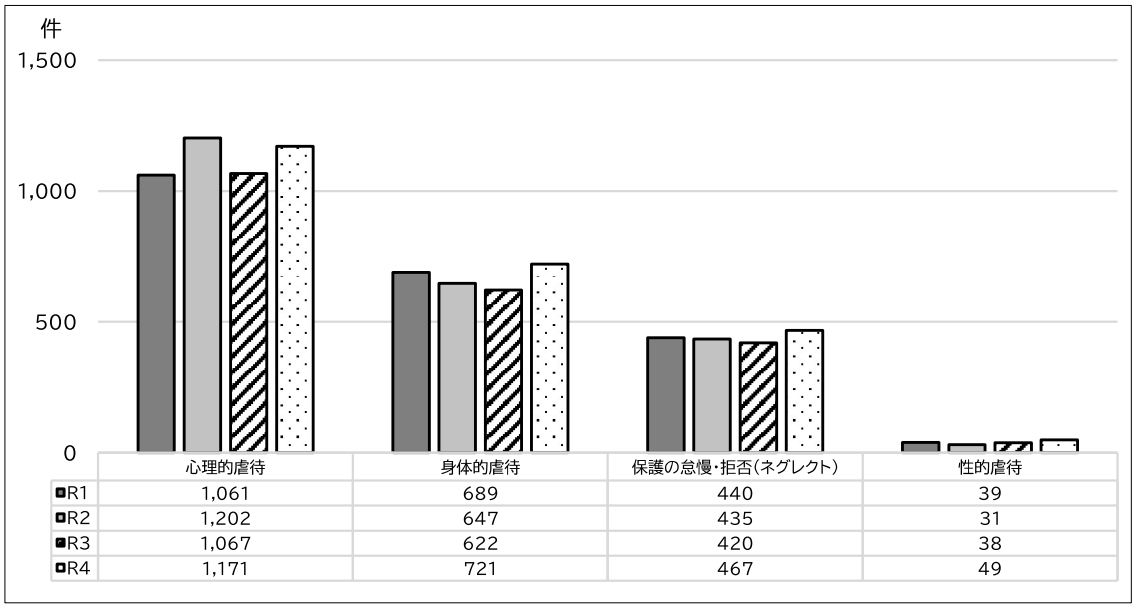

	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	性的虐待
R1	1,061	689	440	39
R2	1,202	647	435	31
R3	1,067	622	420	38
R4	1,171	721	467	49

（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」（図表 16・17）

(4)生活困窮者等

①生活保護の状況

三重県の保護率は、9.0‰前後で推移しており、令和 5(2023)年度の保護率は9.0‰となっています。 全国の保護率は 17‰前後で推移しており、三重県の保護率は全国よりも低く推移しています。

また、生活保護を受給している世帯を類別すると、令和 5(2023)年度では高齢者世帯と障がい・傷病世帯で全体の 71.1%を占めています。

図表 18 生活保護受給者(被保護者)の推移

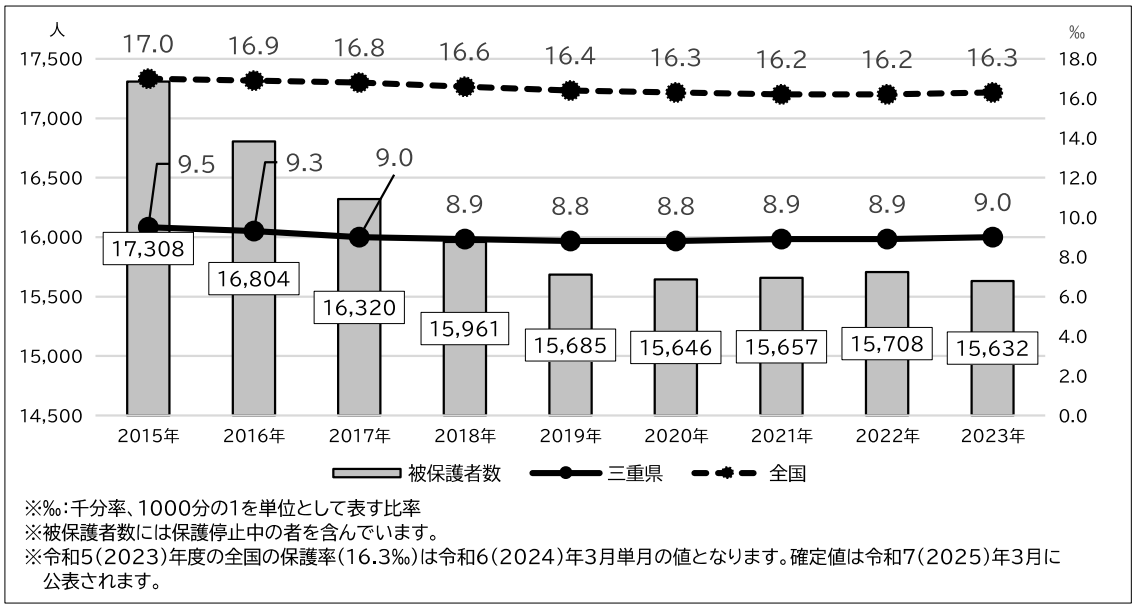

※‰:千分率、1000分の1を単位として表す比率
※被保護者数には保護停止中の者を含んでいます。
※令和5(2023)年度の全国の保護率(16.3‰)は令和6(2024)年3月単月の値となります。確定値は令和7(2025)年3月に公表されます。

図表 19 世帯類型別の推移

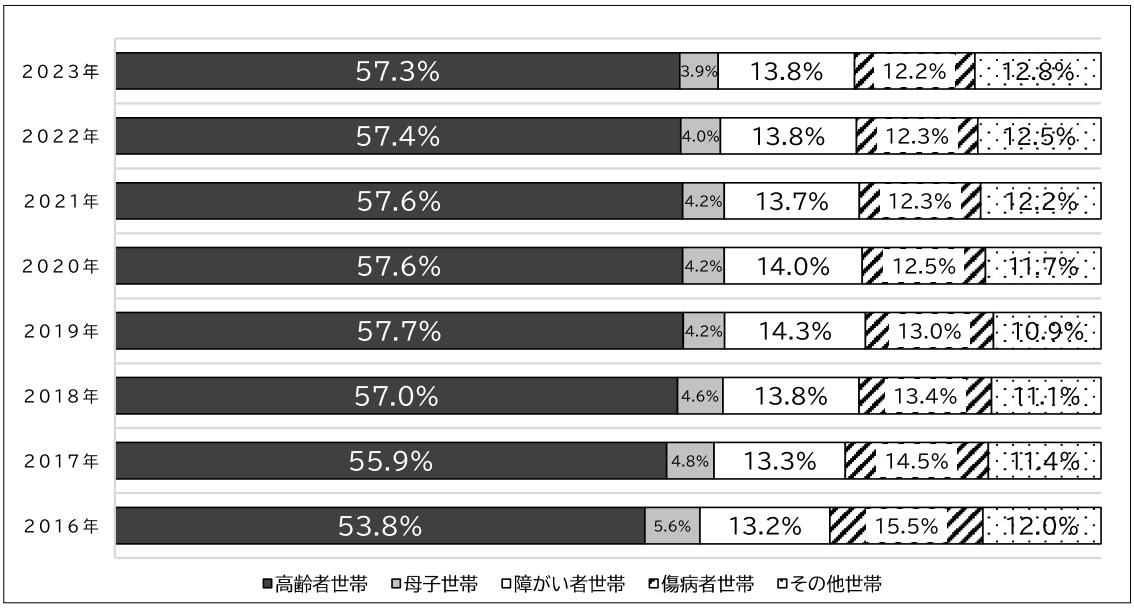

出典:厚生労働省「被保護者調査」(図表 18・19)

②生活困窮者の状況

平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法により、各福祉事務所設置自治体において、各々の状況に応じた相談支援体制が構築され、生活困窮者に対する自立支援が実施されてきました。

三重県全体での新規相談受付件数は、令和5年度で 3,551 件となっています。

図表 20　生活困窮者自立支援制度における支援状況

新規相談受付相談件数

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規受付相談件数	三重県	2,928	9,266	5,719	3,942	3,551
人口10万人 あたりの相談件数	三重県	13.3	42.3	26.5	18.4	16.7
	全国	16.2	51.4	36.6	23.4	-

※令和5年度の全国の件数は未公表。

図表 21　県内の自立相談支援機関による支援状況

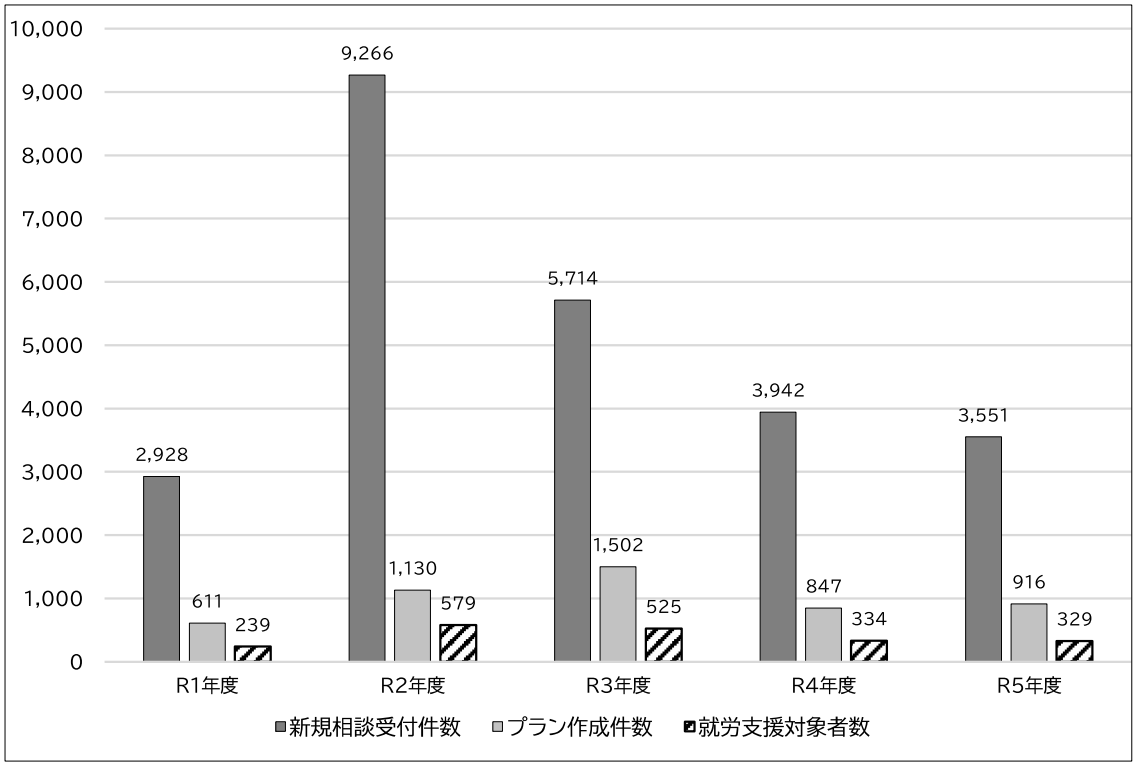

出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について」(図表 20･21)

(5)自殺者

①自殺者の推移

全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2(2020)年の自殺者数は 20,243 人と 11 年ぶりに増加しました。三重県の令和5(2023)年の自殺者は 263 人と前年より 17 人減少しました。

図表 22 自殺者数の推移

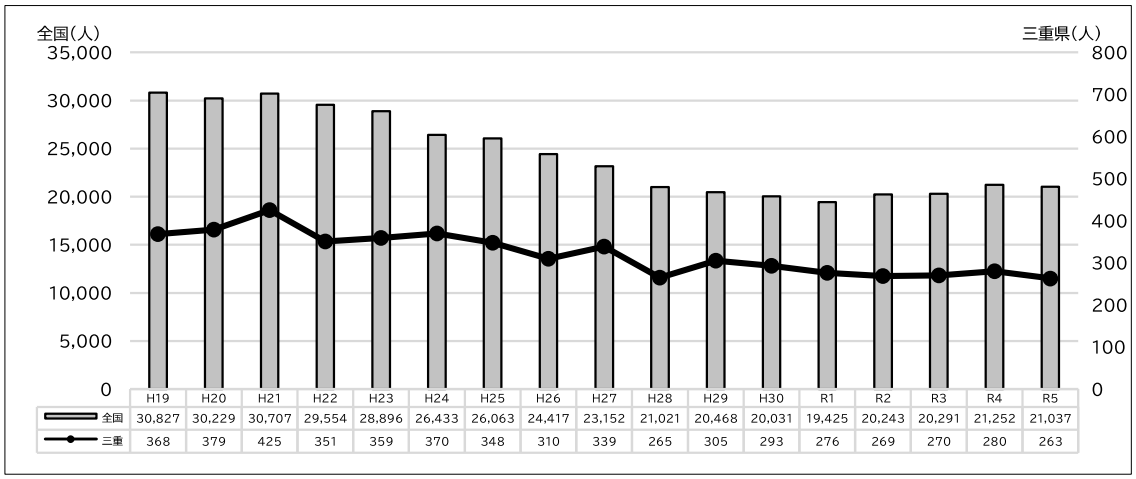

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252	21,037
三重	368	379	425	351	359	370	348	310	339	265	305	293	276	269	270	280	263

出典:厚生労働省「人口動態統計」

②自殺死亡率

全国の自殺死亡率は平成 22(2010)年頃から減少し始め、平成 26(2014)年以降は 20.0 以下で推移しています。三重県の自殺死亡率はおおむね全国と同様の傾向で推移しており、令和5(2023)年は 15.8 となっています。

図表 23 自殺死亡率(人口 10 万人あたり)

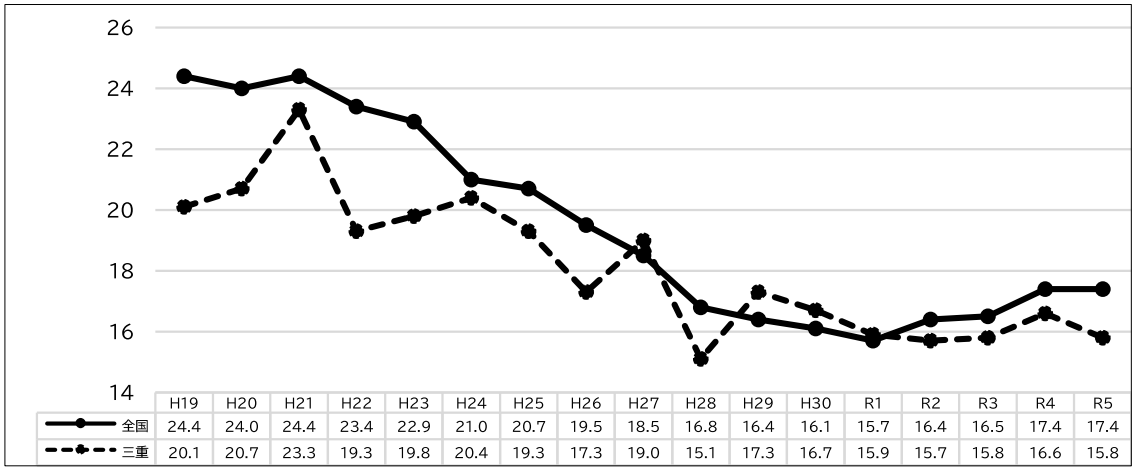

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4
三重	20.1	20.7	23.3	19.3	19.8	20.4	19.3	17.3	19.0	15.1	17.3	16.7	15.9	15.7	15.8	16.6	15.8

出典:厚生労働省「人口動態統計」

③動機・原因別の状況

三重県における自殺の原因・動機別件数は、令和5（2023）年には「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっています。

図表 24　原因・動機別の状況

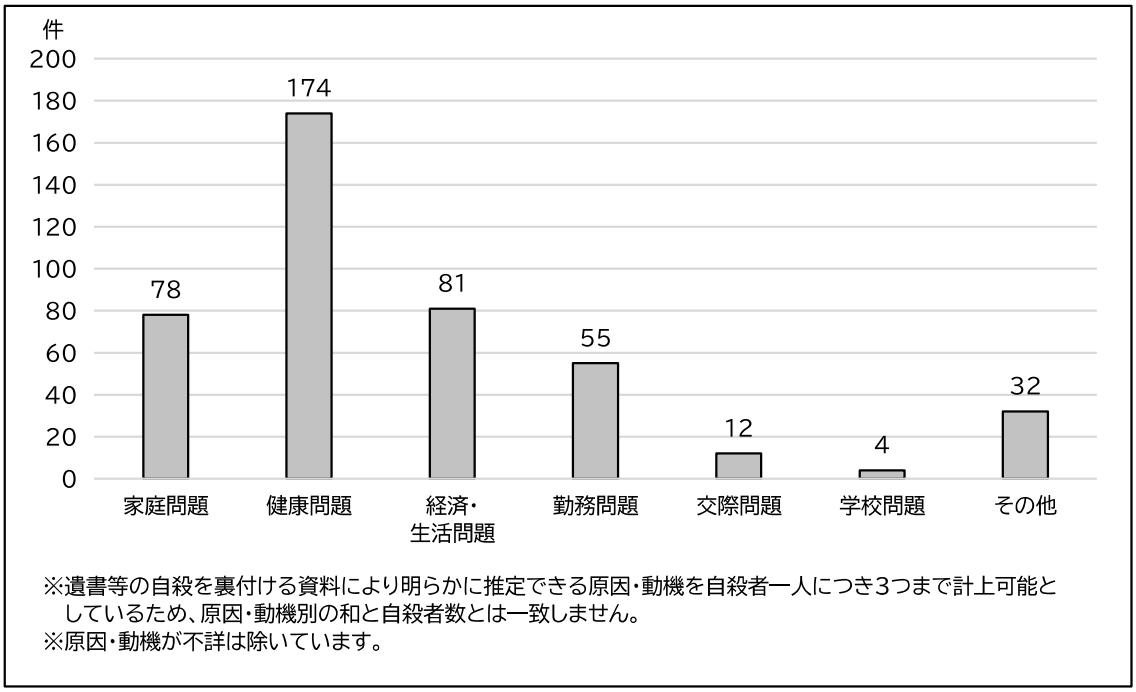

※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しません。
※原因・動機が不詳は除いています。

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6)DV

DV相談件数は、令和2(2020)年度に急増しており、その後は再び減少傾向にありますが、依然として高い相談件数を維持しています。新型コロナウイルス感染症の影響が令和2(2020)年度における相談件数の急増に大きく影響した可能性が高く、社会的な拘束や不安感が増したことで、DVの被害者が支援を求める動機が強まったと考えられます。

また、相談件数は少数ですが、男性のDV被害相談者も一定数存在します。

図表 25　女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数

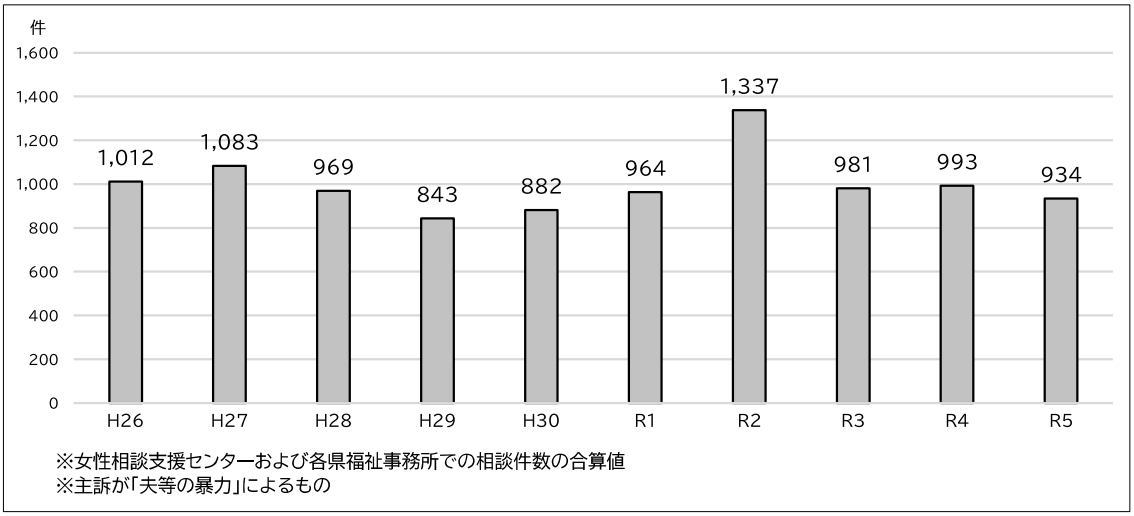

※女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数の合算値
※主訴が「夫等の暴力」によるもの

図表 26　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

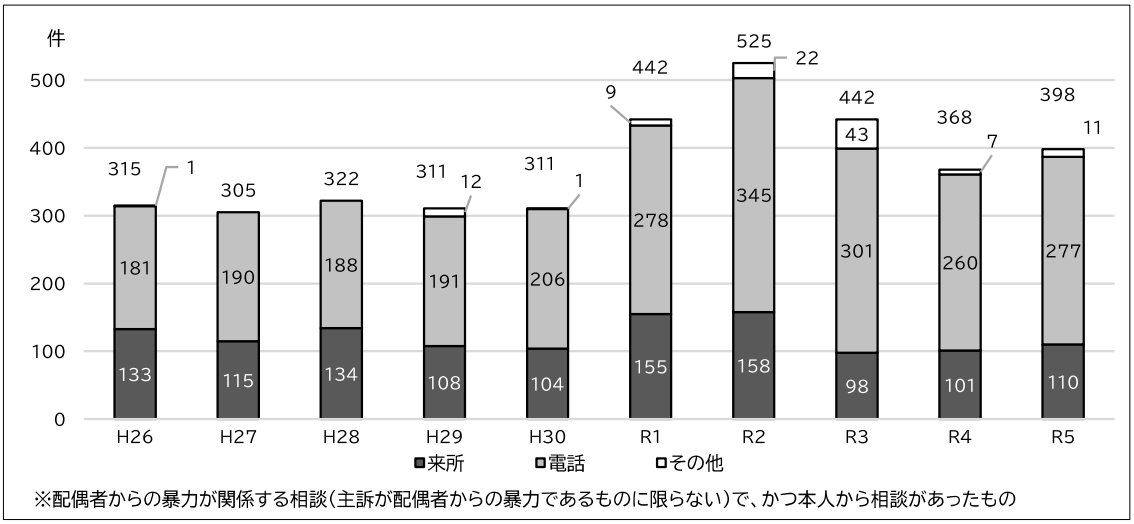

※配偶者からの暴力が関係する相談(主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない)で、かつ本人から相談があったもの

※男性からの相談件数は次のとおり(図表 26 の内数)　　(単位:件)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

出典:三重県子ども・福祉部作成(図表 25・26)

(7)ヤングケアラー

県内の要保護児童対策地域協議会を対象に実施した「ヤングケアラーへの対応に関するアンケート」によると、令和3(2021)年度のケース登録件数の合計は 5,586 件で、そのうち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数は 111 件(2.0%)でした。

一方で、令和 4(2022)年に県内の中学生以上 22 歳以下のネットリサーチモニターを対象に実施した「子どもと若者の家族・家庭に関するアンケート」においては、家族の中における世話(ケア)をする相手の有無は、「現在も過去にもいない」が 539 件(89.2%)で最も多く、「いる」は 46 件(7.6%)、「現在はいないが、過去にいた」は 19 件(3.1%)となっています。

家庭内のことで問題が表に出にくいことから、実態の把握が難しく、ヤングケアラーである子ども自身やその家族が問題を認識していないなど、潜在化しやすいことに留意する必要があります。

図表 27 ヤングケアラーと思われる子どもの割合

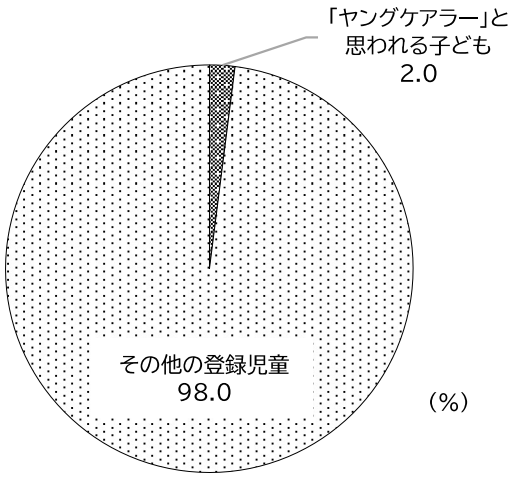

図表 28 世話(ケア)をする相手の有無

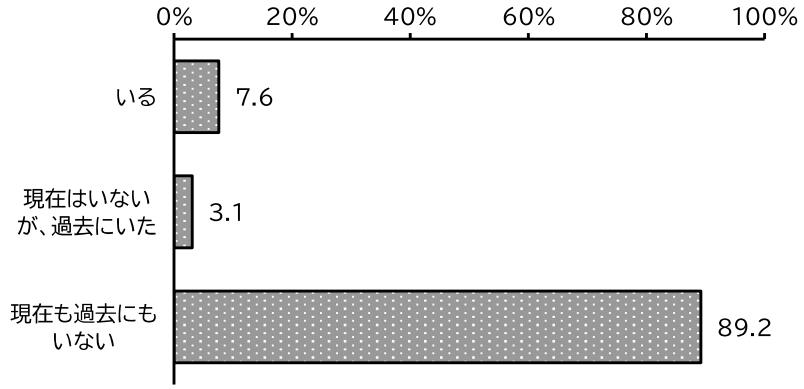

出典:三重県ヤングケアラー実態調査報告書(図表 27・28)

(8)犯罪に至った者等

三重県の刑法犯検挙者数は令和4(2022)年までは減少傾向にありましたが、令和5(2023)年は上昇に転じて 2,116 人となっており、令和元年以降初めて 2,000 人を超えています。

一方、再犯者率は令和5(2023)年は 40.8%であり、平成 30(2018)年と比較し、4.9 ポイント減少しており、全国との比較では総じて低い傾向にあります。

図表 29 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合

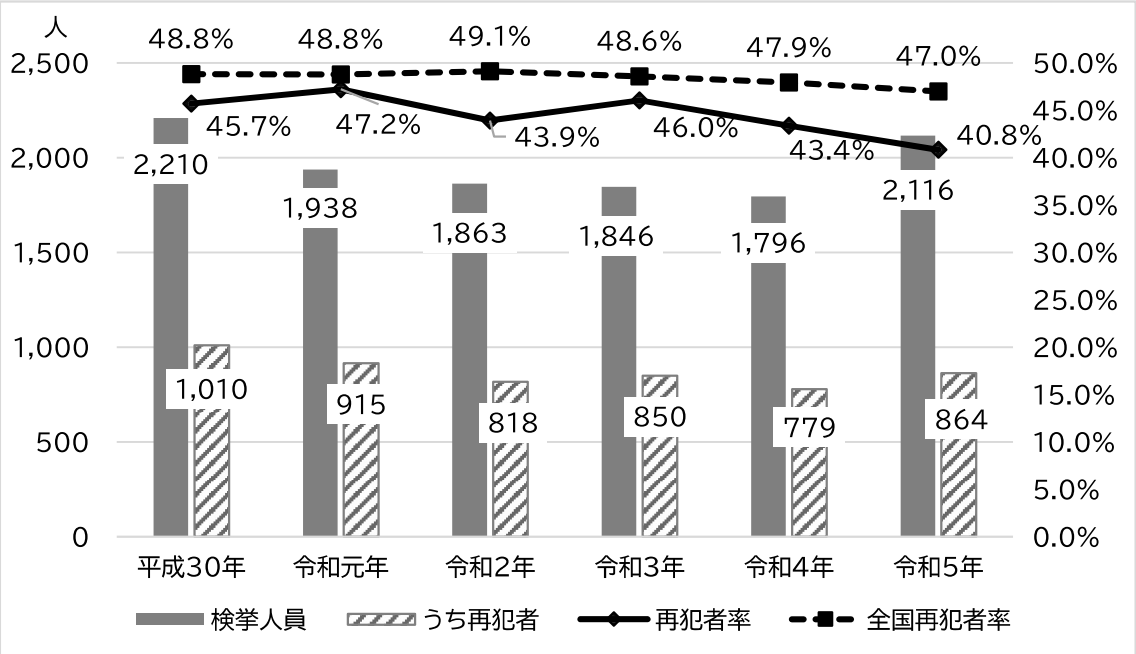

出典:三重県警察本部から提供

三重県では、高齢または障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰を支援するために、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、福祉サービスにつなげるための支援を保護観察所等と協働して進めています。

図表 30　三重県地域生活定着支援センターの支援状況（コーディネート業務）

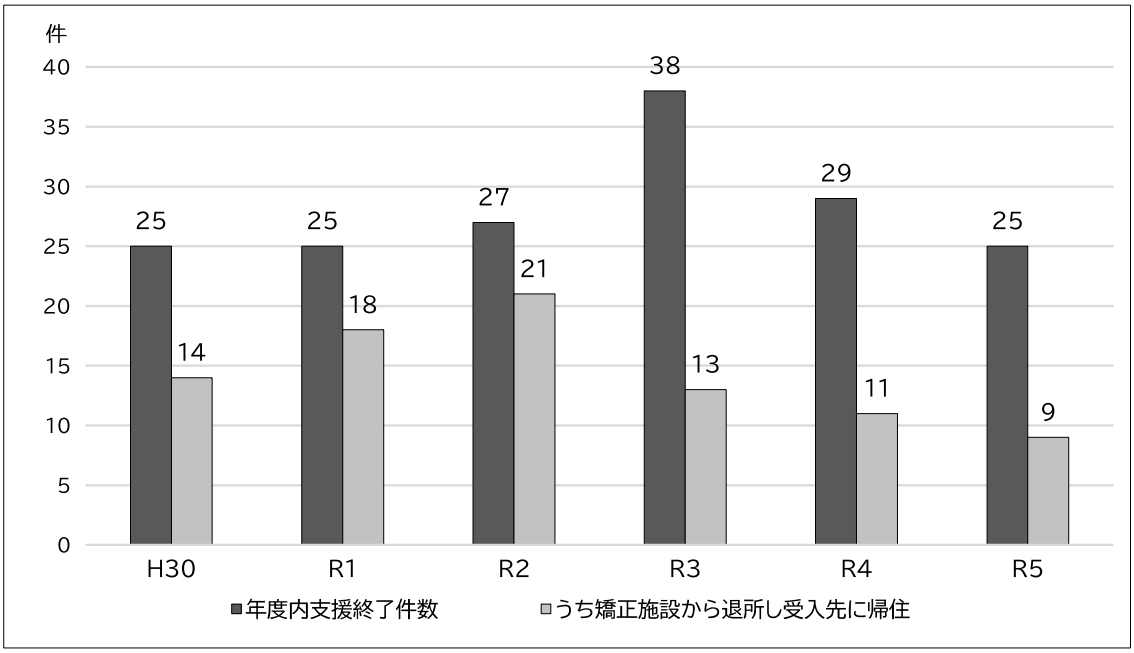

（図表 30 の内訳）

年度 / 受入先等	H30	R1	R2	R3	R4	R5
更生保護施設・自立準備ホーム	5	5	1	3	3	4
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	0	0	2
障害者支援施設	0	1	5	0	1	1
グループホーム・ケアホーム	3	3	9	7	4	1
病院	1	0	2	0	1	0
救護施設	1	3	2	1	1	0
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	0	1	0	0
養護老人ホーム	1	0	0	1	1	0
有料老人ホーム	0	2	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0	1
無料定額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0
小計（受入先に帰住した件数）①	14	18	21	13	11	9
他センターへ依頼②	10	6	5	23	16	14
支援辞退など③	1	1	1	2	2	2
合計（①+②+③）	25	25	27	38	29	25

出典：三重県子ども・福祉部作成

(9)外国人

①外国人住民の状況

三重県における外国人住民数は、平成 26(2014)年から令和元(2019)年まで6年連続で増加し、令和2(2020)年からは2年続けて減少しましたが、令和4(2022)年から再び増加に転じ、令和5(2023)年 12 月末には過去最多の 6 万2,561 人となりました。

国籍別では、ブラジルが 13,241 人と最も多く、全体の 21.2%を占め、以下ベトナム、フィリピン、中国、韓国と続いており、上位5か国で全体の7割を占めています。近年ではベトナム、インドネシア、ネパール、スリランカなどのアジア圏の人の割合が増加しています。

図表 31 外国人住民数の推移

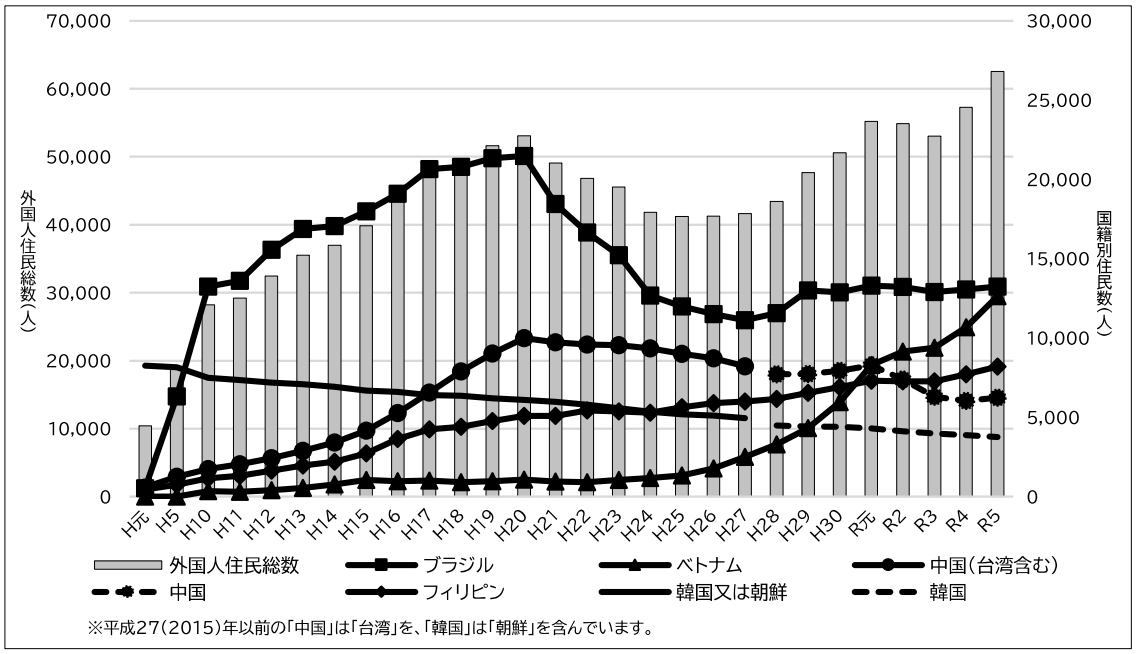

出典:三重県「外国人住民国籍・地域別人口調査」

②外国人労働者の状況

令和5(2023)年 10 月末現在の三重県の外国人労働者数は 3 万 3,753 人と過去最多を更新しています。

図表 32 外国人雇用事業所と外国人労働者数の推移

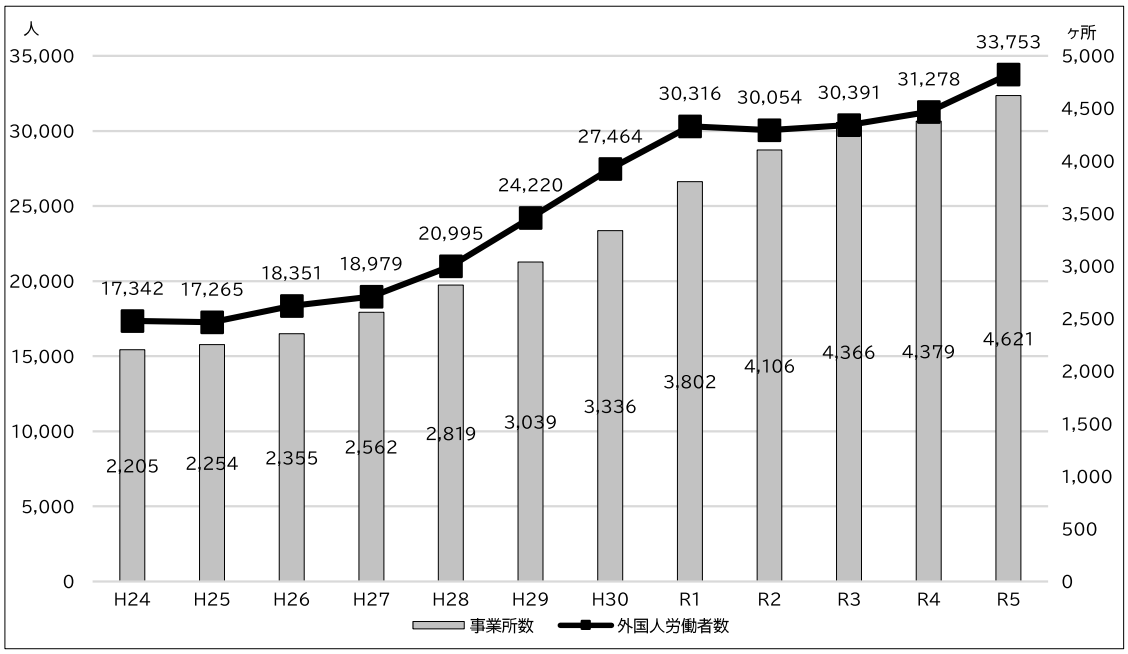

出典:厚生労働省 三重労働局「『外国人雇用状況』の届け出状況」

(10)ひきこもり

内閣府が令和4(2022)年 11 月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、「広義のひきこもり※」の出現率は、15歳以上39歳以下で2.05%、40 歳以上 64 歳以下では 2.02%と報告されています。

県の調査(月別人口調査を集計した年報(令和 5(2023)年 10 月 1 日現在))における人口に、上記出現率を乗じて算出した三重県の「広義のひきこもり(推計値)」は、約2万人となります。

図表 33　三重県における「広義のひきこもり」推計値

年齢層	三重県の人口	割合(出現率)	推計値
15 歳以上 39 歳以下	399,517 人	2.05%	8,190 人
40 歳以上 64 歳以下	570,432 人	2.02%	11,523 人

合計 19,713 人

※「普段どれくらい外出しますか」という質問に対し、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」(以上「狭義のひきこもり」)、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」(準ひきこもり)と回答し、かつ、その状態となって6か月以上であると回答した者

内閣府が、15 歳以上 39 歳以下を対象に実施した平成 28(2016)年度「若者の生活に関する調査報告書」と、40 歳以上 64 歳以下を対象に実施した平成30(2018)年度「生活状況に関する調査報告書」における「広義のひきこもり」の出現率は、それぞれ 1.57%、1.45%となっています。

各調査において、質問項目が一部異なることから単純比較はできませんが、令和4(2022)年度内閣府調査では、両年齢層で過去の調査より出現率が増加しています。

(11)権利擁護

①成年後見制度

県内における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、令和5(2023)年 12 月末時点における利用者数は、成年後見 2,351 人、保佐 468 人、補助 165 人となっています。

また、成年後見制度申立件数について、令和5(2023)年の申立件数(1月から12 月までに申立てのあった件数)は、後見開始 333 件、保佐開始 69 件、補助開始17 件となっています。

図表 34 成年後見制度の利用者数の推移

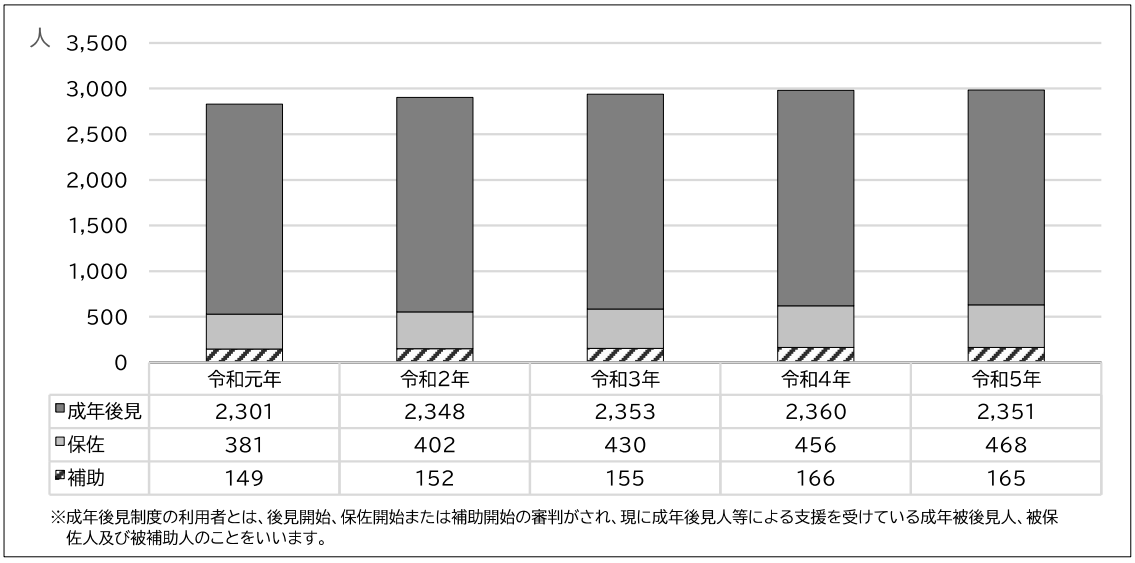

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
成年後見	2,301	2,348	2,353	2,360	2,351
保佐	381	402	430	456	468
補助	149	152	155	166	165

※成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人のことをいいます。

図表 35 申立件数の推移

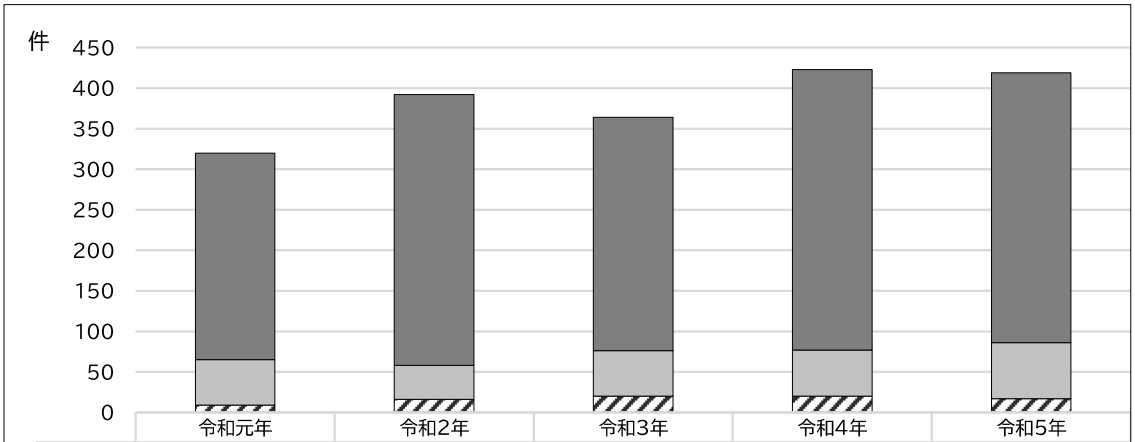

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
後見開始	255	334	288	346	333
保佐開始	56	42	56	57	69
補助開始	9	16	20	20	17

出典:津家庭裁判所から提供(図表 34・35)

申立件数のうち、市町長による申立ての件数について、令和5（2023）年は 84 件となっています。

図表 36　申立人と本人との関係別件数

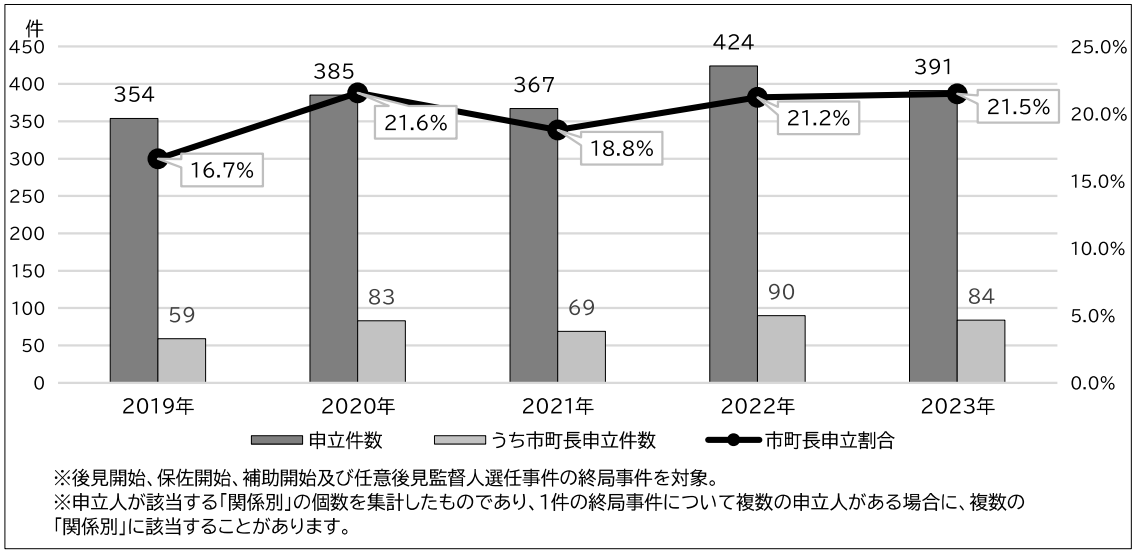

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

②日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、県社協が実施する福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、令和5（2023）年 3 月末で 2,201 人となっています。

図表 37　日常生活自立支援事業利用者数の推移

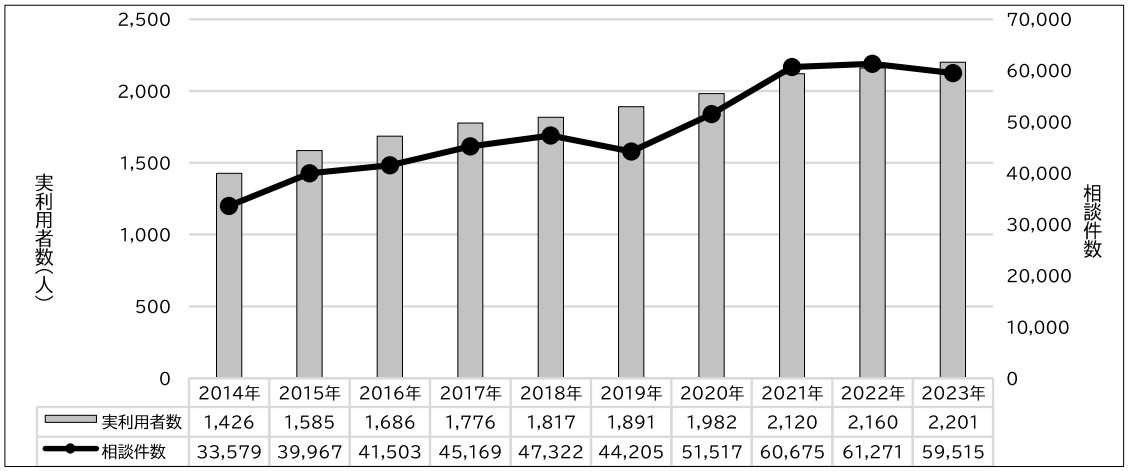

出典：三重県子ども・福祉部作成

(12)人権課題

「三重県人権センター」では、さまざまな人権問題の相談に応じています。令和 5(2023)年度には 603 件の相談がありました。

図表 38　三重県人権センター相談受理件数

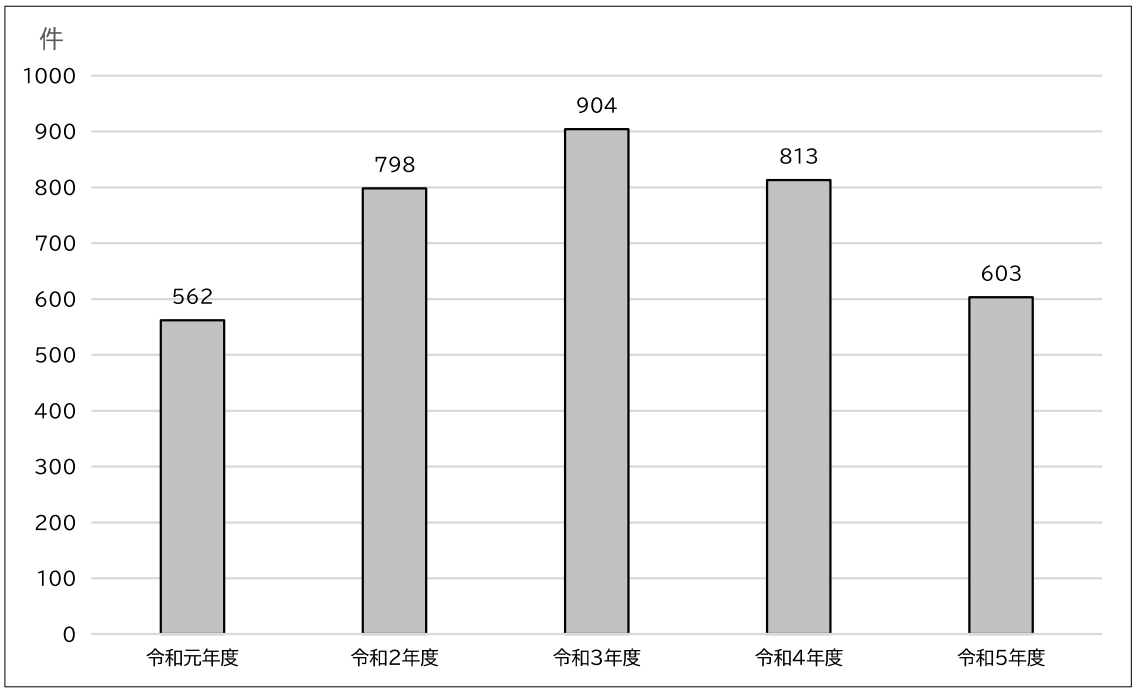

出典:令和6(2024)年版「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

(1)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員数は、令和5(2022)年 12 月1日現在、定数 4,252 人に対して現員数 4,033 人となっています。

図表 39 民生委員・児童委員の定数等

	定数	現員数	充足率	平均年齢
令和5年 12 月 1 日	4,252 人 (347 人)	4,033 人 (341 人)	94.8% (98.3%)	66.6 歳 (62.3 歳)
令和4年一斉改選 (R4.12.1)	4,252 人 (347 人)	3,979 人 (334 人)	93.6% (96.3%)	66.7 歳 (62.3 歳)
令和元年一斉改選 (R1.12.1)	4,236 人 (345 人)	4,002 人 (333 人)	94.5% (96.5%)	66.1 歳 (60.5 歳)
平成 28 年一斉改選 (H28.12.1)	4,197 人 (343 人)	4,034 人 (337 人)	96.1% (98.3%)	65.2 歳 (58.4 歳)
平成 27 年 4 月条例制定 (H27.4.1)	4,135 人 (333 人)	4,065 人 (331 人)	98.3% (99.4%)	― ―
平成 25 年一斉改選 (H25.12.1)	4,137 人 (335 人)	4,013 人 (329 人)	97.0% (98.2%)	64.1 歳 ―

※(　)は主任児童委員の数で内数

出典:三重県子ども・福祉部作成

(2)ボランティア・NPO法人

県社協では、「三重県ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティアとして活動したい人の登録や活動先の紹介を行っています。「三重県ボランティアセンター」に登録しているボランティア会員数は、令和5(2023)年度末で 2,106 グループ、5 万 8,973 人となっています。

図表 40 ボランティア登録人数等の推移

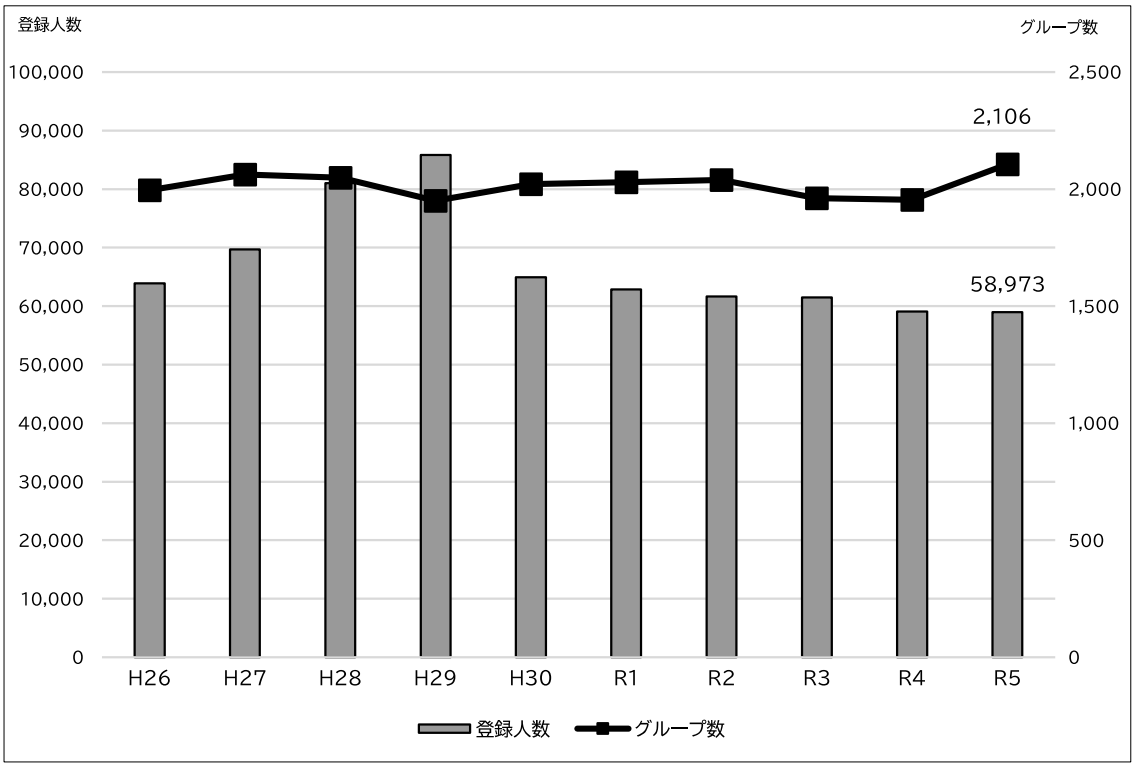

出典:三重県社会福祉協議会から提供

三重県におけるNPO法人数は、近年減少傾向にあり、令和6（2024）年3月 31日現在の法人数は744法人となっています。 活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで、「まちづくり」、「子どもの健全育成」、「社会教育」となっています。

図表 41　NPO法人数

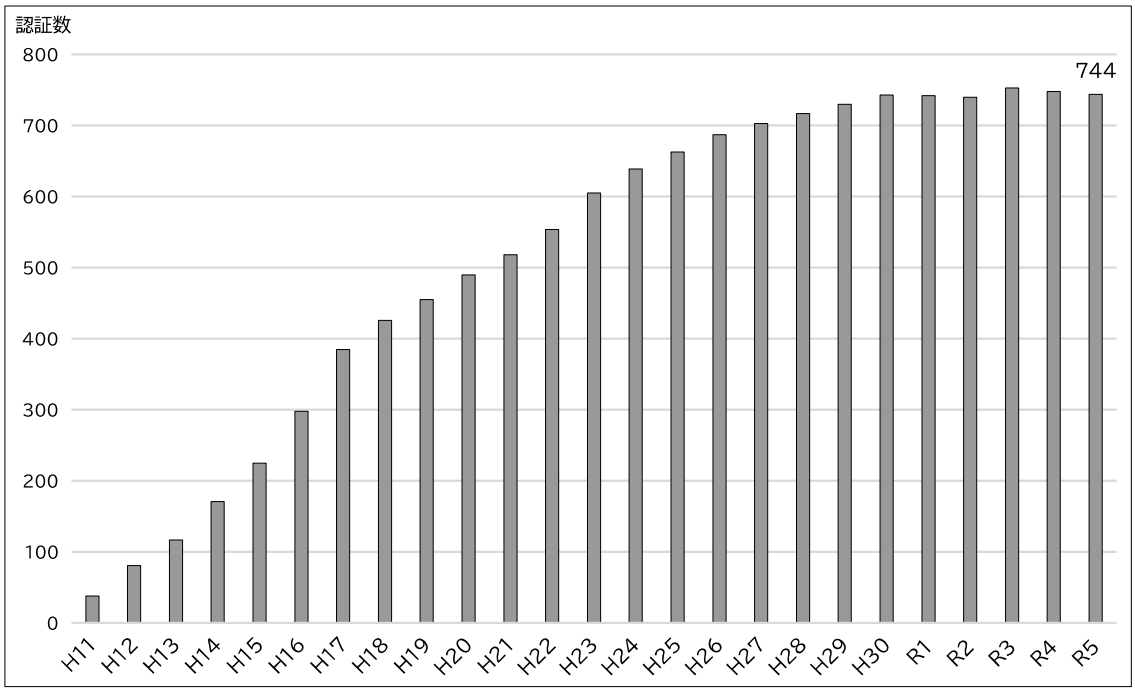

図表 42　NPO法人の活動分野

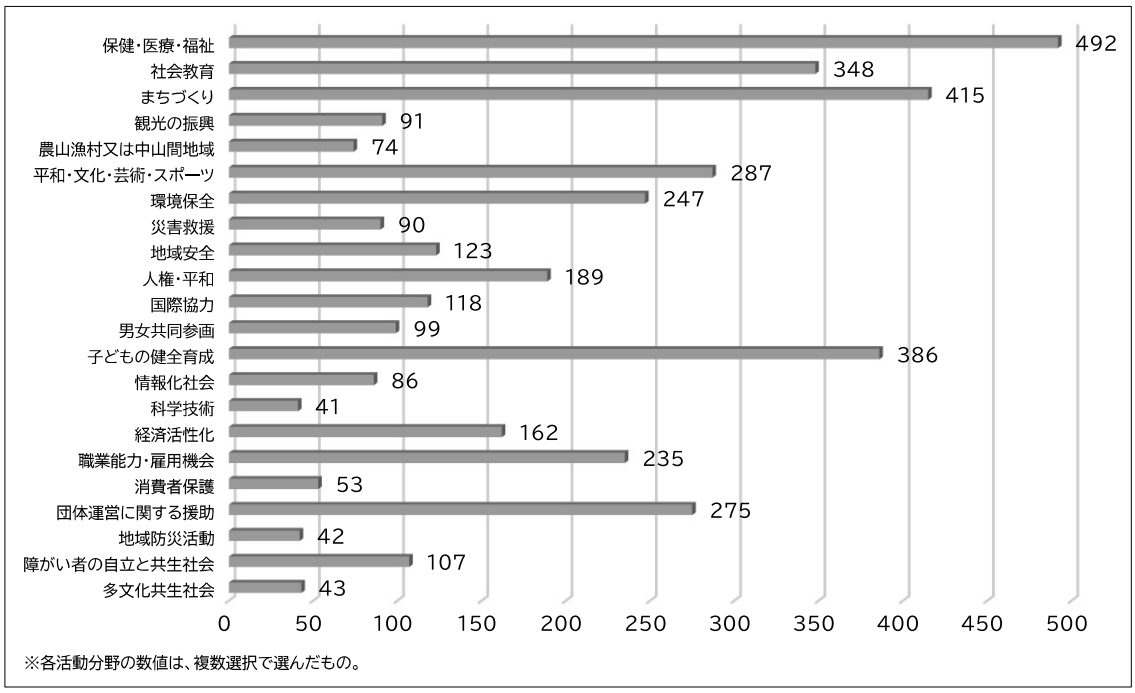

出典：データでみる三重県のNPO法人（図表 40・41）

(3)老人クラブ活動

老人クラブは、60 歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね 30 人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛やボランティア活動、世代間交流、環境美化リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。

一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにも関わらず、老人クラブの数や会員が減少あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。令和5(2023)年 4 月現在の県内老人クラブ数は、1,113 クラブ(前年度比 93.5%)となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブ存続が難しくなってきています。

図表 43 老人クラブ会員数等の推移

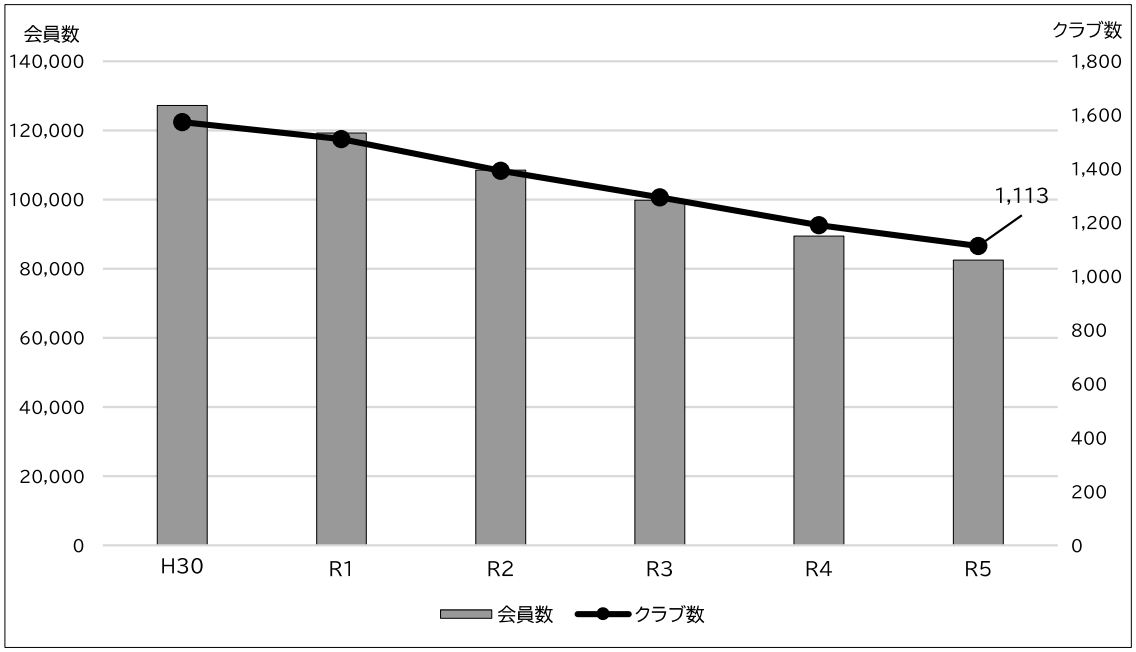

出典:三重県医療保健部作成

(4)社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

社会福祉士をはじめ、福祉に関する専門職種は、高齢者支援、障がい児・者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活躍しています。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活躍が期待されています。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の数は年々増加しており、三重県における令和 6(2024)年 3 月末の登録者数は、社会福祉士 4,179 人、介護福祉士 2 万 7,814 人、精神保健福祉士 1,264 人となっています。

図表 44 社会福祉士等の登録者数

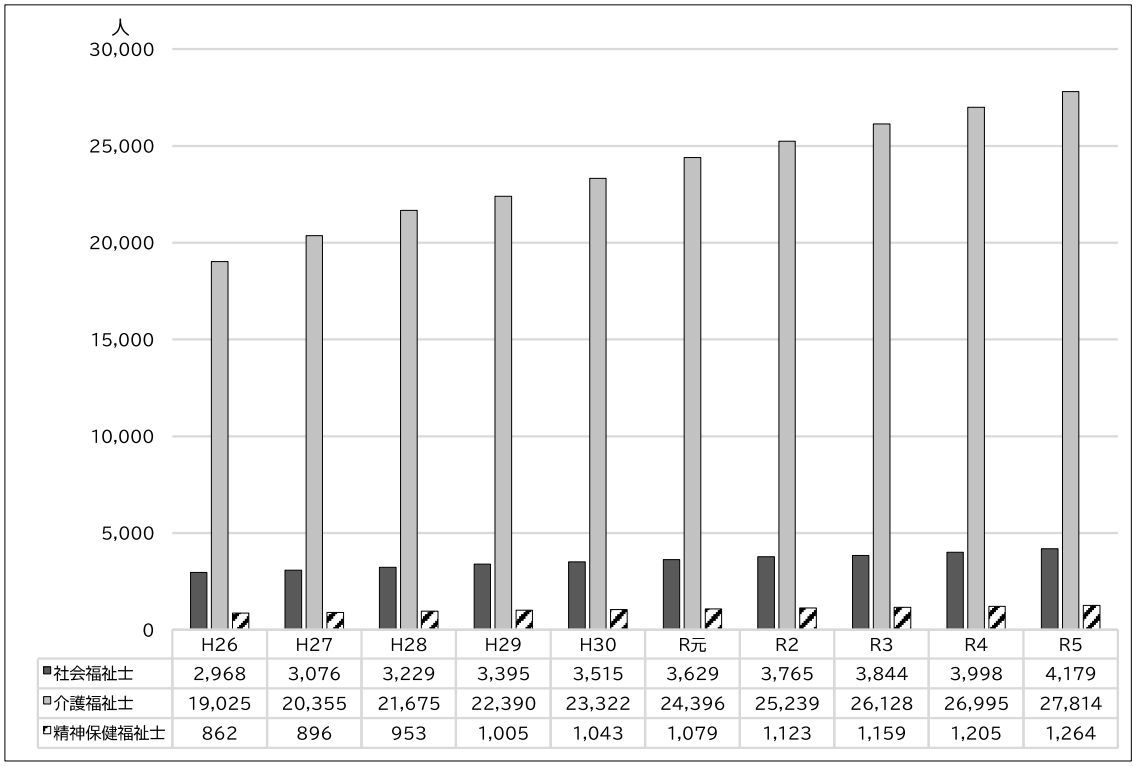

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
■社会福祉士	2,968	3,076	3,229	3,395	3,515	3,629	3,765	3,844	3,998	4,179
□介護福祉士	19,025	20,355	21,675	22,390	23,322	24,396	25,239	26,128	26,995	27,814
▫精神保健福祉士	862	896	953	1,005	1,043	1,079	1,123	1,159	1,205	1,264

出典:公益財団法人社会福祉振興・試験センター「各年度末の都道府県別登録者数」

(5)介護人材

高齢化の進展により、令和 22(2040)年にかけて、要介護認定率が高くなる 85 歳以上高齢者が増加する一方で、サービスの担い手の中心である生産年齢人口は急激に減少し、需給ギャップが拡大していくと見込まれています。

第9期計画介護人材需給推計では、令和 22(2040)年度の県内の介護職員の必要数は 36,397 人となり、現状推移で見込んだ介護職員数(供給)に比べると、5,606 人が不足すると推計されています。

図表 45 三重県の介護人材需給推計

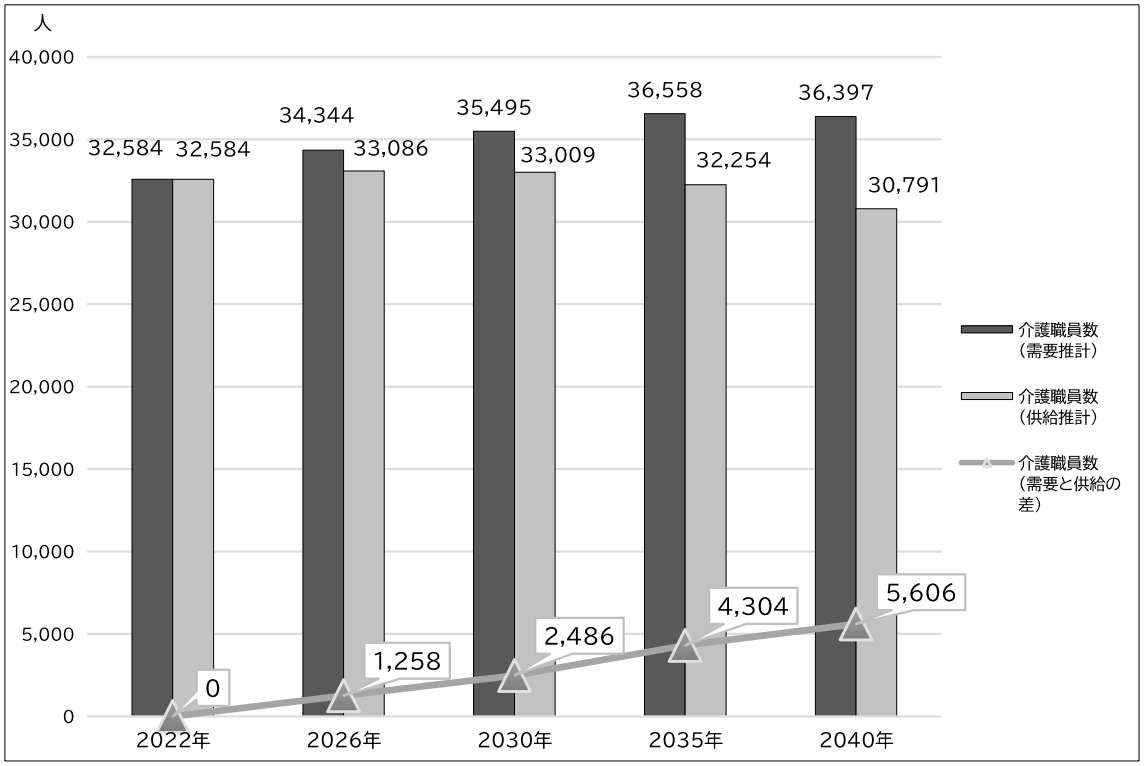

出典:厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による推計(第9期計画)

(6)公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。 公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ(地域社会)のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。 文部科学省における社会教育調査によると、公民館の数は全国的にも年々減少してきており、令和3(2021)年 10 月 1 日現在の県内の公民館数(類似施設を含む)は 317 施設となっています。

図表 46 公民館数の推移

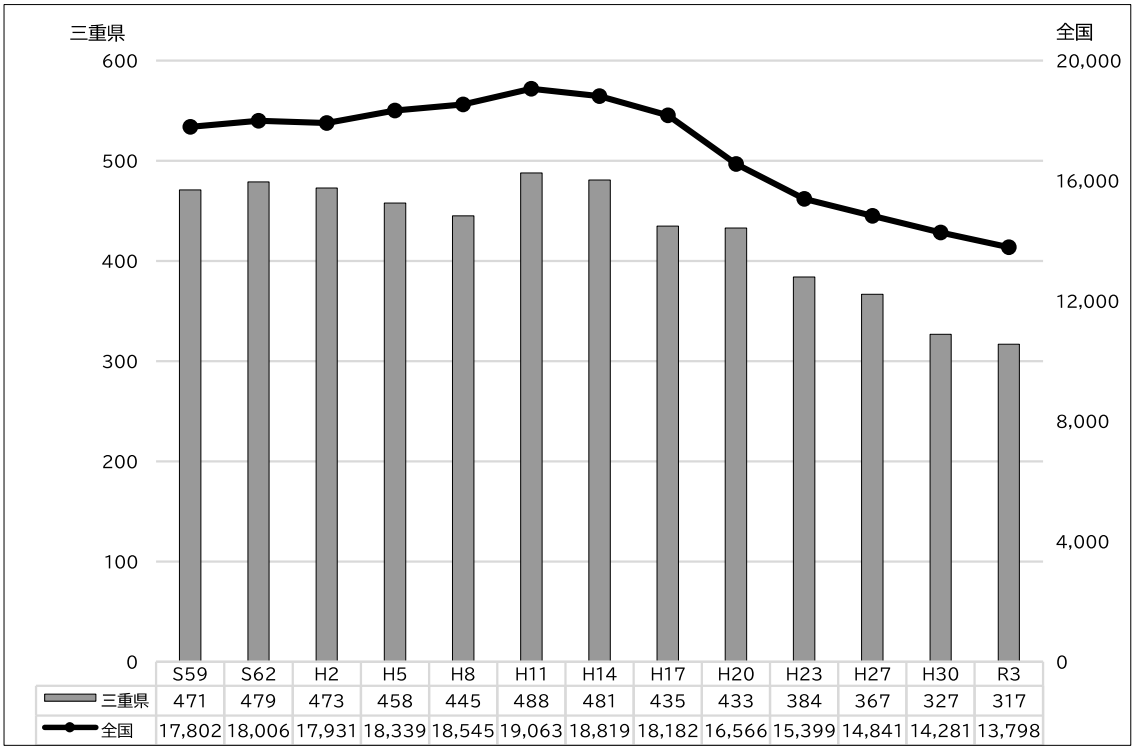

	S59	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
三重県	471	479	473	458	445	488	481	435	433	384	367	327	317
全国	17,802	18,006	17,931	18,339	18,545	19,063	18,819	18,182	16,566	15,399	14,841	14,281	13,798

(出典)文部科学省「社会教育調査」

(7)隣保館

隣保館は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設であり、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組んでおり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しています。県内には、部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題を解決するための施設として、37 館の隣保館が設置されています。

(8)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。

県社協では、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用を支援する「日常生活自立支援事業」や、低所得世帯の自立を支援する「生活福祉資金貸付事業」に、市町社会福祉協議会(以下「市町社協」という。)と協力して取り組んでいます。

また、市町社協や社会福祉施設・事業所の職員を対象にしたさまざまな研修事業を実施しており、社会福祉に関する人材育成に取り組んでいます。

(9)社会福祉法人

平成28(2016)年に改正された社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が定められており、社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、複雑化・複合化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められています。

平成28(2016)年から、生活困窮者の生活課題を解決するため、社会福祉法人が協働して「みえ福祉の「わ」創造事業」を実施し、「生活困窮者緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」などの周知・啓発を行い、相談支援窓口となる市町社協と連携し、対象となる地域住民の把握や確認などの地域公益活動に取り組んでいます。

図表47　社会福祉法人数の推移

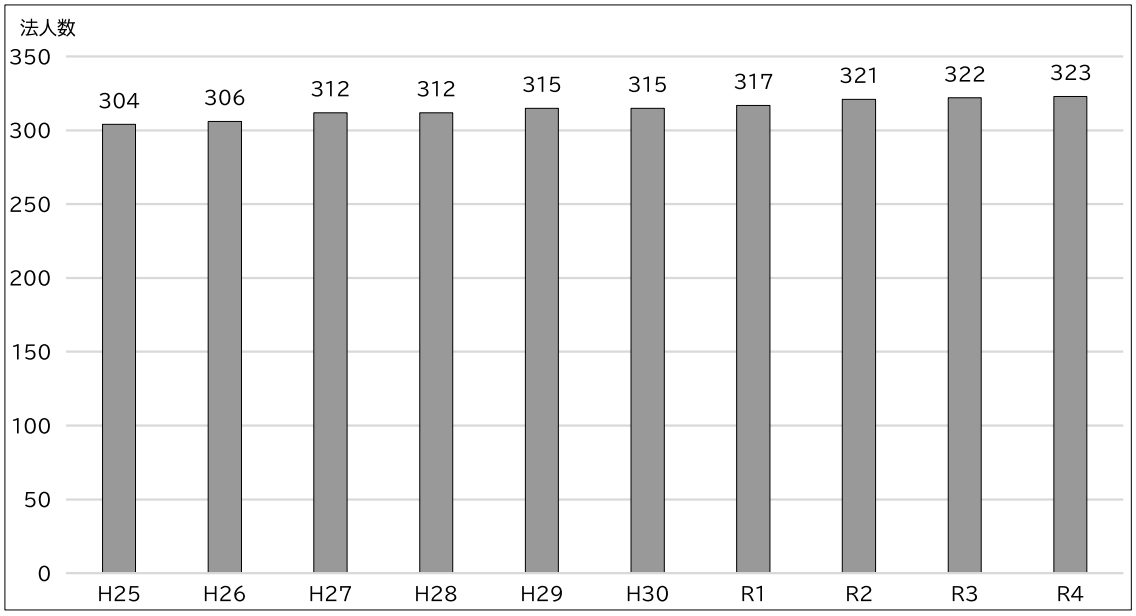

(出典)厚生労働省「福祉行政報告例」

4　第一期計画期間中の主な法改正

(1)重層的支援体制整備事業の創設(令和 3(2021)年)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための手段の一つとして、市町において、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」および「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(2)孤独・孤立対策推進法の施行(令和6(2024)年)

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」をめざして、国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国および地方の推進体制等について定められました。

孤独・孤立となる要因および孤独・孤立の状態が多様であることから、包括的な支援体制の構築を進めることが重要です。

(3)ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正(令和 6(2024)年)

ヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記するなどの改正が行われました。

ヤングケアラーは、こども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記されました。

対象年齢については、具体的にはこども期(18 歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心とし、状況等に応じ、40 歳未満の者も対象となり得ることとしています。

(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行(令和 6(2024)年)

近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、従来の法制度による枠組みでは捉えきれない困難な問題に直面する危険が高まっており、旧売春防止法に根拠を置く婦人保護事業そのものの制度的限界をふまえた新たな枠組みの構築をめざすべきとの動きが高まり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。

5 第一期計画における取組成果と課題

第一期計画では、基本理念に「みんな広く包み込む地域社会 三重」を掲げ、3つの推進項目「地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）」「暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）」「地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）」に基づき施策の展開を図ってきました。その取組成果や残された課題については以下のとおりです。

＜推進項目1＞ 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

指標	現状値（策定時）	令和5年度実績	令和6年度目標値（策定時）
地域福祉計画策定市町数	18 市町	18 市町	29 市町
多機関協働による包括的（相談）支援体制整備市町数	8市町	14 市町	29 市町
民生委員定数充足率	94.5%（R1.12.1）	94.8%（R5.12.1）	96.1%
相談支援包括化推進員養成数	－	126 人	200 人
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1%	80.6%（R4 年度）	85.0%

(1) 市町地域福祉計画策定市町数

社会福祉法第 107 条に基づき、市町において、包括的な支援体制の整備に関することなどを定める「市町地域福祉計画」の策定市町数は、これまでも市町に対して策定に向けて働きかけを行ってきましたが、今後策定する方針があるとする市町が一部あるものの、計画策定時から増加には至っていません。

「市町地域福祉計画」は、地域住民に最も身近な行政主体である市町が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

一部の市町においては、市町社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体となって策定することにより、課題把握などの策定のプロセスを共有し、その後の計画推進の実効性も高めているなどの工夫をしています。

未策定となっている市町にヒアリングを実施したところ、理由として、人材やノウハウの不足があると答える自治体が多いことから、策定済み自治体におけるノウハウの共有など支援を行っていく必要があります。

（2）多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数

多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数については、14 市町となり、県内の包括的な相談支援体制は広がりをみせています。それぞれの市町が、地域の実情に応じた体制を整備し、さまざまな課題を抱える当事者に寄り添った支援を進めています。

一方で主に小規模自治体において包括的な相談支援体制が未整備となっており、ヒアリングを実施したところ、属性を問わずに相談を受ける体制、多機関協働の会議による課題共有などの体制整備に向けて取り組んでいる市町、従前の体制で対応している市町など差が生じています。未整備の理由としては、「現状の体制で問題は起きていない」「何から取り組めばいいかわからない」などを挙げています。体制の整備に向けて、市町のニーズを丁寧に把握し、支援していく必要があります。

既に体制を整備している市町からも、複雑・複合的な課題を抱えるケースについて、 関係機関で情報共有を行った後の具体的な支援策や、社会参加に向けた地域の受け皿が見つからないという課題や行政と多機関協働事業の受託先との連携が難しいという課題が寄せられています。

こうした課題や人口減少による担い手不足、血縁・地縁といったつながりが弱まっている現状をふまえ、ボランティア、地域住民のつながり・支え合いを推進していく必要があります。

また、働く場や参加する場の創出に向けた取組を充実してくためには、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められており、地域づくりに資する事業を一体的に実施することも有効であることから、福祉以外の分野とのつながりを一層促進していく必要があります。

（3）「相談支援包括化推進員」の養成数

県では、包括的な支援体制の主要な担い手として、課題の解きほぐしや、支援機関ごとの役割分担の整理、地域の受け皿づくりに向けた調整などの中核を担う相談支援機関を円滑にコーディネートする「相談支援包括化推進員」を養成してきました。養成数については、着実に増えているものの、目標数には至っていません。

引き続き「相談支援包括化推進員」の養成を進めるとともに、今後は、整備にあたり課題となっていることを整理し、既に包括的な支援体制が整備している市町の課題解決にも資するよう、効果的な後方支援を検討する必要があります。

(4) 民生委員定数充足率

民生委員・児童委員定数充足率については、幅広い世代に対し、活動内容への理解を広めるため、大学生を対象としたインターンシップ事業や県独自のPR用ハンドブック・動画を作成するなどにより情報発信を行うとともに、研修実施方法の見直しや活動報告のオンライン化など負担軽減に取り組んでいるものの、計画策定時からわずかな増加にとどまっています。

高齢化の進展や定年の延長など社会情勢の変化の中で、新たな担い手を確保するためには、引き続き活動内容の周知を行うとともに、活動を継続しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

「ヘルプマークを知っている県民の割合」は、計画策定時点で 58.1%でしたが、令和4(2022)年度時点で 80.6%となっており、さまざまな機会を通じたヘルプマークの普及啓発の成果が現れています。

地域に暮らすだれもが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らし、個性や能力を最大限発揮できる「地域共生社会」の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりの一層の推進が求められています。

＜推進項目2＞　暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)

指標	現状値 (策定時)	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 (策定時)
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件	12,785 件	10,801 件
再犯者数	1,010 人	864 人	808 人以下
災害派遣福祉チーム数 (三重県DWAT)	－	28 チーム	40 チーム

(1) 生活困窮者等への支援

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を推進しました。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関においては、生活困窮者が抱える複雑化・複合化した課題に対応し、対象者の個々の状況に応じて支援を行いました。自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数については、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、令和5(2023)年度時点では、目標値を上回っています。生活困窮者は自らSOSを発することが難しい場合も多いため、アウトリーチ(訪問型)支援等に引き続き取り組む必要があります。

(2) 再犯防止の推進

再犯者数は、令和 5(2023)年時点においては、864 人と目標を達成できていませんが、再犯者率は 40.8%であり、平成 30(2018)年の 45.7%と比較して 4.9 ポイント減少しています。今後も(現在策定中の)「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき関係機関と連携し、取組を進めていきます。

(3) 災害時における要配慮者への支援

平成 26(2014)年4月に改正災害対策基本法が施行され、県内では、 平成30(2018)年度までに全ての市町で避難行動要支援者の名簿が作成済みとなっており、この名簿に基づく個別避難計画の策定が進められています。

また、県内においては、全ての市町で福祉避難所の指定が行われており、令和6(2024)年 3 月末現在、計 478 施設が指定等されています。

災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)数は、大規模災害時に早期に派遣できるよう、関係福祉団体等と連携してチーム員の募集や研修、訓練等を行っており、令和 5 年(2023)度末時点で 142 人をチーム員として登録し、28 チームを組成しました。

令和6(2024)年能登半島地震においては、石川県からの要請に基づき、初めて実際の被災地に派遣し、支援活動を行いました。今回の活動経験もふまえ、今後も災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)の体制強化に取り組む必要があります。

また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、事業継続計画(BCP)策定研修会を実施し、BCPの策定を支援しました。引き続き、計画の実効性の向上を促進していく必要があります。

＜推進項目3＞　地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

指標	現状値 （策定時）	令和5年度 実績	令和6年度 目標値 （策定時）
県内の介護職員数	27,818 人 （H29 年度）	32,584 人 （R4 年度）	33,849 人 （R4 年度）
みえ福祉第三者評価の受審事業所数	285 施設	388 施設	415 施設

（1）福祉人材の確保

「県内の介護職員数」は、令和4（2022）年度時点で 32,584 人となっています。介護人材を確保するため、「三重県福祉人材センター」による無料職業紹介、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人留学生を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。また、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットや生産性向上につながる ICT 機器の導入支援等に向けて取り組むとともに、介護職場における役割分担を進めるための「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援に取り組みました。また、介護職員の処遇改善を進めるため、令和5（2023）年度からは介護職員処遇改善加算等の取得支援に取り組んでいます。

高齢化の進展により、これからも福祉サービスへの需要は今後も拡大し、生産年齢人口が低下する中で、福祉人材においても労働力不足の状態がこれからも続くと予想されることから、引き続き、福祉人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。

（2）福祉サービスの質の向上

「みえ福祉第三者評価の受審事業所数」は、毎年度一定数の事業所が受審しています。これまで受審をしたことがない事業所に向けて、受審促進を図るため、評価制度の趣旨の周知や啓発を推進していく必要があります。

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査等について、オンラインも取り入れつつ、実地を基本として実施しました。また、不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施したほか、全ての保育所および認定こども園に対して実地監査を実施しました。加えて、会計専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みました。

引き続き、施設利用者への虐待や不適切保育など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、新たに社会保険労務士を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みます。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念(めざすべき姿)

みんな広く包み込む地域社会　三重

この計画では、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

第一期計画においては、誰一人取り残されない、包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会　三重」と掲げており、第二期計画においても、その考え方を継承することとします。

なお、本計画に基づき、施策を推進するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる基本原則を、次のように定めます。

◆4つの基本原則

(1)自己決定の尊重と意思決定の支援

全ての人を、自立し、行動する主体としてとらえ、本人の自己決定を尊重します。また、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援に取り組みます。

(2)本人に寄り添った支援

複雑化・複合化した福祉ニーズが増加する中、状況把握、相談支援、社会参加支援という支援段階ごとに個別課題に対応する「課題解決型」の支援アプローチに加え、課題解決に直結しなくても、地域住民、民生委員・児童委員、支援者などさまざまな人が“本人とつながっていること”を大切にする「伴走型」の継続的な支援アプローチという2つのアプローチを両輪として取り組みます。

(3)地域づくりに向けた取組の推進

「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を作っていく取組を推進します。

(4)持続可能な開発目標(SDGs)の達成

本計画の理念は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」とも共通するものであり、その趣旨をふまえながら、取組を進めます。

(イメージ)

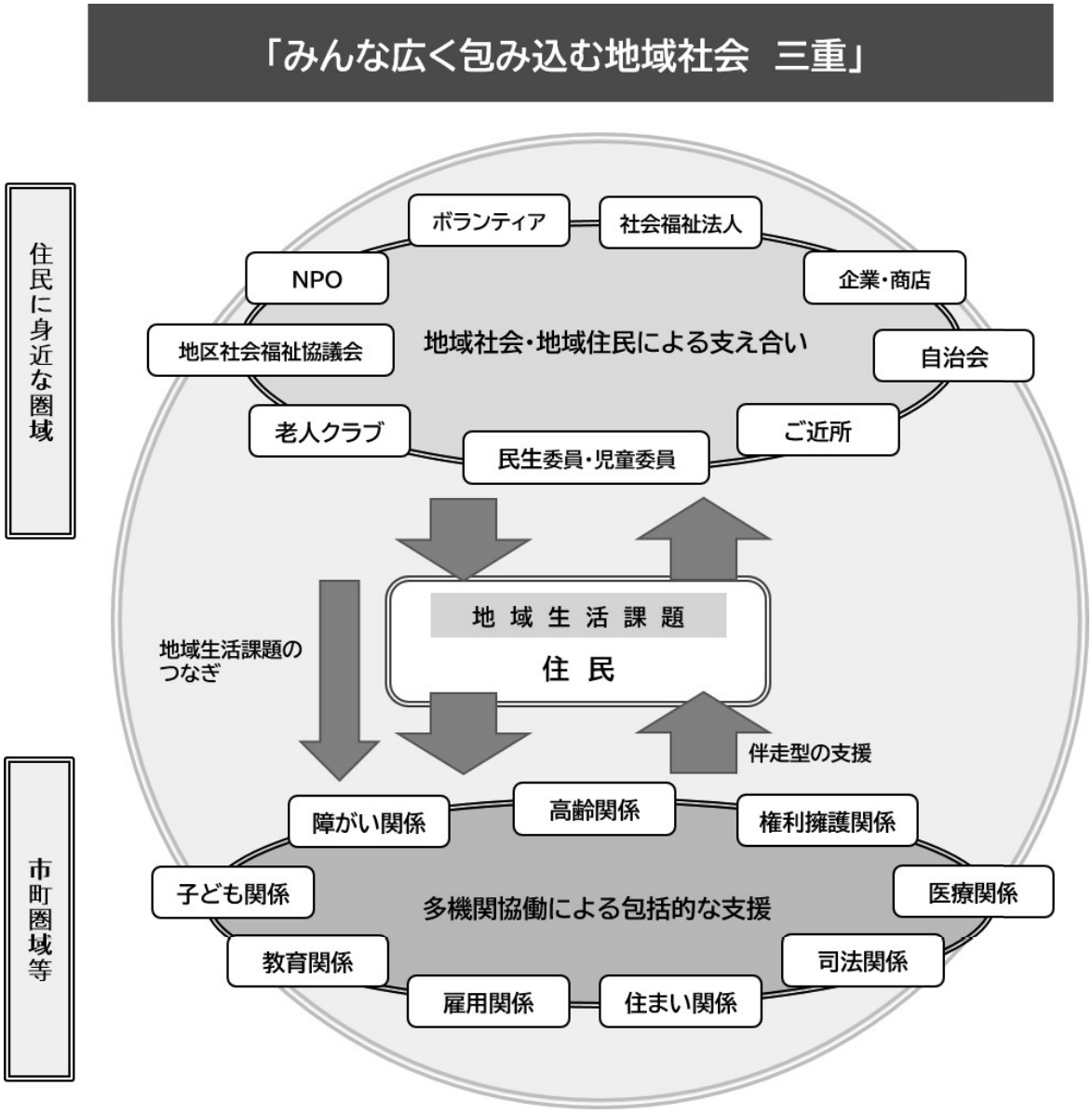

2 施策体系(取組の柱)

基本理念の実現に向け、第一期計画における施策体系の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組への支援に留意し施策方向を定めています。

<table>
<tr><th>地域福祉支援計画における推進項目・施策方向</th><th>計画に定める事項
(社会福祉法第108条第1項各号)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">推進項目1
地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の整備～)
(1)市町における包括的な支援体制づくりへの支援
(2)市町における地域福祉計画策定・推進への支援
(3)地域における支援活動の推進
(4)災害時における要配慮者への支援体制の充実
(5)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</td><td>2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</td></tr>
<tr><td>5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項</td></tr>
<tr><td>推進項目2
暮らしを支える取組の推進(～日常の暮らしの継続～)
(1)高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進
(2)さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援
(3)生活困窮者等への支援
(4)生活基盤の充実
(5)権利擁護の推進</td><td>1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進項目3
地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)
(1)福祉人材の確保
(2)福祉サービスの質の向上
(3)福祉サービスの総合的提供方法のあり方
(4)福祉サービス提供におけるICT技術等の活用</td><td>3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</td></tr>
<tr><td>4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</td></tr>
</table>

■社会福祉法　　※下線部は、令和3(2021)年施行の改正法による改正部分

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第 3 章で示した理念のもと、第4章では、令和 11(2029)年度までの施策方向と施策の展開を次のとおりとし、県内の地域福祉の推進を図ります。

推進項目1 地域における支え合い体制(～包括的支援体制の整備～)

施策の基本的な方向

1. 地域共生社会の実現に向けて、各地域において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備を進めていくために、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。

2. 「包括的な相談支援体制の整備」は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等による発見、見守り、支え合いをとおして把握された課題を、属性や世代を問わず包括的に受け止める相談体制を整備し、さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に対して、あらゆる分野とのネットワークをつくり多機関協働で支援にあたる体制を整備していきます。

3. 「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」については、「他人事」であった地域の課題を「我が事」として受け止められるよう意識を醸成していくことが求められます。包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民の力を借りながら、関係者が連携し、地域の課題に対して、それぞれが役割を持って支援を行っていくことができるよう、地域における支え合いをさらに推進していきます。

施策展開

1 市町における包括的な支援体制づくりの支援

(1)相談支援包括化推進員の養成等の後方支援

① 市町が、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備にあたり必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。【子ども・福祉部】

② 相談支援包括化推進員等の人材養成については、本計画における4つの基本原則への理解が進み、実践につながるよう内容の充実を図ります。また、「社会的処方を手がかりにしたリンクワーカー等の取組」や「コミュニティソーシャルワーカーの取組」等を参考に、各市町において地域福祉を担う人材やさまざまな主体を発掘・養成するとともに、連携を活性化する能力などを向上させるための研修を実施します。【子ども・福祉部】

③ 包括的な相談支援体制が未整備の市町に対して、市町の状況やニーズをふまえた支援を行います。既に包括的な支援体制を整備している市町に対しては、相談支援包括化推進員養成研修等において、運用面で抱えている課題に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

(2)社会福祉協議会の取組への支援と連携強化

① 市町社協の自主的活動を促進するために必要な連絡および指導を行い、また、全県的な視野から社会福祉に関する各種機関、団体等と協働して社会福祉の課題に取り組んでいる県社協の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を促進します。【子ども・福祉部】

② 県社協および市町社協との定期的な情報共有や意見交換の場を設け、地域の課題ニーズについての共通認識を深めます。【子ども・福祉部】

(3)地域におけるさまざまな主体との連携

① 包括的な支援体制の整備を目的とした重層的支援体制整備事業については、孤独・孤立対策等の関連施策や農林水産等の他分野との連携が求められているところであり、その連携方法等について、好事例の共有を行います。【子ども・福祉部】

② 地域共生社会の実現に向けて、「包括的な支援体制づくり」をテーマに検討する場を設け、県、市町、さまざまな主体が連携しながら、地域を取り巻く課題の共有や法制度等の勉強会、先進事例等の研究、意見交換会等を行い、それぞれの地域に適した包括的な支援体制づくりを検討します。【地域連携・交通部、子ども・福祉部】

(4)相談・支援機関の連携推進

① 障がいのある人が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進するなど、市町の相談支援体制強化を支援します。【子ども・福祉部】

② 貧困やひとり親家庭等の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が懸念される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的なアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。【子ども・福祉部】

③ DVや性暴力等の被害者、予期しない妊娠等に悩む人のためのSNSを活用した相談しやすい環境整備を推進するなど、相談体制の充実を図ります。【子ども・福祉部】

④ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援や、市町職員のスキルアップを図ることにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。【子ども・福祉部】

⑤ 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。市町が設置している隣保館について、相談事業等の隣保事業に要する費用の一部を補助します。【環境生活部】

2 市町における地域福祉計画策定・推進への支援

① 市町における包括的な支援体制を整備するためには、地域福祉計画の策定・推進を通じて地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにして、具体的な方策を検討していくことが効果的です。社会福祉法においても市町における策定が努力義務とされていることから、特に未策定の市町に対して、包括的な支援体制の整備に対する支援とあわせて、必要な支援を実施します。また、策定にあたっては、市町の重要なカウンターパートである市町社協の「地域福祉活動計画」と連携することを重視します。【子ども・福祉部】

3　地域における支援活動の推進

(1)地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

①サロン活動への支援

元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。【医療保健部】

②子どもの居場所づくり

i. 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂等民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。【子ども・福祉部】

ii. 子どもの居場所の活動を「持続可能な取組」としていくために、子どもの居場所運営団体に財政支援、人材育成支援等を実施します。【子ども・福祉部】

iii. 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営を行う市町を支援します。【子ども・福祉部】

③ひきこもり当事者の居場所づくり

ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。【子ども・福祉部】

(2)地域住民による支援活動の推進

①福祉教育・社会教育の推進

i. 次代を担う児童・生徒や地域住民が、「ふだんのくらし」の中にどのような福祉的課題があるか、学びを深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社協の取組を支援します。【子ども・福祉部】

ii. 地域において、地域住民の福祉活動への参画が進むよう、さまざまな課題や好事例の共有を積極的に進めます。【子ども・福祉部】

iii. 社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等について、学校や地域向けの研修会等で情報共有を行うことにより学習の充実を図ります。【教育委員会事務局】

iv. 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTA や子ども会等の社会教育関係団体やNPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。【教育委員会事務局】

v. 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。【教育委員会事務局】

② ボランティア活動への支援

i.県社協が設置する「三重県ボランティアセンター」の運営やボランティアコーディネーターの人材養成等の実施を支援することで、ボランティア活動に興味を持つ人が、気軽にボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。また、県社協および三重県ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信を行います。【子ども・福祉部】

ii.ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、「みえ県民交流センター」を拠点に、活動の場の提供や情報発信等に取り組みます。【環境生活部】

③ 寄附文化の醸成

i.さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援し、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている共同募金や、「三重ボランティア基金」による街頭啓発などの募金運動を推進し、地域福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした活動を支援します。【子ども・福祉部】

④ 高齢者・障がい者の地域活動への支援

i.高齢者の生きがいづくりや健康づくりとともに、ボランティア活動等の地域貢献活動を推進するため、老人クラブや県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。【医療保健部】

ii.障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進します。【子ども・福祉部】

iii.障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」に取り組みます。【子ども・福祉部】

⑤民生委員・児童委員活動への支援

i.民生委員・児童委員が適切な支援を行うために必要な知識と技能の習得を目的とする研修を実施します。【子ども・福祉部】

ii.民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成します。【子ども・福祉部】

iii.民生委員・児童委員の担い手を確保するため、国の動向を注視し、また他の自治体の好事例を参考にして、必要に応じて選任要件に関する検討を行います。【子ども・福祉部】

iv.市町による民生委員・児童委員の「業務負担の軽減」、「理解度の向上」、「多様な世代の参画」に資するための取組に対して支援します。【子ども・福祉部】

v.民生委員・児童委員の役割や制度への県民の理解を深めるため、さまざまな媒体を活用し広報を行います。【子ども・福祉部】

vi.「民生委員まるごとハンドブック」等啓発素材を自治会や地域の事業者に配布するなど地域における民生委員制度の浸透を図ります。【子ども・福祉部】

vii.民生委員・児童委員の日（5 月 12 日）および活動強化週間において、民生委員・児童委員の活動内容等を広報します。【子ども・福祉部】

（3）企業との連携による地域福祉活動の支援

① 地域を巡回する機会が多い民間事業者と、高齢者の見守り等に関する協定を締結します。【医療保健部】

② 共同受注窓口事業により、自治体・企業等から事業所等への受注の機会を確保することで、障がい者の工賃の向上を図り、自立した生活の実現を促進します。【子ども・福祉部】

③ 食品関係企業等における食品ロスについて、フードバンク団体やこども食堂などを通じて生活困窮者等に対する食料支援につながるよう、食品提供事業者とフードバンク活動団体等をマッチングし、未利用食品の有効活用を図る「三重県食品提供システム『みえ～る』」について、関係団体等と連携し、運用拡大に取り組みます。【環境生活部】

4　災害時における要配慮者への支援体制の充実

(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進

避難行動要支援者名簿の整備・更新、その名簿情報に基づく個別避難計画の策定が進むよう、市町の取組を支援します。【防災対策部】

(2) 福祉避難所の確保

市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。【子ども・福祉部】

(3) 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を組成するとともに、一般避難所へDWATを派遣することなどにより必要な支援体制を確保することを目的とした官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の体制強化に取り組みます。【子ども・福祉部】

(4) 介護職員等の応援・受援体制の整備

介護職員等の応援の円滑な受入れ、および介護職員等の円滑な派遣を行い、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復を支援することにより、要配慮者の心身のストレス軽減を図るなど、災害時要配慮者の避難生活を支援するための応援・受援体制を整備します。【子ども・福祉部】

(5) 災害時におけるボランティア活動の支援

災害ボランティアの円滑な受入を図るため、「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営に参画し、受援体制整備に向けた研修に取り組みます。MVSCでは、各支援主体（NPO、ボランティア団体、企業等）が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制強化の支援に取り組みます。【環境生活部】

5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(1)ユニバーサルデザインの意識づくり

① UD条例に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」の開催や、県庁内での横断的な取組、同条例に基づく推進計画の進行管理などを通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に進めます。【子ども・福祉部】

② さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、学校出前授業の実施や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」やおもいやりのある行動のきっかけづくりとする「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの意識啓発の取組を進めます。【子ども・福祉部】

③ 公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方にその利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。【子ども・福祉部】

(2)誰もが暮らしやすいまちづくり

① 事業者、設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等の連携のもと、UD条例の整備基準や取組等の普及・啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。【子ども・福祉部】

② 公共交通により、障がい者、高齢者、子ども、妊産婦、子育て中の人、外国人等の全ての人が円滑に自由に移動できるよう、鉄道駅のバリアフリー化、UD タクシーの導入等を支援します。【子ども・福祉部】

推進項目2　暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

施策の基本的な方向

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を着実に推進します。

施策展開

1　高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進

(1)高齢、障がい、子ども・子育て分野における支援

各分野において、それぞれの計画等に基づき、取組の充実を図るとともに、『制度の枠組みにあてはめた支援』ではなく、生活上の課題の全般に着目し、『本人に寄り添った支援』につながるよう取組を推進します。

【関連計画】

・みえ高齢者元気・かがやきプラン
・みえ障がい者共生社会づくりプラン
・三重県こども計画（仮称）
・三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画
・三重県子ども・子育て支援事業支援計画
・健やか親子いきいきプランみえ
・三重県社会的養育推進計画

2　さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援

(1)ひきこもり

① ひきこもりは、あらゆる世代に関わる大きな社会問題であり、「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進します。【子ども・福祉部】

② ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりに関する正しい理解を深める啓発活動等を進めるとともに、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行います。【子ども・福祉部】

③ 「三重県ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある当事者や家族への専門相談を実施するとともに、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ「家族教室」を実施します。【医療保健部】

④ 「三重県ひきこもり地域支援センター」において、多職種連携チームにより、特に高い専門性が求められるひきこもり当事者等への支援を実施します。【医療保健部】

⑤ 三重県自立相談支援機関（以下「三重県生活相談支援センター」という。）に相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援によるアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。【子ども・福祉部】

⑥ ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】

⑦ ひきこもり状態にある、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業への就労に向けて作成したプログラムの周知や就農体験などに取り組みます。【農林水産部】

⑧ 就職氷河期世代等のひきこもり当事者を対象に、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と福祉、保健等の関係機関が連携し、相談から就職までの一貫した支援を行います。【雇用経済部】

⑨ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。【雇用経済部】

（2）自殺対策

① 自殺対策を総合的に推進するため、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。【医療保健部】

（3）再犯防止の取組の推進

① 「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき、国、市町、関係機関と連携して、犯罪や非行に至った者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

② 「三重県地域生活定着支援センター」において、高齢または障がいのある矯正施設退所者等に対して、その意向や状況に配慮しながら、福祉サービスの利用支援等、円滑な社会復帰に資するための支援を行います。【子ども・福祉部】

③ 保護司や関係団体への協力・助成・連絡調整等や、犯罪に至った人や非行のある少年に対する自立支援事業を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会の取組を支援します。【子ども・福祉部】

④ 犯罪や非行の防止と、犯罪に至った人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進します。【子ども・福祉部】

（4）認知症施策の推進

① 認知症の早期診断・対応に向け、認知症疾患医療センターの指定、医療・介護関係者への研修等を行います。【医療保健部】

② 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成・活動促進、認知症相談窓口の設置、若年性認知症の人への支援等に取り組みます。【医療保健部】

（5）がん・難病患者

① 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者とその家族を支援するため、がんに係るさまざまな相談に応じます。また、働くことを希望するがん患者が就労を継続できるよう、医療機関や労働局等の関係機関と連携して、がん患者の就労支援について周知・普及を図ります。【医療保健部】

② がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図るため、がんの治療による脱毛や乳房の形状の変化等に対するウィッグ等の補正具の購入費用の助成を市町と連携して行います。【医療保健部】

③ 指定難病患者の医療費を適正に助成し、患者への経済的支援を行うとともに、地域の医療機関等の連携による医療提供体制の拡充に取り組みます。【医療保健部】

④ 「難病相談支援センター」において、在宅難病患者の日常生活上における相談・支援、地域交流活動の促進や、就労支援などを行い、患者の療養上や日常生活での悩みや不安等の解消を図ります。【医療保健部】

（6）医療的ケア児・者

医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、関係機関と連携して、家族等に対する相談支援を行うとともに、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組み、地域での受け皿を拡充します。【子ども・福祉部】

（7）外国人住民

① 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談に 11 言語で対応します。【環境生活部】

② 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、県多言語情報提供ホームページ「MieInfo」により7言語で提供します。【環境生活部】

③ 生活のための日本語の習得を希望する外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町等と連携し、日本語教育の体制整備に取り組みます。【環境生活部】

④ 外国人患者が安心して医療を受けられるよう医療通訳の育成に取り組みます。【環境生活部】

⑤ 災害発生時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成など安全対策に取り組みます。【環境生活部】

（8）DV及び困難な問題を抱える女性

① 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性がその困難を解消し、本人の意思が尊重されながら日常生活および社会生活を営むことができるよう、本人に寄り添ったさまざまな支援を実施します。中でも、特に問題を抱えやすい若年女性への支援を重点的に強化し、気軽に集いやすい居場所や相談しやすい環境などについて検討します。【子ども・福祉部】

② DVに関して、ホームページやDV相談先カードの配布等による啓発や相談・支援機関の周知を図ります。【子ども・福祉部】

（9）ヤングケアラー

① 家庭内の問題であることや子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないなどの理由から、必要な支援につながっていないため、学校、福祉担当部局（こども家庭センター、生活保護、自立相談支援機関、包括的な相談窓口）等において、確実に把握できるよう、要保護児童対策地域協議会や重層的支援体制整備事業における支援会議などさまざまな機会を通じて、ヤングケアラーの理解、把握、支援を促進します。【子ども・福祉部】

② ヤングケアラー支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、当事者である子ども向けのリーフレットを用いた関係機関への研修の実施、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげます。【子ども・福祉部】

③ ヤングケアラーの支援はさまざまであり、福祉担当部局（こども家庭センター）へつなぐべき状況であるかの判断が難しいため、子どもに携わる関係者が確実に福祉担当部局につなぐことができるような仕組みを市町とともに検討します。

④ ヤングケアラーの支援は、家族の理解をはじめ、複雑化・複合化した課題に対応する必要があり、市町福祉担当部局の職員が、ヤングケアラーの支援を円滑に進められるよう県が窓口となって、参考となる事例の紹介や具体的な支援の検討等を通じて、市町に対する支援を行います。【子ども・福祉部】

⑤ 18 歳以上のヤングケアラーについては、活動圏域が広域になること等をふまえ、県において相談窓口を整備し、必要な支援につなぎます。【子ども・福祉部】

（10）人権課題（多様な性のあり方への理解促進等）

① 多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民等への啓発や研修に取り組みます。【環境生活部】

② 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。市町が設置している隣保館について、相談事業等の隣保事業に要する費用の一部を補助します。【環境生活部】【再掲】

③ 犯罪や非行の防止と、犯罪に至った人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進します。【子ども・福祉部】【再掲】

3 生活困窮者等への支援

(1)生活困窮者自立支援の推進

① 「三重県生活相談支援センター」において、生活困窮者が抱える複雑化・複合化した課題を広く受け止め、「制度の狭間」に陥らないように、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 「三重県生活相談支援センター」において、生活困窮者からの相談に応じる身近な窓口として一時的な相談支援等を行っている町と連携して、支援を行います。【子ども・福祉部】

③ 支援にあたっては、「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを行い、支援を必要とする方が相談窓口につながるよう取り組みます。また、相談者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用や、他制度との連携により、支援員が寄り添って、継続的な支援を行います。【子ども・福祉部】

④ 自立支援に携わる支援員等が、生活困窮者等に対して充実した支援を行うことができるよう、研修会を実施するなど、支援員等のスキルの向上に努めます。【子ども・福祉部】

⑤ 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に、無利子または低利子の資金を貸し付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活を確保することを目的として県社協が実施する生活福祉資金貸付制度について、自立相談支援機関等の関係機関との連携など、適切な運用となるよう支援します。【子ども・福祉部】

(2)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

① 生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援や教育相談、生活習慣の改善に関する助言を行うとともに、進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援などを実施することにより、高等学校や大学等を卒業し、安定した就職につなげることで、生活困窮家庭の子どもたちの自立促進を図ります。【子ども・福祉部】

② 貧困やひとり親家庭等の状況からヤングケアラーやその他の養育上の不適切が生じ、子どもの権利が懸念される状況を早期に発見し、要保護児童対策地域協議会等の各関係機関の連携体制を活用して、家庭全体に多面的なアプローチを行うことで、孤立化を防止したり、必要な支援につなぐことができるよう支援体制の整備や充実を進めます。【子ども・福祉部】【再掲】

4 生活基盤の充実

(1)就労機会の充実

① 就労支援

i. 生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。【子ども・福祉部】

ii. 就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その方の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労認定事業所の認定を行います。【子ども・福祉部】

② 雇用の確保

i.若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点として総合的な就職支援サービスを提供します。【雇用経済部】

ii.就職氷河期世代等の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。【雇用経済部】

iii.若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。【雇用経済部】

iv.津高等技術学校においてニーズに応じた訓練カリキュラムを策定し、離転職者を対象とした委託訓練を実施し、一日も早い就職の実現を支援します。【雇用経済部】

③　多様な働き方の推進

i.妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても希望する形で就労することができるよう、就労継続支援や再就職支援に取り組みます。【雇用経済部】

ii.働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。【雇用経済部】

iii.障がい者雇用の拡大と理解促進に向けた取組として、障がい者と共に働く地域のカフェ等と連携して、理解の促進を図るとともに、働きやすい職場づくりの支援を行います。【雇用経済部】

iv.引き続き、障がい者の短時間雇用に取り組む企業の開拓やテレワークによる障がい者雇用を推進するとともに、施設外就労「M.I.E モデル」の周知など、多様で柔軟な働き方について更なる周知・普及を図ります。【雇用経済部】

v.農林水福連携により生産された農林水産物やその加工品の PR 活動を促進するため、農林水福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者と理解ある企業とのマッチングを支援します。【農林水産部】

vi.「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携を強化する中で、全国の先進事例や有効施策の調査をふまえ、農福連携効果の発信などに取り組むとともに、民間協議会等と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を整備し、県内推進体制の強化を図ります。【農林水産部】

vii.ノウフク・ブランドの構築に向けて、専門家等の協力によるノウフク商品の販路開拓や新商品の開発を支援するとともに、ノウフク・マルシェ等を活用しながら消費者に向けたPR活動に取り組みます。また福祉事業所の施設外就労の定着に向け、コーディネーター等の配置を支援します。【農林水産部】

viii.市町やその地域の福祉事業者、農業経営体および地域企業を核とした農福連携の拠点づくりの取組を支援し、農福連携のさらなる発展を図ります。【農林水産部】

ix.林業と福祉とのマッチングを担うコーディネーターの育成や地域に根差したコーディネーターによる情報発信・普及活動などの支援に取り組み、林業への障がい者の就労機会の拡大を図ります。【農林水産部】

x.昨今の漁業用資材価格高騰等の影響による漁具の修繕・再利用作業の需要の高まりをふまえ、障がい者の就労や生きがいづくりの場の創出と漁業現場における新たな労働力の確保に向け、水産関係者と福祉事業所等のマッチング拡大に取り組みます。【農林水産部】

xi.労働問題を解決するためのセーフティネットとして、三重県労働相談室において労働相談に対応します。また、外国人住民の通訳を要する相談については、労働相談への対応方法を共有している三重外国人サポートセンター（MieCo）を案内します。【雇用経済部】

xii.外国人が安心して就労できるよう、企業の受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。【雇用経済部】

（2）住宅確保

① 「三重県生活相談支援センター」において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 高齢者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者等のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者の選考にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。【県土整備部】

③ 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう居住支援活動を行います。【県土整備部】

（3）移動の確保

① 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営、移動支援など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。【医療保健部】

② 地域における高齢者等の移動ニーズをきめ細かく把握するとともに、市町等の移動サービス導入に係る取組への支援を行い、買い物や通院など日常生活に必要な移動手段の確保に取り組みます。【地域連携・交通部】

5 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度利用の促進

成年後見制度の利用が必要な方を適切に必要な支援をつなげていけるよう、専門職団体や家庭裁判所等の関係機関と連携した協議会の運営や中核機関の整備の支援や市町職員等への研修実施等を通じて、市町の成年後見制度利用促進の体制整備を総合的に支援します。【医療保健部】

(2) 福祉サービスの利用援助

判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社協による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援します。【子ども・福祉部】

(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進

① 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や要介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。【医療保健部】

② 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の普及啓発を進めるとともに、相談員による相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証など、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。【子ども・福祉部】

③ 「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成に取り組むとともに、手話の使用を含む合理的配慮の提供に関する事業者への支援を行うことで、手話を使いやすい環境の整備を進めます。【子ども・福祉部】

④ 障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し障がい者虐待の未然防止と関係者の対応力の向上を図るとともに、専門家チームの活用により虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得ることで専門性の向上を図ります。【子ども・福祉部】

⑤ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、啓発活動を実施します。また、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化します。【子ども・福祉部】

⑥ 市町が設置している隣保館において実施している生活上の各種相談事業や部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題の解決のための啓発等の各種事業に要する費用の一部を支援します。【環境生活部】

（4）消費者被害の防止・救済

① 「三重県消費生活センター」の相談体制を充実させるため、相談員の資質向上を図るとともに、市町相談担当者からの相談に対して助言を行う「市町ホットライン」を運営し、市町の取組を支援します。【環境生活部】

② 県全体の相談対応能力の向上のため、毎月1回の研修会を開催していくほか、市町における消費者行政の推進を図るため、地方消費者行政強化交付金等の活用について働きかけを行います。また、地域における啓発促進、見守力向上のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置について、市町の消費者行政担当部署等に対して働きかけを行います。【環境生活部】

推進項目３　地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

施策の基本的な方向

包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくために、公的支援をはじめとする各種サービスの充実や、地域福祉を支える人材の養成・安定的確保などをはかります。

人口減少社会の進展に伴い、今後、長きにわたり生産年齢人口が大きく減少していく見通しとなっている中、地域福祉を支える人材の確保にあたっては、「三重県人材確保対策推進方針（仮称）」に基づいた取組を推進していきます。

施策展開

１　福祉人材の確保

(1)福祉人材の確保

① 「三重県福祉人材センター」において、無料職業紹介や求人・求職情報の発信等を行うとともに、キャリア支援専門員を配置し、就職希望者と介護施設等とのマッチングを支援します。【医療保健部】

② 元気高齢者等が介護職員の周辺業務を担うことで介護職員の負担軽減と専門職化が可能となるよう、介護助手の導入を推進します。【医療保健部】

③ 介護職員の処遇改善に向けて、介護職員等処遇改善加算の新規取得を促進するため、研修会の開催や、社会保険労務士等による個別訪問を行います。【医療保健部】

④ 外国人介護人材の参入・定着を促進するため、介護施設等が実施する奨学金支給や集合研修等の取組に対して支援するとともに、受入説明会の開催等により介護施設等における受入制度への理解促進を図ります。【医療保健部】

⑤ 外国人介護人材の受入れを促進するため、県内の介護施設等で就労を希望する外国人材と受入希望施設等とのマッチング機会の創出等に取り組みます。【医療保健部】

⑥ 外国人介護人材が受入施設で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護職員とのコミュニケーション支援や、介護福祉士の資格取得のための学習支援等の取組に対して支援します。【医療保健部】

⑦ 外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に向けて、三重県での就労をPRする現地セミナーの開催等に取り組みます。【医療保健部】

⑧ 各市町に配置され地域のさまざまな主体による生活支援サービスの創出等を推進する生活支援コーディネーターの活動促進に係る市町の取組を支援します。【医療保健部】

⑨ 障がい福祉人材の給与等の改善を図るため、福祉・介護職員の処遇改善加算に要する経費の一部を負担します。【子ども・福祉部】

⑩ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、人材を育成し、事業実施に必要な福祉人材を確保します。【子ども・福祉部】

⑪ 指定保育士養成施設に在籍し、保育士資格の取得をめざす学生に対して保育士修学資金の貸付を行うことで、保育士のなり手を増やします。【子ども・福祉部】

⑫ 三重県保育士・保育所支援センターにおいて、保育所等の紹介や求人情報を提供することで、県内で保育士として働く人材を確保します。【子ども・福祉部】

(2)若者等の参入促進

① 若い世代や福祉職場に関心のある者に対し、福祉・介護職場の魅力を伝えるなど、人材確保が困難な福祉・介護職場への人材の参入促進・定着支援を図ります。【医療保健部】

② 介護福祉士養成施設で介護福祉士資格の取得をめざす学生を対象とした介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講資金、離職した一定の経験を有する介護人材が再就職する際に必要な再就職準備金、他業種で働いていた方が介護職として転職する際に必要な就職準備金、介護福祉士資格の取得をめざす福祉系高校生徒を対象とした修学資金の貸付を行うことにより、質の高い福祉・介護サービスを提供できる人材の確保を図ります。【医療保健部】

③ 次代を担う児童・生徒や地域住民が、「ふだんのくらし」のなかにどのような福祉的課題があるか、学びを深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社協の取組を支援します。【子ども・福祉部】【再掲】

④ 地域において、地域住民の福祉活動への参画が進むよう、さまざまな課題や好事例の共有を積極的に進めます。【子ども・福祉部】【再掲】

(3)働きやすい福祉職場づくりへの支援

① 職場環境の改善に取り組んでいる介護事業所を「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明し、その取組を広く公表することで、介護人材の参入と定着を促進します。【医療保健部】

② 臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行うことで、働きやすい職場づくりを推進します。【子ども・福祉部】

2 福祉サービスの質の向上

(1) 効果的な指導監査等の実施

① 社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、有効で効率的な指導監査や運営指導等を実施します。【子ども・福祉部】

② オンラインの活用や動画配信による研修会、集団指導も組み合わせながら、実地を基本とした監査や運営指導を実施します。【子ども・福祉部】

③ 会計専門家や労務専門家の活用により、社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みます。【子ども・福祉部】

(2) 社会福祉法人による公益的活動の促進

① 社会福祉法人の指導監査の際に公益事業を行っている法人に対しては、地域における公益的な取組の実施に努めているか確認します。【子ども・福祉部】

② 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者等に対して利用者負担の軽減を行う場合に補助を行います。【医療保健部】

(3) 第三者評価の受審促進

① みえ福祉第三者評価制度の普及促進および評価調査者の質の向上を図り、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上をめざします。【子ども・福祉部】

（4）苦情解決体制の充実

① 県社協に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。【子ども・福祉部】

（5）福祉人材の質の向上

① 地域住民が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、その中核を担う介護支援専門員に対して、資質向上のための研修と資格管理を行います。【医療保健部】

② 「社会福祉研修センター」が行う社会福祉関係の多様な研修事業を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上をめざします。【医療保健部】

③ 介護支援専門員の資格取得や資質向上に必要な研修を実施します。【医療保健部】

④ 相談支援包括化推進員等の人材養成については、本計画における4つの基本原則への理解が進み、実践につながるよう内容の充実を図ります。また、「社会的処方を手がかりにした取組」や「コミュニティソーシャルワーカーの取組」などを参考に、各市町において地域福祉を担う人材やさまざまな主体を発掘、養成し、かつ連携を活性化する能力などを向上させるための取組も実施します。【子ども・福祉部】【再掲】

⑤ 多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士等や放課後児童支援員に求められる専門性の向上に向けた研修を実施します。【子ども・福祉部】

3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

（1）保健・医療との連携

それぞれの地域で、その実情・特性に応じた在宅医療・介護連携体制が構築されるよう、アドバイザーの派遣や研修会の開催等により市町の取組を支援します。【医療保健部】

（2）共生型サービスの普及

① 障がい者が介護保険の対象となっても、引き続き同一のサービスを受けることができるよう、共生型サービス事業者の指定を行います。【医療保健部】

② 共生型サービスについて引き続き周知するとともに、介護サービス事業所から共生型サービスの指定に係る問合せ等があった場合は助言を行います。【子ども・福祉部】

4 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用

(1) 介護ロボットの導入支援

① 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるために行う介護ロボットの導入に係る経費の支援を行います。【医療保健部】

② 介護サービス事業所等における介護ロボットの導入およびICT化を支援することにより、介護現場の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による職場環境の改善、離職防止および定着促進を図ります。【医療保健部】

③ 令和6年7月に設置した「みえ介護生産性向上支援センター」において、業務改善等に関する各種相談対応や介護ロボット・ICT機器の展示、専門家による伴走支援など、介護サービス事業所等に対してワンストップ型の支援を行います。【医療保健部】

④ 障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るため、ロボット等導入に対する支援を行います。【子ども・福祉部】

(2) 福祉分野における ICT 化の推進

① 介護職場の環境改善や介護人材の確保の観点から、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化のために行う ICT の導入に係る経費の支援を行います。【医療保健部】

② 保育士等の業務負担を軽減するため、ＩＣＴの導入などを行う保育所等に対する支援を行います。【子ども・福祉部】

③ 県内福祉事業者等がDXに取り組む機運を醸成するとともに、専門家や企業と連携した相談支援等を行い、事務の効率化も含めた、各主体によるデジタル技術を活用した取組を促進します。【総務部デジタル推進局】

第5章 計画に係る評価指標と推進体制

本計画は、個別計画と一体的に策定するものであることから、個別計画で指標を策定するものは、個別計画で進捗管理を行うものとし、本計画の基本理念等をふまえ、次のとおり評価指標を設定します。

計画の推進にあたっては、学識経験者や市町代表、県・市町社協、関係団体で構成する「三重県地域福祉推進会議」において、評価指標の達成状況や、個別計画の進捗状況等をふまえ、定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

また、一体的に策定する各福祉分野の個別計画の改定状況や、地域福祉をとりまく状況の変化をふまえ、取組内容を見直していきます。

指標	現状値	令和 11 年度 目標値
多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数	14 市町	29 市町 （令和 8 年度）※1
地域福祉計画策定市町数	18 市町	29 市町
包括的な支援体制の整備に向けた後方支援実施市町数※2	―	29 市町 （累計値）

※1みえ元気プラン KPI

※2計画期間中に、県が研修等を通じ、相談支援包括化推進員の養成や包括的な支援体制の整備の支援などを行った市町数

※以下は、最終案において、記載します。

【資　料】

●事例集

別冊９

第二期三重県再犯防止推進計画

中間案

令和6(2024)年12月

三　重　県

目 次

第1章　計画の概要 1
１　計画改定の趣旨 1
（1）改定の経緯 1
（2）第一期計画に基づく取組の検証 1
（3）国の第二次再犯防止推進計画の概要 2
２　計画の基本理念 4
３　計画の重点課題と取組方向 4
４　計画の期間 5
第2章　三重県の再犯防止を取り巻く現状 7
１　矯正施設における入所者等の状況 7
２　就労・住居に関する状況 7
（1）保護観察終了時に無職である者の数および割合 7
（2）刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数 8
（3）協力雇用主数の状況 8
（4）入所受刑者の就労状況 9
（5）刑務所出所時に帰住先がない者の数 9
（6）一時的に居場所を確保した者の数 10
３　三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別） 10
（1）三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別） 10
（2）三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合 11
（3）三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合 11
４　特別調整（※）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（全国） 12
５「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況（コーディネート業務） 13
６　県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合 14
７　県内保護司数および保護司充足率 14
第3章　施策の展開 15
１　就労・住居の確保 15
（1）就労の確保 15
（2）住居の確保 19
２　保健医療・福祉サービスの利用の促進 22
（1）高齢者または障がい者等への支援等 22
（2）薬物依存を抱える者への支援等 24
３　非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施 28
（1）児童・生徒等の非行の未然防止 29

（2）児童・生徒等の立ち直り支援 31
（3）学校や地域社会において再び学ぶための支援 32
4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施 34
（1）犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等 35
（2）犯罪に至った者等の家族等に対する支援 38
5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組 41
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 42
（1）民間協力者の活動の促進 43
（2）広報・啓発活動の推進 44
7 国・市町・民間協力者等との連携強化 45
（1）連携強化のための取組 45
（2）市町における再犯防止の取組推進 46
第4章 評価指標と計画の推進体制 47
1 評価指標 47
2 推進体制 47

第1章　計画の概要

1　計画改定の趣旨

(1)改定の経緯

再犯の防止等に関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が平成 28(2016)年 12 月に施行され、翌 29（2017）年 12 月には国の再犯防止推進計画が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課されており、県においても令和２（2020）年３月に「三重県再犯防止推進計画」（計画年度：令和２(2020)年度から令和６(2024)年度まで)(以下、「第一期計画」という。)を策定しました。

令和６（2024）年度をもって計画期間が満了することから、第一期計画の取組等を継承しつつ、令和５（2023）年３月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容や第一期計画の成果や課題等をふまえて第二期三重県再犯防止推進計画を策定します。

(2)第一期計画に基づく取組の検証

第一期計画では、「就労・住居の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「学校等と連携した修学支援の実施等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の５つの項目を重点課題として位置づけ、自立相談支援機関等における就労支援、高齢や障がいのある矯正施設出所者等に対する福祉サービスの利用支援等各種施策に取り組んできました。

第一期計画の目標値は、令和６（2024）年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成 30（2018）年の 1,010 人と比較して 20%減少（808 人）することとしています。

令和５（2023）年の再犯者数は 864 人となり、再犯者率は 40.8%であり、平成 30（2018）年の 45.7%と比較して 4.9 ポイント減少している状況です。

第一期計画の目標は達成できておらず、三重県の再犯者率は減少傾向にあるものの、４割を上回っていることから、安全・安心な社会を実現するため、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

また、支援に携わる関係機関等からは、一人ひとりが抱える課題は異なり、複雑化・複合化していることが指摘されており、包括的な支援体制の整備や犯罪に至った者等一人ひとりに寄り添った息の長い支援が求められています。

三重県における刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率

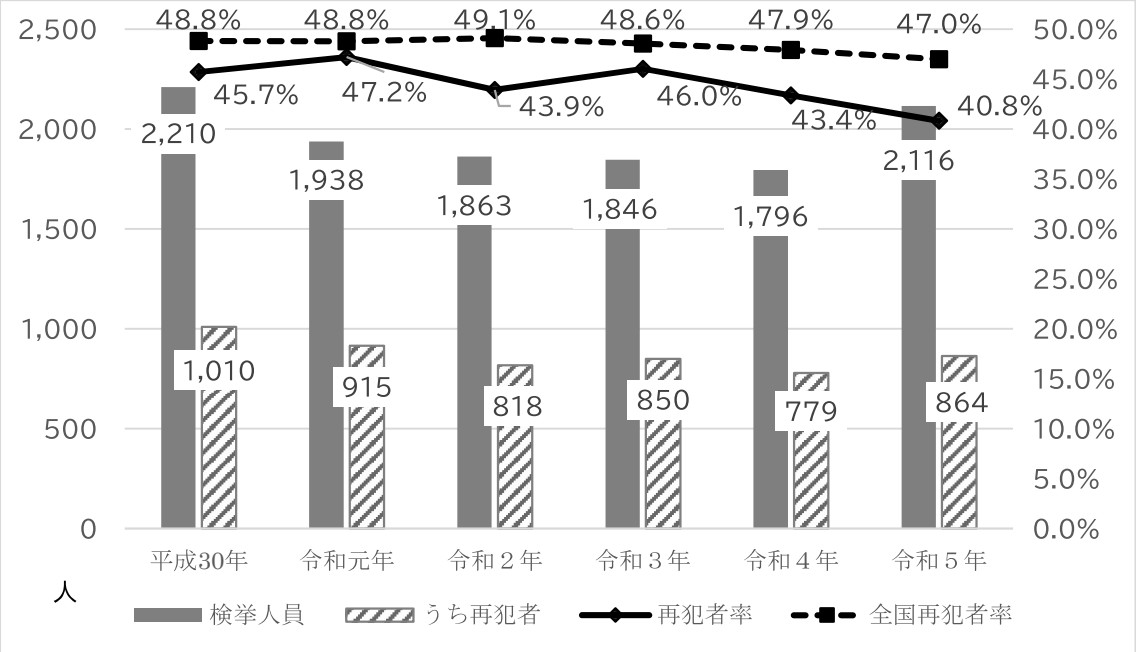

（出典：三重県警察本部、法務省提供のデータに基づき作成）

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

（3）国の第二次再犯防止推進計画の概要

国が令和５（2023）年３月に定めた第二次再犯防止推進計画では、第一次再犯防止推進計画で設定された５つの基本方針を踏襲し、以下に掲げる７つの事項が重点課題として設定されました。

〔国計画における５つの基本方針の概要〕

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導および支援を実施

③ 身体的・精神的苦痛、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性をふまえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等をふまえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔７つの重点課題〕
① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進等
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

「地域による包摂の推進」にあたっては、国の第二次再犯防止推進計画から新たに設けられた課題であり、国・都道府県・市区町村の役割を明記することで、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを目的としています。
国の第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。

【国の役割】
刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題をふまえた必要な指導・支援を実施する。また、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進し、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

【都道府県の役割】
広域自治体として、域内の市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築、および、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

【市区町村の役割】
地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪に至った者等が地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

２　計画の基本理念

第一期計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していくことをめざしてきました。こうした理念は継承しつつ、犯罪や非行に至った者と地域社会とのつながりが途切れることのない伴走する支援をより一層推進するため、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」と変更します。

なお、この計画の対象者は第一期計画と同様、再犯防止推進法第２条第１項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者、非行少年または非行少年であった者等を含むものとします。

対象者の表記については、犯罪に至った取り巻く環境や課題などに着目し、「犯罪に至った者等」とします。

３　計画の重点課題と取組方向

第二期計画では、第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画に基づく取組の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画や「２計画の基本理念」をふまえ、重点課題とそれぞれの取組方向を次のとおり位置づけるものとします。

１　就労・住居の確保
- （１）就労の確保
- （２）住居の確保

２　保健医療・福祉サービスの利用の促進
- （１）高齢者または障がい者等への支援等
- （２）薬物依存を抱える者への支援

３　非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施
- （１）児童・生徒等の非行の未然防止
- （２）児童・生徒等の立ち直り支援
- （３）学校や地域社会において再び学ぶための支援

４　犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施
- （１）犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等
- （２）犯罪に至った者等の家族等に対する支援

５　犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

６　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- （１）民間協力者の活動の促進

（２）広報・啓発活動の推進

７　国・市町・民間協力者等との連携強化

（１）連携強化のための取組

（２）市町における再犯防止の取組推進

４ 計画の期間

令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の策定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとします。

〔刑事司法手続等の流れ(少年保護手続等を含む)【略図】〕

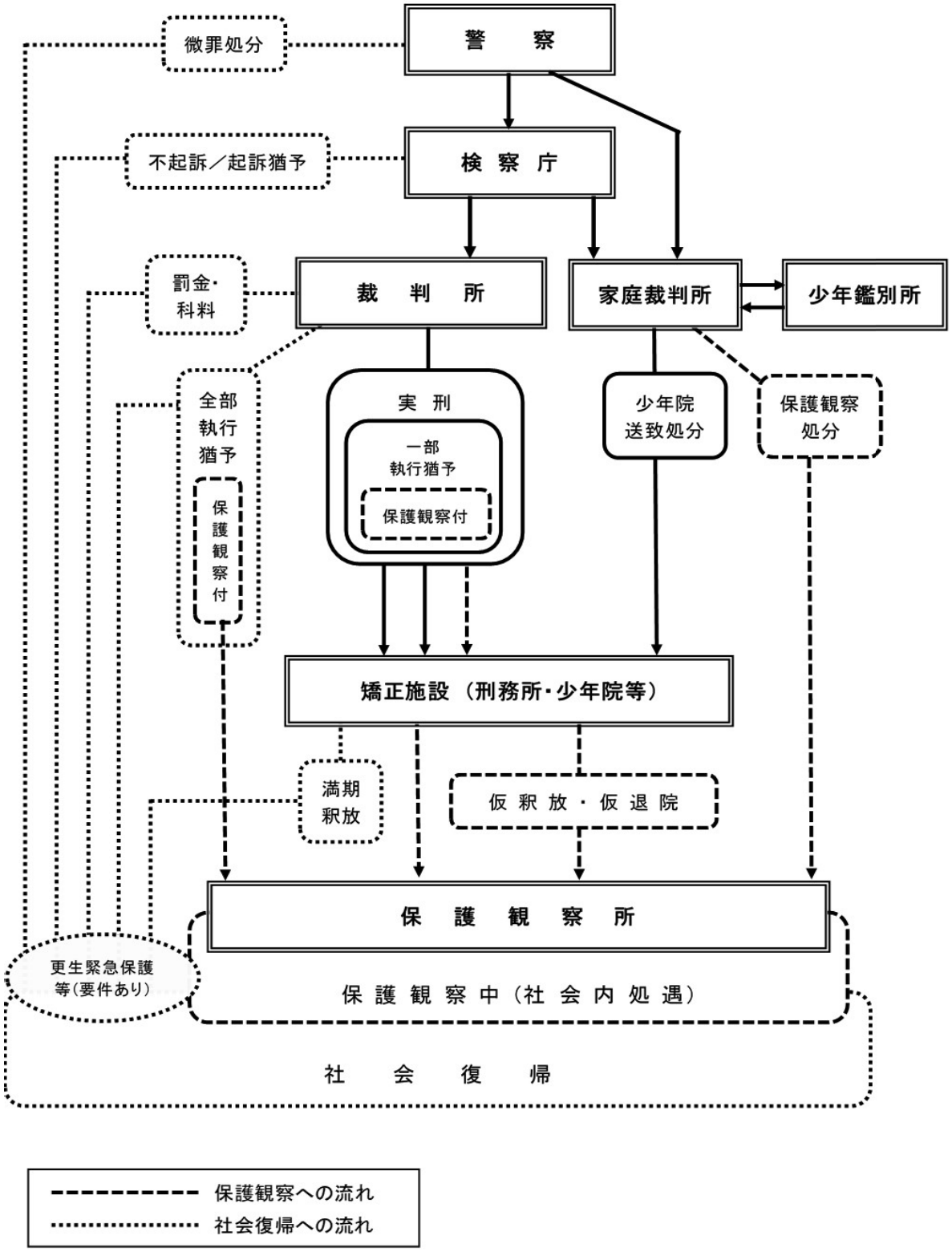

第2章　三重県の再犯防止を取り巻く現状

1　矯正施設における入所者等の状況

新受刑者中の再入者または刑の執行猶予歴のある者の数および割合

〔受刑に係る犯行時の居住地が三重県である者〕　　（出典）法務省提供データ

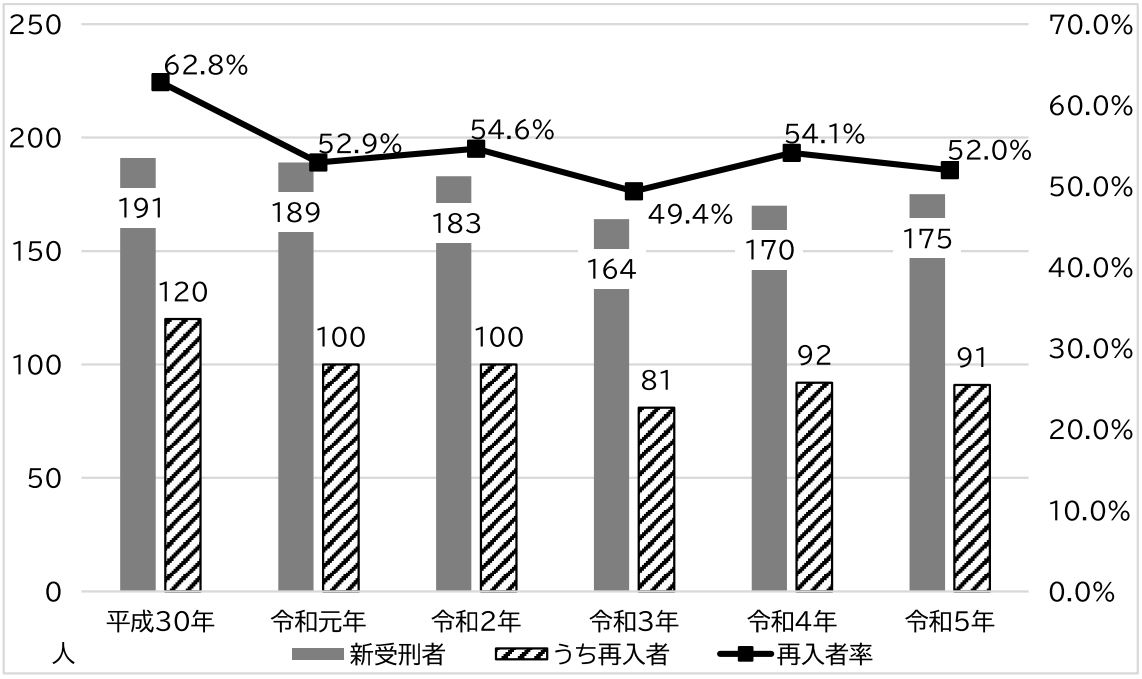

2　就労・住居に関する状況

(1) 保護観察終了時に無職である者の数および割合

津保護観察所において保護観察を終了した者（仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者）のうち無職である者の数および割合　　（出典）法務省提供データ

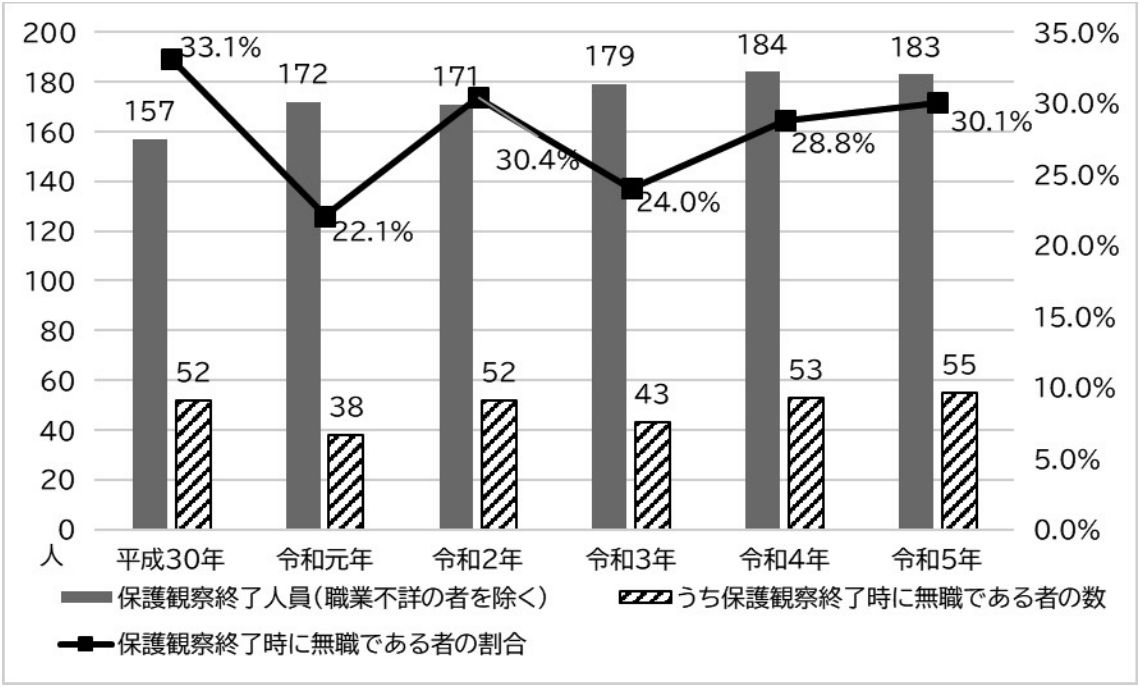

（2）刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数

県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した者の数および割合　　（出典）法務省提供データ

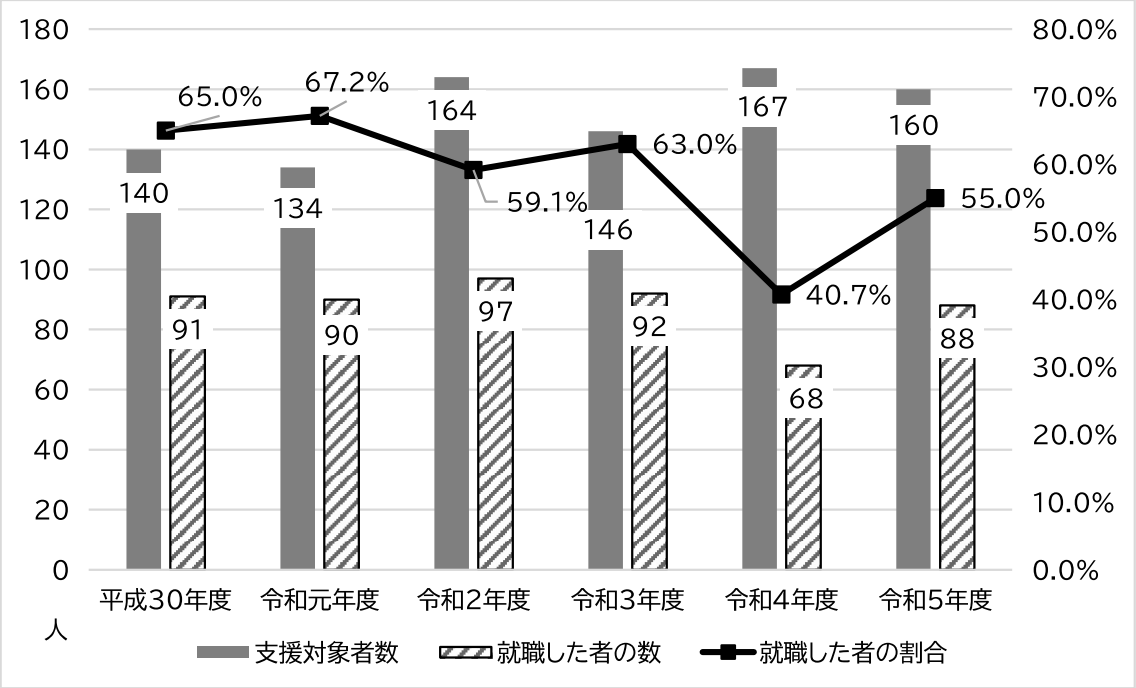

（3）協力雇用主数の状況

津保護観察所に登録している協力雇用主数と実際に雇用している協力雇用主数および協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

※平成30 年は4月1日現在、令和元年から10月1日現在　　（出典）法務省提供データ

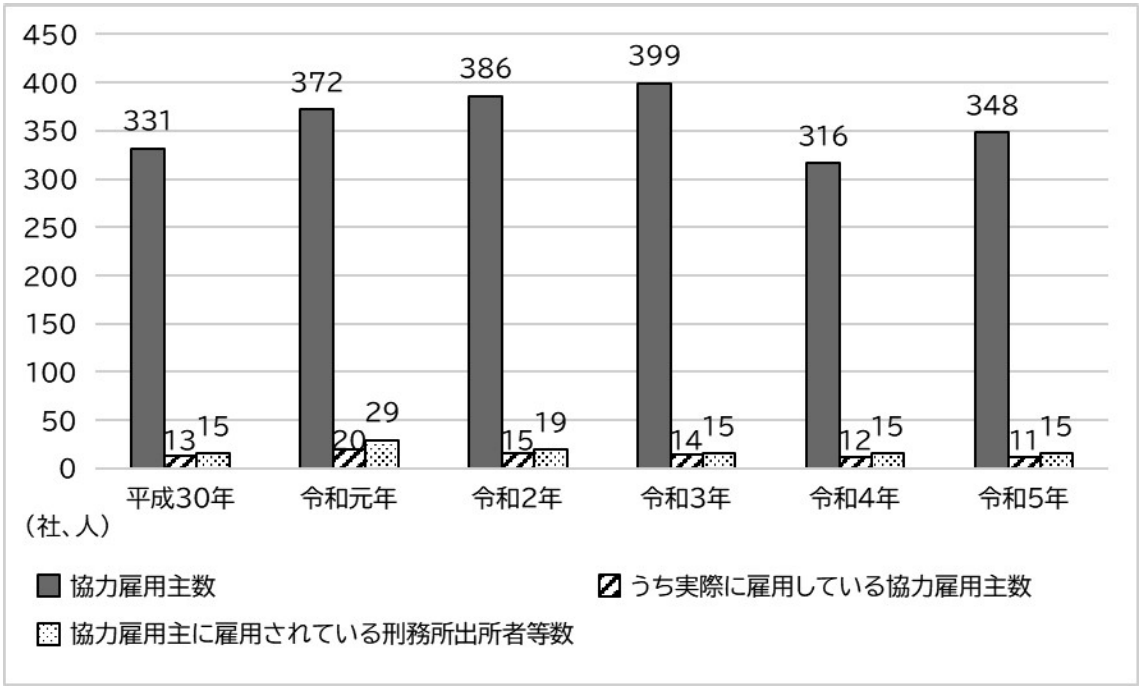

（4）入所受刑者の就労状況

刑務所再入所者で犯行時に無職である者の数および割合（全国）

※犯行時の就労状況。　（出典）犯罪白書のデータに基づき作成

※「無職」は、定収入のある無職者を含む。

※学生・生徒、家事従事者および就労状況が不詳の者を除く。

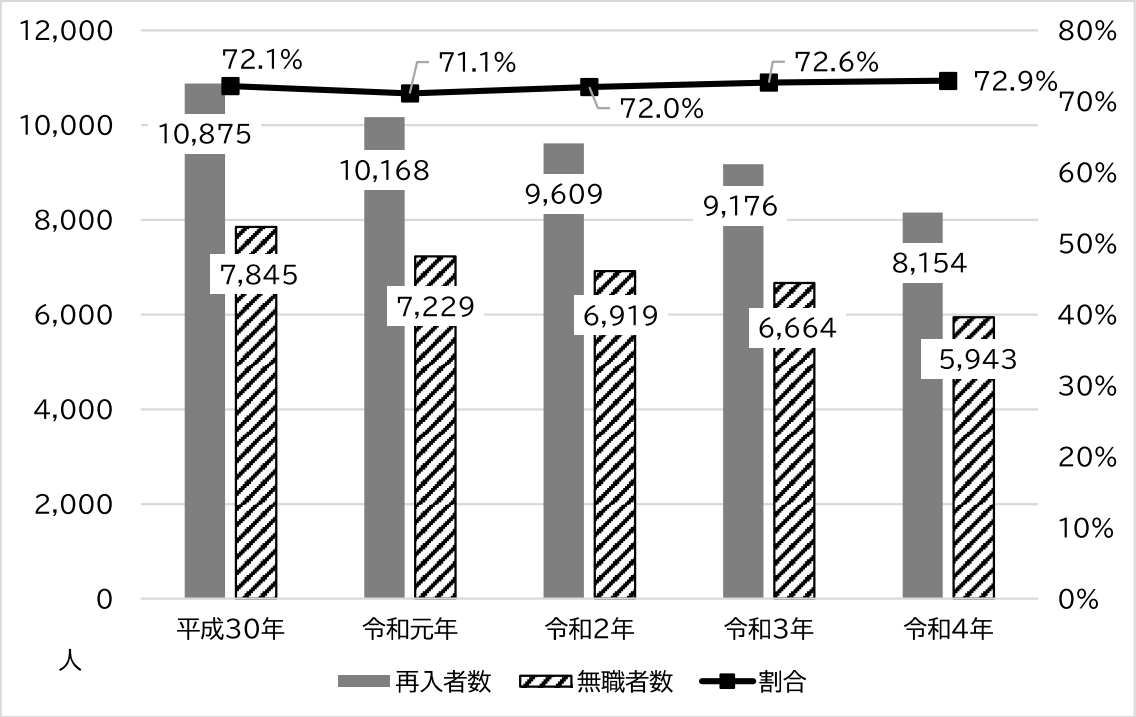

（5）刑務所出所時に帰住先がない者の数

三重刑務所を出所した者（※）のうち出所時に帰住先がない者の数および割合

※県内の刑務所には、居住地が三重県以外の者も収容されている。　（出典）法務省提供データ

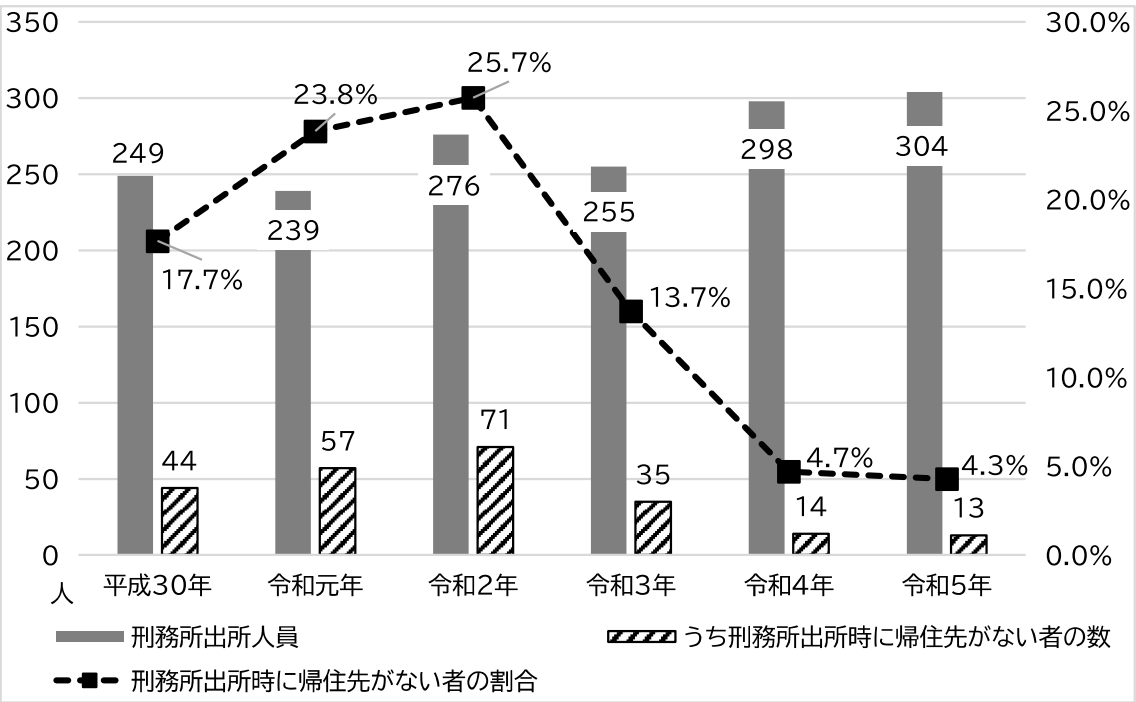

（6）一時的に居場所を確保した者の数

県内更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

（出典）法務省提供データ

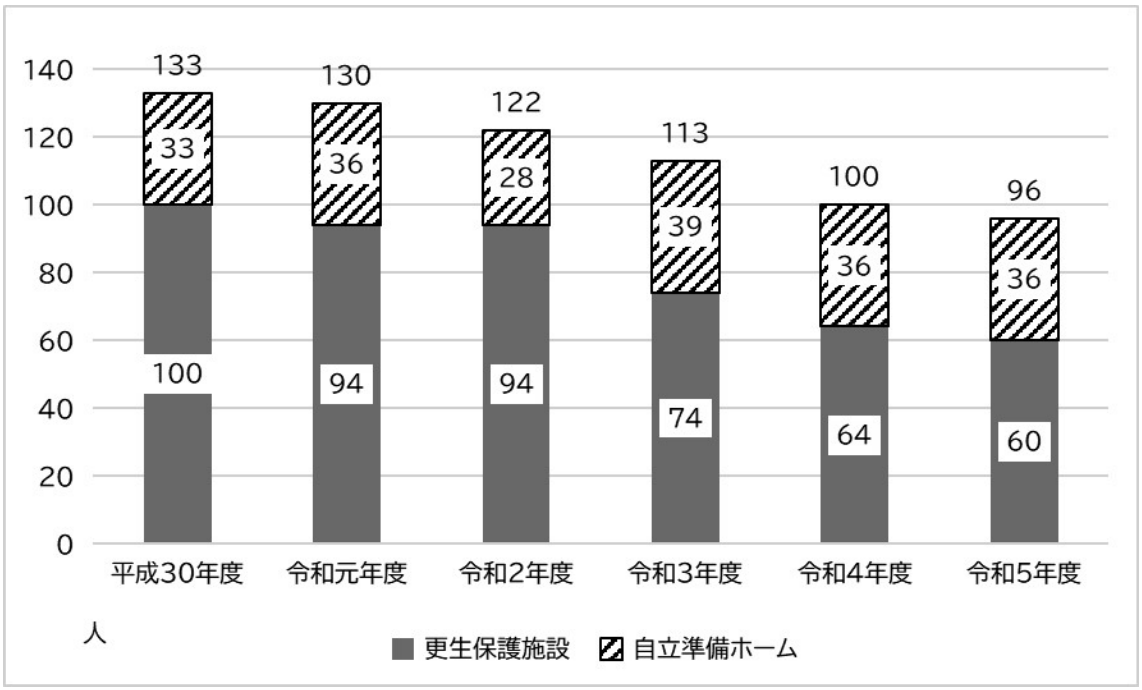

3　三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別）

（1）三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別）

（出典）三重県警察本部

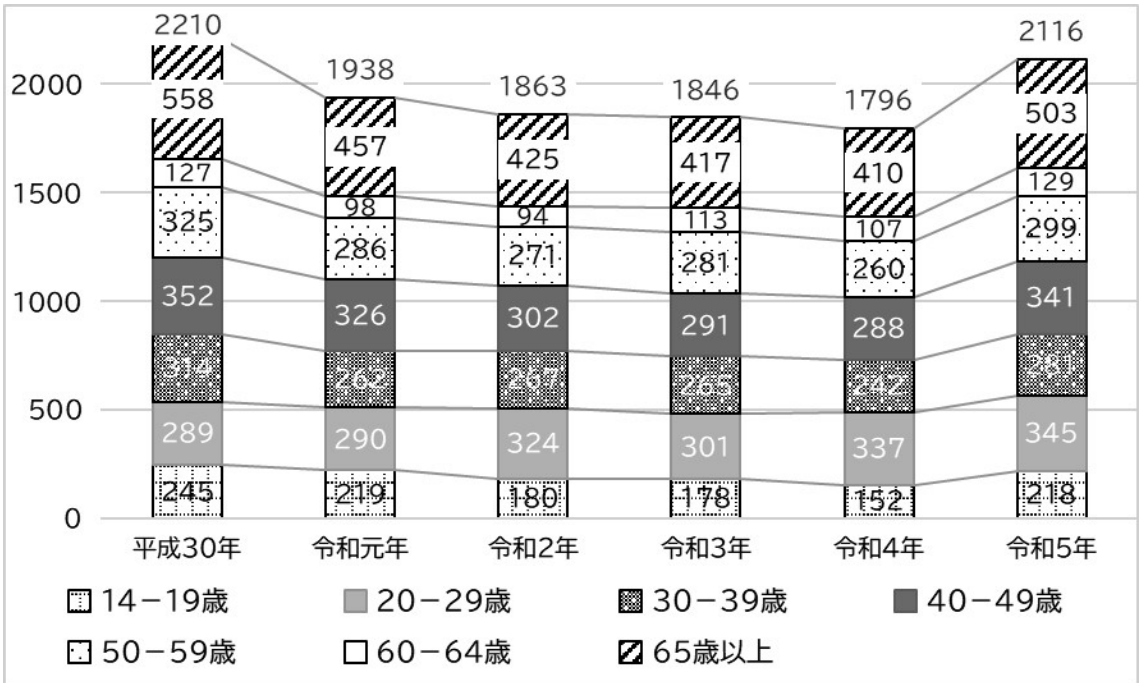

（2）三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合

（出典）三重県警察本部のデータをもとに割合を算出

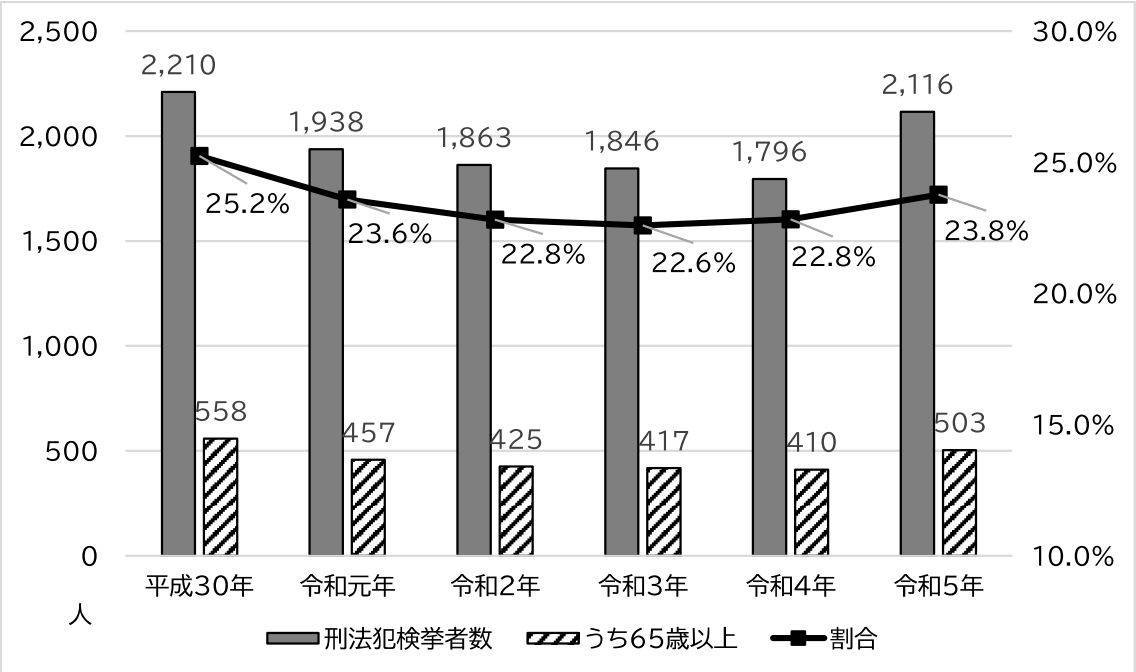

（3）三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合

（出典）三重県警察本部のデータをもとに割合を算出

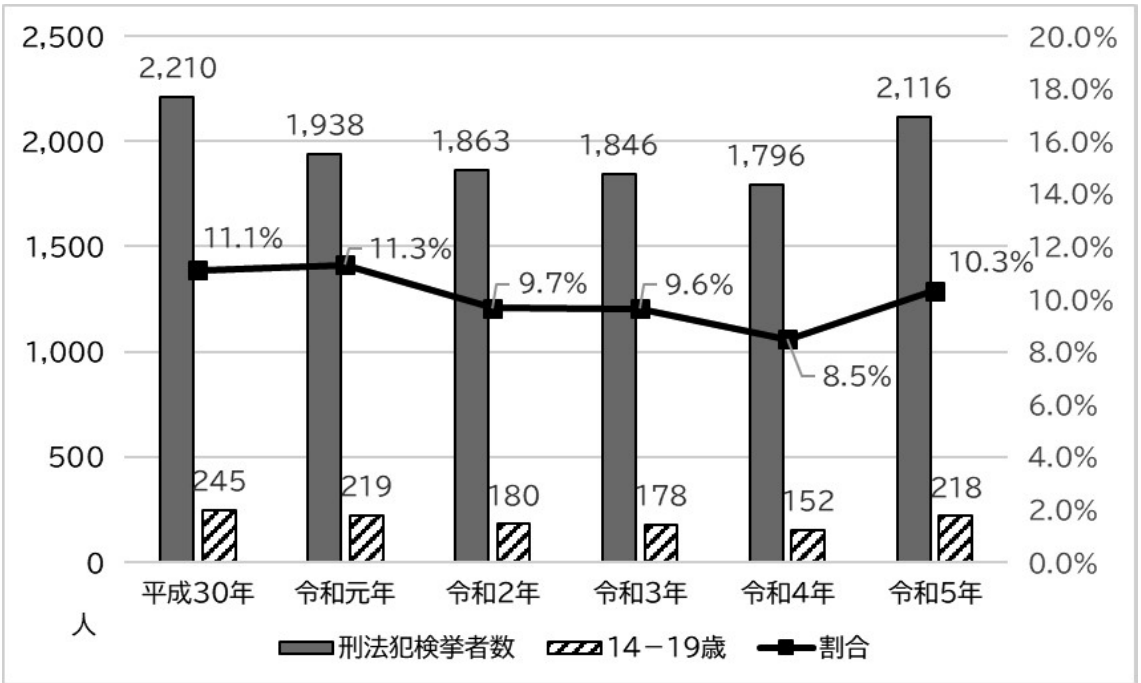

４ 特別調整(※)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(全国)

※高齢または障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等については、「特別調整」として、厚生労働省の事業で各都道府県が設置する地域生活定着支援センターと連携し、出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、必要な調整を行う。　　(出典)法務省提供データ

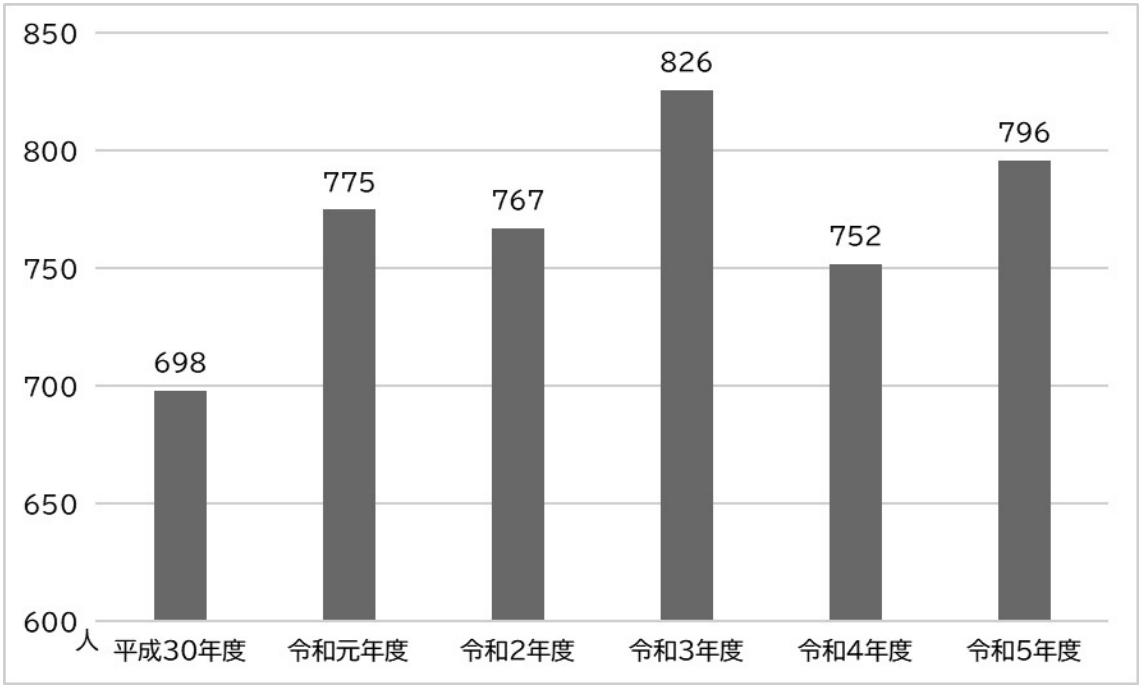

5 「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況（コーディネート業務）

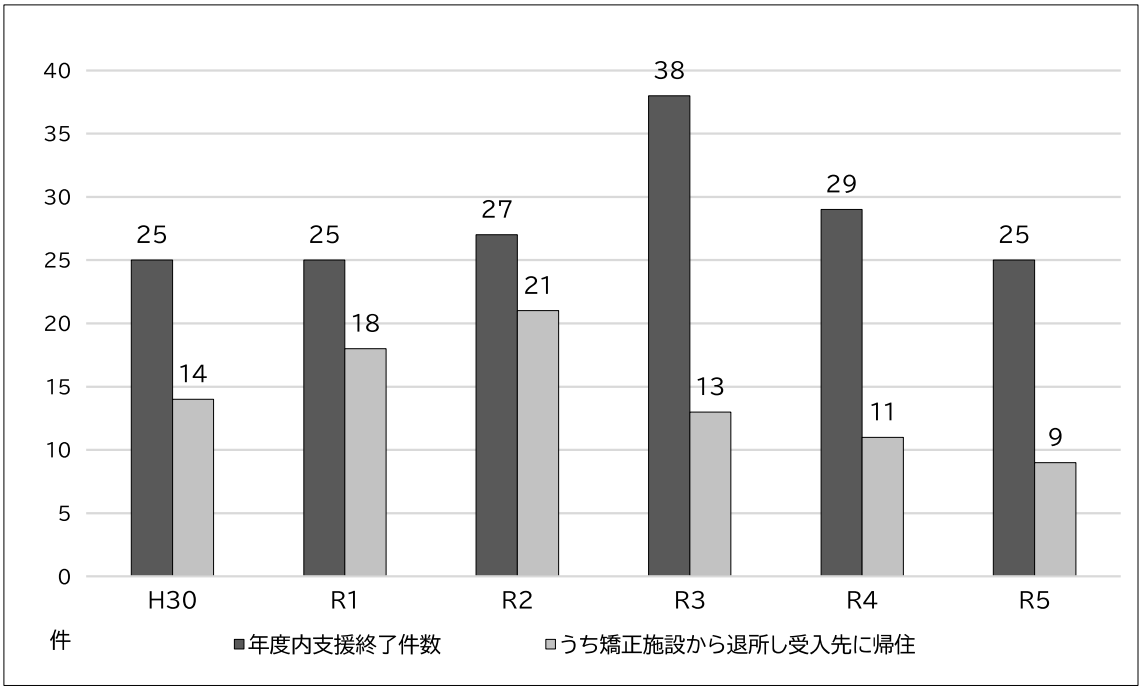

（内訳）

受入先等＼年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
更生保護施設・自立準備ホーム	5	5	1	3	3	4
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	0	0	2
障害者支援施設	0	1	5	0	1	1
グループホーム・ケアホーム	3	3	9	7	4	1
病院	1	0	2	0	1	0
救護施設	1	3	2	1	1	0
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	0	1	0	0
養護老人ホーム	1	0	0	1	1	0
有料老人ホーム	0	2	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0	1
無料定額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0
小計（受入先に帰住した件数）①	14	18	21	13	11	9
他センターへ依頼②	10	6	5	23	16	14
支援辞退など③	1	1	1	2	2	2
合計（①+②+③）	25	25	27	38	29	25

6 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合

（出典）三重県警察本部のデータをもとに割合を算出。少年を含む。

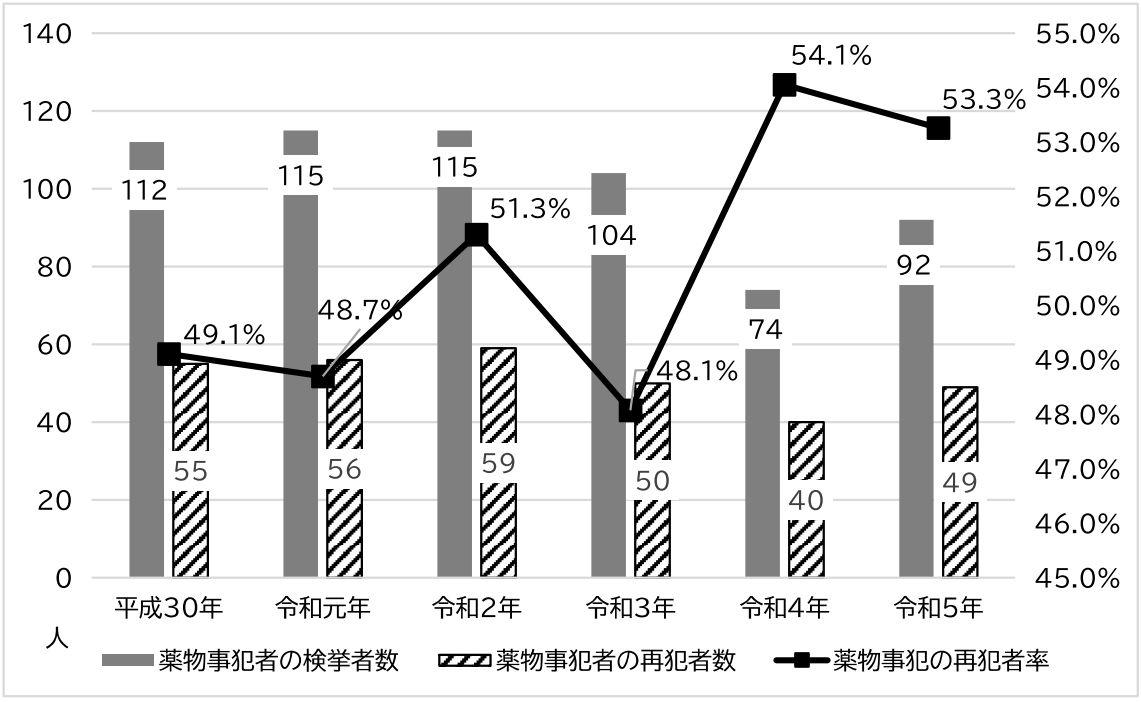

覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法および国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律による検挙者

7 県内保護司数および保護司充足率

県内保護司数および定数（764人）に対する充足率（各年１月１日現在）

（出典：法務省提供データ）

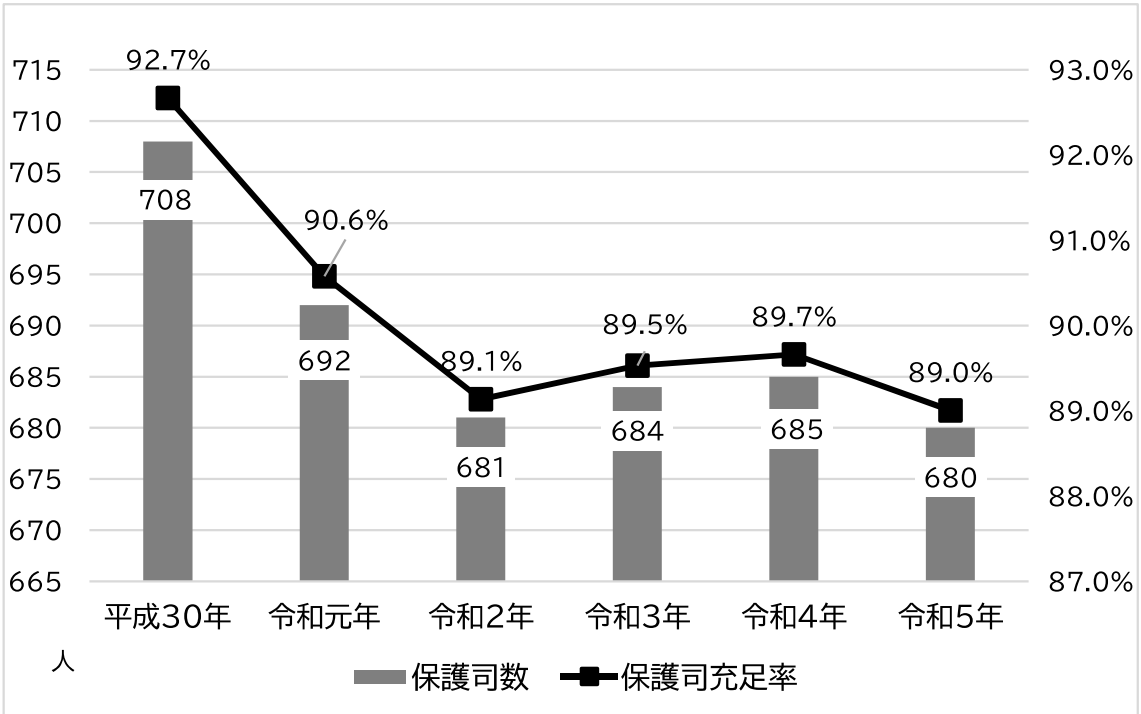

第3章　施策の展開

県の取組とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。

１　就労・住居の確保

（１）就労の確保

（現状と課題）

犯罪白書によると、刑務所再入所者で犯行時に無職の割合は、令和４（2022）年で 72.9%であり、平成 30（2018）年と比較しても依然として高い割合（第２章２（４）参照）であり、津保護観察所において保護観察を終了した者（仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者）のうち、無職である者の割合は、令和５（2023）年は 55 人であり 30.1%となっています（第２章２（１）参照)。

国においては、これまでに、法務省と厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主（協力雇用主）の確保に向けた取組が実施されています。

県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の令和５（2023）年の対象者 160 人のうち就職した者の数は 55.0%の 88 人となっています（第２章２（２）参照)。

また、令和６（2024）年３月に、刑務所出所者等の就労支援を行う日本財団職親プロジェクト東海三重支部が発足しました。

県では、「三重県生活相談支援センター」をはじめとする自立相談支援機関、「障害者就業・生活支援センター」や「おしごと広場みえ」において総合的に就労支援を行うとともに、農福連携ワンストップ窓口において、障がい者の施設外就労の拡大・定着に向けた取組等を実施しています。

一方で、津保護観察所に登録している協力雇用主 348 事業所中、刑務所出所者等を雇用しているのは 11 事業所（被雇用者は 15 人）にとどまっています（令和５（2023）年 10 月１日現在（第２章２（３）参照))。

刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないことなどにより、求職活動が円滑に進まないこと、社会人として必要な対人関係を形成し、維持する能力を身につけていないため、職場での人間関係を十分に構築できないこと等の理由により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

また、犯罪に至った障がい者の就労においては、障がいが軽度で福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しく、制度の狭間で適切な支援が得られない事例など課題が複雑化・複合化しています。

犯罪に至った者等が、再び地域社会で安定した生活を送るため、引き続き就労支援やその後の定着支援を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える当事者に対して、支援メニューや制度をあてはめるのではなく、本人の意向を丁寧に確認し、その意思に沿った対応が求められています。

（具体的施策）

① 就職に向けた相談・支援等の充実

（ア）受刑者に対し、出所後の就労に必要な知識および技能を習得させ、または向上させるため、職業訓練（５種目）を実施します。また、復習的職業訓練として、ビジネススキル科のフォローアップ訓練を実施します。【三重刑務所】

（イ）受刑者に対し、就労に前向きな姿勢や意欲を持たせ、また自らの適性や能力について実践的に考える機会を付与することにより、出所後の就職先への定着を図ることを目的とし、協力雇用主などのさまざまな関係団体の協力のもと、受刑者に対して職場体験や職業講話などの各種就労支援を実施します。【三重刑務所】

（ウ）犯罪に至った者等の適切な就労先の確保のため、ハローワーク等とのより効果的な連携体制のあり方を検討し、就労支援対策の一層の充実を図ります。【三重刑務所、津保護観察所、三重県就労者支援事業者機構】

（エ）刑務所出所者等への就職支援や就労定着支援を図るため、令和６（2024）年７月１日から国の委託を受けて、就職活動支援業務、職場定着支援業務を関係機関、団体と連携し推進します。【三重県就労支援事業者機構】

（オ）日本財団職親プロジェクトは、再び罪を犯すことを防ぐため、また犯罪で悲しむ方を増やさないため、「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で刑務所出所者、少年院出院者の社会復帰を応援します。【職親プロジェクト東海三重支部】

（カ）刑務所出所者・少年院出院者のゆるやかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得（読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど）から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、

生きる力を育成し、、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(キ)再犯防止に明るい専門家（弁護士、依存症の専門家、カウンセラー、臨床心理士など、少年院出院者、刑務所出所者の就労時に問題が発生した際に、適宜相談できる専門家）等相談先の配備や職親企業間の職場体験の実施などにより、対象者の就労支援を行う際に、本人の希望や特性に応じた支援を行います。

　また、全国的なネットワークを活かし、県域を越えた就職支援を実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(ク)生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。【子ども・福祉部】

(ケ)身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内９か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(コ)少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組みます。【教育委員会事務局】

(サ)引き続き、三重労働局等と連携し「おしごと広場みえ」を拠点として県内企業と若者とのマッチングを図るなど、オンラインサービスを活用しながらワンストップで総合的な就職就労支援を提供します。

　また、津高等技術学校においてニーズに応じた訓練カリキュラムを策定し、新規学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練を実施し、就職の実現を支援します。【雇用経済部】

(シ)生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業就業に向けて作成したプログラムの共有や受け入れ農家における就業体験等を行うなど、福祉的側面からの取組を推進します。【農林水産部】

（ス）保護観察および更生緊急保護が終了した保護観察所の支援対象者以外の者に対する就労支援および職場定着支援事業の実施を検討します。【子ども・福祉部】

（セ）「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設出所者や矯正施設に至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、福祉支援を行う中で、就労が必要な場合は就労に向けた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 犯罪に至った者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

（ア）刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な者に対し、ハローワークをはじめとする関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進していきます。保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支給します。【津保護観察所、三重県就労支援事業者機構】

（イ）協力雇用主として登録されている事業所に会員証を作成、配付し関連企業への刑務所出所者等への就労支援活動に対する理解と協力を求めるとともに、協力雇用主の拡大を促進します。【三重県就労支援事業者機構】

（ウ）犯罪に至った者等の雇用に関係する国等の各種の支援制度について、津保護観察所や三重県就労支援事業者機構とも連携し、企業等に対して、研修会等の機会を活用して周知、働きかけを行い、意識の醸成を図るとともに、協力雇用主への登録を促進します。【子ども・福祉部】

③ 関係機関・団体との連携強化

（ア）津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」および「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図ります。【子ども・福祉部、雇用経済部】

（イ）協力雇用主の雇用を推進するため、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

（２）住居の確保

（現状と課題）

刑務所出所者等にとって、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な方策の一つといえます。

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている者について、保護観察所と矯正施設が連携の上、住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と円滑な社会復帰に向けた生活環境を整えるための「生活環境の調整」が行われています。

三重刑務所においては、釈放前に帰住先を確認するなどして、適当な住居の確保に努めるとともに、津保護観察所においては、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、刑務所出所後の帰住先の確保に努めています。

犯罪に至った者等は、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかったりすることも多く、県では、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた要配慮者の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録を進めるとともに、三重県居住支援連絡会の会議において保護観察対象者や更生緊急保護対象者の支援を行う団体と情報共有を行いました。

三重刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、令和２年（2020）以降下がっており、令和５（2023）年では 4.3%となっていますが、全国では、平成 30（2018）年から令和５（2023）年までの間、15 から 17%台で推移しています（第２章２（５）参照）。

また、令和５（2023）年度に県内の更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は 96 人となりました（第２章２（６）参照）。

親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居住場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

このため、引き続き、地域における居住先の確保の支援が必要であり、支援の実施においては、本人の状態や意思に応じて適切な支援が求められています。

（具体的施策）

① 公営住宅への優先入居による支援

（ア）保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65 歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】

② 住宅セーフティネット制度の活用促進

（ア）三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組みます。【県土整備部】

（イ）住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めたさまざまな要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組みます。【県土整備部】

③ 更生保護施設等の一時的な居場所の充実等

（ア）保護観察対象者については、主として処遇施設の機能を持つ更生保護施設での受入れとなりますが、対象者の性別や個性その他の特性を考慮し、自立準備ホームでの受入れを調整するなど、柔軟かつ積極的に取り組みます。【津保護観察所】

（イ）刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護対象者として、本人の申し出のもと、住居の確保や就労支援などの支援を行います。

　また、他にも起訴猶予処分となった者などが更生緊急保護の対象者となりますが、津地方検察庁と連携し、入口支援（※）にあたります。【津保護観察所】

※入口支援

　一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

（ウ）更生保護施設として、刑務所出所者等のうち、帰住先や住居がない者に対して、一時的な宿泊場所や食事の提供を行うとともに、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援します。【三重県保護会】

（エ）更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設について、平成 24（2012）年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いましたが、今後も状況に応じた援助・協力を検討します。【子ども・福祉部】

④ その他の取組

（ア）生活困窮者自立相談支援機関において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等に対しては、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所するなど、適切な住居の確保について支援します。【子ども・福祉部】

（イ）「三重県地域生活定着支援センター」において、矯正施設出所者や矯正施設収容には至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、社会福祉施設等の帰住先を支援するほか、賃貸住宅の確保等にも努めます。【子ども・福祉部】

（ウ）協力雇用主の中で住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

（エ）津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により提供する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力します。【子ども・福祉部】

２　保健医療・福祉サービスの利用の促進

（１）高齢者または障がい者等への支援等

（現状と課題）

令和３（2021）年出所者の２年以内再入率について、65 歳以上の再入率は 19.7%と、全体の 14.1%よりも高くなっており（令和５年版再犯防止推進白書）、令和５（2023）年の三重県における刑法犯検挙者のうち 23.8%は 65 歳以上の高齢者となっています（第２章３（１）（２）参照）。

また、全国で特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者は、令和５（2023）年度では 796 人となっています。令和元（2019）年度以降は毎年 750 人以上の調整を行っています（第２章４参照）。

国においては、矯正施設在所中の段階から高齢者または障がいのある者等に対して、アセスメントを実施し、福祉的支援が必要な者に対する支援方針の策定や、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図るとともに、出所後に適切な福祉サービス等を受けられるよう、「三重県地域生活定着支援センター」等と連携して取り組んできました。

また、刑務所等に入ることなく地域に戻る刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする者に対し、令和３（2021）年度から、検察庁、保護観察所、県が設置する「三重県地域生活定着支援センター」等が連携して釈放後直ちに支援を実施する新たな取組（被疑者等支援業務）を開始しています。

しかしながら、高齢者は刑務所へ再び入所する割合が依然高いほか、多くの専門的な保健医療・福祉サービスが必要な困難事例が増加しており、福祉的支援が必要と思われるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくありません。また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

（具体的施策）

① 保健医療・福祉サービスの提供

（ア）高齢または障がいのある受刑者のうち、自宅があるなどの理由で、特別調整の対象にならないが、独力での生活再建が困難である者に対し、市町、医療機関、福祉関係機関と連携して福祉サービス受給等を事前調整の上、帰住先を整え、円滑な地域生活を再建できるよう支援を行うため、関係機関との連携を強化します。【三重刑務所】

（イ）高齢や障がい等により自立が困難な者に対し、福祉サービスへのつなぎと利用の促進を行います。【三重県保護会】

（ウ）貧困が原因で罪を犯した者、または刑事施設からの退所者で生活の基盤が確保されていない者の生活を支援するため、生活保護の申請手続について、日本弁護士連合会の援助制度により、原則無償で弁護士による代理業務を行います。【三重弁護士会】

（エ）「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設、津保護観察所など司法関係機関および地域福祉機関や関係行政とも連携し、高齢または障がいのある矯正施設出所者等に対して、その意向や状況に配慮しながら、福祉サービスの利用支援等、円滑な社会復帰に資するための支援を行います。

　また、被疑者、被告人に関しても高齢または障がいがあり釈放後福祉支援が必要な者についても津地方検察庁や弁護人等と連携し支援を行っていきます。その他、罪を犯した福祉支援の必要な者の相談に対応し、必要な支援を行います。【子ども・福祉部】

（オ）地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】

（カ）複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 関係機関・団体との連携の強化

（ア）津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】

（イ）三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、三重県社会福祉協議

会に補助を行い、その取組を支援します。【子ども･福祉部】

（ウ）市町、社会福祉協議会等と連携し、高齢者または障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員や福祉サービス従事者等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行います。【子ども・福祉部】

（２）薬物依存を抱える者への支援等

（現状と課題）

県内の薬事犯検挙者数は、令和５（2023）年は 92 人であり、令和元（2019）年から減少傾向にあるものの、令和４（2022）年の 74 人から約 24%増加しています（第２章６参照）。

また、再犯者率は令和５（2023）年は 53.3%であり、令和元（2019）年から令和５（2023）年の５年間は、50%前後で推移しており（第２章６参照）、薬物依存からの回復に向けた取組が重要となります。

国では、矯正施設内における薬物依存離脱指導や保護観察対象者に対しての医療機関や三重ダルク等と連携した薬物指導プログラムを実施するなど対象者への支援を行うとともに、薬物依存症者の親族等の知識等の向上や薬物依存症対策関係機関の連携強化などの取組も実施しています。

県では、「三重県こころの健康センター」を薬物依存症における三重県全体の核となる相談拠点として、専門性を備えた医師および相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施しました。

また、薬物事犯で検挙した者やその家族に対して、薬物再乱用防止対策に対応する関係機関・団体に関する情報が記載されたパンフレットを交付するとともに、三重刑務所に社会復帰アドバイザーを派遣し、受刑者に対して暴力団との関係遮断と併せて、薬物乱用防止に関する指導等を行いました。

さらに、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止に向けた街頭啓発を実施するとともに、教職員等を対象とした指導者講習会、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室等を開催しました。

薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物依存症は回復可能であることを普及啓発していくことに加え、背景にある貧困、孤立、暴力などの課題に目を配り、地域社会で安定した生活が得られるよう、薬物依存症からの回復に向けて、今後もより一層の刑事司法機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等による支援体制の充実を図るとともに、相互に連携して対象者と関わっていくことが必要です。

（具体的施策）

① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

（ア）犯罪事実に薬物に関するものが含まれる対象者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させることを目的とし、認知行動療法を基盤にした「薬物再乱用防止プログラム」を実施します。【津保護観察所】

（イ）薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつなぎ」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象（薬物、アルコール、ギャンブリングなど）を手放すためのサポート（医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等）を経て、社会参加（福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など）に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】

（ウ）「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】

（エ）薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】

（オ）「第８次三重県医療計画」や、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等をふまえ、薬物依存者への支援に向け、関係機関との緊密な連携を図ります。【医療保健部】

② 関係機関との連携

（ア）三重刑務所において特別改善指導の一環として、三重ダルクや暴力追放三重県民センター等の職員を招き、「薬物依存離脱指導」を実施します。【三重刑務所、三重ダルク、県警本部】

（イ）出所を間近に控えた薬物事犯者へ直接面談し、出所後の生活に関する相談を行います。【三重刑務所、三重ダルク】

（ウ）関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町および保健所等）において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修や依存症ネットワーク会議に取り組みます。【三重ダルク・医療保健部】

（エ）矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組みます。【県警本部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

（ア）薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】

（イ）精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組みます。【医療保健部】

④ 民間団体への支援

（ア）ＮＰＯ法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図ります。【医療保健部】

⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発等

（ア）各地域で薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物乱用防止指導員および薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、薬物乱用防止に関する研修を行うことなどにより、薬物乱用防止に向けた人材育成に取り組むとともに、地域に根ざした啓発活動を行います。【医療保健部】

（イ）各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会や関係団体と連携し、各地区の特色を活かした啓発活動を展開することで、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止対策を推進します。【医療保健部】

（ウ）国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組みます。【医療保健部】

（エ）学校薬剤師およびライオンズクラブ国際協会　334-B　地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の推進に努め、全ての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう、引き続き働きかけます。【医療保健部】【教育委員会事務局】

（オ）教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めます。【教育委員会事務局】

３　非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施

（現状と課題）

三重県における刑法犯検挙者のうち 14 歳以上 20 歳未満の割合は.10%前後で推移していますが、令和５（2023）年は 10.3%であり令和４（2022）年比で 1.8 ポイント増加しています（第２章３（１）（３）参照）。

国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援、また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やＢＢＳ会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。また、知的障がいや発達障がいのある在院者に対して、在院中における障害者手帳の取得、福祉サービスにつなげる取組、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行いました。

県では、児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するために、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、生徒が相談しやすい環境を整えるため、教育相談員を中学校と県立学校に配置しました。スクールソーシャルワーカーについては、中学校区や県立学校を拠点に、福祉等の関係機関と連携した問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。また、街頭補導活動により適切な指導・助言を行うとともに、保護者の同意が得られた少年に対し、継続的な指導・助言などの支援を行いました。さらに、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」等の取組により、高等学校等を中退した者等の学び直す機会を支援しました。

子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増し、家族の問題など複雑化・複合化した課題を抱えており、学校等と連携した修学支援に加え、福祉的な支援などと確実に連携できるよう取り組む必要があります。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ（※）によるＳＮＳ上等での犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が多く投稿されていることから、少年が犯罪に手を染めることがないよう非行防止対策に取り組む必要があります。

※匿名・流動型犯罪グループ

SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団。SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金をもとに、更なる違法活動を行う犯罪グループ。

（具体的施策）

（１）児童・生徒等の非行の未然防止

（ア）青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関として、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

（イ）刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

（ウ）関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に県内の教育機関、児童福祉機関、少年サポートセンター、ＮＰＯ法人等の参加のもと、「地域援助推進協議会」を開催し、新たな交流や協働を目指します。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

（エ）生徒間のトラブルや生徒指導上の諸課題に対し、学校からの要請に基づき法的援助を行い（スクールロイヤー制度）、いじめ・非行の未然防止に取り組みます。【三重弁護士会】

（オ）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）および「青少年非行防止活動強化期間」（７～８月）、「秋のこどもまんなか月間」（11 月）には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。【子ども・福祉部】

（カ）いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、家庭環境や不登校の背景等が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】

（キ）学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図ります。【教育委員会事務局】

（ク）不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、ＮＰＯ法人等との連携を図ります。【教育委員会事務局】

（ケ）生徒が学校での生活に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、教員による個別面談等の機会を通じて、悩みを抱える生徒をスクールカウンセラーにつなぐなど、高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】

（コ）多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】

（サ）特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】

（シ）非行が発生しやすい繁華街や公園等における街頭補導活動で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年および保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する職員等が、電話や面接により、適切な指導・助言を行います。【警察本部】

（ス）匿名・流動型犯罪グループによって、ＳＮＳ上等で犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が投稿され、犯罪の実行者を募集している実態が認められることから、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための非行防止教室を行います。【警察本部】

（セ）少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行います。【警察本部】

（２）児童・生徒等の立ち直り支援

（ア）在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導および特別活動指導の５つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。知的障がい、情緒障がい若しくは発達障がいまたはそれらの疑いある者等に対して、処遇上の配慮をし、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導を実施しています。認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消することを目的として、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練（コグトレ）」および「認知作業訓練（ＣＯＧＯＴ）」などを実施します。【宮川医療少年院】

（イ）在院者の円滑な社会復帰のために、施設に配置している社会福祉士等の助言を得て、帰住地の調整や療育手帳等の取得など、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を実施します。【宮川医療少年院】

（ウ）少年院仮退院者の再非行防止のため、地域援助業務（少年鑑別所が実施する地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助）の一環として、面接、相談支援を実施することにより、生活の安定を支援します。また、支援結果については関係機関と共有します。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】

（エ）少年院を退所する障がいのある少年の中には帰住先となる家族がなかったり、入所前にいた家庭が帰住先として適切でない場合もあり、その場合は「三重県地域生活定着支援センター」が児童福祉、障がい者福祉、保護観察所とさまざまな分野との連携をしながら、帰住先の確保や福祉支援を実施します。【子ども・福祉部】

（オ）犯罪や非行をした者に発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

（カ）青少年健全育成に関する会議等において、非行をした少年等への支援や、非行防止のための取組について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めます。【子ども・福祉部】

（キ）非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導および学習指導を行います。【子ども・福祉部】

（ク）犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることのないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

（ケ）非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることのないよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行います。【警察本部】

（コ）県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

（サ）学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援します。【教育委員会事務局】

（シ）学校と三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組みます。【三重法務少年センター（津少年鑑別所）、教育委員会事務局】

（ス）非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援をはじめとした支援を行います。【警察本部】

（３）学校や地域社会において再び学ぶための支援

（ア）社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導（主に小学校や中学校の教科内容）を実施します。

　また、希望する受刑者は、高等学校卒業程度認定試験（さまざまな理由で、高等学校等を卒業できなかった方のために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験）を受験することができるため、受験するよう促します。【三重刑務所】

（イ）出院後に中学校への復学等が見込まれる在院者および義務教育を修了しまたは在院中に修了する見込みであり、高等学校等への復学等を希望する在院者に対し、修学に資する教科指導に重点的に取り組むとともに、修学先で生じることが想定される課題等を克服するための修学支援を実

施します。【宮川医療少年院】

（ウ）保護観察対象者に対し、保護司やＢＢＳ会等の民間ボランティアと連携し、例えばＢＢＳ会員による学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施します。また、高校中退者等の保護観察対象者に対しては、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施します。【津保護観察所】

（エ）刑務所出所者・少年院出院者のゆるやかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得（読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど）から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、生きる力を育成し、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】【再掲】

（オ）高等学校等を中退した者が再入学する場合、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」により、再び高等学校等で学び直す機会を支援します。【環境生活部】【教育委員会事務局】

（カ）少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校中退に至った者に対しては、学びを継続できるよう高等学校通信制課程への入学や、出院後の転入学・編入学の制度について情報提供を行います。【教育委員会事務局】

（キ）高等学校卒業程度認定試験は、年に２回受験することができますが、そのうち１回は国から委託を受けて県が実施します。【教育委員会事務局】

４　犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

（現状と課題）

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪に至った者等が各々有するさまざまな特性を十分に把握した上で、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

令和５（2023）年犯罪統計書（三重県警察本部）によると、令和５（2023）年のストーカー規制法違反の検挙者数は、８人（前年比４人増）であり、性犯罪のうち不同意性交等の検挙者数は、12 人（前年比５人減）、不同意わいせつの検挙者数は、36 人（前年比９人増）でした。性犯罪は、被害者が被害を訴えにくく顕在化しない事案が多いことに留意する必要があります。また、令和５（2023）年の刑法犯検挙者数のうち女性の検挙者数は 460 人（前年比 76 人増）で、刑法犯検挙者数に占める割合は 21.7%でした。さらに来日外国人による刑法犯の検挙者数は、令和５（2023）年は 105 人（前年比 46 人増）で、刑法犯検挙者数に占める割合は 5.0%でした。

三重刑務所では、性犯罪者の特別改善指導における重点施設に指定されており、他の刑務所から性犯罪者が入所し、大学教員等も参加したグループワーク等を行っています。

保護観察所では、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところであり、これに加えて、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムおよび暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

県では、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じました。暴力団関係者等については、複数の現役暴力団員から離脱相談を受け、暴力団からの離脱支援を行い、社会復帰に向けた指導等の働きかけを行いました。

また、多くの人がアルコールや公営競技などを健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより依存症と呼ばれる状態に至り、その行為そのものが犯罪に該当しないものであっても、飲酒運転による交通事故や賭け金の確保目的や生活困窮を背景とした窃盗や詐欺等の犯罪につながることもあります。これらの依存症の背景には、取り巻く環境や精神等の障がい、また、さまざまな課題を抱えていることがあり、関係機関や民間団体等が連携して、地域社会において治療等や「息の長い」支援を実施する必要があります。

さらに、犯罪に至った者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪に至った者等が有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人に

とって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

（具体的施策）

（１）犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等

① 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

（ア）性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足を理解させ、その改善と再犯防止の具体的方法を習得させることを目的に、特別改善指導の一つとして「性犯罪再犯防止指導」を実施します。【三重刑務所】

（イ）性犯罪再犯防止、薬物再乱用防止、飲酒運転防止など犯罪種別に応じて、対象者に対し、認知行動療法を基盤とした専門的処遇プログラムを実施します。【津保護観察所】

（ウ）被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じます。【警察本部】

（エ）16 歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行います。【警察本部】

（オ）三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）に基づく取組を推進します。【環境生活部、その他担当部局】

② 依存症を抱える者への支援等

（ア）薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつなぎ」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象（薬物、アルコール、ギャンブリングなど）を手放すためのサポート（医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等）を経て、社会参加（福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など）に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】【再掲】

（イ）「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】

（ウ）「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】

（エ）「三重県こころの健康センター」を中心に、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、依存症フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組みます。【医療保健部】

（オ）「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する指定医療機関での受診義務の履行を促進し、再発防止を図ります。【環境生活部】

③ 暴力団関係者等に対する指導等

（ア）暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行います。【警察本部】

（イ）「公益財団法人暴力追放三重県民センター」が主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」（事務局は同法人内）および県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定（同センターが他府県と締結）を活用するなど、同センターと連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰対策を講じます。【警察本部】

④ 女性の抱える問題に応じた支援等

（ア）犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることのないよう、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

⑤ 外国人に対する支援等

（ア）外国人患者が安心して適切な医療を受けられるよう医療通訳者の育成などに取り組みます。また、医療保健・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、県多言語情報提供ホームページ（Ｍｉｅ Ｉｎｆｏ）で提供します。【環境生活部】

（イ）「みえ外国人相談サポートセンター（ＭｉｅＣｏ）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】

⑥ その他の取組

（ア）受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するために必要な知識および生活態度を習得させるため、さまざまな改善指導を行います。改善指導には広く受刑者全般に実施する「一般改善指導」と特定の事情や問題性のある受刑者に対して実施する「特別改善指導」があります。【三重刑務所】

（イ）令和４年６月 13 日の刑法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、令和７年６月１日から拘禁刑が開始となります。拘禁刑とは、懲役刑及び禁錮刑が統合され、これまで義務的であった作業の実施が、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができることに変更されます。今回の改正によって、受刑者の必要性に応じた作業を実施し、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇を展開することが可能となり、作業を含む受刑生活への動機づけの強化や新たな教育プログラムを開始します。また、各刑事施設における集団編成についても、特性に応じた個別的な処遇を実施するため、専門的かつ真に必要な処遇を適時に提供できる集団編成に見直します。【三重刑務所】

（ウ）被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびＳＳＴ（社会生活技能訓練）を実施します。【三重県保護会】

（エ）息の長い支援の一環として、これまで支援対象外であった保護観察や更生緊急保護を終了した刑執行終了者等に対し、必要な支援を実施します。【津保護観察所】

（２）犯罪に至った者等の家族等に対する支援

（ア）保護観察所では、犯罪や非行などに関する地域の方や関係機関等からの相談に応じています。刑務所等を出所した方や保護観察を受けていた方、そのご家族や支援者の方などからの相談を受けて、保護観察所の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。【津保護観察所】

（イ）自立相談支援機関においては、生活上の困りごとや不安を抱えている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

以下は、本章で記載する取組の中から、犯罪に至った者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

（ウ）薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】【再掲】

（エ）保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65 歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に、引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】【再掲】

（オ）三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組みます。【県土整備部】【再掲】

（カ）地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】【再掲】

（キ）「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制

を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】【再掲】

（ク）薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】【再掲】

（ケ）「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】【再掲】

（コ）「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】【再掲】

（サ）精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組みます。【医療保健部】【再掲】

（シ）いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、家庭環境や不登校の背景等が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】【再掲】

（ス）学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図ります。【教育委員会事務局】【再掲】

（セ）不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、ＮＰＯ法人等との連携を図ります。【教育委員会事務局】【再掲】

（ソ）多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】【再掲】

（タ）県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】

（チ）犯罪や非行をした者に、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】

（ツ）犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることのないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】

（テ）「みえ外国人相談サポートセンター（ＭｉｅＣｏ）」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】【再掲】

５　犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

（現状と課題）

県では平成 31（2019）年４月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行、令和元（2019）年 12 月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に取り組んできました。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、心身に不調をきたす、経済的負担が増加する、周囲の偏見等による二次被害に苦しむなど、生活が一変します。

また、多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいます。

国においても、刑の執行段階や更生保護における犯罪被害者等のための制度が整備され、取組が進んでいるところです。

こうした犯罪被害者等の心情等について、犯罪に至った者等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。

（具体的施策）

（ア）犯罪被害者等の視点に立った矯正処遇等を充実させることを目的とし、令和５（2023）年 12 月から刑の執行段階等における「被害者等の心情等の聴取および伝達制度」の運用が開始されました。

本制度においては、被収容者等の矯正教育および社会復帰支援において、被害者等の心情等をより直接的に反映し、被収容者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図るよう取り組みます。【三重刑務所、宮川医療少年院】

（イ）更生保護における犯罪被害者等のための制度として、検察庁や矯正施設と連携し、加害者の仮釈放・仮退院等について意見を述べることができる「意見等聴取制度」、被害に関する気持ちを述べたり、希望に応じて加害者に気持ちを伝えたりすることができる「心情等聴取・伝達制度」、加害者の保護観察の状況等を知ることができる「被害者等通知制度」を運用するとともに、専任の担当者による相談・支援を実施します。【津保護観察所】

（ウ）犯罪被害者等の心情等を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行います。【子ども・福祉部】

6　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

（現状と課題）

従来から犯罪に至った者等を支援し、その更生や社会復帰を図る取組は、主として更生保護事業として全国的に、法務省（保護観察所）の主導のもとに取り組まれてきました。

地域社会においては、保護司（およびその団体である保護司会）をはじめ、更生保護女性会やＢＢＳ会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会（更生保護施設三重県保護会）の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホームがあるとともに、薬物依存者の更生に取り組むＮＰＯ法人三重ダルク、就労支援を行う職親プロジェクト東海支部三重等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア（少年警察協助員、少年指導委員および少年警察学生ボランティア）が活動しています。

犯罪に至った者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約 70 年前から、「社会を明るくする運動」として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。

県では、民間協力者の活動の促進に向け、退職予定の県職員、教職員に対して、退職後の保護司等就任について、意識の醸成に努めました。また、少年警察ボランティア活動について周知を図るとともに、学生ボランティア募集に関する情報を大学等に紹介し、新たな人材の確保に努めました。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、地域住民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという課題があります。

近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もある中、引き続き保護司等の新たな担い手

の確保やボランティア活動の促進に取り組む必要があります。また、保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保についての課題もあります。

（具体的施策）

（１）民間協力者の活動の促進

① 民間ボランティアの確保

（ア）保護司の安定的確保に向け、地方公共団体と連携し、退職予定職員向けの研修会等において、保護司制度に関する資料を配布するなどの広報を実施するほか、保護司セミナーや保護司活動インターンシップの実施について、保護司会の活動を支援します。事件を担当する保護司の不安や負担を軽減するため、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司複数指名制を積極的に活用します。【津保護観察所】

（イ）ＢＢＳ会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年層の人材が求められるものについては、津保護観察所とも連携の上で、学校等への呼びかけを行い、学生や若年層への参加に向けた意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【教育委員会事務局】【警察本部】

（ウ）退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会事務局】

（エ）警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組みます。【警察本部】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

（ア）保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保のため、地方公共団体や関係機関・団体に理解と協力を求め、保護司の自宅以外の面接場所として、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等を利用できるよう取り組みます。保護司の意向を十分にふまえ、保護司複数指名制を積極的に活用するほか、処遇場面における保護観察官の直接的関与を強化します。【津保護観察所】

（イ）三重県保護司会連合会や三重県更生保護女性連盟、三重県ＢＢＳ連盟、三重県保護会（更生保護施設）、地区保護司会、協力雇用主が行う更生保護活動について、協力および助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

（ウ）保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行予防のための啓発活動に対して助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

（エ）更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行います。【子ども・福祉部】

（２）広報・啓発活動の推進

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

（ア）「社会を明るくする運動」の一環として、一般県民に矯正行政に対する理解を深めてもらい、また協力を依頼することを目的に市民参加型の「三重矯正展」を開催します。【三重刑務所】

（イ）「社会を明るくする運動」三重県推進委員会の事務局として、地方公共団体、関係機関・団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした者の更生や再犯防止について県民が関心と理解を深めるための広報啓発活動を推進します。【津保護観察所】

（ウ）犯罪に至った者等の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、「子育ては地域育て」という視点に立って、子育て問題を地域全体の問題としてとらえながら、子育て中の親を対象とした子育て相談や親子ふれあい行事をはじめ、講演会やケース研究会など、地域における更生保護の土壌を創りあげるための活動を行います。【三重県更生保護女性連盟】

（エ）津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年７月には、駅前での広報活動を引き続き行います。【子ども・福祉部】

（オ）人権学習や教科学習等で、「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題に対する関心を高めるための学習が行われるよう、指導資料等の活用を促進します。【教育委員会事務局】

7　国・市町・民間協力者等との連携強化

（現状と課題）

犯罪に至った者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪に至った者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが求められています。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、さらなる協力体制を構築していくことも必要です。

市町における対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制を県内全域にひろげるとともに、国、県、市町、民間協力者等がより一層連携し、地域住民と一体となって、犯罪に至った者等を包摂する社会をめざしていくことが重要です。

（具体的施策）

（１）連携強化のための取組

（ア）対象者への相談・支援体制を構築するため、各市町および社会福祉協議会に検察庁の業務説明および対象者への入口支援の取組に関する協力依頼を行うなど連携強化を図ります。【津地方検察庁】

（イ）再犯防止に向けた入口支援についての意見交換および情報共有を三重弁護士会、津保護観察所、「三重県地域生活定着支援センター」など関係機関と実施します。【津地方検察庁】

（ウ）受刑者が社会に貢献していることを実感することによって、改善更生および円滑な社会復帰に資するものである社会貢献作業の実施に向け、関係各所との連携を強化します。【三重刑務所】

（エ）更生保護に関する専門的知識を活用し、地方公共団体、地域住民、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うことを通じ、関係機関等の連携強化を図るとともに、関係機関等による犯罪に至った者等に対する支援の充実を図ります。【津保護観察所】

（オ）障がい者等の幅広い福祉人材の雇用につながるよう、社会福祉法人等と連携し、在院者に対して社会貢献活動の機会を付与します。【宮川医療少年院】

（カ）被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびＳＳＴ（社会生活技能訓練）を実施します。【三重県保護会】【再掲】

（キ）津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】【再掲】

（ク）県再犯防止推進会議において関係機関と情報共有や意見交換を行い、各関係機関が実施する取組を相互に理解するなど、連携強化を図ります。【子ども・福祉課】

（ケ）「三重県地域生活定着支援センター」では罪を犯した高齢や障がいのある者に対する福祉支援を通じて市町や各種福祉支援機関との連携を深めます。
　また、地域での処遇検討会等に参加したり、支援に関する各種の会議を開催して地域との連携を深めます。【子ども・福祉課】

（コ）「三重県地域福祉支援計画」においても、犯罪に至った者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間協力者等と連携して取り組みます。【子ども・福祉部】

（２）市町における再犯防止の取組推進

（ア）市町職員に対して、国、県、民間協力者等の再犯防止に関わる活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等について理解を深め、地域社会における再犯防止の取組を推進します。【子ども・福祉部】

（イ）複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】【再掲】

第4章　評価指標と計画の推進体制

1　評価指標

当計画を実行性のあるものにするため、評価指標を以下のとおり設定し、進捗管理を行います。

〔参考指標〕　令和５（2023）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合
40.8%（※）
〔評価指標と目標〕令和 11（2029）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合
→　40%未満とする。

（※）【出典】三重県警察本部提供データ
対象とする犯罪は、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）とし、全体の検挙人員（2,116人（うち少年 218人））中、864人が再犯者であり、40.8%の再犯者率となっています。

２　推進体制

計画の推進にあたっては、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において、計画の推進状況を定期的に評価・検証し、成果や課題についての情報共有、意見交換を行い、取組の効果的な実施を図ります。

・・

※以下は、最終案において、記載します。

【資　料】

●用語集
●関係機関の概要
●再犯防止推進法／国の再犯防止推進計画

別冊 10

「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」

中間案

令和6(2024)年 12 月

三　重　県

目 次

第1章　計画策定の基本的事項 1
1　計画策定の趣旨 1
2　計画の支援対象者 1
3　計画の位置づけ 2
4　計画期間 2
第2章　ひきこもり支援に係る現状と課題 3
1　第一期計画の取組状況 3
2　ひきこもりに関する調査から見える現状 9
3　ひきこもり支援に係る課題 51
第3章　基本的な考え方 52
1　基本理念（めざす姿） 52
2　計画の推進にあたって重視すべき視点 53
第4章　施策展開と取組方向 54
1　情報発信・普及啓発 54
2　家族支援 55
3　当事者支援 55
4　相談支援体制の充実 56
5　社会参加・活躍支援 58
6　支援者支援 59
7　多様な担い手の育成・確保 60
第5章　計画の推進 61
1　計画の推進体制 61
2　切れ目のない包括的な支援体制の構築 61
3　計画の進行管理 68

第1章　計画策定の基本的事項

1　計画策定の趣旨

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わりがあります。ひきこもり状態にある方の多くは、困難な状況に精一杯対処しようとした結果、「心」と「体」のエネルギーが枯渇した状態にあると考えられています。また、ひきこもり状態は長期間になるほど固定化し、社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることから、早期に支援につながることが必要です。

しかしながら、ひきこもり状態にある方やその家族には、社会の中に根強く存在するひきこもりに対する誤解や偏見によって、その状態を人に知られたくないという心理が働き、悩みを抱え込む傾向があります。地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で、支援のためのさまざまな社会資源を活用することもなく、従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の制度の狭間に置かれ、社会から孤立してしまう状況にあります。

本県では、「みんな広く包みこむ地域社会 三重」の実現をめざし、地域課題を全体的にとらえ包括的な支援体制の構築を進めるため、令和元（2019）年度に策定した「三重県地域福祉支援計画（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）」において、ひきこもり状態にある方を含む「生きづらさを抱える方」を支援対象として明確に位置づけ、相談支援や市町職員等の人材育成等に取り組んできました。

また、令和４（2022）年３月には、ひきこもり支援に特化した計画として「三重県ひきこもり支援推進計画」（令和４（2022）年度～令和６（2024）年度。以下「第一期計画」という。）を策定し、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、ひきこもり支援を総合的に推進してきました。

令和６（2024）年度に第一期計画が終期を迎えることから、これまでの取組における成果と課題を検証するとともに、ひきこもり状態にある方やその家族の支援ニーズ等を把握するための「ひきこもりに関する実態調査」を実施しました。これらの結果をふまえ、今後のひきこもり支援施策の方向性等を明示した「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」を策定します。

2　計画の支援対象者

ひきこもり[1]状態（何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的または希薄な状態）にある方、その家族および支援者

[1] 本計画においては「ひきこもり」を定義せず、支援対象について、ひきこもり状態の期間等は問わないこととします。

３ 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針とし、同計画における「みんな広く包みこむ地域社会 三重」という考え方をふまえつつ、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

あわせて、市町に対し、ひきこもり支援を通じて構築されたネットワークや課題解決手法が各種福祉施策の課題解決にも寄与するものであることを周知していきます。

４ 計画期間

「第二期三重県地域福祉支援計画」の計画期間にあわせて、本計画の計画期間は、**令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間**とします。

第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題

1　第一期計画の取組状況

第一期計画（令和４（2022）年度～令和６（2024）年度）では、「情報発信・普及啓発」、「対象者の状況把握・早期対応」、「家族支援」、「当事者支援」、「社会参加・活躍支援」および「多様な担い手の育成・確保」の６つを施策展開の柱（取組方向）として掲げ、取組を進めてきました。

第一期計画期間中の目標に向けた進捗状況と取組状況は、次のとおりです。

【目標項目】「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合				
計画策定時（３年度）	４年度実績	５年度実績	６年度実績	６年度目標値
－	87%	90.9%	88.8%	70%
【目標項目】「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合				
計画策定時（３年度）	４年度実績	５年度実績	６年度実績	６年度目標値
－	37%	57.8%	－	70%

【取組方向1】情報発信・普及啓発

（1）ひきこもりに関する正しい理解の促進

・第一期計画の趣旨等を周知するとともに、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民の皆さんを対象にしたフォーラムを開催するとともに、医療従事者向けセミナー、ひきこもり当事者やその家族、支援者等を対象とした講演会を実施しました。

・県民の皆さんがひきこもりについて正しく理解し、自分事として考えていただくきっかけとなるよう、ひきこもり経験者や家族会、市町の担当者等とともに「ひきこもり支援ハンドブック」を作成し、相談窓口等で配布しました。

（2）支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

・ひきこもり当事者やその家族をはじめ、県民の皆さんがひきこもりに関する必要な情報を得られるよう、ＳＮＳを活用した「みえひきこもり安心サポートライン」を開設し、ひきこもりに関するコラム、相談支援機関の取組やイベント情報等を定期的に発信しました。

・ひきこもり当事者を含む就職氷河期世代の方を対象にした各種就労支援策の利用を促進するため、ＳＮＳを活用した情報発信を行いました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数	－	382 人（４月） 420 人（８月）	500 人
ＳＮＳアカウントにおける投稿件数	－	215 件	203 件

【取組方向2】対象者の状況把握･早期対応

（1） 対象者への早期対応(潜在的な当事者へのアプローチも含む)

・市町における相談支援体制の充実に向けて、支援機関相互のノウハウの共有や困難事案に関する事例検討を行う会議として、市町や社会福祉協議会等の職員が参加する「ひきこもり支援連携調整会議」を開催しました。

・市町における相談支援体制の充実・強化を加速するため、支援体制を新たに整備する市町に対する財政支援を行いました。

・地域包括支援センター等が高齢者への支援を行う中で、困難な状態を早期に把握し、適切な支援窓口につなげられるよう、地域包括支援センター職員向けに研修を行いました。

・地域における不登校支援の中核となる教育支援センターにスクールソーシャルワーカーが関わり、社会との関わりが希薄な状態となっていて関係機関とのつながりもなく、今後も社会的自立が難しいと思われる児童生徒に対し、福祉や医療等の関係機関と連携し、実情に応じた支援が届けられるよう取り組みました。

（2） 適切なアセスメントの推進

・相談支援者向けの「ひきこもり相談支援マニュアル」を改訂し、本マニュアルを活用した支援者向けのスキルアップ研修を開催しました。また、医療・保健・福祉等のアウトリーチ従事者向けに「アウトリーチマニュアル」を作成し、研修会等の場で周知するとともに、活用を促しました。

（3） 教育相談の実施

・子どもたちの心の問題の解決に向けて、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、高度な専門性を備えた臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心とした専門的な教育相談を実施しました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
市町における相談窓口の明確化・周知および市町プラットフォームの設置・運営数	相談窓口 21 市町 ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ 19 市町	相談窓口 29 市町 ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ 20 市町	相談窓口 29 市町 ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ 23 市町
相談支援機関における新規相談件数	－	1,338 件	1,298 件
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生　72.9％ 中学生　63.2% 高校生　58.0% （2 年度）	小学生　66.7％ 中学生　63.2% 高校生　50.0% （3 年度）	小学生　70.9％ 中学生　61.5% 高校生　49.9% （4 年度）

【取組方向3】家族支援

(1) 家族に寄り添った相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談の開設日を増やすなど相談体制の充実を図りながら、ひきこもり当事者の家族への専門相談を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ家族教室等を県内各地域において開催しました。また、家族同士の交流を中心にした家族会を開催しました。

・ひきこもり当事者の家族に寄り添った支援が行えるよう、居住地とは異なる市が開催する家族会を利用できる広域的支援体制づくりを試行的に実施しました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
三重県ひきこもり地域支援センターにおける専門相談件数（延べ）	275 件 （２年度）	368 件	531 件
家族教室への参加者数（延べ）	42 人 （２年度）	56 人	103 人

【取組方向4】当事者支援

(1) 当事者に寄り添った相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談の開設日を増やすなど相談体制の充実を図りながら、ひきこもり当事者への専門相談を行いました。

・ひきこもり当事者に寄り添った支援が行えるよう、居住地とは異なる市が開催する居場所や当事者会を利用できる広域的支援体制づくりを試行的に実施しました。

・「県立教育支援センターこもれび」を設置し、高校段階で社会との関わりが希薄な状態にある子どもたちに学習や進路相談、体験活動等の機会の提供を行い、自己肯定感を高めることで子どもたちが自らの進路を主体的に考えることができるように支援しました。

（2）アウトリーチ(訪問型)支援の充実

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、「三重県ひきこもり多職種連携チーム」を設置し、特に高い専門性が求められる当事者等への支援を実施しました。

・３つの障害保健福祉圏域（鈴鹿・亀山、津、伊賀）において、精神科病院にアウトリーチチームを設置し、精神科医療を必要とするひきこもり当事者も含む在宅の精神障がい者を対象に、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供するアウトリーチ支援を実施しました。

・三重県生活相談支援センターにアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族を対象に、伴走型支援によるアウトリーチを主体とした支援を行いました。

・県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童生徒の支援を進めるとともに、不登校支援アドバイザーがそれぞれ複数の教育支援センターを訪問し、不登校児童生徒、保護者への支援に対する助言を行いました。また、不登校児童生徒の状況に応じて、不登校支援アドバイザーや配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが訪問型支援を実施しました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
三重県ひきこもり地域支援センターにおける多職種連携チームによる支援件数	－	17 件	20 件
アウトリーチ支援員による面談･訪問･同行支援件数(延べ)（三重県生活相談支援センター）	127 件 （３年 12 月）	237 件	272 件
不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施した人数および実施回数	22 人／134 回 (2 年度)	87 人／303 回	220 人／941 回

【取組方向5】社会参加･活躍支援

（1）社会との接点を持つ機会の提供

・ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を開設しました。

・ひきこもり当事者の居場所の開設およびそれに携わる人材の育成を促進するため、居場所づくりに意欲・関心のある市町、民間団体等からの要望に応じて、ひきこもり当事者の居場所の運営に伴い生じる相談への対応を行う「ひきこもり当事者の居場所づくり応援アドバイザー」を派遣しました。

・子どもの居場所づくりが持続可能な取組となるよう、運営上抱えている課題の解決に向けて、子どもの居場所づくり応援アドバイザーの派遣や勉強会の開催等による人材育成、子どもの居場所ニーズ・シーズマッチング事業の実施、子ども食

堂をはじめとする子どもの居場所への運営補助の実施、飲食店等を対象に子どもの居場所の新規開拓を目的としたモデル事業の実施等、さまざまな手法で支援を行いました。

・県教育委員会で把握している、不登校児童生徒を支援する民間施設（フリースクール等）が実施する体験活動を支援しました。

・不登校の中高生等を対象に、生徒自らが他者や社会とつながろうとするきっかけを得ることができるようになるとともに、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気づいたりできるようになることを目的として、他者と交流できるオンライン上の居場所を開設しました。

（2）段階的･継続的に社会参加･活躍できる環境づくり

・市町職員や市町の委託等により運営する相談支援事業所等の職員に対し、各種研修の機会を通じて、ひきこもり当事者を含め、発達障がいや精神障がいのある方に対し、それぞれの事情に応じ、障害福祉サービス等の利用といった支援につながるよう助言等を行いました。

・ひきこもり当事者を含む、生きづらさや働きづらさを感じている若者等の社会的自立を支援するため、農業の多様な作業内容を生かした就労体験に取り組むとともに、就労体験の受入れが可能な農業者のリスト化を始めました。また、これまでの農業就労体験から得たノウハウを取りまとめた農業就労促進プログラムをさまざまな機会を通じて情報発信し、若者等へのアプローチ方法等を水平展開しました。

・さまざまな関係機関で構成される「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、就職氷河期世代の活躍支援策の進捗管理等を統括し、継続的な取組を推進しました。また、「おしごと広場みえ」内の就職氷河期世代専門相談窓口「マイチャレ三重」において、就労を望むひきこもり当事者等の就職氷河期世代の方を対象に、関係機関と連携しながら、相談から就職まで切れ目ない支援を行いました。

・就労を望むひきこもり当事者等の若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携し、就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みました。また、「おしごと広場みえ」を拠点に、若年者向けの雇用情報の提供、職業相談、キャリアカウンセリング、セミナー、企業情報収集等、総合的な就職支援サービスを提供しました。

・さまざまな事情により小・中学校に十分通えなかった方に対し、夜間中学体験教室「まなみえ」において、中学校の国語、社会、数学、理科、英語、実技教科の授業を実施し、学習面に関する支援を行いました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
ひきこもり当事者のための居場所数	24 か所	42 か所	45 か所
子どもの居場所数	78 か所 （3 年 12 月）	135 か所	181 か所
民間施設（フリースクール等）が行う体験活動への支援回数	17 回 （3 年 12 月）	76 回	29 回
地域若者サポートステーションにおける相談件数	6,518 件 （2 年度）	5,960 件	6,542 件

【取組方向6】多様な担い手の育成･確保

（1） 相談員･支援員の育成･確保

・教育・保健・福祉・医療・雇用等のさまざまな分野でひきこもり支援に関わる方を対象に、支援力の向上を図る「ひきこもり支援者スキルアップ研修」を実施しました。また、県内の支援機関同士の「顔の見える関係づくり」をより一層充実させるため、事例検討等を取り入れた「ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催しました。

・市町における包括的な支援体制の整備に向けて必要な人材である「相談支援包括化推進員」の育成支援のため、市町、市町社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員等を対象に研修を実施しました。

（2） ひきこもりサポーターの養成･派遣

・県と市町の役割分担をふまえ、県内の４市が養成した「ひきこもりサポーター」を対象にスキルアップ研修を開催し、ひきこもりサポーターの地域における継続的な活動につなげました。

（3） 不登校児童生徒等を支援する人材の育成

・不登校児童生徒やその保護者への適切な支援を行うため、教育支援センターの指導員を対象に、事例検討等を中心とした実践的な資質向上を図る研修を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に、実践力向上のための研修を実施しました。

モニタリング指標	計画策定時 （３年度）	４年度 実績	５年度 実績
相談支援包括化推進員養成数 （累計）	56 人 （2 年度）	107 人	126 人
ひきこもりサポーター制度の創設	－	調査検討	方針変更

２ ひきこもりに関する調査から見える現状

（1） 国の調査結果から見えるひきこもりの人数

内閣府が令和４（2022）年 11 月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、「広義のひきこもり[2]」の出現率は、15 歳以上 39 歳以下で 2.05%、40 歳以上 64 歳以下では 2.02%と報告されています。

県の調査（月別人口調査を集計した年報（令和 5（2023）年 10 月 1 日現在））における人口に、上記出現率を乗じて算出した三重県の「広義のひきこもり（推計値）」は、約２万人となります。

【三重県における「広義のひきこもり」推計値】

年齢層	県の人口	割合（出現率）	推計値
15 歳以上 39 歳以下	399,517 人	2.05%	8,190 人
40 歳以上 64 歳以下	570,432 人	2.02%	11,523 人

合計 19,713 人

内閣府が、15 歳以上 39 歳以下を対象に実施した平成 28（2016）年度「若者の生活に関する調査報告書」と、40 歳以上 64 歳以下を対象に実施した平成 30（2018）年度「生活状況に関する調査報告書」における「広義のひきこもり」の出現率は、それぞれ 1.57%、1.45%となっています。

各調査において、質問項目が一部異なることから単純比較はできませんが、令和４（2022）年度内閣府調査では、両年齢層で過去調査より出現率が増加しています。

[2] 「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」（以上「狭義のひきこもり」）、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」（準ひきこもり）と回答し、かつ、その状態となって6か月以上であると回答した者

（2）県ひきこもりに関する実態調査結果から見える現状や支援ニーズ

（注：以下の記載は速報データに基づくものであり、今後変更の可能性があります。）

本計画を策定するにあたり、県内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握するため、以下のとおり実態調査を実施しました。

〇オンラインフォーム等によるアンケート調査（令和６（2024）年８月）

・県内在住のひきこもり当事者（経験者含む）　有効回答数　39

・県内在住のひきこもり状態の家族がいる方　有効回答数　61

・子ども・福祉部地域福祉課が把握しているひきこもりに係る支援機関[3]
有効回答数 158

〇個別ヒアリング（令和６（2024）年９～10 月）

・アンケート調査の回答者のうち、同意の得られた当事者または家族　11 名

・アンケート調査の回答者のうち、同意の得られた支援機関　10 機関

調査結果の主な概要は、次のとおりです。

A 当事者、家族に対するアンケート調査結果

① 回答者の属性

・当事者アンケートでは、回答者のうち約７割が「現在、ひきこもりである」方であり、約３割は「過去にひきこもりであった」方でした。

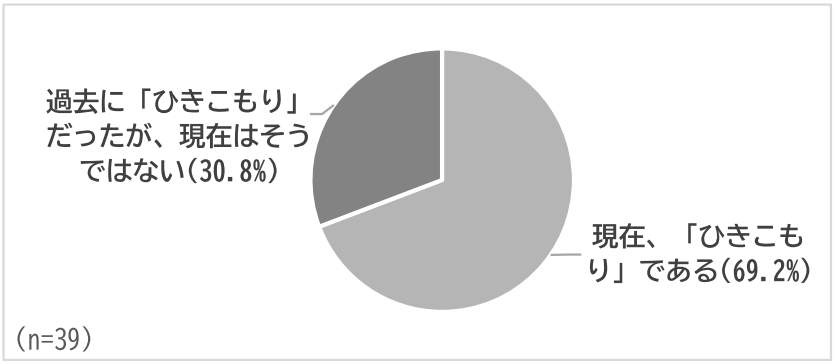

[3] 三重県ひきこもり地域支援センター、市町ひきこもり相談窓口、市町社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、保健所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、児童相談所、障がい者（総合）相談支援センター、就労支援機関（地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター、おしごと広場みえ）、三重県自閉症・発達障害支援センター、教育支援センター、医療機関、民間支援団体、家族会の 309 機関

・また、継続的にひきこもった回数について、「２回以上」と回答した割合が６１.５％となり、一度ひきこもり状態から回復しても、再びその状態になる傾向があるという結果になりました。

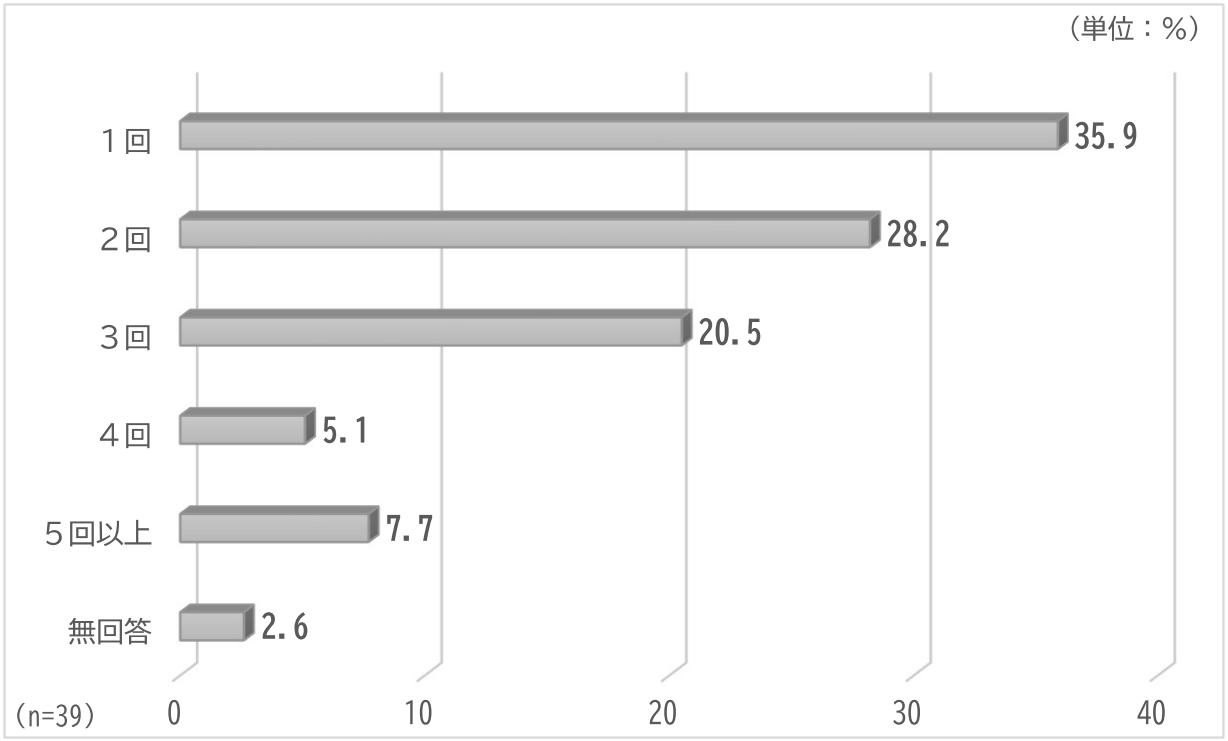

・家族アンケートでは、ひきこもり状態の本人から見て「母親」である方から多くの回答がありました。

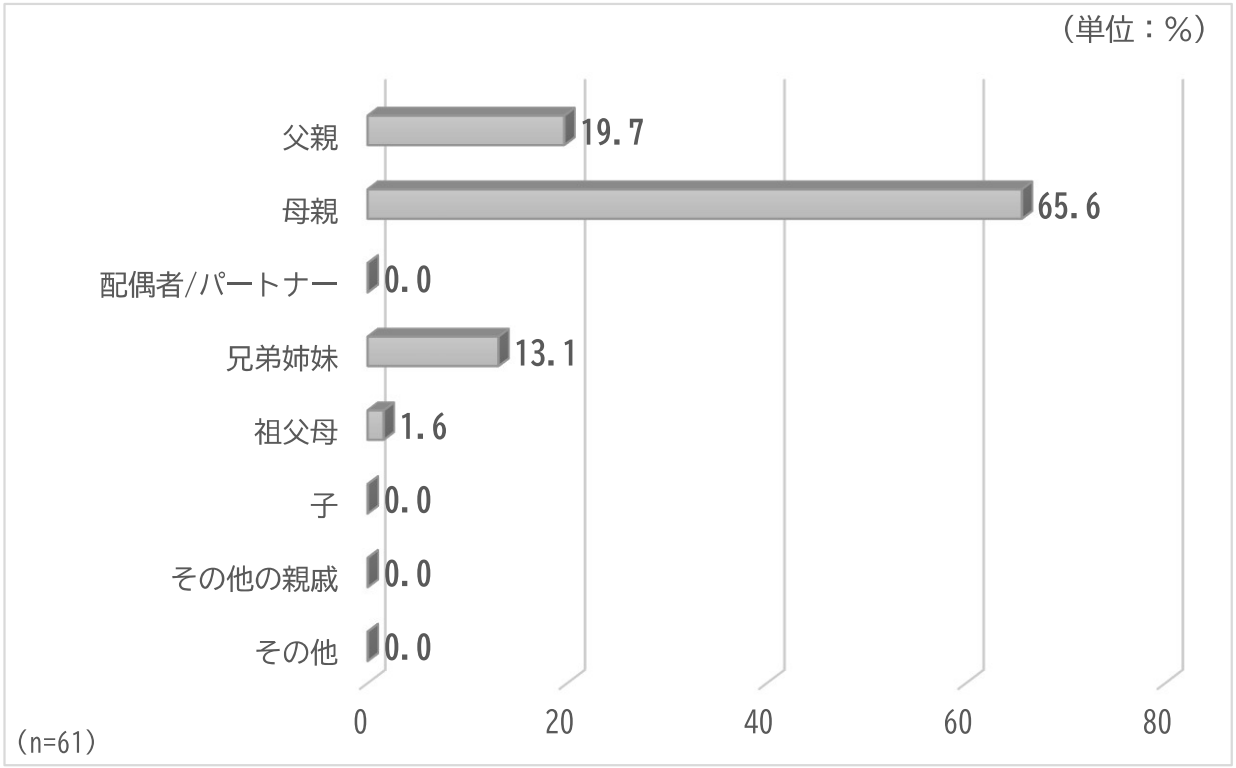

② ひきこもり当事者の属性

・性別について、当事者アンケートでは、ほぼ同割合でしたが、家族アンケートでは、「男性」の当事者の割合が「女性」の割合よりも高くなりました。

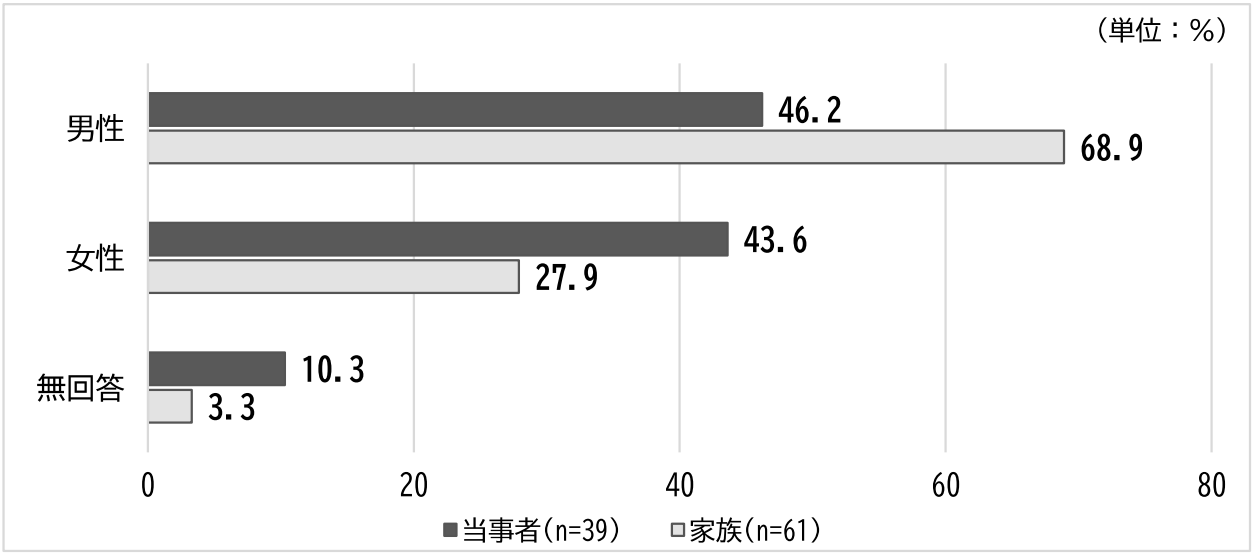

・現在の年齢は、当事者アンケートでは、「40 代」の割合が最も高く、「30 代」、「20 代」の順となりました。家族アンケートでは、「20 代」、「30 代」の当事者が同割合で最も高く、次いで「19 歳以下」となりました。両アンケートともに、「50 歳以上」の回答もあり、幅広い年齢層においてひきこもり当事者がいることが明らかになりました。

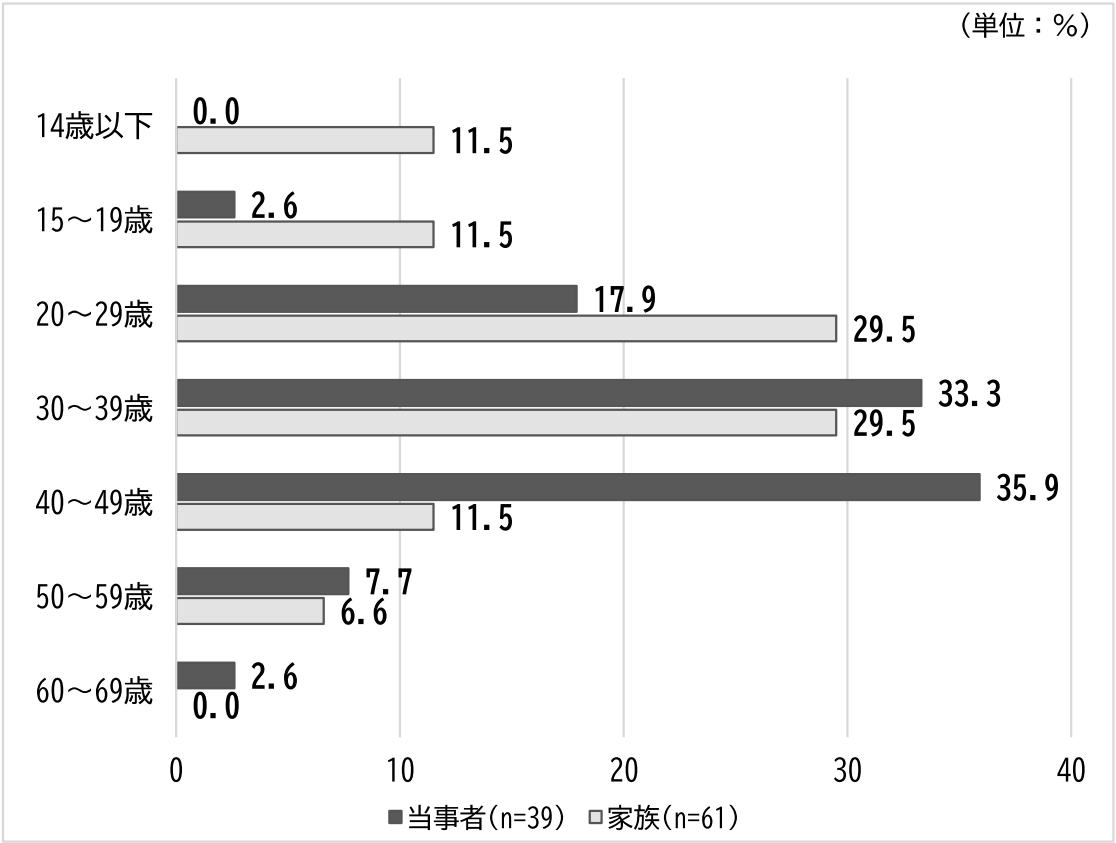

・世帯の状況として、家族と同居している割合が、両アンケートともに約８割でした。

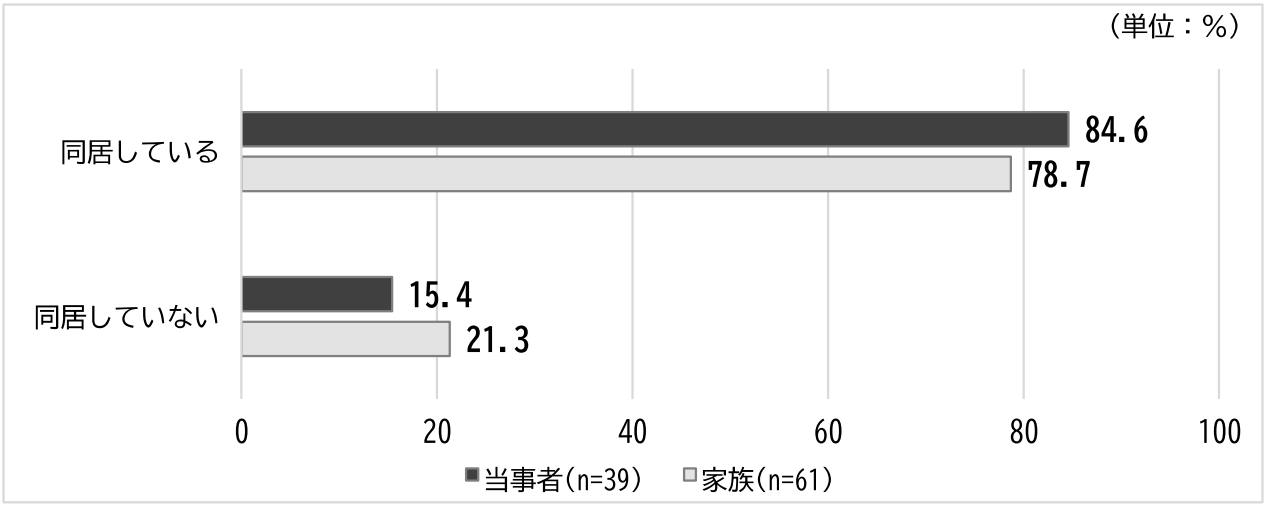

・家計の状況は、当事者アンケートでは、生活費に「とても困っている」の割合が最も高く、「やや困っている」、「どちらともいえない」の順となりました。家族アンケートでは、家庭の経済状態が「普通」の割合が最も高く、「苦しい」、「ゆとりがある」の順となりました。

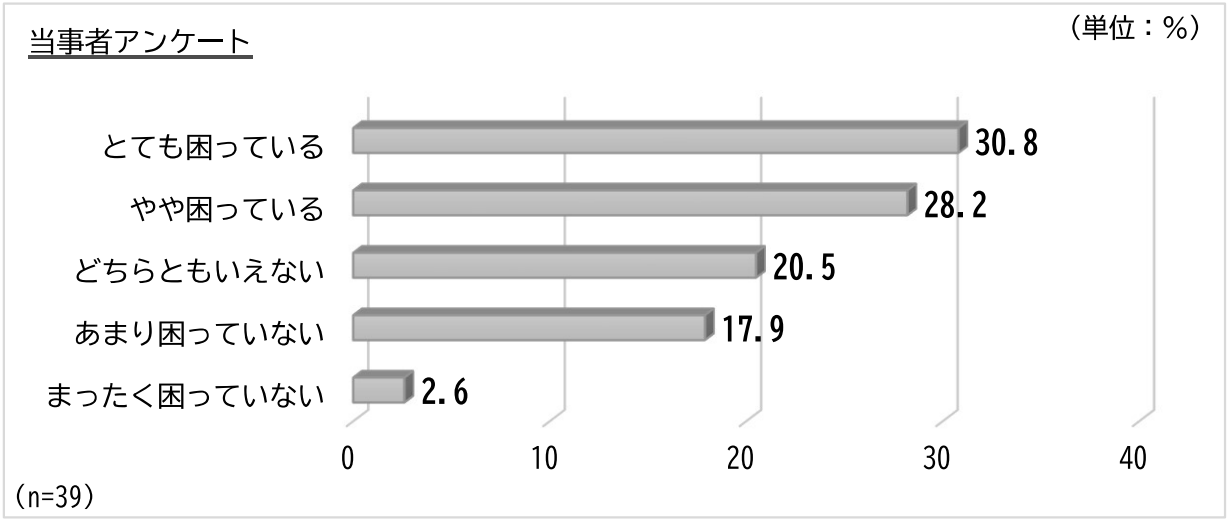

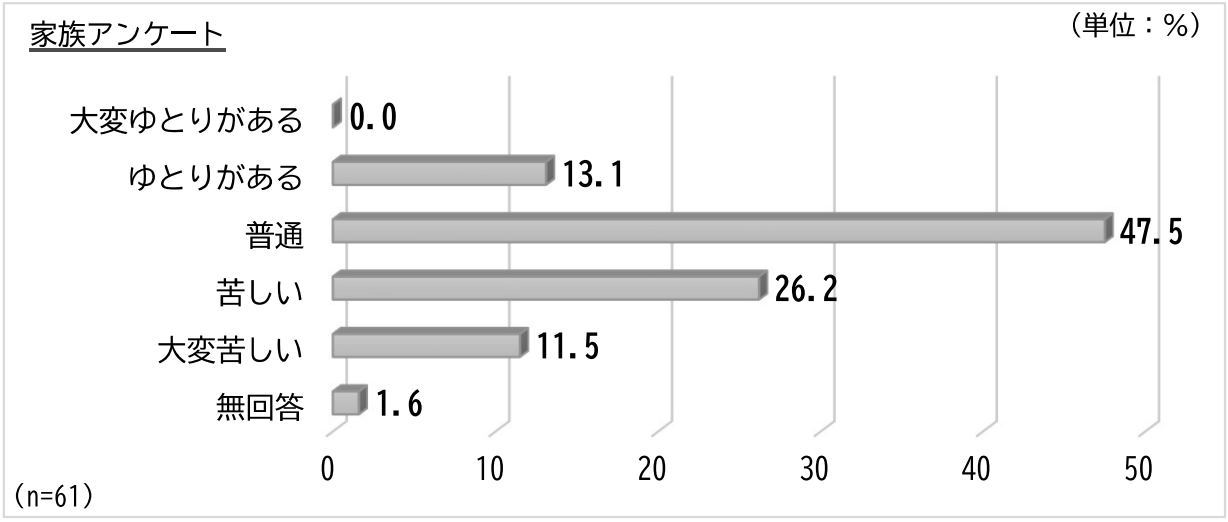

③ ひきこもり状態になってからの期間

・当事者アンケートでは、「５年～７年未満」の割合が最も高く、「５年以上」と回答した方の割合は全体の 59.0%となりました。また、家族アンケートでは、「３年～５年未満」の割合が 16.4%で最も高いものの、「５年以上」と回答した方の割合は全体の 62.3%となりました。

・両アンケートの結果から、ひきこもり状態が「５年以上」と長期化している方が多いという状況が明らかになりました。

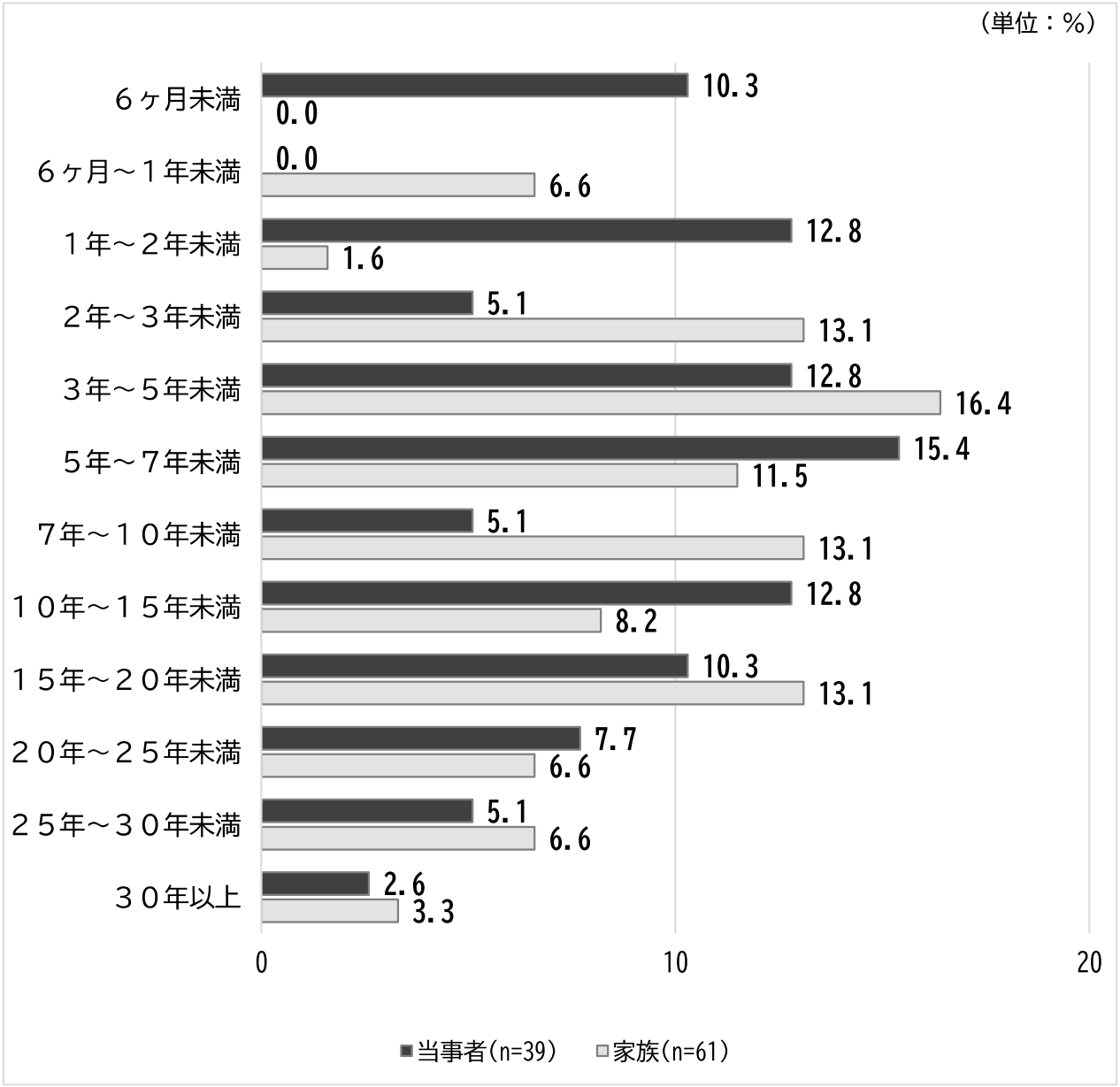

④ ひきこもり当事者の外出頻度

・両アンケートともに、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときは外出する」の割合が最も高くなり、次いで「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」でした。

・一方、「自室からは出るが、家からは出ない」と「自室からほとんど出ない」という回答もあり、両項目を合計した回答の割合は、当事者アンケートでは約１割、家族アンケートでは約３割もありました。

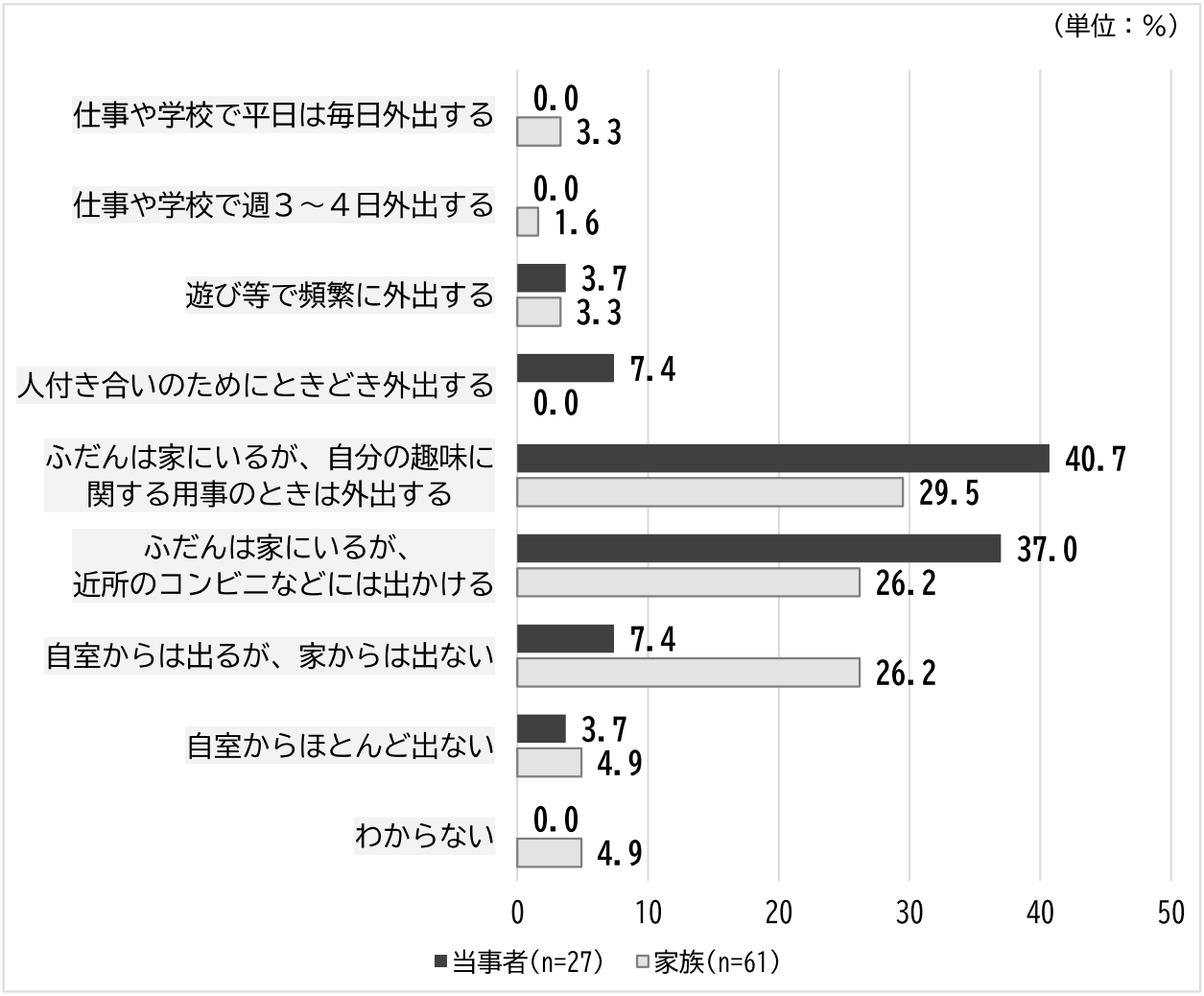

⑤ ひきこもり状態になったきっかけ

・当事者アンケートでは、「うつ状態や不安などの、こころの不調」の割合が最も高く、次いで「(親以外との)人間関係がうまくいかなかった」と「人との会話、コミュニケーションへの苦手意識」となりました。また、「就職活動がうまくいかなかった」、「職場になじめなかった」、「職場でのいじめやハラスメント」、「失業、離職」といった就労関係に関すること、「学校でのいじめ」、「不登校」といった学校に関することの回答もありました。回答者のほとんどが複数の回答を選択しており、ひきこもり状態は何か1つのきっかけだけで起きるものではなく、複数の要因があると考えられます。

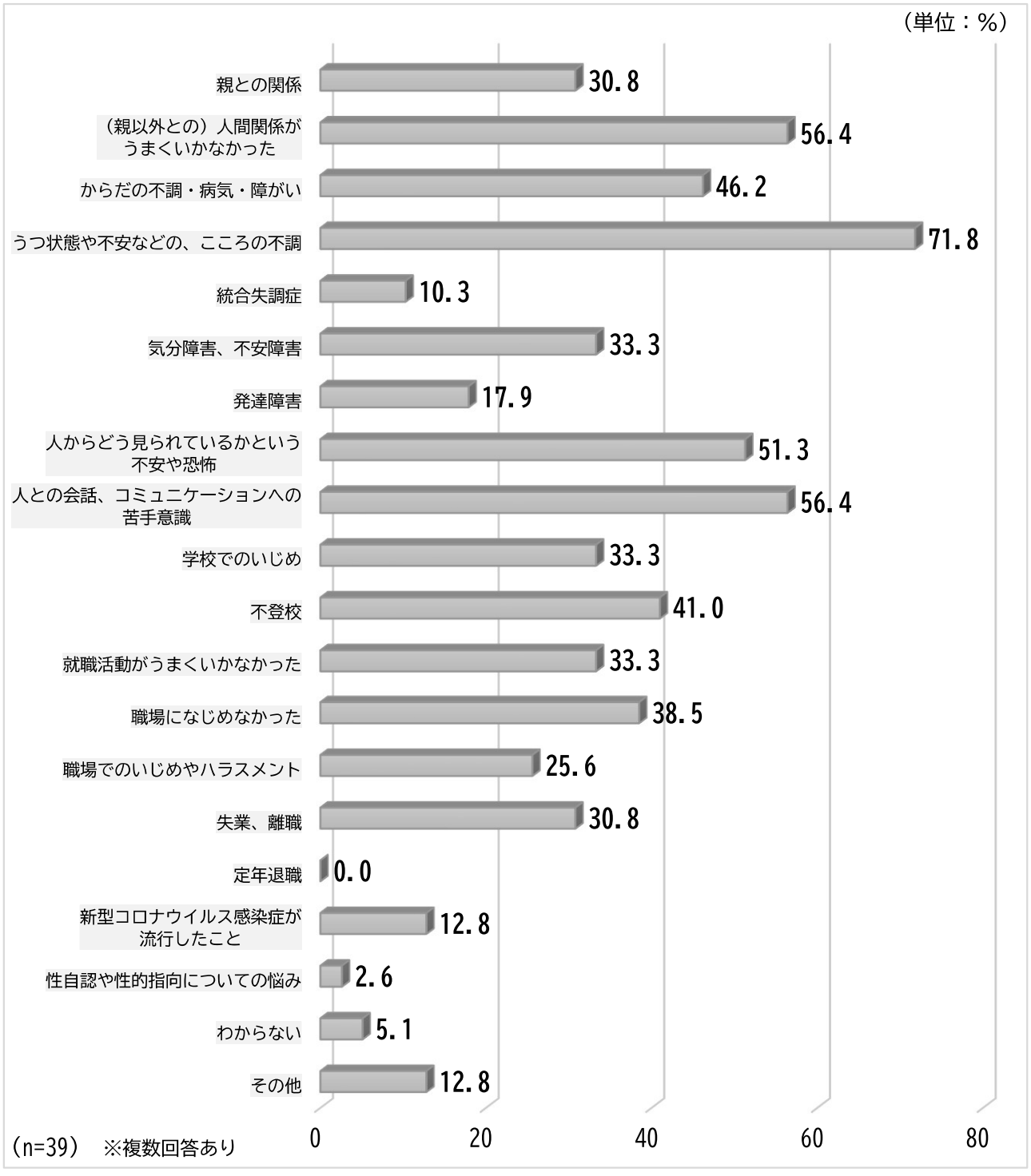

・家族アンケートでは、「不登校」の割合が最も高く、「人間関係がうまくいかなかった」、「こころの不調・病気・障がい」、「家族との関係」の順となりました。

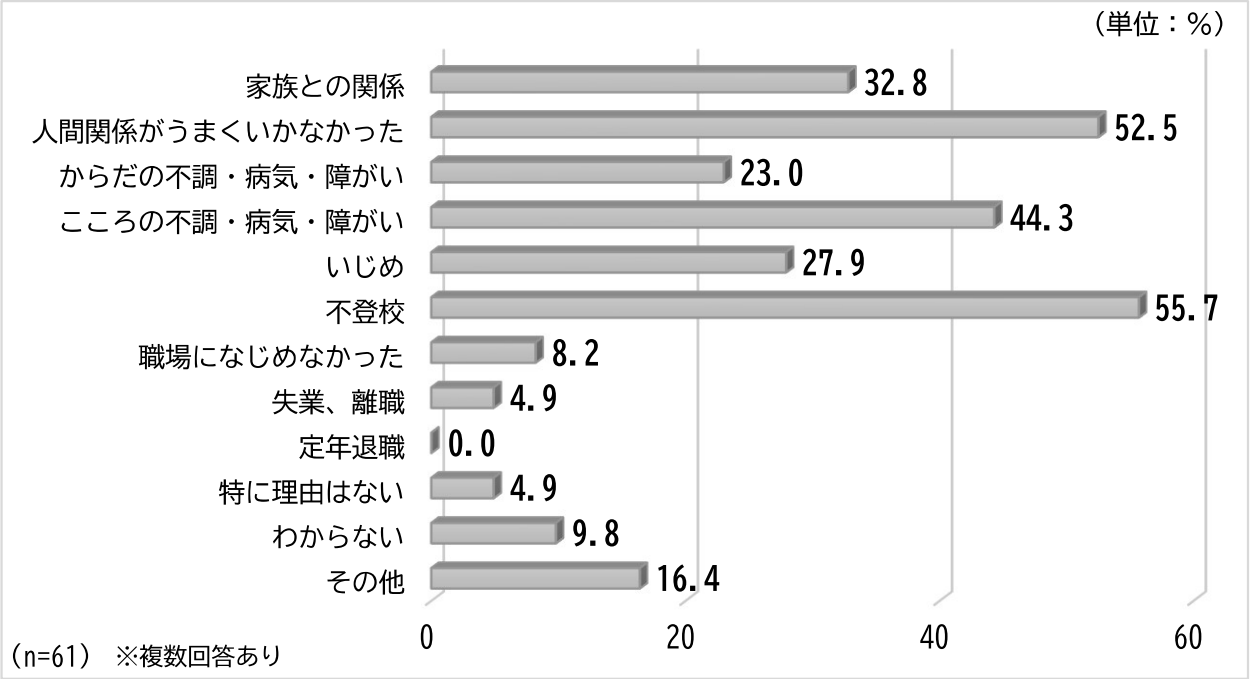

⑥ ひきこもり状態のときの当事者の心情

・当事者アンケートでは、回答者のうち約８割が「生きるのが苦しいと感じることがある」、「死んでしまいたいと思うことがある」、「絶望的な気分になることがよくある」と回答しています。また、回答者のうち約７割が「家族に申し訳ないと思う」、「このままではいけないと強い焦りを感じる」と回答していることから、非常に多くのひきこもり当事者が苦しい状況に置かれているといえます。

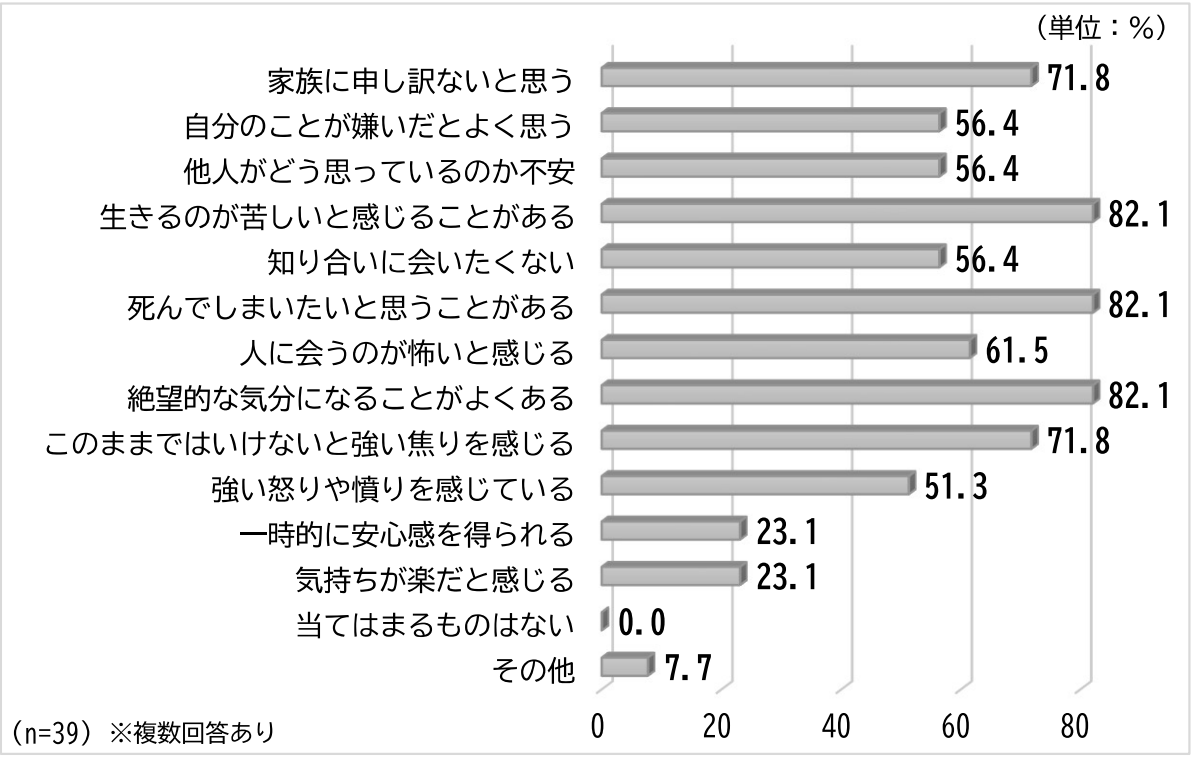

⑦ ひきこもり状態から抜け出すことを妨げている要因

・当事者アンケートでは、「精神的な不調、病気、障がい」の割合が最も高くなりました。また、回答者のうち６割以上が「『ふつう』になりたいが、方法がわからない」、「社会の中に、無理なく参加できる場が見つからない」、「現状を打開するための方法や解決策がわからない」、「自分に合った相談先や支援機関が見つからない」と回答していることから、多くの方が抜け出すための方法等を求めているといえます。

・一方、「ひきこもりに対する社会の偏見や差別への恐れ」と「支援に良いイメージが持てず、利用に対する抵抗感がある」の割合が 35.9%もありました。

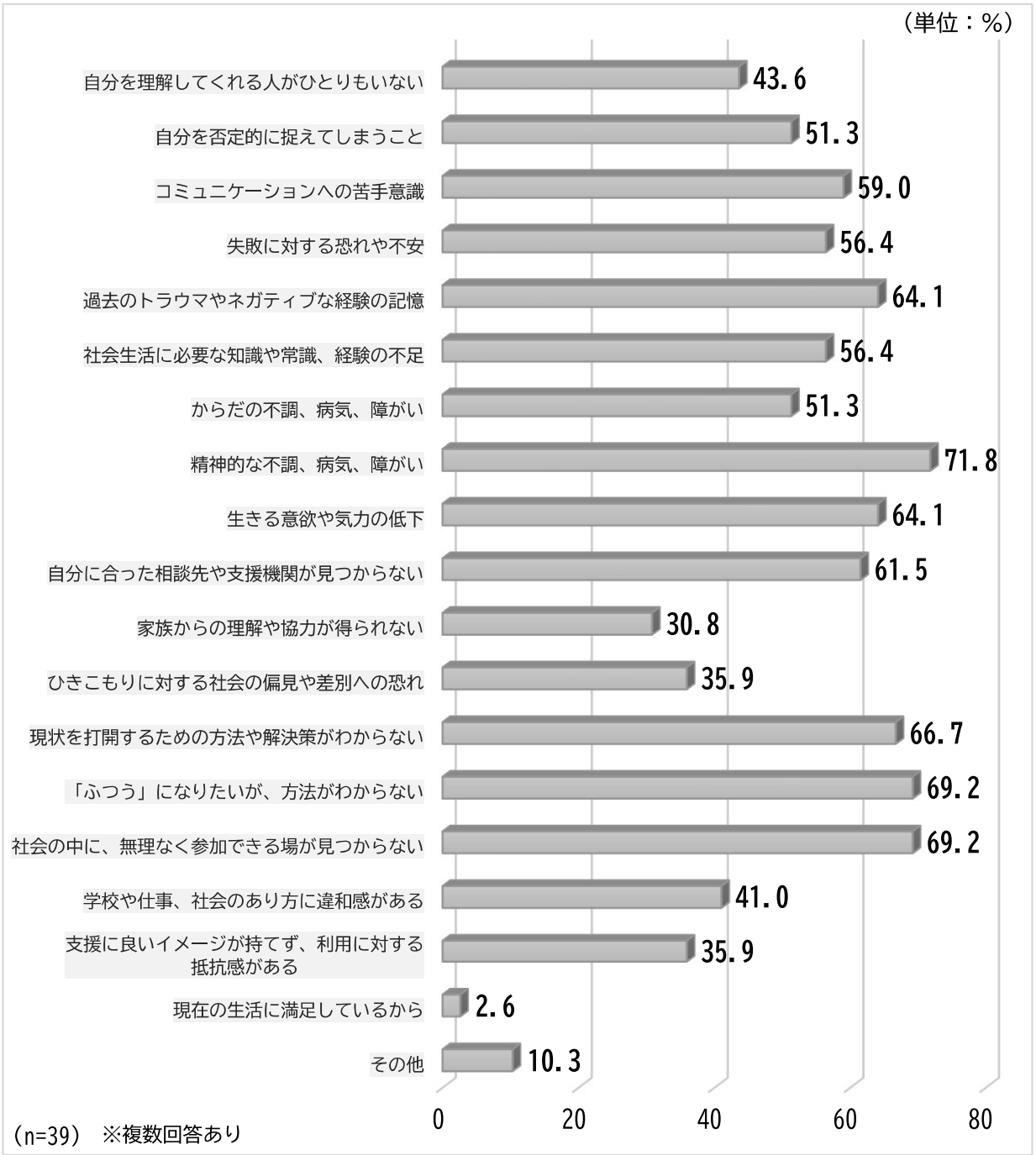

⑧ 支援機関の認知度等

・当事者アンケートでは、「就労支援機関（サポステ、障がい・生活支援等）」の割合が最も高く、次いで「三重県ひきこもり地域支援センター」と「市町ひきこもり相談窓口」、「社会福祉協議会」の順となりました。

・家族アンケートでは、「三重県ひきこもり地域支援センター」の割合が最も高く、「家族会・当事者会」、「社会福祉協議会」の順となりました。

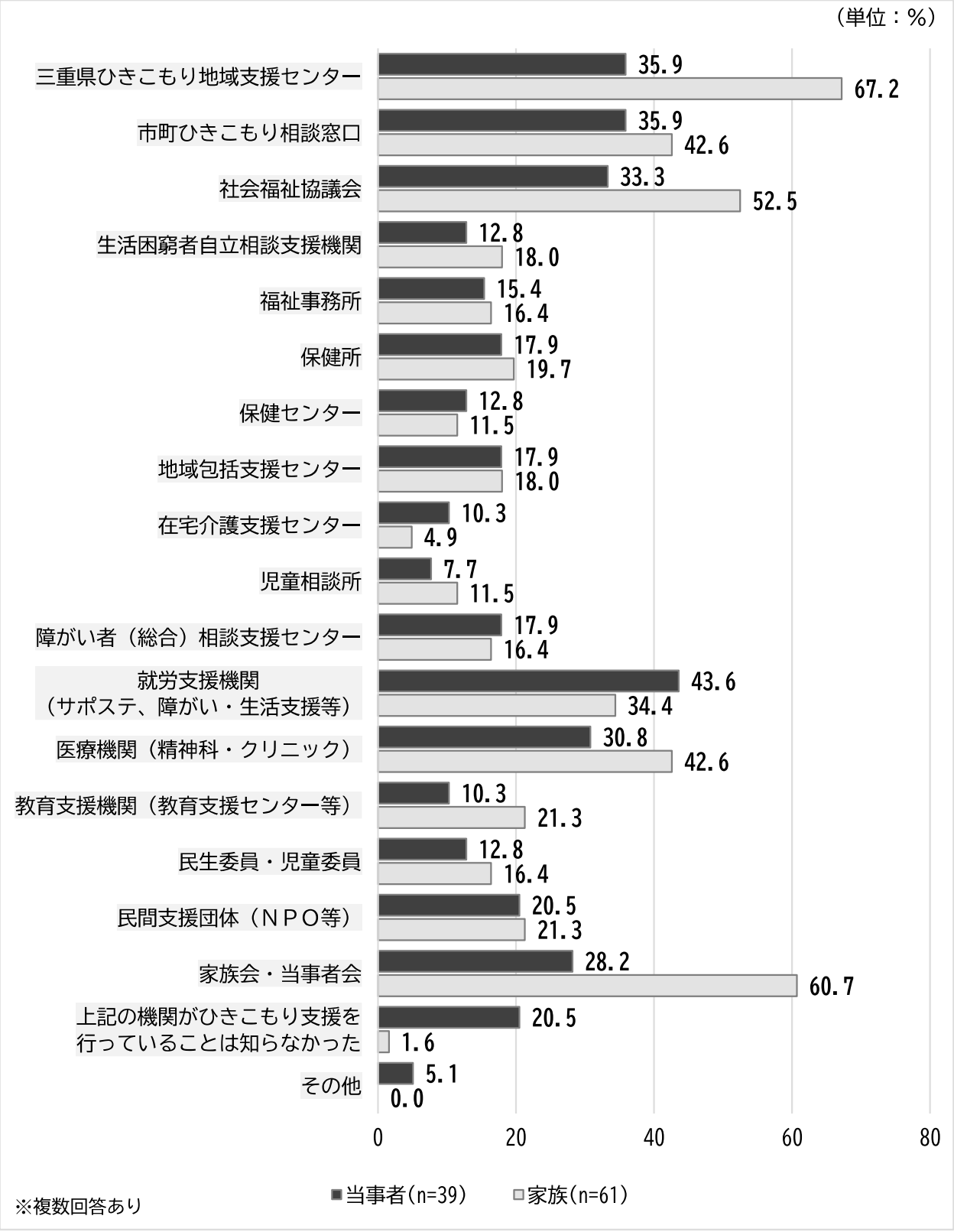

・支援機関の情報源は、両アンケートともに、「自治体の広報紙や回覧板」や「インターネット検索」の割合が高く、家族アンケートでは、「ひきこもりに関する講演会やイベント」と回答した割合が約４割ありました。

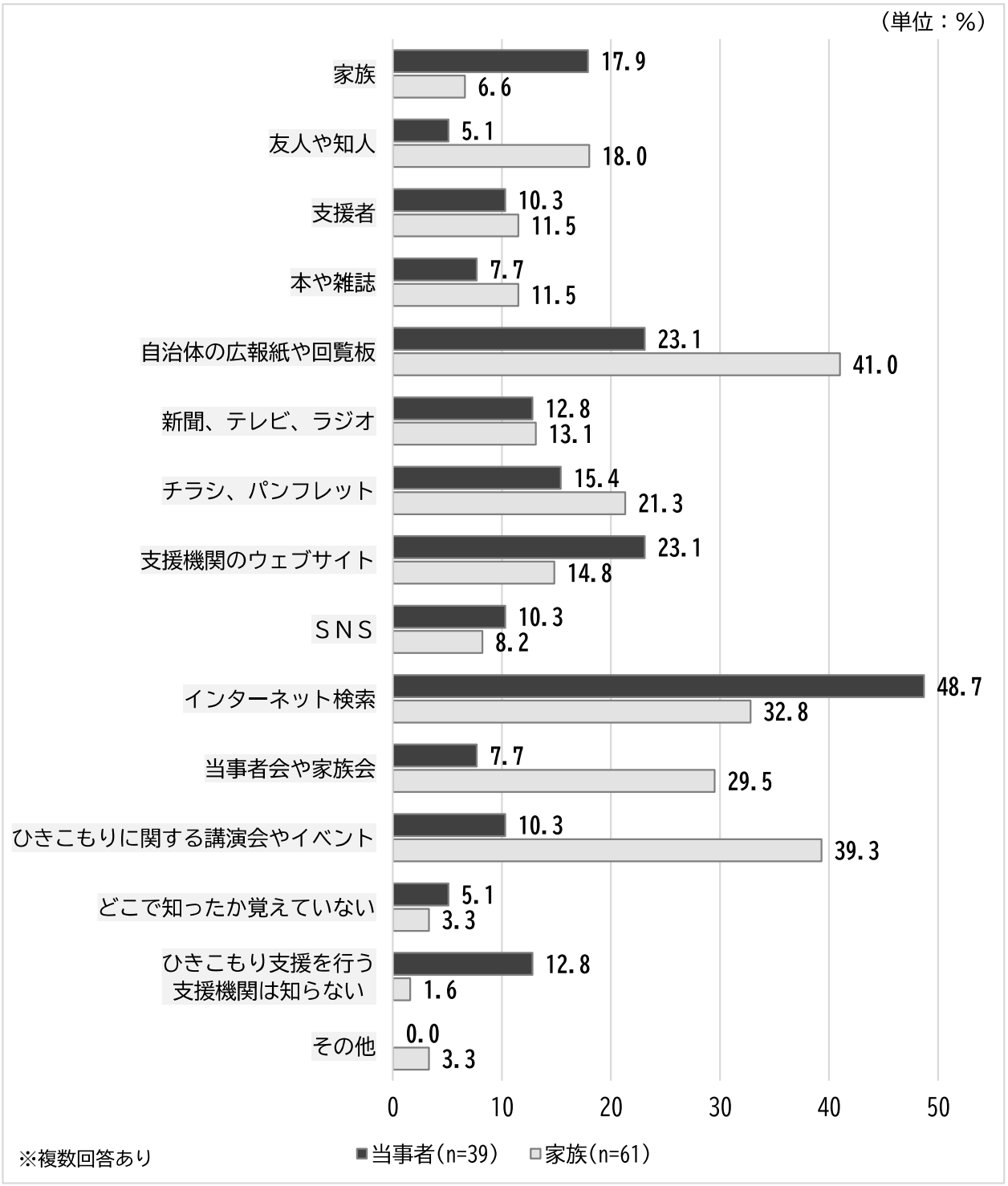

⑨ 支援の利用状況等

・当事者アンケートでは、回答者の半数以上が「今まで一度も利用したことはない」と回答しています。また、家族アンケートでは、回答者の約６割が、「（ひきこもり状態の）本人は今まで一度も支援・サービスを受けていない」、回答者の約４割が「（回答者は）今まで一度も利用したことはない」と回答しています。

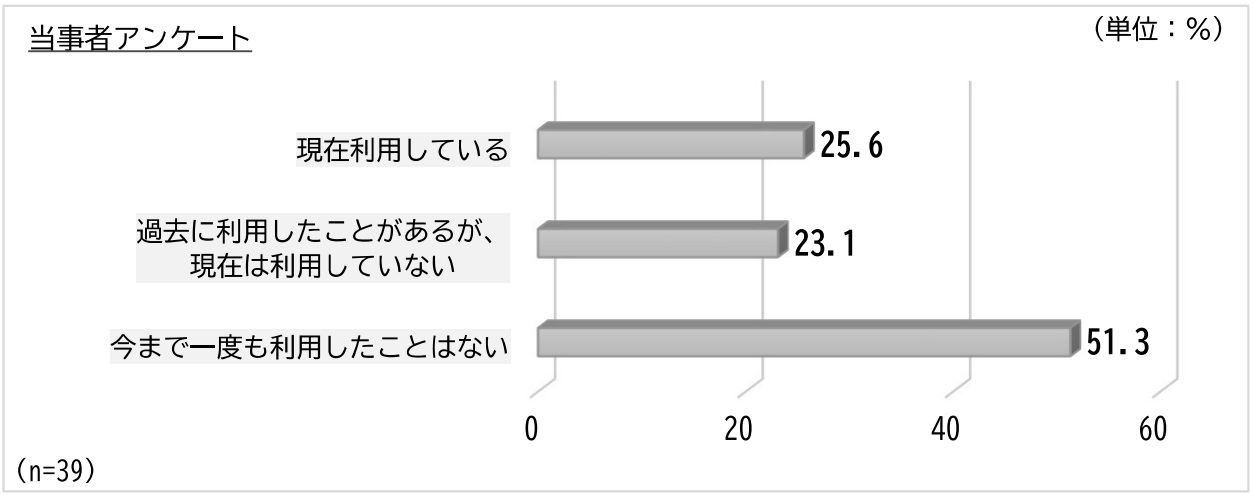

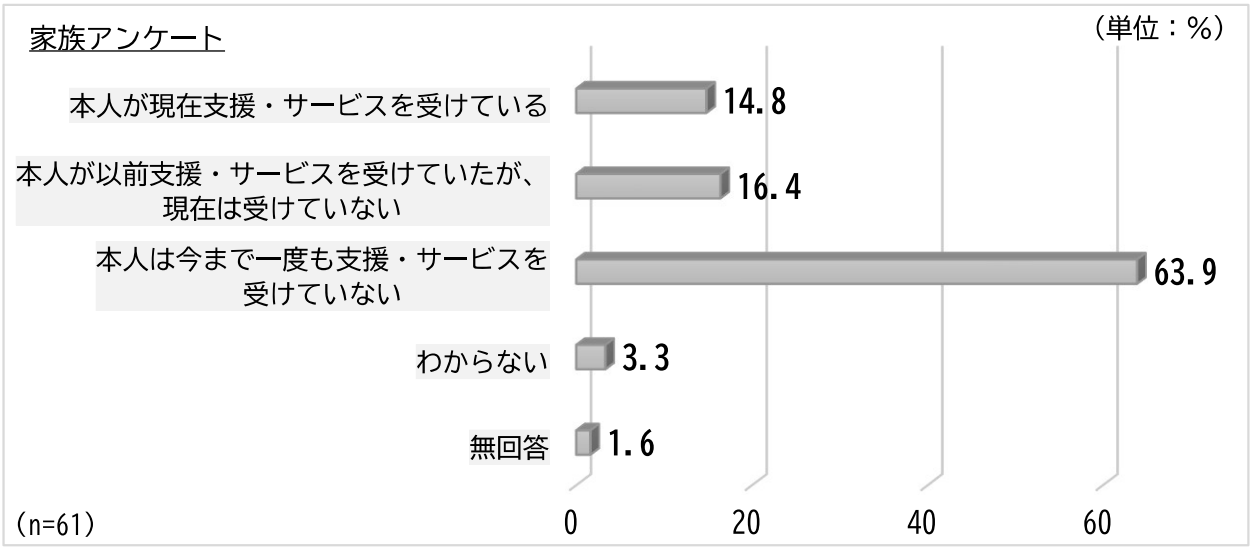

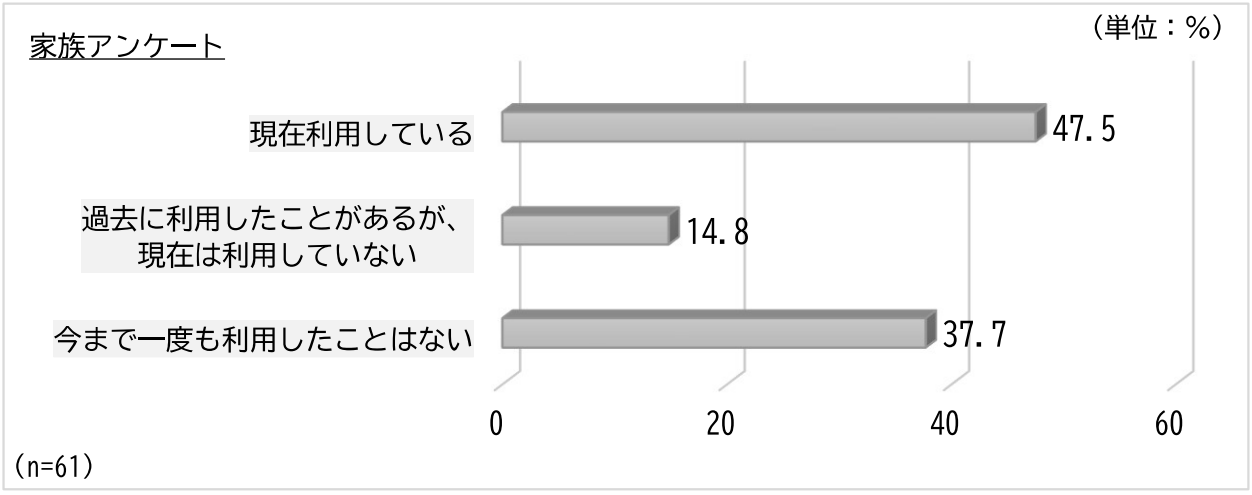

・支援を利用しない理由は、当事者アンケートでは、「支援があることを知らなかったから」の割合が最も高く、「就労を強く促されるだけだと思うから」、「十分に話を聴いてもらえないと思うから」の順となり、「現状に満足しているから」と回答した方はいませんでした。

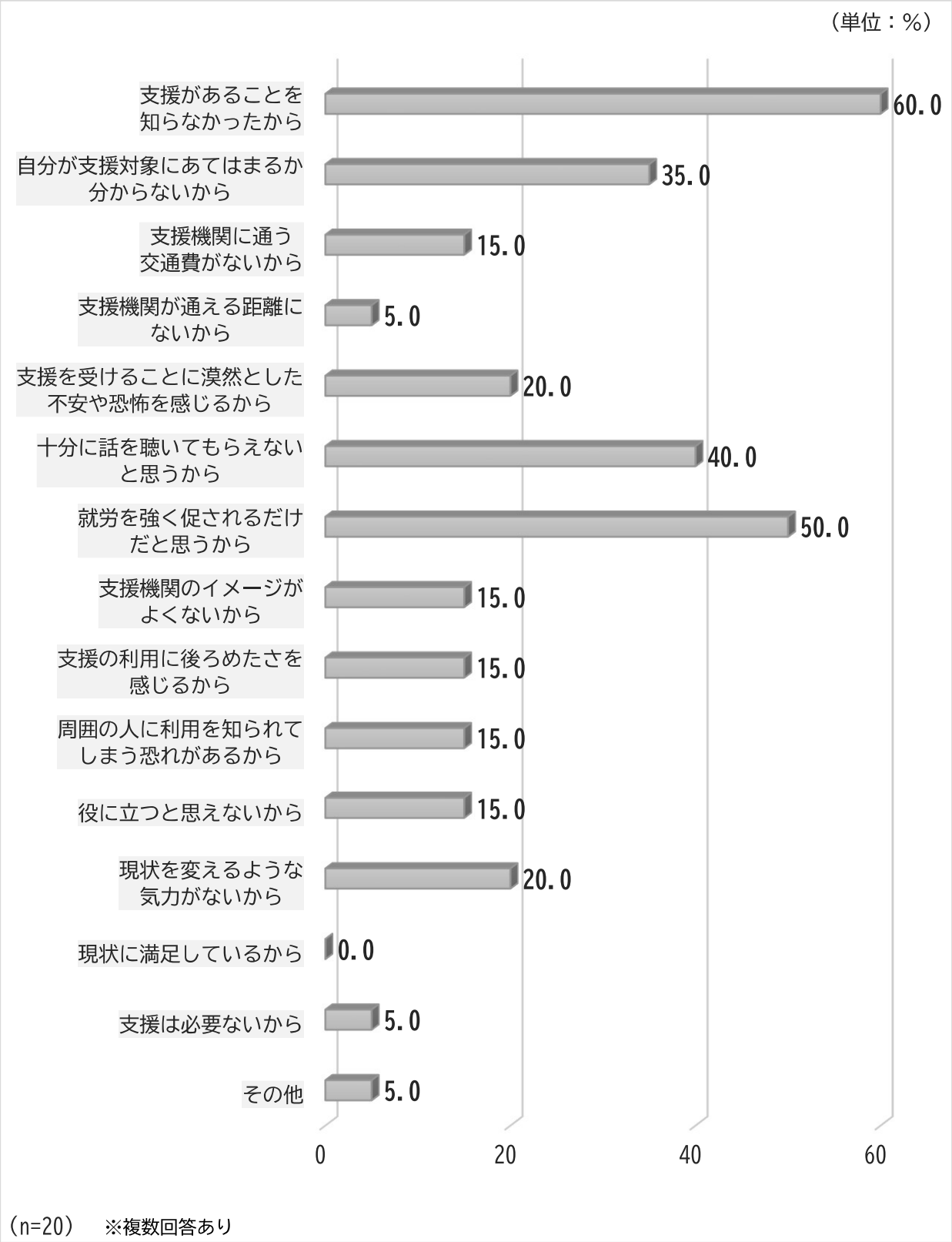

・家族アンケートでは、「どこに相談してよいかわからないから」の割合が最も高く、「本人が支援を拒否しているから」、「支援・サービスを利用する時間的余裕がないから」の順となりました。

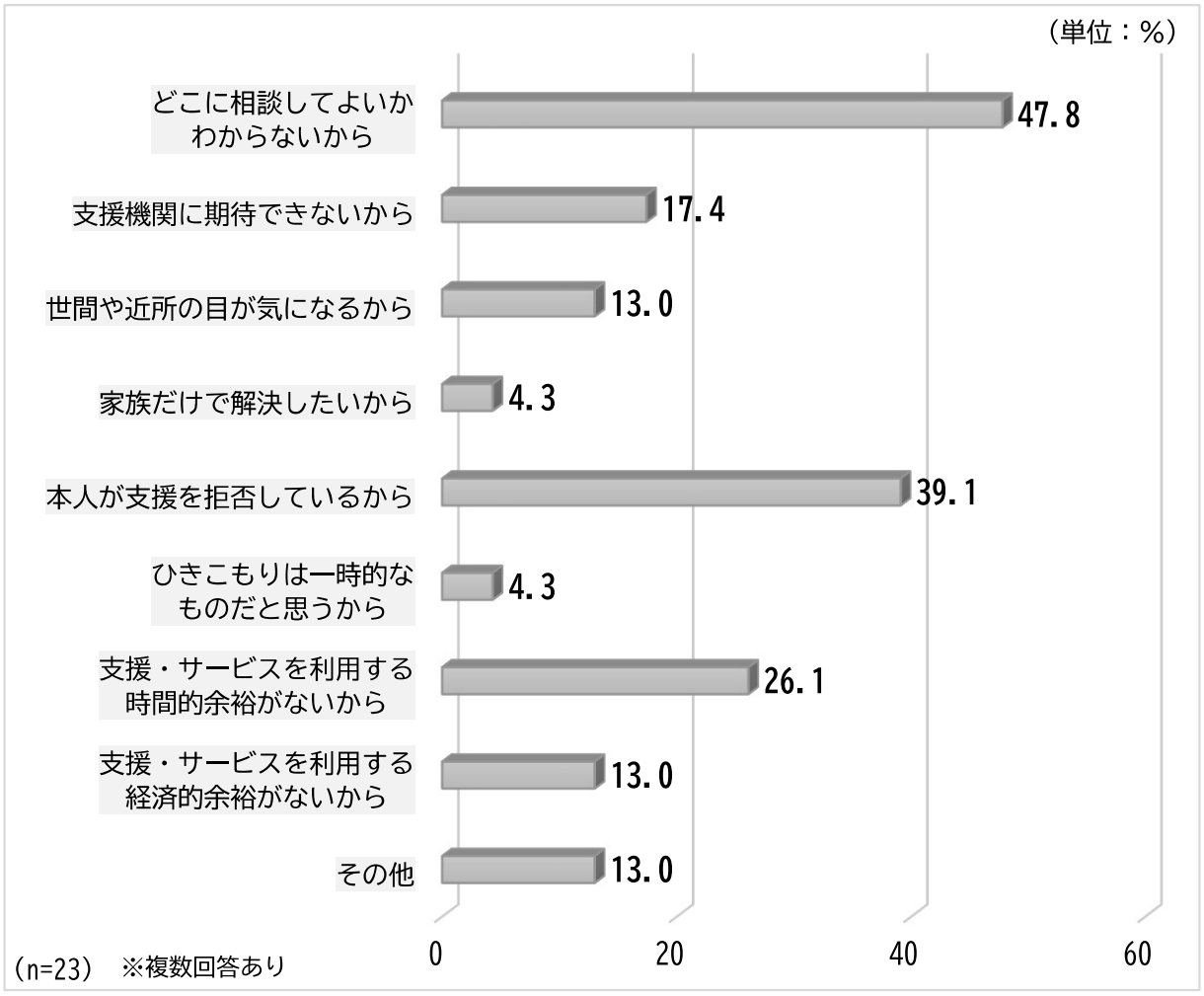

・一方、両アンケートにおいて、「周囲の人に利用を知られてしまう恐れがあるから」、「世間や近所の目が気になるから」を選択した方もいました。

・支援の利用経験者が利用したことのある支援機関は、当事者アンケートでは、「医療機関（精神科・クリニック）」の割合が最も高く、「就労支援機関（サポステ、障がい・生活支援等）」、「市町ひきこもり相談窓口」の順となりました。また、家族アンケートでは、「家族会・当事者会」が最も高く、「医療機関（精神科・クリニック）」、「三重県ひきこもり地域支援センター」の順となりました。

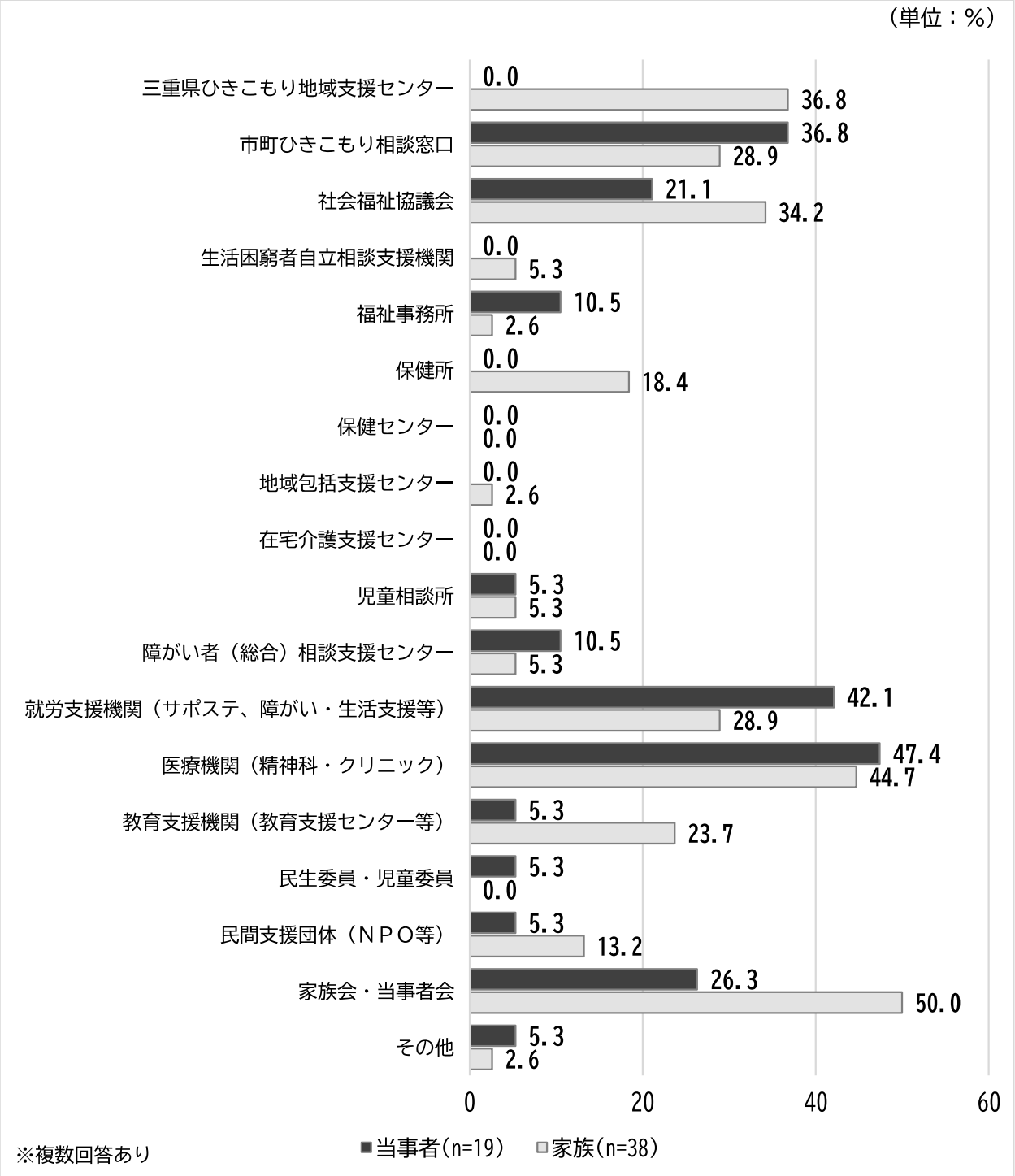

⑩ ひきこもり当事者の支援ニーズ

・利用してみたい相談支援、カウンセリング、生活支援は、「支援者が困りごとをじっくり聴いてくれる」の割合が最も高く、「同じ担当者が切れ目なく寄り添ってくれる支援」、「ひきこもりに関するあらゆることに対応する総合窓口」の順となりました。

（単位：%）

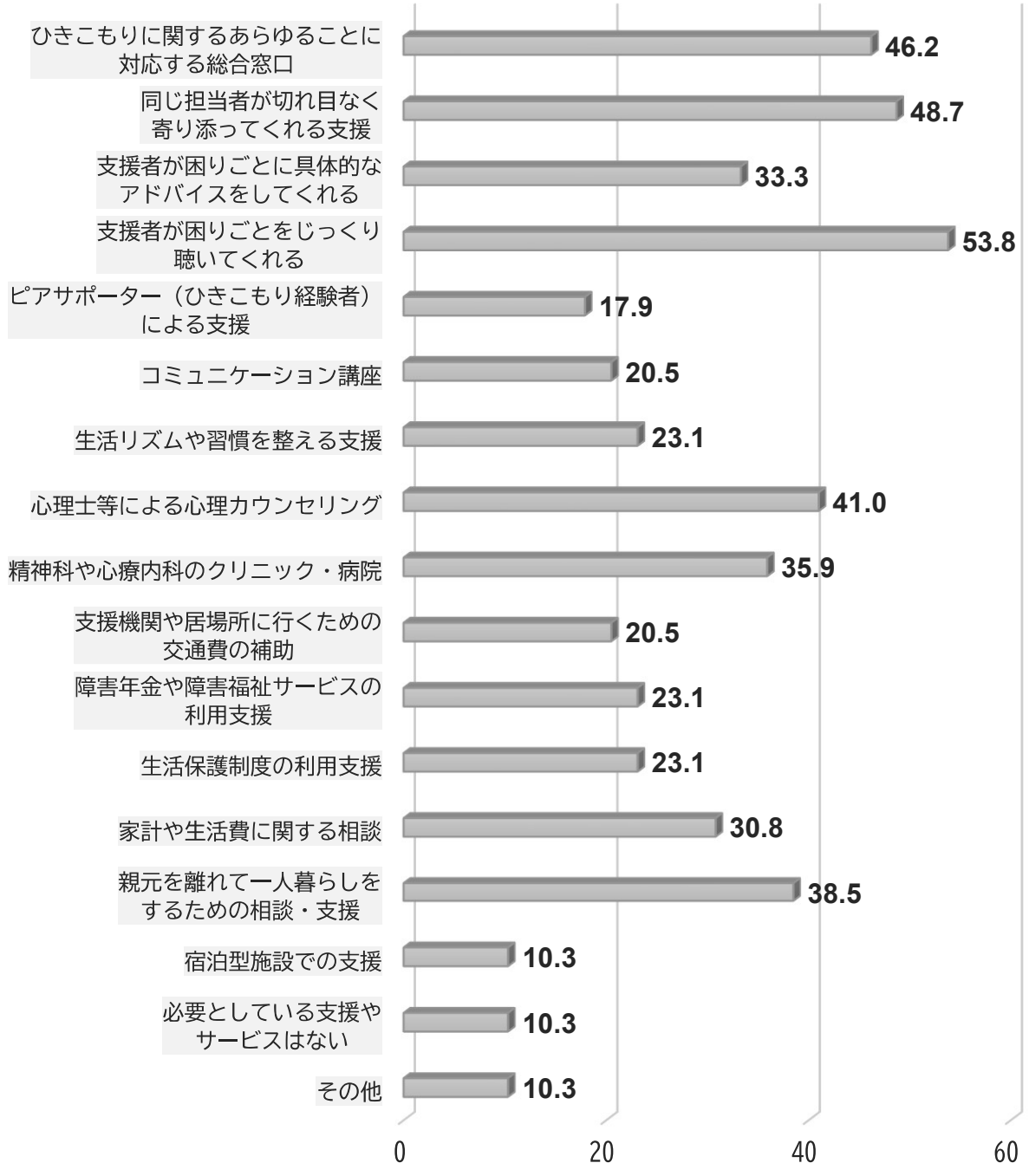

（n=39）※複数回答あり

・支援者に望む姿勢、態度、経験値等は、「相談者の話をじっくり聴いてくれる」の割合が最も高く、「相談者に共感し、同じ目線に立って、寄り添う姿勢がある」、「長期的・継続的な支援を行ってくれる」の順となりました。

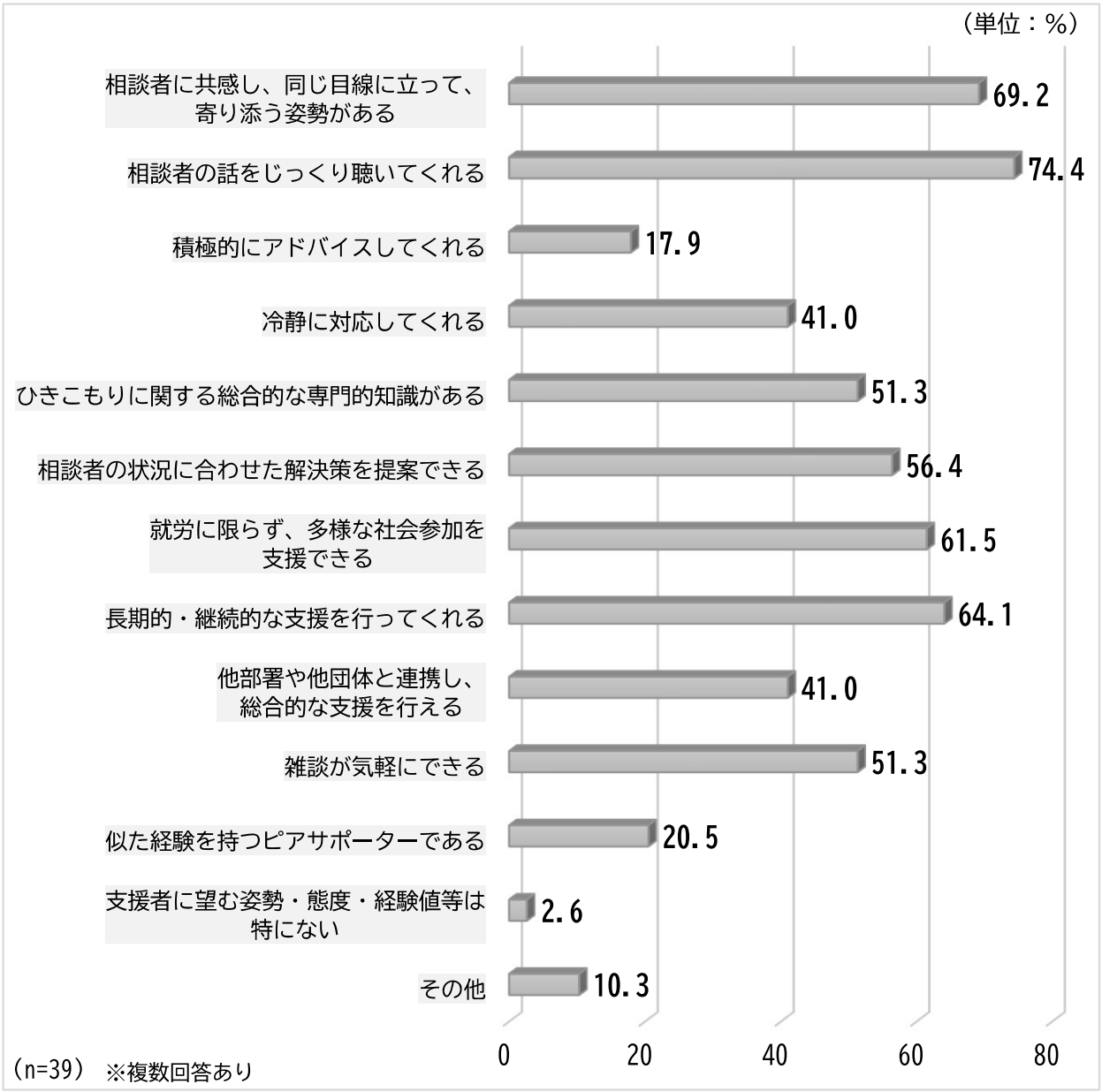

・これらの回答状況から、まずは話をじっくりと聴くこと、そしてできるだけ担当者が変わらずに継続的に支援を行うことが求められていると考えられます。

・利用してみたい居場所や交流の場は、「自分と同じ年齢層の人が集まる当事者の交流の場」の割合が最も高く、次いで「いつでも自由に行けて、自由に過ごせる場」と「役割があり、手伝えることがある場」となりました。

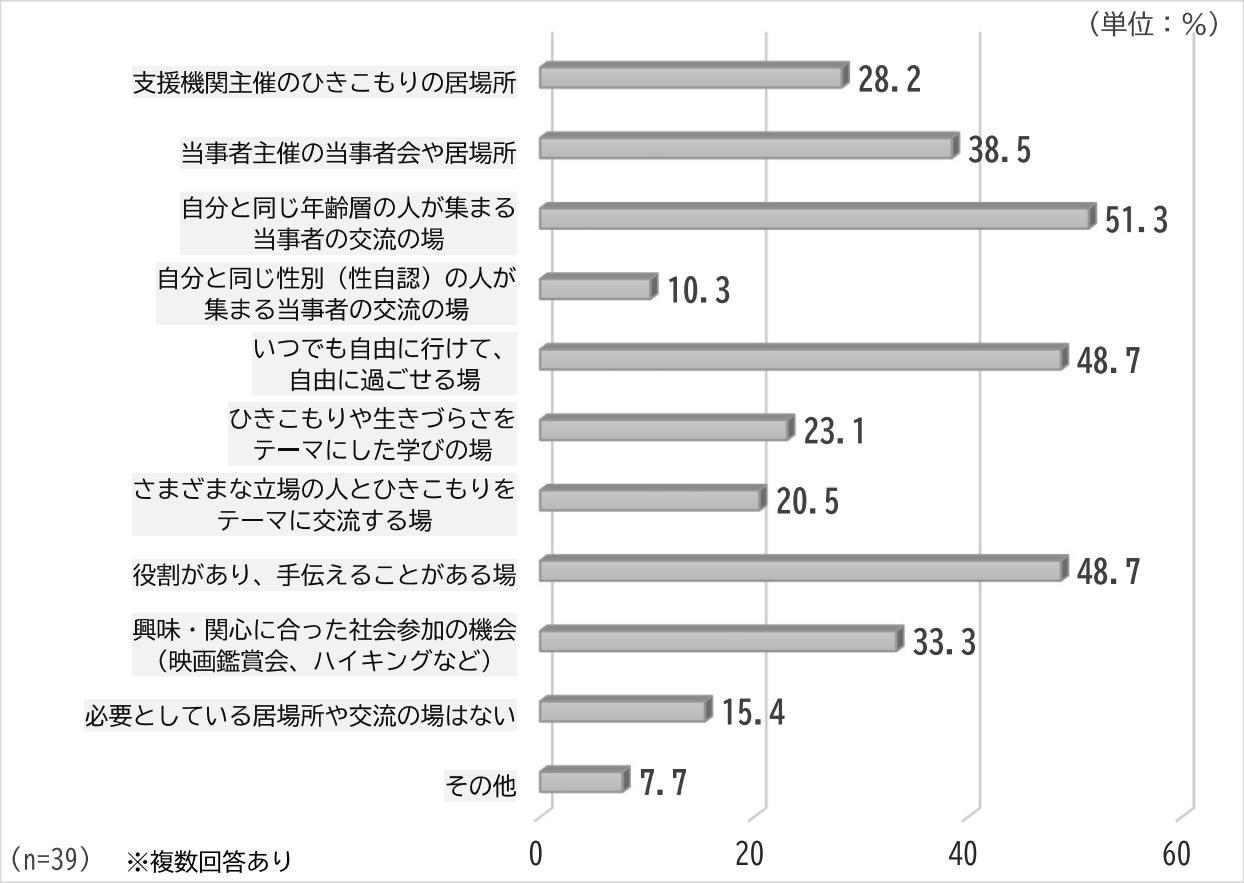

・働きたいと思える職場環境・労働条件は、「上司や同僚がひきこもりに理解がある」の割合が最も高く、「体力的な負担が少ない」、「メンタルヘルスへのサポート体制がある」の順となりました。

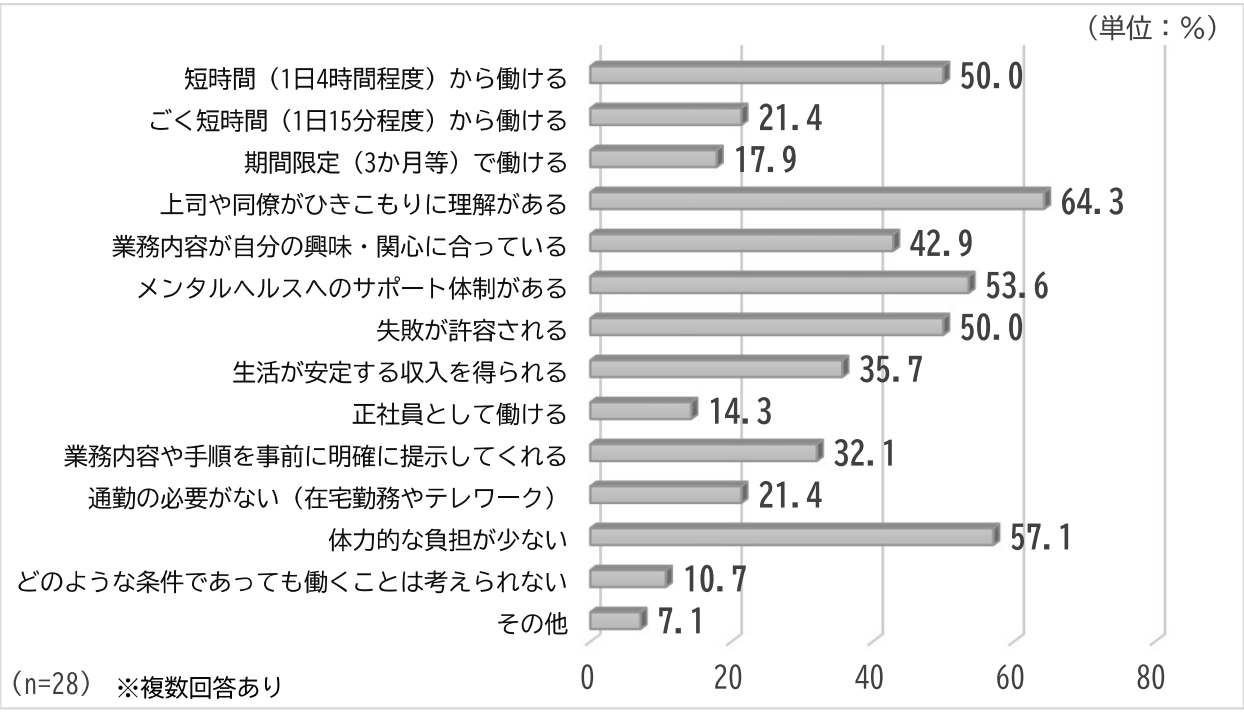

・利用してみたい就労支援は、「短時間（１日４時間程度）から働ける職場の紹介」と「ひきこもりに理解がある職場の紹介」の割合が最も高く、次いで「在宅でできる仕事の紹介」となりました。

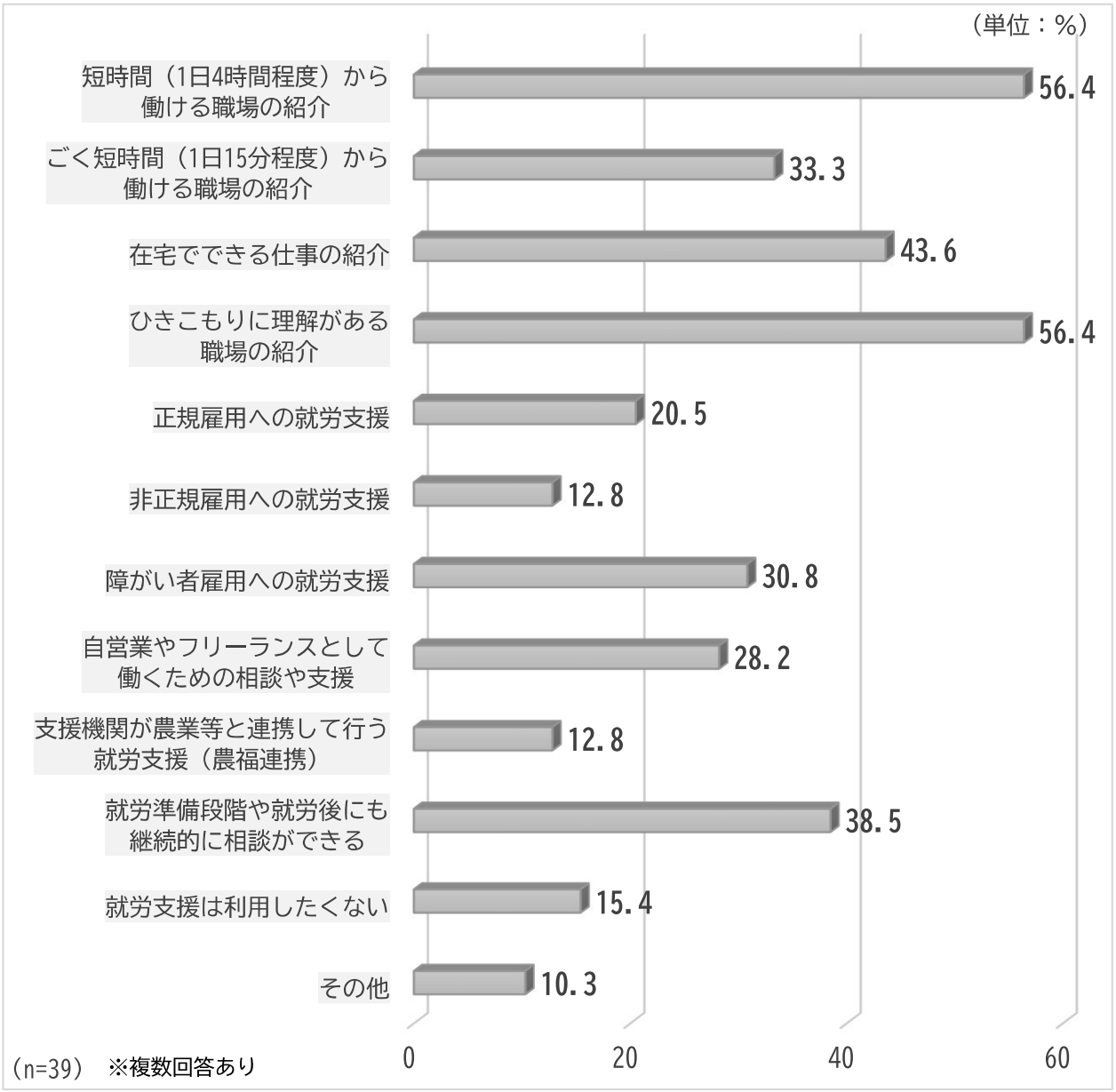

・一方で、就労に関する設問の中で「どのような条件であっても働くことは考えられない」、「就労支援は利用したくない」を選択した方もおり、支援にあたっては留意が必要です。

⑪ 家族の支援ニーズ等

・ひきこもり状態の本人に関連して家族が悩んでいることは、回答者の約８割が「本人の将来の自立や、社会参加への見通しが立たないこと」と回答しています。また、回答者のうち６割以上が「親亡き後の本人の生活への不安」、「本人のひきこもり状態が長期化していること」と回答しています。その他に、本人が支援に消極的、本人とのコミュニケーション、家族間の関係性、本人の生活スタイルに関すること、近所の目や評判が気になるといった回答がありました。

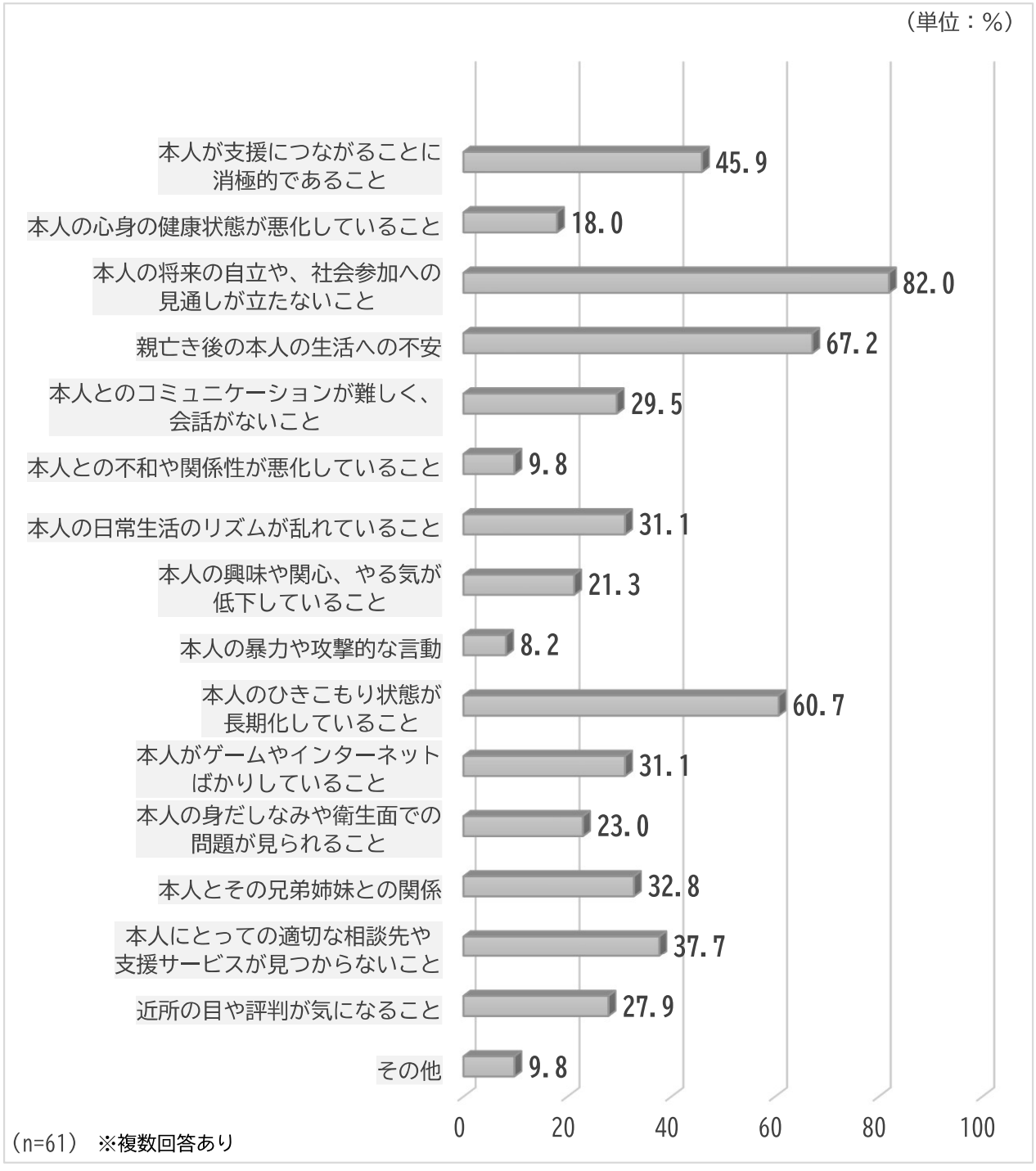

・家族自身が必要としている支援は、「親亡き後に向けた相談」の割合が最も高く、「じっくり話を聴いてくれる相談」、「ひきこもり状態にある本人のメンタルヘルスに関する相談」の順となりました。

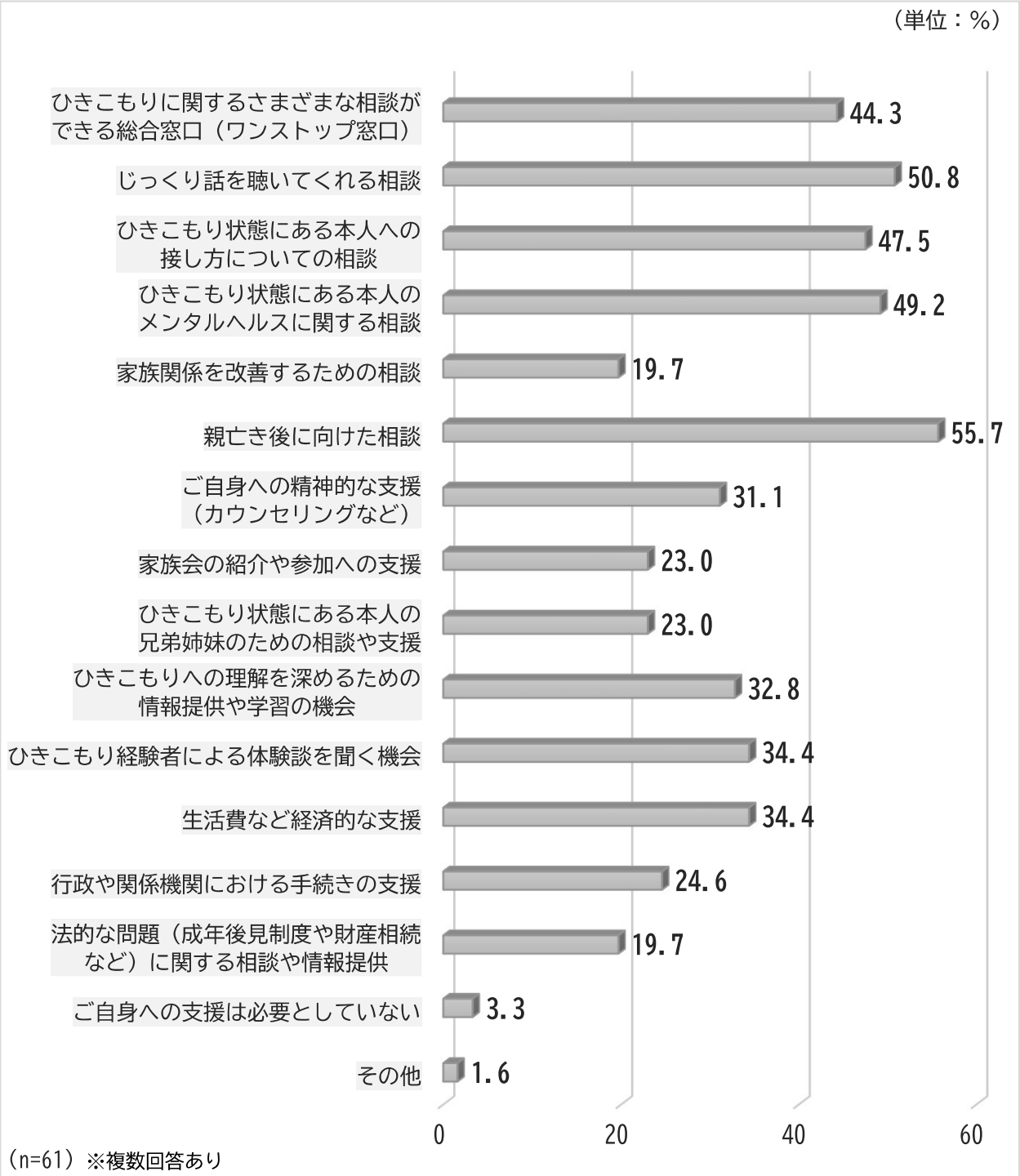

・家族がひきこもり状態の本人に受けてほしい支援は、「就労支援」の割合が最も高く、「精神科病院やメンタルクリニックなどの医療的支援」、「興味・関心に合わせた社会参加の機会（映画観賞会、ハイキングなど)」、「居場所・当事者会の紹介」、「ピアサポーター（ひきこもり経験者）による相談や支援」の順となりました。

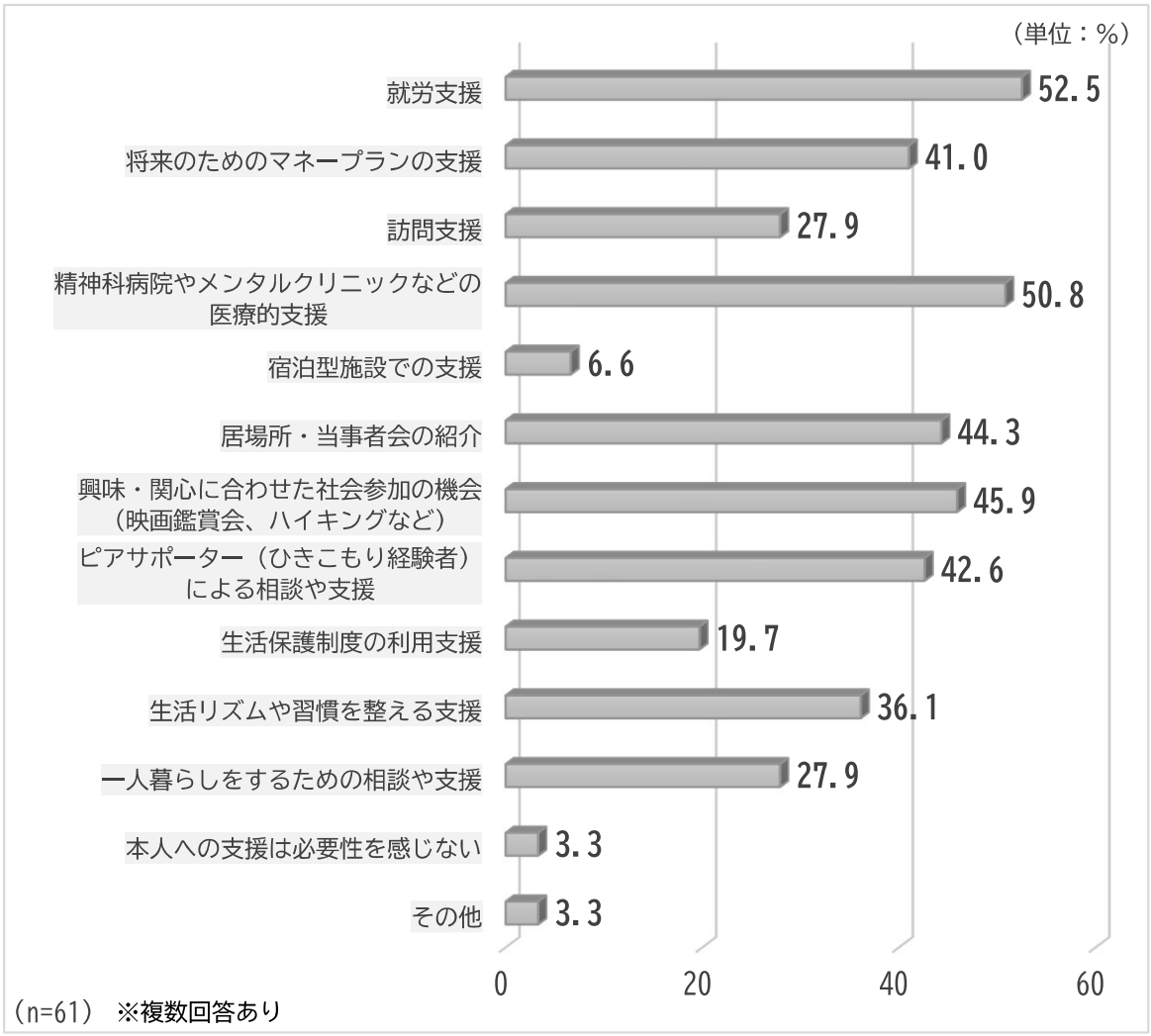

⑫ 主な自由意見

ア　ひきこもり当事者の気持ち

・ひきこもりから抜け出そうと思っても自分ではどうすることもできないので、行政からのサポート体制が必要だと思っている。

・ひきこもりは部屋から出てこない人ではなく、社会との接点が持てないことも広い意味でひきこもりに入ると思う。孤独でかわいそうな人ではなく、普通の一人の人間として接してもらいたい。

・どうしても最終目標が就労を目的としていることが嫌である。

イ　親の高齢化に伴う不安

・親も高齢であり、きょうだいの面倒を見ることを考えると絶望しかない。

・高齢化、持病で、生活費も不安。自分のことで精一杯。

・親が高齢となった今、行政のより積極的な関わりが必要ではないか。

ウ　ひきこもりの理解促進

・理解がもっと進めば、本人も家族も楽になると思う。

・ひきこもりというマイナスイメージが社会的に根深いことで、オープンにしづらい空気を醸し出しているのではないか。

エ　支援者の姿勢・態度

・支援者に理解がない。

・支援者は、当事者の意見をよく聴くことが大事だと思う。

オ　支援体制

・市によって支援の充実が違う。

・どこに相談すればよいのかわかりにくい。

・長期を見据えて支援してくれる機関がない。

B 支援機関に対するアンケート調査結果

① 令和5(2023)年度に支援(相談、訪問、居場所等)で対応した実件数(1か月平均)

・支援で対応した当事者の状況は、「１～２件／月」の割合が最も高く、「利用者はいない」、「３～５件／月」の順となりました。

・支援で対応した家族の状況は、「１～２件／月」の割合が最も高く、「３～５件／月」、「利用者はいない」の順となりました。

・いずれも、「１～２件／月」以下の回答が約７割を占め、利用者は少ない傾向にあります。

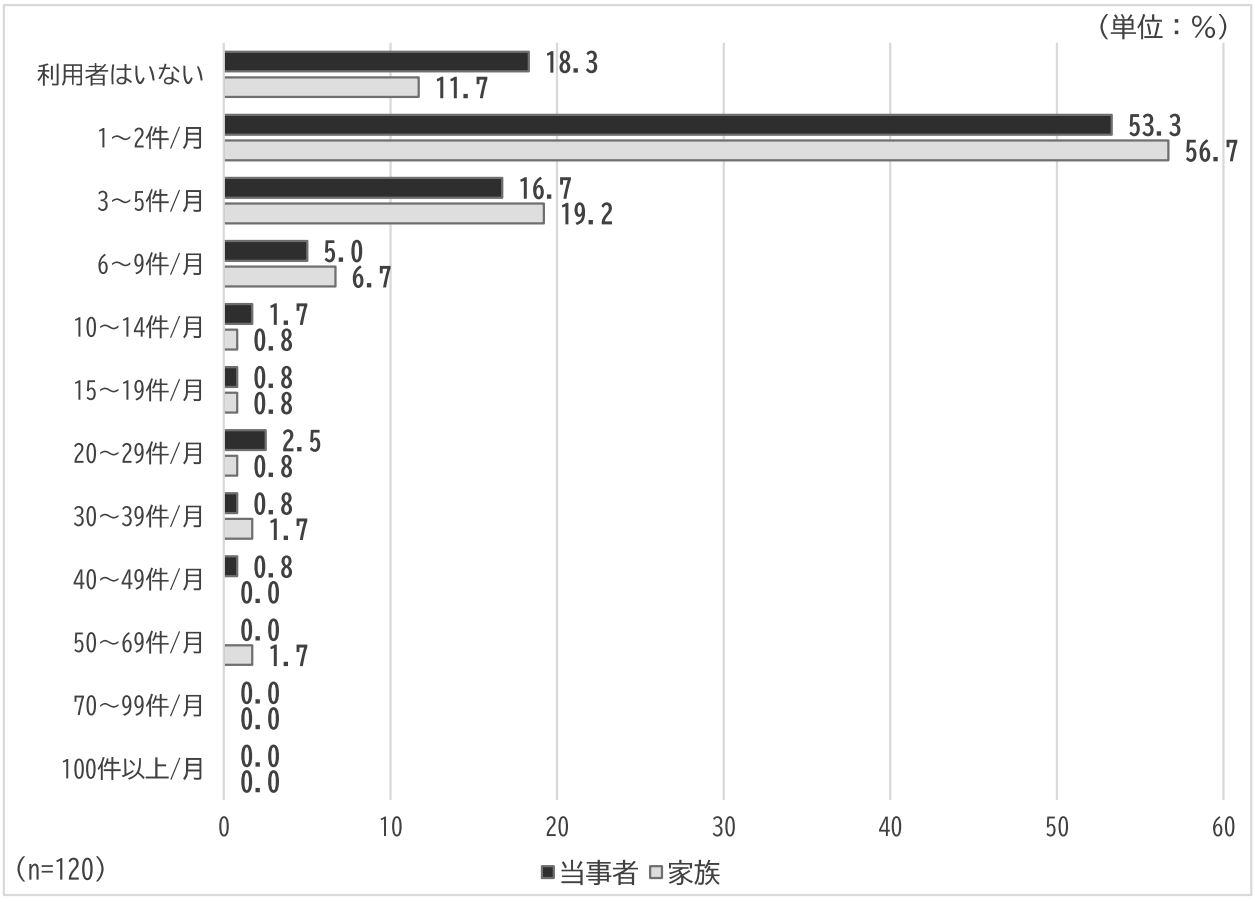

② ひきこもり状態にある方を把握する機会

・ひきこもり状態にある方を把握する機会は、「家族からの相談」の割合が最も高く、８割を超えています。次いで「行政機関からの情報提供」、「民生委員・児童委員からの情報提供」の順となり、「当事者本人からの相談」は 21.5%にとどまりました。

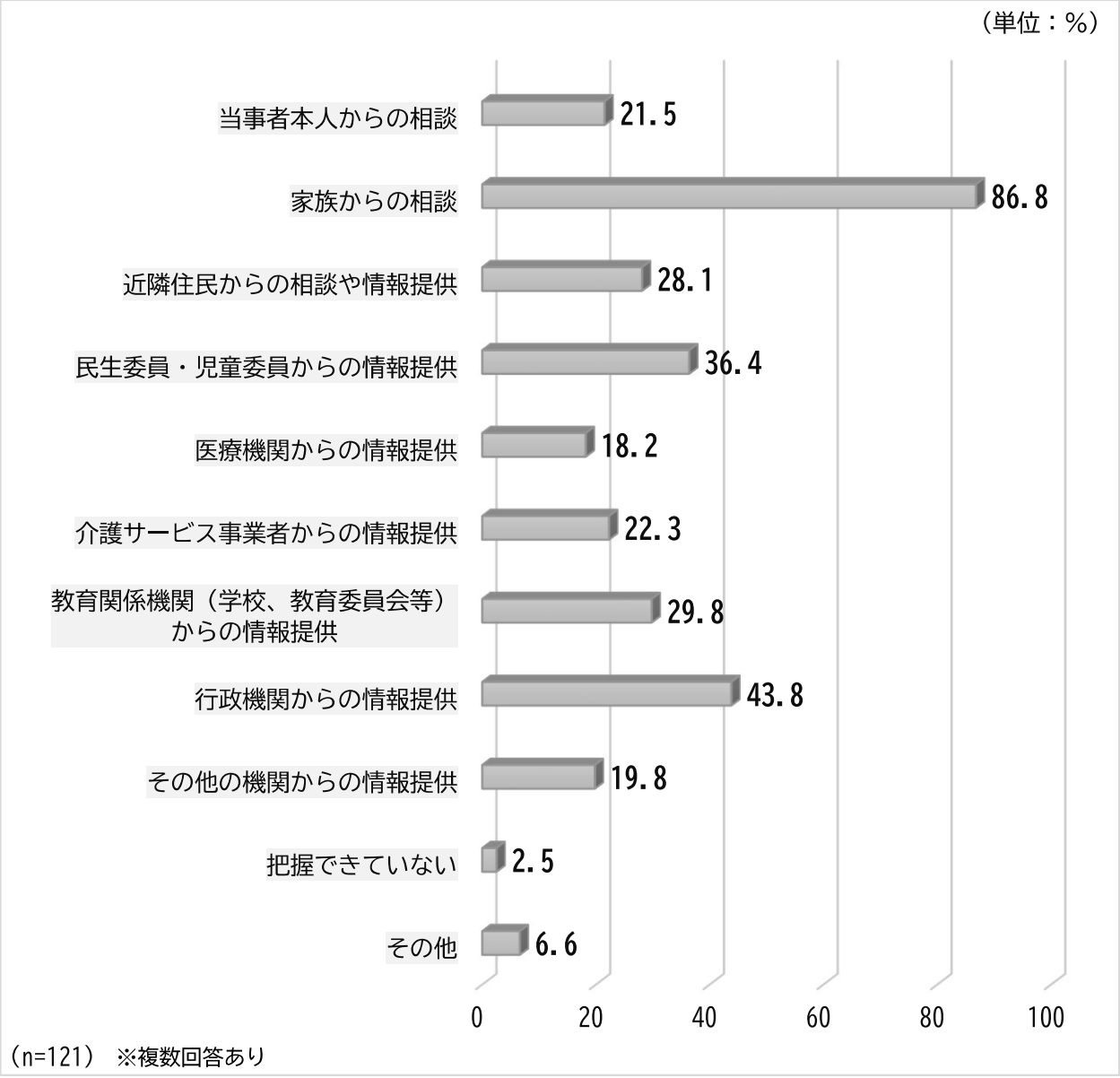

③ 提供している支援

・提供している支援は、「対面による相談（来所）」、「電話による相談」、「自宅などへの訪問（アウトリーチ）」の回答がいずれも８割を超えています。「メールによる相談」の割合も 43.0%あり、相談支援に取り組む機関が多い一方、「当事者向けの居場所の開催」、「家族会の開催」、「地域住民向けの講演会や普及・啓発活動」に取り組む機関は、２割以下となっています。

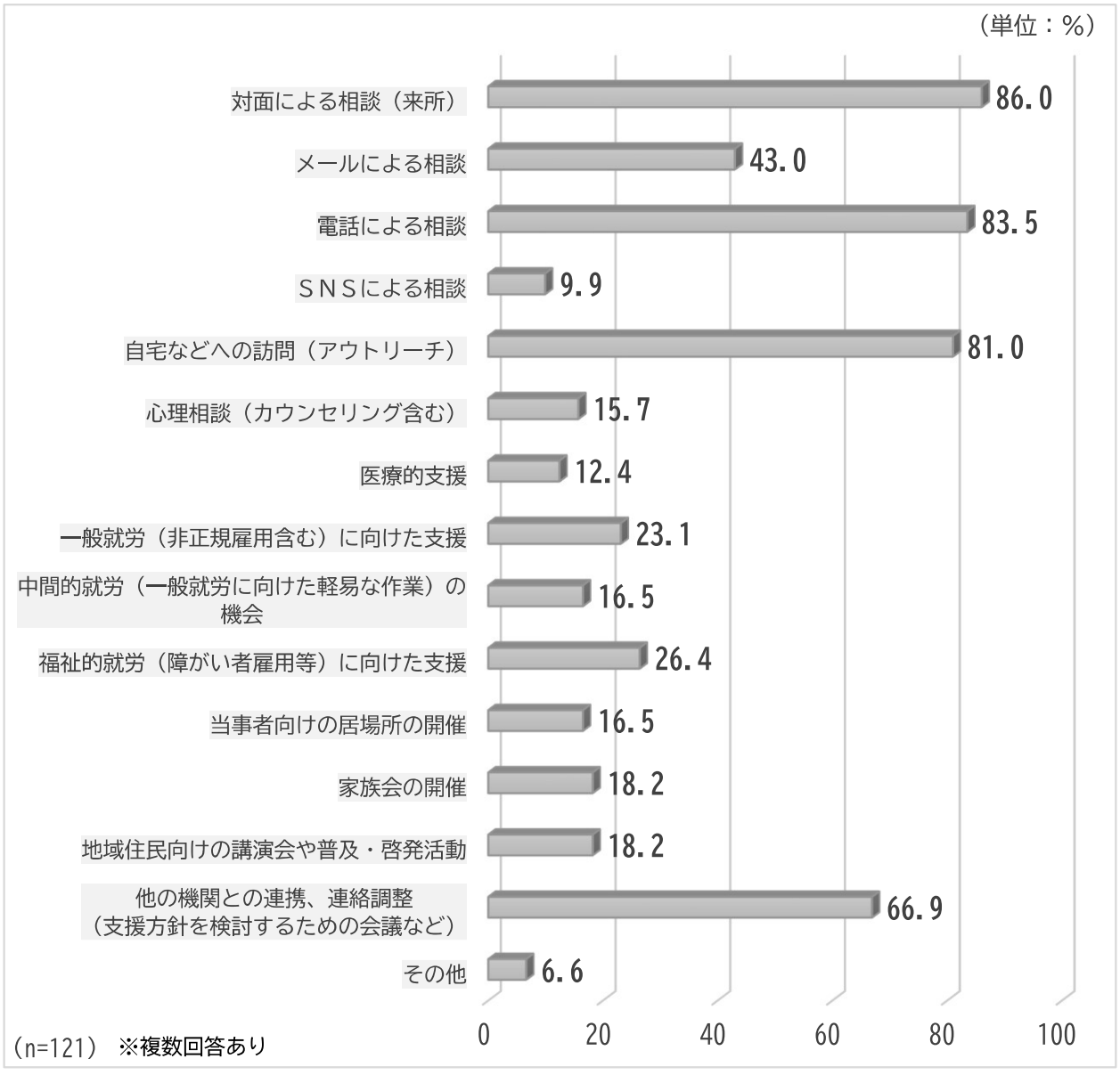

④ 回復の助けになると感じている働きかけ

・ひきこもり状態にある方に対する回復の助けになると感じている働きかけは、「時間をかけて関わり続けることによる信頼関係の構築」の割合が最も高く、「本人の話をじっくり聴き、その感情や経験を理解しようと努めること」、「家族の理解と協力を得ること」の順となりました。

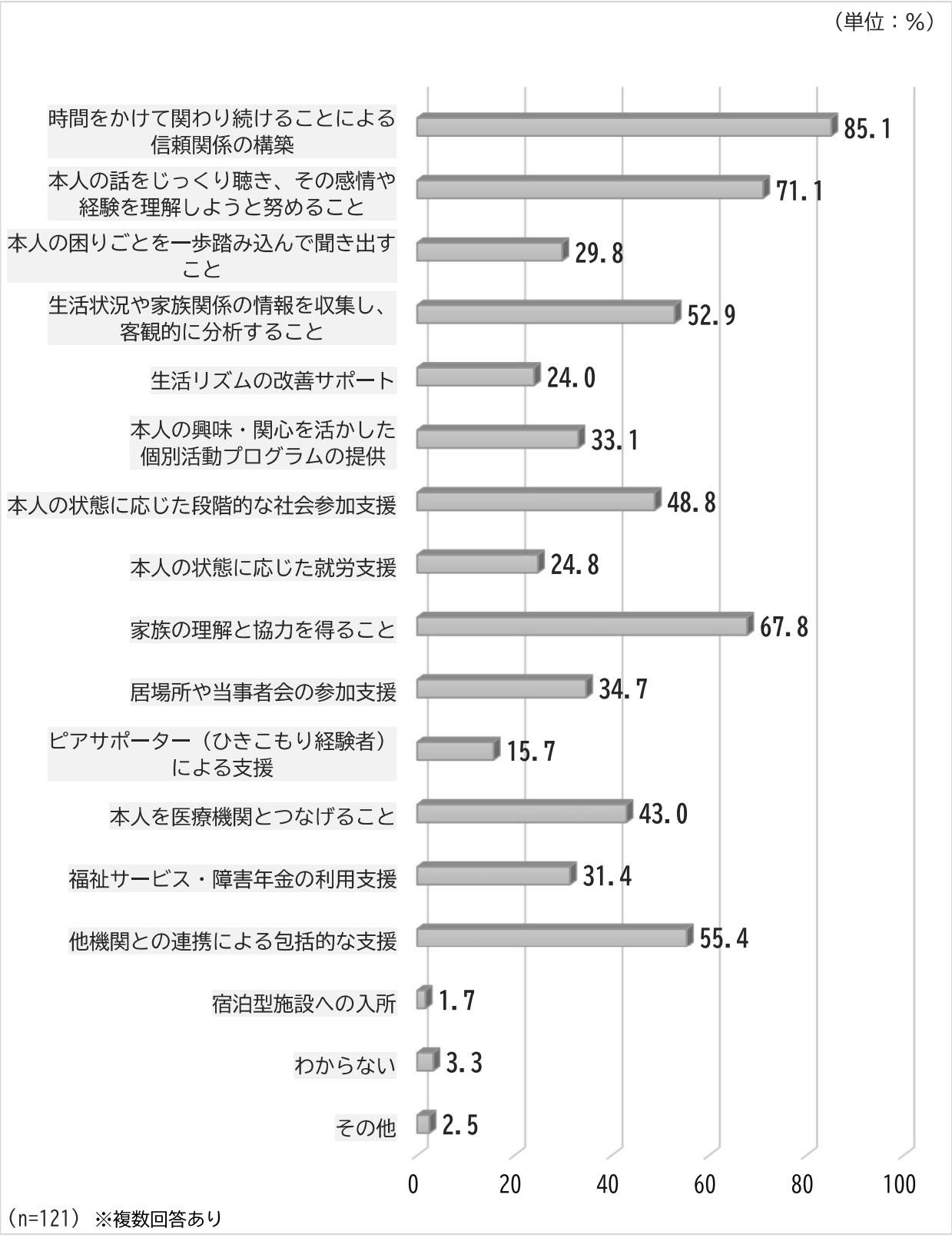

（n=121）※複数回答あり

⑤ 支援における課題

・支援を行う上で特に感じている課題は、「ひきこもり支援のための職員不足」と「地域にひきこもりに関わる社会資源（就労先、協力者等）がない」に続き、「ひきこもりに対する地域や社会の無理解」、「支援者向けの研修機会の不足」の順となりました。

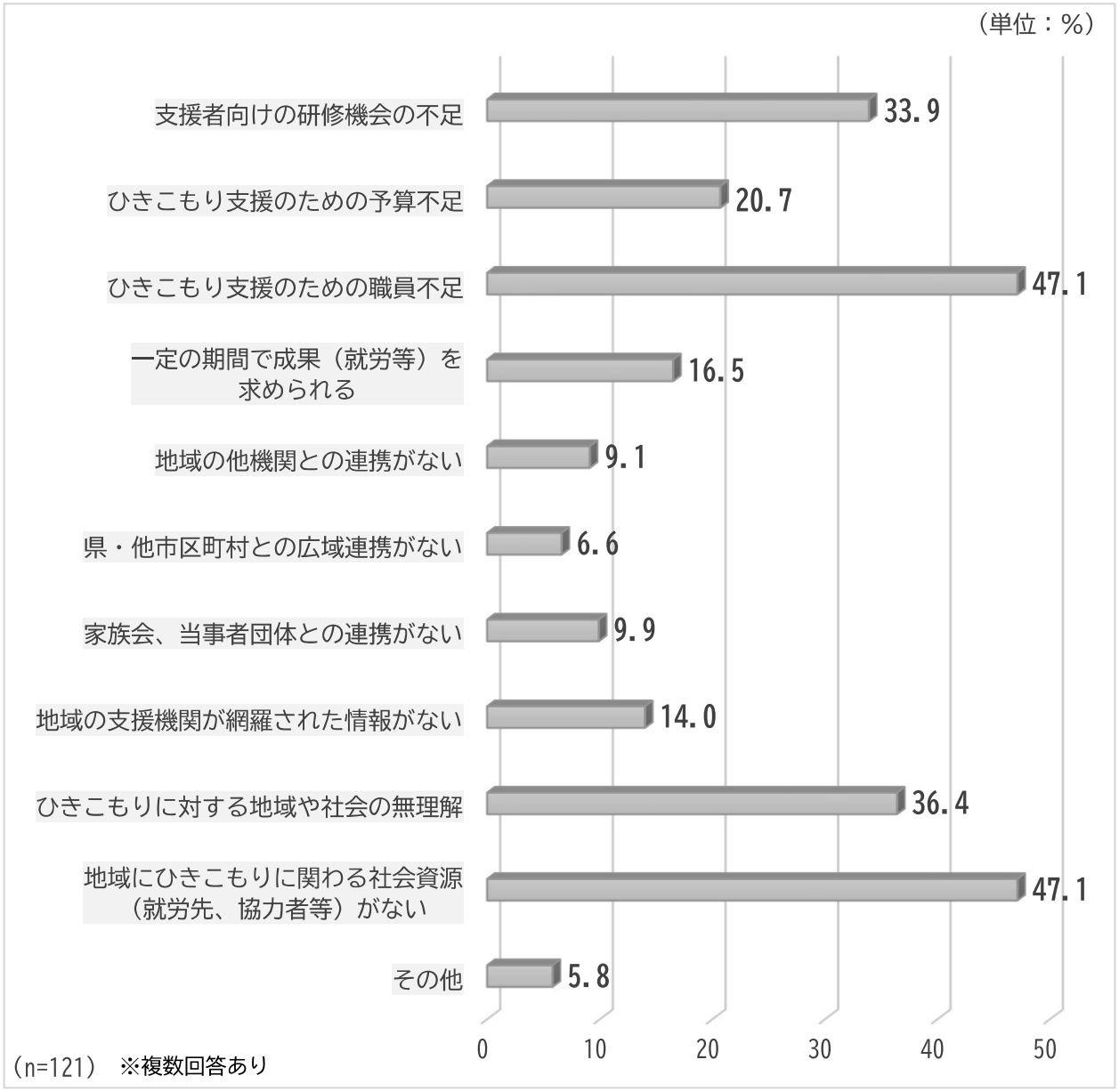

・若年層（おおむね 39 歳以下）への支援を行う上で感じている課題は、「家族は支援につながっているが、本人につながることができない」の割合が最も高く、「ひきこもりについての知識やノウハウが足りない」、「学齢期（高校生相当まで）を過ぎると支援が途絶えてしまう」の順となりました。

（単位：%）

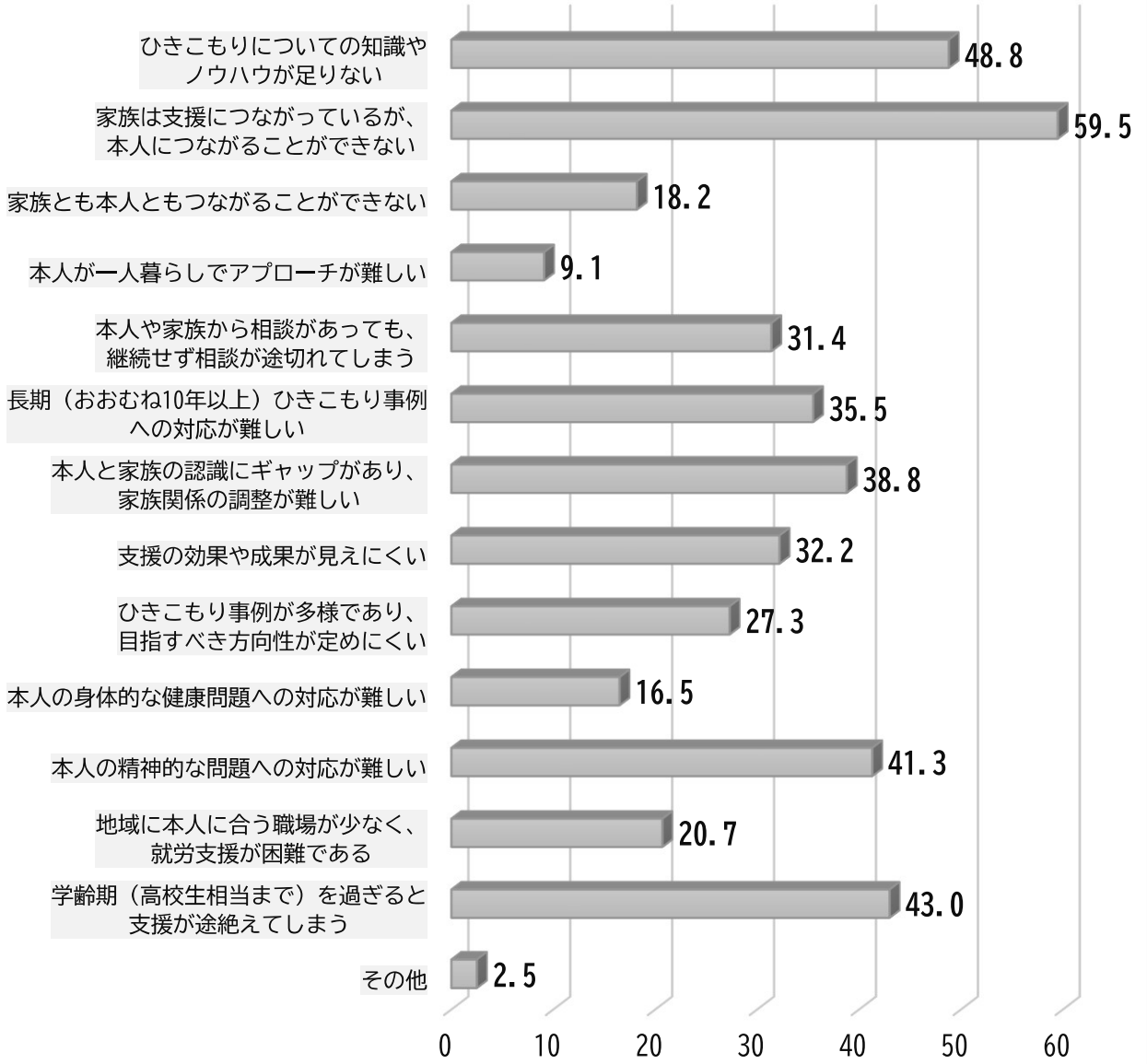

（n=121）※複数回答あり

・中高年層（おおむね 40 歳以上）への支援を行う上で感じている課題は、「家族は支援につながっているが、本人につながることができない」の割合が最も高く、「長期（おおむね 10 年以上）ひきこもり事例への対応が難しい」、「ひきこもりについての知識やノウハウが足りない」の順となりました。

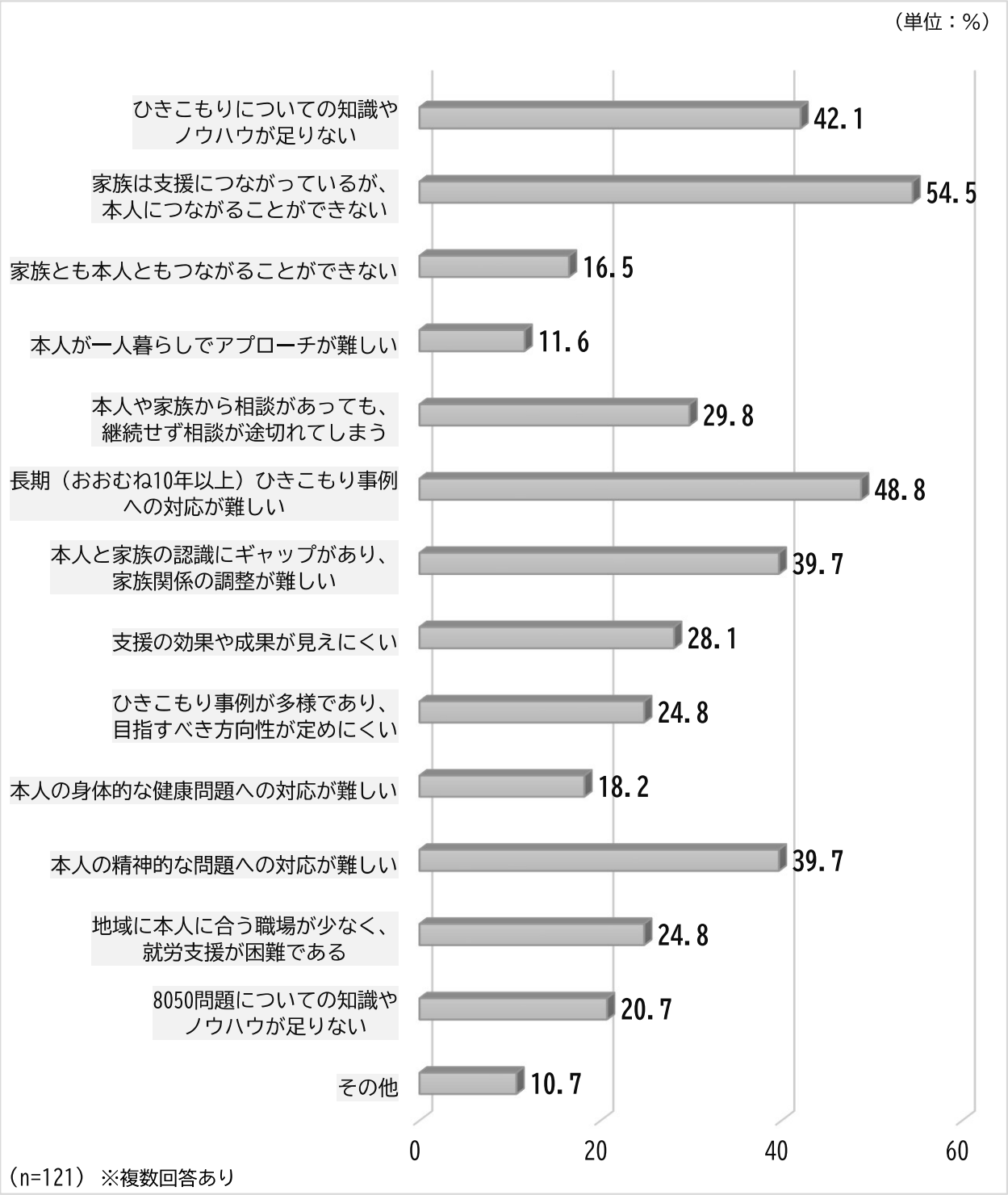

⑥ 支援において注力していること

・支援において注力していることは、「他機関と連携し、複合的な課題に取り組んでいる」の割合が最も高く、「個人のニーズに合わせた支援・サービスを提供している」、「訪問支援（アウトリーチ）を積極的に行っている」の順となりました。一方で、「職員・スタッフの研修・セミナー等への参加を積極的に奨励している」は 21.5%にとどまりました。

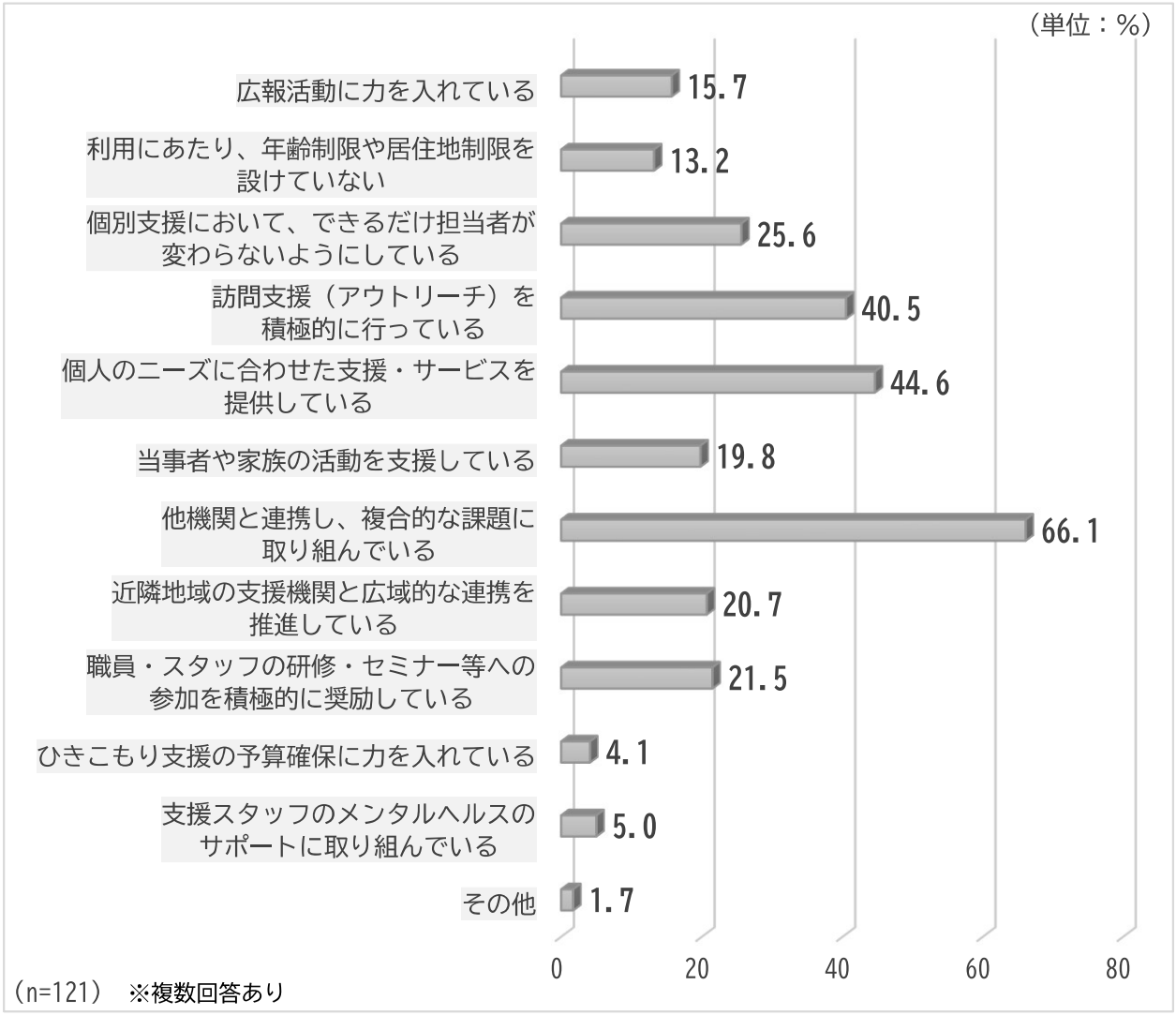

⑦ 連携している関係機関

・支援において連携している関係機関は、「社会福祉協議会」の割合が最も高く、「地域包括支援センター」、「生活困窮者自立相談支援機関」の順となりました。

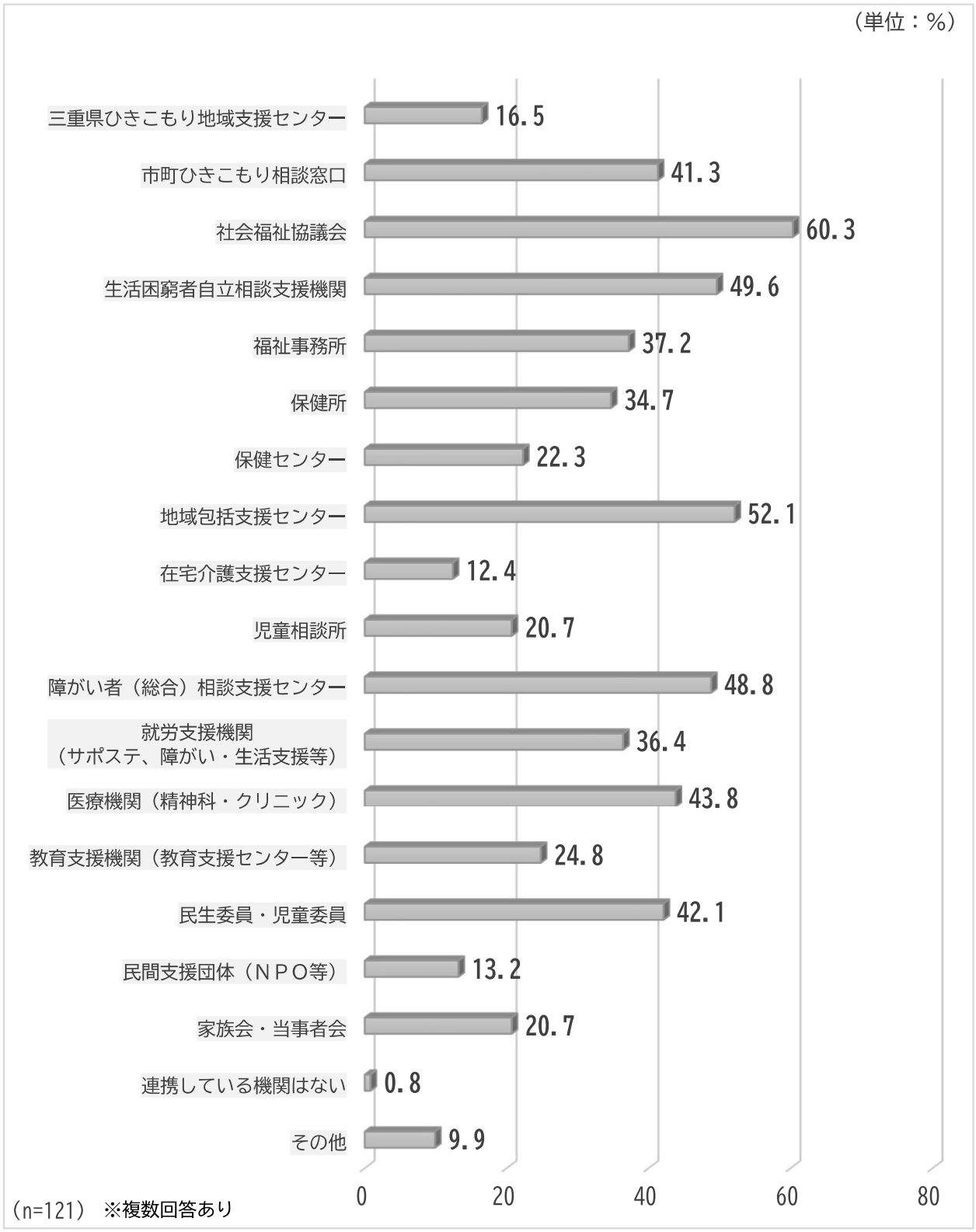

⑧ 主な自由意見

ア　相談支援の困難さ

・家族からの相談は多い一方、本人につなげていくことはなかなか難しい。

・本人、家族共に支援を希望していない場合、どう対応するのがよいのか疑問に思うことがある。

イ　継続した支援

・当事者との信頼関係を築くには時間が必要だが、職員の異動もあり、これまでのつながりが途絶えてしまう場合がある。

・すぐに成果が出るものではなく、根気よく関わっていく必要があるという意識はどの支援者にも必要だと思う。

ウ　支援のノウハウ、人材育成

・支援の仕組みづくりのノウハウを学びたい。

・基本的な支援について研修があれば参加したい。

・専門的な知識を持った支援員を育成してほしい。

エ　支援体制

・広域的なひきこもり支援はできないか。

・身近な地域に当事者が過ごせる居場所がなく、家族会も少ない。

・過疎地域で社会資源が乏しいため、中学校卒業後の支援が途切れてしまう。

オ　関係機関との連携

・多様なニーズがあるので、まず支援機関がしっかり連携できることが必要。

・関係機関へのつなぎをするものの役割分担が明確でなく、支援体制もうまくつながっていない状況と感じる。

C 当事者、家族に対する個別ヒアリング結果

① ひきこもり当事者の声

Aさん(20代、ひきこもり歴11～12年)

・小学校の時から学校は好きではなく、同じクラスの中でも競い合ったり、提出物を出していない人の名前を黒板に書かれたり、常にさらし上げをされている状態。自分が消えてしまう感じがした。

・三重県の支援は形骸化している。自治体の職員が「本人に会えないからやりがいがない」と言ったり、相談相手に対して「底辺の人」と言うのを聞いたりしている。

・「弱者」を社会からなくそうとするのではなくて、その人たちをまずは受け入れて、例えば、どうやって命を断たないように支えていこうというところから始めてほしい。ひきこもることや死にたいと思うこと自体もおかしくなく、誰にでもうつ病になる可能性があるというふうに変わってほしい。

Bさん(30代、女性、ひきこもり歴2年半)

・小学校の頃からいじめを受けた経験があり、人が怖いというイメージがある。
高校、専門学校で不登校を経験し、卒業後に就職したが、結局、仕事は辞めてしま

い、現在は３回目のひきこもりである。幼少期から人間関係への苦手意識があり、大人になって「克服しなきゃ」と思っていたが、うまくいかない。
・自分自身はひきこもり当事者に当たると思うが、他の人からは「普通の元気な人に見える」などと言われる。高校生の時に行ったメンタルクリニックでも「甘えているだけじゃないですか」と言われ、ショックだった。
・自分のように悩んでいる人がいると知ってもらうだけでも、少し気持ちが軽くなる。もし自分に助けが必要になり、市や県に助けてほしいと声を出した時には、「しんどかったですね」と受け入れてもらえたら嬉しい。
・テレワークに興味があり、自宅で自分の生活リズムを崩さず、無理のない時間帯に働けるような働き方があるとよい。

Ｃさん(40 代、男性、ひきこもり歴6～7年)
・学校でも職場でもいじめや嫌がらせを受け、障がい者の就労支援施設も転々としてきた。何とかひきこもり状態を脱したい、助けを求めたいという思いや、いじめの現状を知ってもらいたいという思いがある。
・現在は、地元の役場と社協につながってはいるが、高齢者等の支援に力を入れざるを得ないようで、後回しにされてしまっている。声をかけてくれず放置状態になり、こちらから何か言ったところで「現状の福祉の支援はここまでしかできない」という話で終わってしまう。
・どこかと関わりを持てるきっかけを一緒に探してくれたり、何かをするときに付き添ってくれるとよいと強く思う。障がい者を把握している割には、どれだけいじめを受けて苦しんできたかといった昔からの歩みやいきさつを把握しようとしてくれない。現状は、とりあえず働けと就労に向けて引っ張られる組織がほとんどである。
・北勢地域では支援が少ない。福祉課の職員の数も少なく、県全体として、支援機関は隣県に比べるとかなり弱いと感じている。

Ｄさん(40 代、男性、ひきこもり歴 15～20 年)
・小中高でひどいいじめを受け、精神科に通ったところ統合失調症と診断された。
・20 代の頃は、強い焦りと孤独感を感じていた。みんなが楽しく生活している中で、自分だけが取り残されているような気持ちに苛まれ、自分を責める気持ちが強かった。現在は、ゲームやネット動画で時間を過ごすことが多く、ひきこもりに慣れてしまって、あまり苦にならないと感じている。
・病院を変え、自分に合う薬に出会えたことで症状が少し改善した。それがきっかけで一人暮らしをしたいと思うようになり、福祉事務所に相談したところ、生活保護の受給や精神障がい者の相談所につながった。Ｂ型作業所にも通ったが、孤立感を感じたり、支援者の態度がきつい雰囲気で嫌になった。
・支援者は当事者の気持ちを十分に理解していないと感じる。働くことを過度に勧められたり、気持ちを無視された場面があったりして困惑した。

・自分から連絡するのは難しいので、月に 1 回でも「元気？」と声をかけてほしい。「誰一人取り残さない」と言うなら、支援者側からも積極的にアプローチしてほしい。当事者経験のある支援者や、より理解のある人を増やしてほしいと切実に思う。支援者との関係が途切れがちで、継続的なサポートを受けられていないと感じている。
・安価で長時間滞在できるカフェのような居場所があったら嬉しい。

E さん(30 代、男性、ひきこもり歴3～5年)

・完璧主義者的な傾向が強く、大学生の時に、大学のレポートやバイト等、オーバーワークになってしまい、ある日、ふと動けなくなった。
・ひきこもる前から、自分が自分でないような感覚が強かった。人の皮を被った身体の奥に、精神的に閉じ込められたような状態で、自分ではない者の身体を動かしている感覚がずっとあった。ひきこもって部屋の中にいるときもそんな感覚だった。だから、死ぬことよりも、自分が自分でなくなることが一番おそろしいと思っている。
・支援は必要としていないが、強いて言うなら他のひきこもりの方や、何か自分でやろうと思っている人とコミュニケーションが取りたい。現在の移動手段は徒歩だけなので、近場かオンラインだとありがたい。
・ひきこもりは、性質上、人とのつながりを持てないため、それをつなげるのが大事かと思う。みんなひきこもり初心者なので、先輩がいない。「こうするといいよ。ひきこもりの仕方を教えてあげるよ」という人とつながる機会が必要。
・お金に対する不安はある。両親が退職したとき、両親の年金があるけれどそれで持つのかなというのもある。

F さん(50 代、男性、ひきこもり歴 20～25 年)

・生まれつきの身体の病気があったが、バブル期に就職。結婚して子どももいたが、30 歳の頃に病気が悪化して入院し、経済的理由から離婚した。
・失業や離婚で「そんなことで人は離れていくのか」という思いを抱き、人が怖くなった。うつ病も発症し、踏ん張りがきかなくなった。怠け者じゃないかと自分を責め、死のうと思ってもなかなか死ねなかった。
・家の中が荒れ、別の病気も併発し、市役所に困っていると伝えたら、ヘルパーと訪問看護を入れてもらえた。うまく心の引き出しを開けてくれて、釣りや散歩に連れ出してくれる。外に出たい気持ちも出てきた。
・支援を受けていて困るのは、外出したくないときでも予定をキャンセルしづらいこと。外出したくない日でも出かけなければならず、気分が悪いときもある。一方で、キャンセルを繰り返すことで元のひきこもり状態に戻ってしまうおそれや、支援を受けられなくなる不安もある。
・65 歳を過ぎてヘルパーの利用が介護保険に切り替わると負担が大きくなるのが怖い。今は親が見守ってくれているが、親がいなくなった後のことを考えると不安であり、金銭的な不安について相談できる場所があればよい。

・支援者には、当事者が持っている宝物を探って引き出してほしい。僕には僕の引き出しがあるように、他の人にも心の中に引き出しがあって、必ずどこかに宝物がある。それをどうやって引き出してあげるかを探ってほしい。

② 家族の声

Gさん(50代、女性)

・息子が小学4年生の時に、いじめがきっかけで不登校になった。専門学校に進学したが途中で行けなくなり、発達障害者支援センターを見つけ、通うようになった。そこでの臨床心理士によるカウンセリングには通え、自分の気持ちを表現できるようになり、少しずつ変化が見られた。地元の地域若者サポートステーションを利用した際、臨床心理士の勧めもあり検査したところ、自閉症スペクトラム症と診断を受けた。現在は社会福祉協議会の支援を受けており、ケースワーカーが息子と話をしている。
・自分は、家族会に参加をしているが、息子には言えないでいる。自分のせいで母親がひきこもり家族会に参加しなければならないと息子が負い目を感じるのではないかと心配している。
・教員への研修では、不登校やいじめについての理解を深めてほしい。特に、いじめた側の子どもへの教育やフォローを重視してほしい。いじめられた子だけが苦しむ現状に疑問を感じている。
・見えない障がいへの理解が不足しており、親への教育やカウンセリングの必要性を感じている。発達障がいを認め、自分のせいではないと理解するまでに時間がかかり、周囲からの無理解にも苦しんだ。
・最近は夫婦で楽しむ時間を持つようになり、息子の状況も周囲に隠さず伝えることで理解を得られるようになった。子どもの将来を見極めつつ、息子自身も年金の受給により落ち着きを取り戻し、親が自分の人生を楽しむことを認めてくれるようになった。これにより、子どもへのストレスも軽減され、より良い関係が築けるようになってきている。

Hさん(70代、男性)

・31歳の息子が高校1年生からひきこもり状態である。市役所や県に何回か相談し、クリニックにも行ったことがあるが、どこでも「本人を連れてこないと相談できない」と言われた。支援をしている人たちは「本人が来ないとどうしようもない」と言わないでほしい。
・息子が高校卒業後に通ったひきこもりや不登校の方を対象とした塾や、専門学校の授業料に給料や退職金を使ったため、生活の見通しが立たなくなっている。今の生活費は、ほぼ自分の年金であり、自身が抱える疾患も進行しており、先を考えると息子のことどころではなくなってきている。
・妻とは会話もなく、今の状況を話せる人はいない。夜中に目が開いたときに子どものことを思うと、本当に一日中寝れない。考えないようにしないと自分がひっくり返ってしまう。

・息子に対しては、自分が死んだらどうなるのだろうという心配しかない。経済的な見通しが立つのであれば、このままひきこもった状態でも構わない。自宅の贈与を考えているが、自分で手続きができないのではないかと心配している。

Iさん(70代、男性)

・ひきこもりの息子は、普通に勤めていたがある日唐突に帰宅してきた。3日も過ぎればまた行くと思ったが、そのまま5年になる。何があったのか今でも聞いていないし、聞けない。
・息子に対しては、会社に復帰するとか、結婚するとか普通に戻ってほしいという気持ちがある。自分自身の生活を考えると、今は収入もあるのでなんとかなっているが、あと5、6年後は自信がない。
・相談窓口や医療機関には全くつながったことがなく、市報に載っている就職氷河期世代に関する案内を切り抜いたりはしている。息子は良くも悪くもならず現状維持なので、そこまでの切羽詰まった感覚がない。相談しても、たぶん明確な改善策がないだろう。
・三重県や支援に望むことは、講習会の開催や情報の案内。広報紙に載せて、ひきこもりに関する機会を設けてほしい。
・息子のことも含めて悩むと、夜中寝られない。こちらがもたないから、あえて現状を維持している。自分が悩んでしまったら、現状の生活が保てなくなり、自分が老け込んで「8050」になったら何もできなくなる。
・狭い地元の民生委員とか自治会の人にはあまり話したくない。「あそこの家の息子は病気で」みたいなことを近所で言われたくない。本音で言えばほっといてくれと思う。

Jさん(60代、女性)

・不登校経験のある娘は、専門学校の途中から家にひきこもっている。これまで適応指導教室の先生や障がい者相談支援センターが訪問してくれていた時期もあったが、ある時を境に一切の訪問を受け付けなくなった。
・自分自身は現在特に悩みや心配はなく、「私は私の人生、娘は娘の人生」だと思い、習い事や趣味等、自由にさせてもらっている。本人については、今後の金銭的な面が心配である。病院にも行っていないので障害年金も受けられない。
・15分とか30分だけ仕事のお手伝いができるような支援があるといい。娘は話せないだけで、できることはいっぱいあると思う。それが発揮できるような場があればよい。
・自分はピアサポーターの講習を受けたが、ピアサポーター等をもっと活用したり、県や市町でもピアサポーターを養成するようなこともしてほしい。
・親御さんの中には「絶対に言えない、民生委員にも言わない」という人がおり、地域の人たちにひきこもりへの理解をしていただけるような啓発をもっと広くしてほしい。ひきこもりの子たちが胸を張って生きていけるような社会になればいい。

Kさん(60代、女性)

・子どもがひきこもった時に、長くなればなるほど難しくなるのは何となく想像できたので、支援につながった。支援機関に通って「良かったことはあると思おう」としている。何もつながりがなくなること、途切れることが不安。
今は、支援機関で自分が話して終わることが続いているので、夫は「何の意味があるの？」と言い出している。
・支援機関の担当者は「(お子さんとも)面会できますよ」と言われた。そのためには、自分が支援機関に行っていることを子どもに話してと言われたが、その勇気が出ない。
・地域の役場の中にも窓口はあるが、担当者が息子の同級生のお母さんだったりするため、あまり話したくない。相談にのってもらうことに抵抗感がある。
・息子に対して、これをしてどうだろうと迷ったときに、二の足を踏んでしまう。子どもに暴れられたら怖いと頭によぎるので、なかなか行動に移せない。相談員の方には「一回やってみたらどうですか」とか、「それはきっと大丈夫ですよ」と背中を押してもらったり、間違っていたとしてもアドバイスがほしい。
・私は子どもと話ができるようになるのがゴール。悪いことなんか一切していないので、ひきこもりを色眼鏡で見ないでと支援者や周りの方に伝えたい。

D 支援機関に対する個別ヒアリング結果

支援機関A(ひきこもり相談窓口)

・支援の主な課題は当事者との接触の難しさであり、支援者にはより一層の工夫と熱意が求められる。個人のスキルを高めるだけでなく、組織としての事業の組み方も重要であり、例えばどうすれば当事者にメッセージが届くかを常に考え、工夫する必要がある。
・多くの場合は年単位の長い経過をたどる。その間、家族が元気でいられるよう上手に支えていく必要がある。孤立を防ぐため、どこかにつながり続けてほしいと伝えている。家族の状況は一律ではないが、多くの家族は従来の普通の生き方を頭に描いており、その考えを変えるのが難しいようである。価値観は家族自身の選択だと思うが、家族が変われずに苦しんでいると、当事者も苦しいだろうと思う。
・年単位の長期支援が多く、新規相談が増えるほどスタッフの受け持つケースが積み重なっていくことも課題であり、継続支援の重要性とのバランスに苦心している。支援の質を落とさずにリソースの制約と折り合いをつけることが難しいと感じている。

支援機関B(市町ひきこもり相談窓口)

・課題は、ひきこもり状態にあり、何らかの支援を必要としている方につながらないこと。次に、ひきこもりに関する事業に割けるマンパワーが足りないこと。役場の担当は1名しかおらず、さまざまな業務を兼任しており、専門職でありながら、その部分だけに集中できないでいることにジレンマを感じている。

・隣町と、人口規模や住民の年齢層がよく似ていることもあり、ひきこもり支援事業の展開については、広域的な視点を持ってもいいのかもしれないと考えているが、広域連携となるとルール作りや、予算の配分等が難しいと感じる。
・ひきこもり支援事業の必要性は、福祉現場を知らない上層部には理解しがたいようである。重層支援の重要性が言われている中、相談支援の必要性を理解してもらえないと強く感じており、人的配置も体制づくりもないがしろにされがちである。
・小規模自治体の中で居場所をつくっていけるだろうかと不安に思う部分がある。悩みを抱える人たちが、ふらっと寄って気軽に本音を語る場所がない。居場所を実現していくための具体的な方法を教わる機会が欲しい。県には、自治体の実情に合わせて、一緒に相談に乗ってくれる体制・担当者がほしい。

支援機関Ｃ(市町ひきこもり相談窓口)
・現状では相談件数がそれほど多くないため、相談に来てもらえるような窓口の周知が課題だと認識している。
・当事者に会えるようになるきっかけは、ご本人と家族の関係が良くなってくると生まれやすい。家族支援は遠回りのように見えるが、家族も支援者と一緒に変化していくことで当事者につながることがある。
・家族支援の課題として、継続的な関わりの難しさがある。ご家族にも定期的な面談を提案するものの一回の相談で終わってしまったり、気持ちが続かない場合も多く、イベントや勉強会等を開催できればと思っている。
・三重県は南北に長く、県主催の研修や勉強会の開催地まで行くのが難しい場合がある。そのため、地元での開催や、近隣市町と協力しての企画を望んでいる。

支援機関Ｄ(市町ひきこもり相談窓口)
・生活困窮関係の相談をきっかけにひきこもり当事者が家にいるという話が出ると、関係部署や関係機関につなぐ立場である。連携の重要性を実感しており、地域包括支援センター等、さまざまな窓口からの情報を生かした支援を心がけている。
・家族の認識と支援者の認識のずれが課題となることがある。支援者はひきこもりの可能性を感じてその話をしたが、親は全く違うと否定的で、親の理解を得ることは簡単ではないと感じている。
・相談窓口の周知はしているものの、相談しやすい環境づくりが課題だと感じている。地域の狭い関係の中で情報は入っており、潜在的にもっと当事者はいるという実感がある。
・役場にひきこもり支援の専任は置いておらず、腰を据えて取り組めていないと感じている。
・具体的な支援方法の研修会は行われているが、仕組みや体制のつくり方、最新の取組事例、補助金の活用方法等についての説明会もあると助かる。

支援機関 E(社会福祉協議会)

・高齢の親の支援を行う中で、その子どもがひきこもっているという「8050 問題」のケースが浮かび上がってくることが多い。この世代の親たちは、子どもに対して「怠けている」「頑張れ」といった叱咤激励をしてきたが、そのことで当事者の自己肯定感がどんどん下がっていくという状況等が見られる。
・家族支援の難しさとして、家族の焦りの気持ちへの対応がある。この焦りの気持ちをどのように解きほぐし、適切な言葉かけをすればよいかに苦慮しており、効果的な支援を提供することの難しさを実感している。
・多様なケースに対する具体的な声かけや支援方法、当事者に初めて会えたときの対応等、実践的なスキルを学びたいと考えている。
・支援の充実のために、ひきこもりの方や家族が気軽に集えるカフェのような多様な居場所が必要だと考えている。注目している取組としては、地域づくりの分野の職員が企業と連携し、ひきこもっていた人の社会参加を支援する活動。ひきこもっている人が少し外に出てみようと思ったときに気軽に行ける場所を増やしていくことが必要だと考えている。
・就労支援事業の利用のための自立支援医療や、場合によっては生活保護の申請に診断書が必要だが、受診までのハードルが高い当事者も多いため、精神科医によるアウトリーチ支援の必要性も感じている。

支援機関 F(生活困窮者自立相談支援機関)

・家族支援の中で感じる難しさに、親子関係の問題がある。親の「こうあるべき」、「こうしないといけない」という考え方を変えることで、子どもとの関係が大きく良くなる可能性がある。
・地域の課題として、社会資源の乏しさがある。特に、中学卒業後の支援が途切れやすい。障がい者向けのＢ型作業所はあるものの、Ａ型作業所や就労移行支援事業所がない。都市部にあるようなＮＰＯ法人による居場所支援も存在しない。これらの社会資源の不足により、ひきこもり状態の方たちとつながっても、地域で適切な支援が受けられない状況がある。
・小規模な市町では専門的な支援を単独で行うのが難しい。５つほどの地域で１つの専門的な支援センターを設置することで、より効果的な支援が可能になると考えている。そのような広域でのひきこもり支援センターがあると、より専門的な活動ができると思う。

支援機関 G(保健所)

・保健所での相談件数が少ない現状から、保健所でも相談できることが、相談を必要とする人に届いていないのではないかと感じている。
・相談業務に関わる中での課題は、家族や私たち支援者を含めた周囲が思っている本人の課題と、本人が認識している困っていること、今後のこととのギャップや乖離。親子で意思が違うケースではどうしたらよいかと感じている。また、本人がそれほど困っていない現状の中で、将来の展望を一緒に考えていくことは難しい。

・ひきこもり支援と言っても、年齢によって部署や管轄が違うところがあり、縦割りになっている部分もある。そこに横串を刺すような仕組みづくりも必要だと感じている。
・保健師としては事例の蓄積、経験の蓄積が必要であり、保健師が相談できる人がずっと近くにいる体制があればよいと感じている。誰か相談できる人や場所があるとありがたい。

支援機関 H(就労支援機関)

・就労支援という看板は、多くの人にとって相談しやすい入口になっているという実感があり、福祉や医療の看板では来られない人たちの受け皿にもなっている。最初のつながりは親御さんが連れてくるケースが多い。背景に心理的な課題や発達障がい、精神疾患の疑いがあるケースも少なくなく、まずは福祉支援の説明をするが、受容できなかったり、拒否したりする方も多いので慎重に話を進めている。
・親の世代は、発達障がいの傾向があっても社会で働けていたことも多いが、子どもの世代では仕事の要求が高度化して働くのが難しくなっている。親は「子どもだって自分と同じ感覚でできるだろう」と思っているが、実際にはそうではない。このギャップにより、親子関係がうまくいかず、難しいケースになることがある。
・就労支援とひきこもり支援の両方のスキルが必要で、研修や事例検討を重ねているが、まだまだ足りないと感じている。
・制度上、サポステは就労支援が目的だが、実際のひきこもり支援では仕事の話をすぐにはできず、カウンセリングから始め、就労に直接的にはつながらない支援が必要になる場合もあり、制度の趣旨とのズレに悩んでいる。数値的な目標や評価を就労件数だけでなく、自立に向けた成長を可視化する指標や、障害者手帳の取得による福祉支援への移行なども含めた効果まで、多面的な評価軸を再検討することが必要だと考える。
・ひきこもりの方には、「ゆるりとした雰囲気で、でも少しやることのある居場所」が必要だと考えている。カフェや農園での訓練など、楽しみながら少しずつ社会参加できる場所をつくっているが、行政はコスト削減のためにそういった場所を削る傾向にあるのが残念。

支援機関 I(民間支援団体)

・アウトリーチでは、当事者に直接会えないことが課題となっている。会えない場合でも、毎月の予定表や季節の挨拶を添えた手紙をポストに投函し、センターの存在を覚えてもらえるよう工夫している。本人と会えない場合は、家族と話をすることを重点的に行っている。継続的な取組により、3～4 年かけてようやく会えるようになるケースもあり、粘り強さの重要性を実感している。
・家族支援においては、親の生きてきた時代背景や価値観を尊重しつつ、子どもの状況への理解を深めてもらうことが重要だと考えている。親の気持ちが楽になれば、当事者の気持ちも楽になるという考えのもと、親との対話を重視し、時間をかけて少しずつ理解を促している。

・地元の支援機関には行きづらいと感じる当事者も多い。県内に複数の居場所の支援拠点を設置し、利用者が地元以外の支援機関も選択できるようにすることで、より多くの人が支援を受けやすくなるのではないか。それらの連携をトータル的にコーディネートする機能を県が担うことを望んでいる。
・この事業を始めてみて、本当にひきこもり支援の場を必要としている人たちがいることがわかった。こういった支援は短期間で終わるものではなく、長期的に継続していくことが大切だと強調している。時代が変わっても、いつでも受け入れる場所であり続けることが重要だと感じている。

支援機関Ｊ(家族会)

・参加者のほとんどは不登校の子どもを持つ親だが、最近は高校を中退してひきこもっている子どもの親も増えてきた。小学生から 20 代以上まで、幅広い年齢の子どもがいる親が来るため、悩みの内容もバラバラで対応が難しいと感じている。
・個人が集まった団体なので、認知されにくい。ＮＰＯなどの組織化された団体と比べると、後援を取ることも難しく、広報の面で信用度がなかなか得られない。
・支援者や相談員がせっかく信頼関係を築いても１～２年で担当が替わってしまう。やっとつながった人間関係がまた一からになってしまうのがつらい。
・ひきこもり支援の情報が、本当に必要な人に届いていないと思う。全戸配布のような形で広く情報を出して、どこかでつながるきっかけをつくることが大切だと思う。誰もが必要な情報を目にする機会をつくることが重要だと感じている。
・親が抱える悩みは子どもの問題とは次元が違う。子どもを変えようとするのではなく、親自身が自分の心を見つめ直す機会が必要だと感じている。子どもが変わらなくても、親が少し視点を変えるだけで楽になれることがある。

3 ひきこもり支援に係る課題

これまでのひきこもり支援の取組状況や、実態調査の結果等をもとに整理した課題は、次のとおりです。

(1) ひきこもりについての理解促進

実態調査におけるひきこもり当事者、家族、支援機関のいずれのアンケート調査結果からも、ひきこもりについての正しい理解が社会全体にまで浸透しているとはいえないため、今後もより一層の周知啓発に取り組んでいく必要があります。

(2) 支援機関の周知

ひきこもり当事者、家族のアンケート調査結果から、支援を利用していない方が多く、その理由としては「支援があることを知らない」や「どこに相談してよいかわからない」と回答されていることから、さまざまな媒体を活用し、支援機関の周知を強化していく必要があります。

(3) 支援や社会資源の充実

第一期計画期間中に全ての市町において相談対応窓口が設置されましたが、第一期計画の目標項目の進捗状況や実態調査で寄せられた支援ニーズをふまえ、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を充実させていく必要があります。

特に、ひきこもり当事者のための居場所や家族会がない地域もあることから、相談支援だけではなく、ひきこもり当事者やその家族が社会や他者とつながることができる場づくりを進めていく必要があります。

また、「8050 問題」の先にある、親亡き後に孤立する高年齢のひきこもり当事者を見据え、ひきこもり当事者やその家族を早期に支援につなげるため、ひきこもり支援の担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

(4) 広域連携的な視点と包括的な視点を持った支援の推進

ひきこもり当事者やその家族が求める支援ニーズや抱える課題は幅広く、また、支援機関によっては体制が十分でないところもあり、一つの支援機関で全ての対応を行うことは難しいことから、居住地に関わらず必要な支援が受けられるよう広域的な視点により支援機関が連携しながら支援を進めるとともに、包括的な視点により多機関が関わり、適切な支援を進めていく必要があります。

(5) 県の後方支援の充実

県全体のひきこもり支援の充実に向けて、支援に携わる方の人材育成や、市町等が抱える困難ケースに対する専門的な観点からの助言といった県の後方支援を充実させる必要があります。

第3章 基本的な考え方

1　基本理念(めざす姿)

ひきこもり状態になる背景や要因はさまざまであり、複雑化・複合化、長期化、高年齢化等の課題を抱えているケースもあることから、個別ケースの課題解決に取り組むだけでなく、長期的な視点から、未来のあるべき地域福祉社会の姿を俯瞰した上で、社会全体として継続的な支援策を講じていかなければなりません。

そこで、第一期計画策定当初に 10 年先を見据えてイメージした将来のめざす社会像については継承しつつ、5年後の目標（めざす姿）を以下のとおり設定します。

(1) 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」

（趣旨）

ひきこもり支援においては、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」が不可欠とされています。

そこで、ひきこもり当事者をはじめ、県民の皆さんがさまざまな課題に直面したとしても、いつでも安心して避難することができ、いつでもやり直すことができるような、気軽に小休止できる居場所等の社会資源が十分に確保されていることが必要です。誰もが社会から孤立することなく、社会との“つながり”を持続し、多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、希望を持って安心して暮らしていける社会の構築をめざします。

(2) 5年後の目標(めざす姿)

「ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながることができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。」

（趣旨）

現状において、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が十分に進んでいるとはいえません。令和６（2024）年度実態調査においても、アンケート調査に回答したひきこもり当事者の約半数が支援につながっていませんでした。一方で、支援機関からは、「身近な地域に当事者が過ごせる居場所がなく、家族会も少ない」等の声があがっています。ひきこもり当事者がつながる先の１つである居場所は、当事者のみならず誰もが安心して生きていける社会を構築するためにも、今後重要な役割を果たすといわれています。ひきこもり当事者やその家族が、早期に支援につながることができるよう、居場所等の社会資源が十分に整備された支援体制をめざします。

2 計画の推進にあたって重視すべき視点

(1)「ひきこもりについての正しい理解」の視点

ひきこもりは、困難な状況に精一杯対処しようとした結果、「心」と「体」のエネルギーが枯渇した状態と考えられ、ひきこもることで自分を守っているといえますが、継続して長期間ひきこもることによって社会の中で孤立し、さらなる生きづらさを抱えてしまう側面があります。

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」という理解をした上で、ひきこもり支援の最終的な目標は社会参加や就労だけではなく、社会から孤立することなく希望を持って安心して暮らせるための支援を行うという視点を重視していく必要があります。

(2)「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点

ひきこもりは、複雑化・複合化、長期化、高年齢化等の深刻な課題を抱えているケースもあることから、状況把握、相談支援、段階的な社会参加支援という支援段階ごとにひきこもり当事者の個別課題に対応する「課題解決型」の支援アプローチに加え、課題解決に直結しなくても、当事者が抱えている課題を解きほぐし、社会とのつながりを時間をかけて形成していく“つながり”を大切にする「伴走型」の継続的な支援アプローチという２つのアプローチを車の両輪として重視していく必要があります。

(3)「アウトリーチ(訪問型)支援」の視点

ひきこもり当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者やその家族の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点を重視していく必要があります。併せて、ひきこもり支援に関する情報がひきこもり当事者等に十分に周知されていない状況にあることから、「情報を届けるアウトリーチ」も進めていく必要があります。

(4)「DX(デジタルトランスフォーメーション)[4]の推進」の視点

デジタル技術を活用することにより、新たな“つながり”が生まれ、ひきこもり当事者の選択肢が広がるといった効果が期待できることから、当事者が社会とのつながりを持つ意欲を取り戻し、自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めていく上で、「ＤＸの推進」の視点を重視していく必要があります。

(5)「専門的支援」と「後方支援」の視点

広域自治体としての県の役割を果たすため、福祉、保健等分野における「専門的支援」を行う視点とともに、県民の皆さんに最も身近な支援機関である市町や関係団体を「後方支援」する視点を重視していく必要があります。

---

[4] DX（デジタルトランスフォーメーション）:ICT（情報通信技術）の浸透が人びとの生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。デジタル技術でビジネスモデルや働き方を変えること。単なる業務のIT化・効率化ではなく、新しい価値創造を行うこと。

第4章　施策展開と取組方向

ひきこもり支援に係る現状と課題や、重視すべき視点をふまえて整理した７つの施策展開の柱に基づき、ひきこもり支援の取組を総合的に進めていきます。

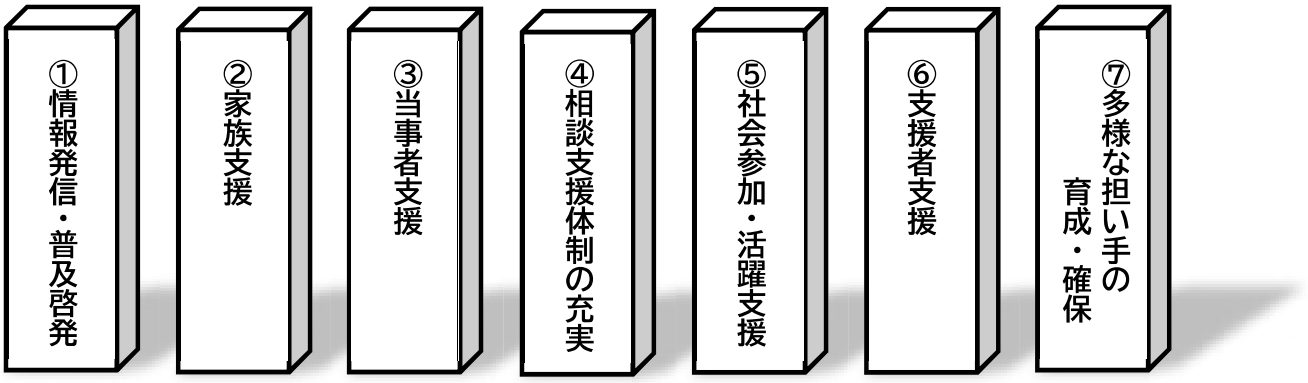

1　情報発信･普及啓発

ひきこもりについて広く県民の皆さんに正しく理解していただくとともに、ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりに関する情報や支援機関について、積極的な情報発信や普及啓発に取り組みます。

（取組方向）

○ひきこもりについての正しい理解の促進

・県民の皆さんのひきこもりに対する誤解や偏見をなくすことで、ひきこもり当事者やその家族が感じている社会における生きづらさを軽減･解消できるよう、本計画の周知とともに、ひきこもりについての正しい理解を深める啓発活動等を進めます。また、普及啓発にあたっては、さまざまな支援機関等と連携し、講演会を定期的に開催するなど、効果的な取組を行います。

○支援機関の周知促進

・ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、県や市町のひきこもり相談窓口をはじめ、支援機関の周知に取り組みます。

○支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

・ひきこもり当事者やその家族が、相談窓口や支援に役立つ情報を必要な時に受け取ることができるよう、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行います。また、ひきこもり当事者やその家族の置かれている状況をふまえ、ＳＮＳを活用したプッシュ型の情報発信を行います。

・ひきこもり当事者を含む就職氷河期世代等の方やその家族に対して、各種就労支援策の利用を促進するため、ＳＮＳを活用した効果的な情報発信を行います。

2 家族支援

ひきこもり支援は家族の相談から始まることが多く、ひきこもり当事者にとって最も身近な存在である家族が抱える思いや不安にも寄り添えるよう、相談支援や家族が交流できる場づくり等に取り組みます。

（取組方向）

〇家族に寄り添った相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、多様な手段を活用しながら、ひきこもり当事者の家族への専門相談を行います。

・家庭内暴力が予想される場合の適切な対処法について、ひきこもり当事者の家族や支援者への周知を進めます。

・ひきこもり当事者やその家族は、生活上さまざまな不安を抱えており、その不安につけ込もうとする悪質な事業者による消費者被害に遭うおそれがあることから、支援機関が家族から消費者トラブルに関する相談を受けた場合に、消費生活センター等と連携した支援を行います。

〇家族支援の充実

・ひきこもりについての正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ家族教室を実施します。

・ひきこもり当事者の家族が支援につながり、つながった支援を継続することができるよう、市町等と連携し、広域的支援体制を強化する取組を進めるとともに、各地域において家族交流会の開催が拡充していくよう取り組みます。

・県内で開催されている家族会が主体的に活動を継続できるよう、家族会のニーズをふまえた取組を検討します。

3 当事者支援

“つながり”を大切にする継続的な支援となるよう、ひきこもり当事者に寄り添った相談支援や、アウトリーチ（訪問型）支援の充実、当事者が交流できる場づくりに取り組みます。

（取組方向）

〇当事者に寄り添った相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、多様な手段を活用しながら、ひきこもり当事者への専門相談を行うとともに、ひきこもりの背景に精神障がいや発達障がいの疑いがあるケースの場合には、精神保健に基づく見立てを行い、必要に応じて専門的な医療支援を受けられるようサポートします。

・県立教育支援センターにおいて、高校段階で社会との関わりが希薄な状態にある子どもたちに学習や自立支援、進路相談、体験活動等の機会を提供し、自己肯定感を高めることで子どもたちが自らの進路を主体的に考えることができるように支援します。

〇アウトリーチ（訪問型）支援の充実

・三重県ひきこもり地域支援センターに支援員を配置するとともに、支援や介入の必要性の判断が困難であり、より高い専門性が求められるひきこもり当事者に対して、多職種連携チームによる訪問支援を実施します。

・精神科医療を必要とするひきこもり当事者に対して、医療機関の多職種チームによる医療・保健・福祉サービスを包括的に提供するアウトリーチ支援を実施します。

・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援によるアウトリーチを主体として、より丁寧な支援を行います。

・教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門的見地からの支援や相談を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら、不登校児童生徒への訪問型支援に取り組みます。

・心身や歯・口腔の不調等を抱えたひきこもり当事者に対して、医療従事者が訪問診療等を円滑に行うため、相談支援機関が連携できる環境づくりに取り組みます。

〇当事者が交流する場づくり

・ひきこもり当事者が参加し、当事者同士が経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる交流会等の場づくりを進めます。

４ 相談支援体制の充実

幅広い支援ニーズや課題に適切に対応できるよう、支援につながるための窓口の多様化や包括的に支援する体制の構築に取り組むとともに、ひきこもり当事者やその家族の状況を把握し、早期に対応するための取組や、相談支援における適切なアセスメント、教育相談に取り組みます。

（取組方向）

〇支援につながるための窓口の多様化

・ひきこもり当事者やその家族の経験者等による寄り添い型の相談窓口（ひきこもりピアサポートセンター）を設置し、早期に支援につながりやすくなるよう窓口の多様化を図ります。

〇包括的な支援体制の構築

・医療・保健・福祉・介護・障がい・労働・教育等多職種から構成される多職種連携チームにより、支援や介入の必要性の判断が困難であり、より高い専門性が求められるケースの事例検討を行い、適切な支援につなげます。

・経済的に困窮している方に限らず、ひきこもり状態にある方等も「生活困窮者」として幅広く相談を受け止める三重県生活相談支援センターにおいて、生活困窮者の課題について適切にアセスメントを行うとともに、関係機関と連携した包括的な支援を行います。

・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。

〇対象者への早期対応

・義務教育修了後の進路が決まらなかったり、進学しても中退したり、就職しても退職するなどによるひきこもり状態が長期化することのないよう、潜在的なひきこもり当事者を早期に把握し、適切な支援機関につなげるための取組を進めます。

・地域包括支援センターや在宅介護支援センターが高齢者への支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握した際に、適切な支援機関につなげられるよう、ひきこもり相談窓口を周知するなど、地域包括支援センター等への働きかけを進めます。

〇適切なアセスメント等の推進

・三重県ひきこもり地域支援センターが相談支援者向けに策定した「ひきこもり相談支援マニュアル　第２版」（令和４（2022）年９月）等を活用しながら、適切なアセスメント等ができるよう各相談支援機関への支援を進めます。

〇教育相談の実施

・子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心とした専門的な教育相談を実施します。

5 社会参加･活躍支援

ひきこもり当事者が自らの意思により社会との関わりや就労等を望む場合に、多様な生き方を選択できるよう、当事者が安心して利用できる居場所づくりなど、社会との接点を持つ機会を提供するとともに、就労支援も含め、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくりに取り組みます。

（取組方向）

〇社会との接点を持つ機会の提供

・ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設します。

・県内においてひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、広域的支援体制を強化する取組を進めながら、多様な居場所づくりに取り組みます。

・地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂をつなぎ、さまざまな支援機能を持った子どもを支える居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援します。

・不登校の状況にある子どもたちが、社会的自立に向けたきっかけを得られるよう、オンライン上で安全に交流できる居場所づくりに取り組むとともに、学校とフリースクール等の民間施設との連携を深め、民間施設が実施する体験学習等への支援を行います。

・不登校児童生徒の学びの機会を確保するため、フリースクールを利用する児童生徒等の保護者への経済的な支援を行います。

〇段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり

・生活困窮者自立支援制度において、生活困窮者を対象に、関係機関と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。直ちに一般就労が難しい方には、就労準備支援事業を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。

・発達障がいや精神障がいのあるひきこもり当事者に対しては、ニーズに応じて障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスや生活支援に係る福祉サービス等の利用につながるよう、市町に対して働きかけます。

・就労支援機関をはじめ、農福連携に取り組む福祉事業所や農業者等と連携し、ひきこもり経験があるなど生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、実証事業で策定した農業就労促進プログラムを活用した就農体験を促進するとともに、体験の受入れが可能な農業者のリスト化を進め、農業を通じた就労や社会参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

・就労を望むひきこもり当事者を対象に、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と福祉、保健等の関係機関が連携し、相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、就労後の悩みや不安に対しても寄り添う継続的な支援を行います。

・夜間中学校と学びの多様化学校を併設した県立みえ四葉ヶ咲中学校を令和７（2025）年４月に開校し、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保します。

６ 支援者支援

ひきこもり支援には、長期にわたって進展が少ないケースがあり、そのようなケースに携わる支援者は、スキルや知識に不安を感じることや、時に困難を感じることがあるため、支援者のスキルアップや関係づくりの機会を設けるとともに、市町等が抱える困難なケースへの後方支援に取り組みます。

（取組方向）

〇相談支援、連携体制の充実に向けた支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、教育・保健・福祉・医療・雇用等のさまざまな分野でひきこもり支援に携わる方を対象とした「ひきこもり支援者スキルアップ研修」を実施します。

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、市町をはじめとした関係機関を対象に、情報共有、事例検討、顔の見える関係づくりの機会となる「ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催します。

・高齢者の支援介入時に、その世帯に包括的な支援が必要な対象者（8050 問題、ヤングケアラー・ひきこもり・生活困窮等）の存在に気づいた際には、アセスメントし、適切な支援機関と連携して対応するスキルを養う研修会を実施します。

・市町における包括的な支援体制の整備に向けて必要な人材を確保するため、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う「相談支援包括化推進員」の人材育成を行います。

〇不登校児童生徒等を支援する人材の育成

・不登校児童生徒やその保護者への適切な支援を行うため、教育支援センターの指導員を対象に、事例検討等を中心とした専門的な資質向上を図る研修を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に、実践力向上のための研修を実施します。

〇専門性を生かした支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおけるこれまでのノウハウや精神保健に係る専門性を生かし、市町等が抱えるケースに対して、アセスメント等の助言を行います。また、市町等が抱える困難ケースに対しては、多職種連携チームが関わり、助言や同行訪問等の支援を行います。

・三重県生活相談支援センターにおけるアウトリーチ支援のノウハウを生かし、所管する町と連携しながら、ひきこもり支援を進めます。

7 多様な担い手の育成･確保

ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもり支援の裾野を広げ、多様な担い手を育成・確保するため、ひきこもり支援に意欲・関心のある県民の方等を対象とした啓発や研修を行います。

（取組方向）

〇ひきこもり支援に関わる方等への理解促進

・県内の市町が養成した「ひきこもりサポーター」を対象にスキルアップ研修を開催し、ひきこもりサポーターの地域における継続的な活動につなげます。

・ひきこもり当事者やその家族等の経験をふまえ、気持ちに寄り添う支援ができるピアサポーターの養成に取り組みます。

・地域の中で見守り活動を行っている民生委員・児童委員を対象に、ひきこもりについて理解を深めていただく機会を提供します。

・心身や歯・口腔の不調を抱えたひきこもり当事者に接する機会のある医療従事者に対し、ひきこもりについて理解を深めていただく機会を提供します。

第5章　計画の推進

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」の実現をめざし、本計画に掲げる取組方向に基づき、目標達成に向けて取り組みます。

1　計画の推進体制

（1）三重県ひきこもり支援推進委員会

・地域福祉、精神医療の学識経験者、家族会、ＮＰＯ法人等各分野の関係団体、市町代表等の外部有識者で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」において、本計画に基づく取組の進捗状況を検証し、本計画の的確な進行管理を行っていきます。

（2）三重県ひきこもり支援検討会議

・庁内の関係各部等の課長級で構成する「三重県ひきこもり支援検討会議」において、ひきこもり支援に向けた取組の企画検討、全庁的な調整、取組状況の情報共有を行い、ひきこもり支援を全庁的に推進していきます。

2　切れ目のない包括的な支援体制の構築

（1）県と市町の役割分担

・県は、広域自治体として、広域性・専門性・補完性・先駆性の観点から、福祉、保健、医療、雇用、教育分野における専門的支援を行うとともに、市町や民間支援団体等を後方支援していきます。

・市町は、県民の皆さんに最も身近な支援機関として、ひきこもり相談窓口の周知、多機関で構成する市町プラットフォームの設置運営、重層的支援体制整備事業の活用等を通じて、ひきこもり当事者をはじめとする包括的な支援体制の整備を進めていきます。

（2）多機関が連携する支援体制づくり

・福祉・保健・医療・雇用・教育といった各分野の支援機関が、それぞれ実施している活動の中で、ひきこもり当事者やその家族を把握した際、適切な支援機関につなげることができるよう、より一層関係機関との連携を図っていく必要があります。

― ひきこもり支援に関係する県内の支援機関 ―

医療保健福祉分野

(1)三重県ひきこもり地域支援センター

三重県ひきこもり地域支援センターは、こころの健康センターに平成 25(2013)年４月に開設し、ひきこもりに関する専門相談をはじめ、ひきこもり支援に携わる人材を育成するための研修会、家族教室等を開催しています。また、市町担当課、教育、就労、福祉・児童福祉、精神保健福祉分野等の関係機関で構成する「ひきこもり支援ネットワーク会議」を設置することなどにより、地域のひきこもり支援ネットワークづくりを行っています。

(2)市町ひきこもり相談窓口

ひきこもり当事者やその家族にとって最も身近な支援機関として、全ての市町においてひきこもりに関する相談窓口が設置されています。

(3)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に、民間組織としての「自主性」と地域住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民や社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。

(4)生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立相談支援機関は、福祉事務所を設置する県および 14 市ならびに多気町に設置され、平成 27 (2015) 年度から開始した「生活困窮者自立支援制度」に基づき、自立相談支援や就労準備支援等、ひきこもり当事者を含む生活困窮者を対象に、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた相談支援を行っています。

県が設置する「三重県生活相談支援センター」では、アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族を対象に、伴走型支援によるアウトリーチを主体とした丁寧な支援を行っています。

(5)県福祉事務所

県福祉事務所は、圏域ごとに福祉事務所未設置の 14 町を管轄しており、生活保護受給世帯やひとり親家庭においてひきこもり当事者を把握した場合に、町や自立相談支援機関等と連携しながら、最低生活の保障や自立に向けた支援等を行っています。

(6)保健所

保健所は、地域精神保健対策における広域的、専門的かつ技術的拠点としての役割を担っています。電話相談や来所相談、訪問等の活動をとおして、ひきこもり当事者の状況や家庭環境等を把握し、医療受診の勧奨・援助や日常生活への支援等、当事者やその家族に必要な支援を行っています。

(7)保健センター

保健センターは、母子保健や健康増進等、地域住民に密着し、身近で利用頻度の高い保健サービスを一元的に提供する拠点として、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関し必要な取組を行っています。

(8)地域包括支援センター・在宅介護支援センター

地域包括支援センターは、平成 18（2006）年４月から「介護保険法」の改正に伴い創設され、令和６（2024）年４月１日現在、県内 68 か所で設置・運営されています。また、在宅介護支援センターは、平成元（1989）年 12 月に策定された「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン)」に基づき整備が進められており、令和６（2024）年４月１日現在、県内 49 か所で設置・運営されています。(平成６（1994）年の「老人福祉法」の改正に伴い、「老人介護支援センター」の名称で老人福祉法上の老人福祉施設として位置づけ)

両機関とも市町機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を行っており、高齢者へのさまざまな支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握する場合があります。

(9)児童相談所

児童相談所は、18 歳未満の子どもを主な対象として、子どもの健全な育成と福祉の保障を図るための行政機関として県内６か所に設置され、養護相談や障がい相談をはじめ、子どもに関する問題について家庭等からの相談に応じるとともに、療育手帳の判定を行っています。また、児童虐待に関する相談・通告も受け付けており、子どもの安否確認ができない場合や、子どもに深刻な危険が想定される場合には、一時保護を検討するなど、子どもの安全を最優先に対応しています。

(10)三重県障害者相談支援センター

三重県障害者相談支援センターは、身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所として、身体障がいや知的障がいのある方の医学的・心理学的判定や相談支援を行っています。身体障がいや知的障がいのある方が充実した生活を実現するため、支援者および関係機関と連携し、支援体制づくりに協力するとともに、障がいのある方が各種福祉サービスを受けるために必要な身体障害者手帳および療育手帳を発行し、必要な補装具の相談や生活相談を行っています。

(11)障がい者(総合)相談支援センター

障がい者（総合）相談支援センターは、市町が設置し、障がい（身体・知的・精神）のある方を対象にした相談支援等を行っています。

(12)三重県自閉症・発達障害支援センター

三重県自閉症・発達障害支援センターは、県内を２圏域（北部、南部）に分け、社会福祉法人に委託して設置しています。各センターに相談員を配置し、障がい者の相談支援を行う機関への助言、当事者・家族等からの相談対応、心理学的判定、関係機関の相談員等への研修、地域住民への普及啓発等を行っています。

(13)障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、県内９障害保健福祉圏域ごとに、社会福祉法人または医療法人に委託して設置し、障がい者の就労を支援しています。各センターには相談員を配置し、公共職業安定所や障害者職業センター等の関係機関と連携を図りながら、就労を希望する障がい者の相談への対応、雇用施策等の活用に関する助言、職場実習のあっせんや実習先企業および支援対象者への助言、就業に伴う生活面での支援等を行っています。

(14)三重県立子ども心身発達医療センター

三重県立子ども心身発達医療センターは、三重県における障がいや発達に課題のある18歳未満の子どもを主な対象とした専門医療機関として、学校または家庭で、言葉が遅い、こだわりが強い、暴力をふるうなどの問題・訴え・悩みのある子どもに対する相談や診察、各種検査、幼児期から思春期までの発達療育やデイケア、心理療法等の専門治療を行っています。

(15)医療機関

精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業を受託している精神科病院では、令和６（2024）年４月１日現在、３圏域（鈴鹿・亀山圏域、津圏域、伊賀圏域）において、精神障がいが背景にあるひきこもり当事者を含む在宅精神障がい者を対象として、医療を含む多職種チームが訪問支援等を行っています。

三重県立こころの医療センターでは、医療福祉相談として、ひきこもり当事者やその家族、福祉・保健等の関係機関、教育機関等からの相談を受け、精神科での治療が必要と判断した場合には、受診を勧め、臨床心理士によるカウンセリングや精神保健福祉士等により福祉的な立場・視点から生活支援等を行っています。また、相談内容や相談者の希望に応じ、関係機関を紹介するなどのサポートを行っています。

病院や診療所、歯科診療所等の医療機関においては、心身や歯・口腔の不調を抱えた方への治療を行う中で、ひきこもり当事者やその家族等に接する機会があります。

雇用分野

(1)地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、県内４地域（四日市市、津市、伊勢市、伊賀市）で、無業の状態にある若者・就職氷河期世代等およびその家族を対象に、関係機関と連携を図りながら、職業的自立に向けた支援を行っています。

(2)マイチャレ三重

マイチャレ三重は、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」に令和２（2020）年８月に開設し、就職氷河期世代等の支援における主な支援対象者（不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けた支援を必要とする方）およびその家族等を対象に、雇用・福祉・医療等の支援機関と連携しながら、就職や社会参加に向けて切れ目のない支援を提供しています。

教育分野

(1)三重県総合教育センター

三重県総合教育センターでは、子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心とした専門的な教育相談を実施しています。子どもたちが相談したい窓口を選んで相談できるよう、電話相談やＳＮＳを活用した相談対応も行っています。

(2)教育支援センター

教育支援センターは、県内 22 か所で開設されています。不登校児童生徒の安心できる居場所として、一人ひとりの状況に応じて、生活習慣の定着や多様な学習、社会性の育成等に取り組み、不登校児童生徒が進路を主体的にとらえ、社会的に自立できるよう支援しています。

その他支援機関

(1)民生委員･児童委員

民生委員・児童委員は、地域において常に住民の立場から相談に応じ、必要な支援を行うなど、地域福祉活動の中核的な役割を担っており、その役割はますます重要になっています。

(2)みえ不登校支援ネットワーク

みえ不登校支援ネットワークは、県内の教育・福祉・医療・労働・保健・心理等の不登校に関わる各分野の団体等が、行政と民間の枠を超えて協働し、子どもたちの途切れのない支援に取り組んでいます。不登校の子どもの育ちや支援について、参加者とともに考える「みえ不登校フォーラム」を開催するなど、支援者と当事者の思いが良い循環となることを重視し、取り組んでいます。

(3)民間支援団体

ひきこもり支援団体については、県内でＮＰＯ法人等民間支援機関や家族会等が自主的な活動を行っています。

＜参考＞県内で活動している民間支援団体（令和６（2024）年３月 31 日現在）（三重県ひきこもり地域支援センター、子ども・福祉部地域福祉課調べ）

① ＮＰＯ法人等民間支援団体

・ＮＰＯ法人　フリースクール三重シューレ
・ＮＰＯ法人　チャレンジスクール三重
・県内の不登校・ひきこもり親の会（鈴鹿の会、つぅの会、伊勢子どもみらい会議、サークルぼちぼちいこか）
・ＮＰＯ法人　三重県精神保健福祉会（さんかれん）
・ＮＰＯ法人　大地の会
・ＮＰＯ法人　えん

② 家族会

（自助運営）

・ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会三重県支部「みえオレンジの会」

（保健所等による支援・運営）

・すずらんの会（鈴鹿地域家族交流会）

・虹の会

【参考】

「みえオレンジの会」

ＮＰＯ法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会が平成 27（2015）年１月に実施した「ひきこもり家族交流会」をきっかけに、三重県支部として発足。

県内２か所（津市、四日市市）において当事者対応研修をはじめ、主に母親を対象にした手芸の会、おしゃべりサロン、パソコン教室等、ひきこもり経験者を対象にした当事者ＯＢ会を毎月実施するとともに、広報誌「オレンジ通信」を毎月約 180 家族に発信しています。

3 計画の進行管理

本計画に基づく取組の進捗状況を県民の皆さんに見える化し、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、計画の的確な進行管理に努めるため、次のとおり目標を設定します。

本計画に掲げる「５年後の目標（めざす姿）」をふまえ、計画全体を包括する数値目標として、計画に取り組んだ成果をあらわす「計画全体の目標」を設定します。また、目標値を設定しないものの「計画全体の目標」をフォローする上で参考とする指標として「モニタリング指標」を設定し、進行管理に活用します。

＜計画全体の目標＞

目標項目	現状値 (5年度)	11 年度の 目標値
ひきこもり当事者のための居場所数	45 か所	60 か所
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	80%

＜ 7つの施策展開ごとのモニタリング指標＞

施策展開		指標	現状値 (5 年度)
1	情報発信･普及啓発	ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数	305 人 (6 年度)
		SNSアカウントにおける投稿件数	203 件
2	家族支援	三重県ひきこもり地域支援センターにおける専門相談件数（延べ）	531 件
		三重県ひきこもり地域支援センターが開催する家族教室への参加者数（延べ）	103 人
3	当事者支援	三重県ひきこもり地域支援センターにおける多職種連携チームによる支援件数	20 件
		三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員による面談･訪問･同行支援件数（延べ）	272 件
		不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施した人数および実施回数	220 人 941 回

施策展開		指標	現状値 (5 年度)
4	相談支援体制の充実	ひきこもりピアサポートセンターにおける相談件数（延べ）	－
		多機関協働による包括的支援体制整備市町数	14 市町
		相談支援機関における新規相談件数	1,298 件
		不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 70.9 % 中学生 61.5% 高校生 49.9% (4 年度)
5	社会参加・活躍支援	オンライン居場所の参加者数（延べ）	454 人
		子どもの居場所数	181 か所
		民間施設（フリースクール等）が行う体験活動への支援回数	29 回
		地域若者サポートステーションにおける相談件数	6,542 件
6	支援者支援	三重県ひきこもり地域支援センターにおける多職種連携チームが他機関の支援を行ったケース数	－
		相談支援包括化推進員養成数（累計）	126 人
7	多様な担い手の育成・確保	ひきこもりサポータースキルアップ研修の参加者数	－
		ひきこもりピアサポーターの養成数	－